

第一篇 開戦の経緯

第一章 歴史的展望

昭和十六年十二月八日午前三時二十分——ワシントン時間十二月七日午後一時二十分——わが機動航空部隊は長駆して、真珠湾に奇襲攻撃を敢行した。それは、正しく、海戦史上未曾有の戦略的奇襲であつた。

午前七時、ラジオの臨時ニュースは、大本営陸海軍部発表「帝国陸海軍は本八日未明西太平洋に於て米英軍と戦闘状態に入れり」と報じた。

かくして、対米英蘭戦争は開始されたのである。十二月十日、大本営及び政府は、連絡会議において、今次戦争を支那事変を含め、「大東亜戦争」と呼称することに定めた。

昭和十二年七月以来、既に四年有余の長きに亘り中国との間に大規模な戦争状態にあつた日本が、何故に、更に強大なる米英等の諸国を相手とする戦争をあえて行うに至つたか。これが由来を尋ねるためには、明治維新以後における日本が選び歩んだ路を一瞥する必要がある。

1 明治大正時代

〔明治維新——富国強兵〕 明治維新により、三百年に亘る鎖国桃源の夢が破れ、封建国家より近代資本主義国家へと発展の道を辿つた日本は、欧米先進国の絢爛たる物質文化に眼をみはるとともに、これら先進列強の帝国主義的東亜進出の鋭鋒に驚愕した。否寧ろ、明治維新は、欧米物質文化の東漸と欧米列強の帝国主義的東亜進出という、外よりの刺激を契機とする歴史的所産であつたともい得るであらう。

かくして、後進国日本の朝野は、期せずして眼を外に向け、所謂

富国強兵を国是として列強に伍しうる国家の完成に邁進せんとした。日本の国家主義的乃至は軍国主義的傾向は、実に明治維新及びその後における日本の置かれた客観的情勢の中に胚胎し且つ成長したのである。

〔日本とアジア大陸〕 かかる情勢において、韓国に対する清国又は露国の侵略的野望を看過することは、日本の到底許し得ないところであつた。蓋し、アジア大陸より日本列島の横腹に対し、恰も短刀を擬するが如き地理的關係に位置する朝鮮半島に、日本と政治的及び軍事的緊密關係を持つ安定勢力の存在することは、米国の知名の戦略家マハンの遠隔防禦理論をまつまでもなく、日本の国防上必須の要件であつたのである。

第一次及び第二次世界大戦において、いずれも、米国が英国を援助して独逸と戦わざるを得なかつた如く、日本は韓国を援助して清国又は露国と戦わざるを得なかつた。日清日露の両戦役がそれである。日露戦争は米英の援助もあり、日本の勝利に帰し、その結果日本は満洲に若干の權益を獲得した。それは、露国が明治三十一年以来、満洲において獲得していたところの利権、即ち閩東州の租借権と南滿洲鐵道の所有権及びこれに附帯する駐兵權等である。

明治維新により、鎖国と封建制の桎梏から解放された日本民族は、不十分ながらも近代資本主義の恩恵に浴し、その天賦の生活力は旺盛となり、産業は振興し、人口は膨脹し、民族性に内在する海外発展の意欲と相俟つて、民族発展の活路を海外、就中アジア大陸に求めんとするに至つた。英国は歐洲大陸に自らの勢力圏をあえて求めず、大陸における列強の勢力均衡に専ら依存し、そのかわり世界に広く植民地を獲得し、文化の低い弱い民族を搾取していた。これ

に反し、土地が狭く、物資に恵まれず、人口の増大に悩む日本は、唯一の活路であるアジア大陸と緊密な関係に結ばれることが、その生存上絶対に必要であつた。

明治四十三年、日韓併合の運びとなり、朝鮮は日本の版図に入り、日滿の特殊緊密関係は益々深きを加えるに至つた。凡そ接攘の事実が特殊緊密関係を生み出すことは、自然の理法であり、国際間においてもこれを認めるのが通例であつた。米國は大正六年十一月二日、所謂石井・ランシング協定において、「亜米利加合衆國及日本國兩政府は領土相近接する國家の間には特殊の關係を生ずることを承認す從つて合衆國政府は日本國が支那に於て特殊の利益を有することを承認す日本國の所領に接壤せる地方に於て然りとす」との同意を与へたのであつた。

日本は滿洲において、南滿洲鐵道を始めとし、各種の企業に投資し、その額は滿洲事變發生までに總計約十六億八千万円に達した。これによる滿洲の經濟開發は、南滿洲における日本陸軍の駐屯に基く治安の確保と相俟つて、動亂相次ぎ、兵匪跋扈する中国本土と異なり著しく進歩した。朝鮮及び中国本土より滿洲に移住する者が、年々百万人を突破する盛況を呈し、明治四十年の人口が約一千七百万人であつたのに対し、事變直前においては約三千三百万の多きに達した。

〔第一次大戰後の列強の対日圧迫〕 第一次世界大戰に際し、日本は、日英同盟の誼により連合側立つて独逸と戦つた。然るに、戦後日本が欧米列國により酬いられたものは、不幸にして一連の対日圧迫政策であつた。特にベルリ提督の來航による日本の開國以來、日本に對し並ならぬ友好感情と支援とを惜しまなかつた米國は、俄かにその態度を一変し、対日圧迫政策の先鋒を以て任ずるに至つた。日英同盟の廃棄、華府會議における海軍主力艦勢力の制限、石井・ランシング協定の廃棄、九箇國條約による日本の滿蒙における

特殊權益の抑圧、米國の排日移民禁止法案等は、日本の前途に暗影を投ずるものであつた。それらの狙ひは、結局日本の發展、就中大陸發展を阻止せんとするにあると認められた。

一方第一次大戰後、戦後における必然的經濟現象たる世界市場における過剩生産を惹起し國際的貿易競争は尖鋭化した。後進資本主義國たる日本も、大戰間におけるその工業化の躍進に伴い、物資の獲得と市場の開拓とを海外に求める必要が増大し、尖鋭化した國際的貿易競争に捲き込まれた。物資と資金とを充分に持たない日本の如き貧乏國は、労働力の廉売という、悲劇的なソシアルダンピングに血路を求めざるを得なかつた。然るに、欧米列國は、ダンピングの對抗措置として相互に關稅障壁を高くした。日本は印度及び南方の市場を始めとし、世界の市場から逐次締出しを余儀なくせられるに至つた。

昭和四年發生せる世界恐慌は、日本經濟にも深刻な打撃を与え、特に農漁村の窮乏は、目を蔽わしめるものがあつた。又この恐慌の結果、世界の關稅戰は愈々激烈となり、英米を始め列國の産業保護政策は、益々強化せられ、遂には昭和七年オッタワ會議における、大英帝國の所謂ブロック經濟の結成へと發展した。

かくして、國際間における労働力、物資及び資金移動の自由は、否定せられるに至つたのである。ベルサイユ平和會議において採択せられた民族自決主義は、正常なる國際經濟の裏付をまつて始めて成立するものであるが、以上の如く、國際經濟がブロック的に閉鎖される場合、日本の如き人口過剩、資源貧弱、資金乏乏の國は、國家の存立を根柢からゆすぶられるのであつた。

〔中國の排日運動——滿洲事變勃発〕 以上の如き、世界における日本の政治的及び經濟的孤立の情勢下、中國においては偶々孫文の三民主義を標榜する國民革命の進行と、大戰後における民族自決及び被壓迫民族解放思想の世界的風靡と相俟つて、その國權恢復運動

は澎湃として起り、排外運動の鋒先は主として日本に指向せられた。しかもその排日政策は、中国における国家統一の具に供せられたのである。遂には、旅順大連の回収及び南滿洲鐵道の奪回が叫ばれるに至り、中国における排日貨運動は全土に瀾漫して底止する所を知らず、特に滿洲においては万宝山事件を始めとする在滿朝鮮人に対する迫害、中村大尉虐殺事件等が発生し、勢の赴くところ、遂に滿洲事變の勃発を見るに至つた。

2 滿洲事變

〔事變の発端及び契機と関東軍〕 昭和六年九月十八日夜、柳条湖事件、即ち奉天北方の柳条湖附近における南滿洲鐵道線路の爆破に端を発して武力衝突となり、関東軍は、張学良麾下の中国軍に対し先制攻撃を加え、ここに滿洲事變は勃発した。而してこれは既に述べた如き一般情勢と、現地における日華両国民間の一触即発の感情の対立反目とに鑑み、その武力衝突は何等かの契機によつて早晚惹起せらるべき宿命的事態とも認むべきであろう。

関東州及び滿洲を駐屯地とする日本陸軍部隊は、創設より大東亜戦争に至る全期間を通じ、関東軍という固有の称呼を持ち、終始一個の団結を形成した。

事變勃発当時、関東軍（軍司令官本庄繁中将、參謀長三宅光治少将、高級參謀板垣征四郎大佐、作戰主任參謀石原莞爾中佐）の基幹部隊は平時編制の第二師団の主力と一独立守備隊で、その総兵員は約一万に過ぎなかつた。軍司令官本庄繁中将に課せられた任務は、関東州の防衛と南滿洲鐵道の保護とであつた。事變発生にあたり、当時全滿に亘り約百万の多数を算した居留邦人の生命財産の保護も亦、自然関東軍としては考えなければならぬ重大問題であつた。これに對し、滿洲にある東北軍は、正規軍二六万八千、不正規軍一八万、合計四四万八千であつた。即ち関東軍は、約四五万の東北軍に

包圍せられた僅かに約一万の少兵力であつたのである。

一触即発の如き當時の情勢において、関東軍は一朝事ある場合には、東北軍に先制攻撃を加え、長春以南の南滿洲鐵道沿線の地域を占領することにより、戰略上の不利を打開して活路を求める計画であつた。

九月十八日夜、事件発生とともに、関東軍は機を失せず右既定計画の実行に移つた。事變初頭における日本政府及び陸軍中央部の態度は、勿論、事態の拡大を防止する方針であつて、軍事行動はその主旨に則るべき旨を関東軍に傳達した。

當時、中国はなお国民革命の途上にあつて、南京政府の全中国統一安定の努力も、未だ成功を見るに至らず、一面において統一的方向に向いながら他面において分裂の勢力が存在しつゝあるのが中国の実体であつた。しかも滿洲は中国本土に對し、地理的、歴史的及び民族的に、必ずしも「中国の完全なる一部」として看做し難い特殊性を持つていた。

〔國際連盟介入と事變の拡大〕 日本側としては事變の解決のためには、日華國交の根本的調整が必要であり、且つそれは、日華兩國政府の直接交渉によるべきものと考えられた。然るに中国側の提訴もあつて、國際連盟の紛争処理に関する介入が行われ事變の処理に益々煩雜を加え、明快且つ早期の解決は到底困難であつた。

事變は中央における不拡大の方針にも拘らず、主として現地の実情と関東軍の積極的意図によつて逐次拡大されて行つた。関東軍には、自衛上の要求と吉林、哈爾濱等に居在する居留邦人の生命財産保護の問題があつた。それらにましまして、我が民族の大陸發展と東亜の安定とのために、年来の懸案たる滿蒙問題を、この際根本的に解決しようとする理想があつた。

かくして軍事行動は逐次拡大し、関東軍は九月二十一日吉林、十一月十九日齊々哈爾、翌昭和七年一月三日錦州、二月五日哈爾濱を

占領した。一月末には事変は遂に上海に飛火し、海軍陸戦隊援助のために陸軍兵力が上海に派遣せられるに至つた。この間、国内においては昭和六年十二月十一日、若槻民政党内閣総辭職して、犬養政友会内閣成立し、事変処理についての若干の積極性が加えられた。

〔満洲建国〕 先に述べた如き中国及び満洲の特殊事情と、国際連盟の介入の結果、日華両国政府の直接交渉による事変解決の機会が失われつつある間に、事態は満洲建国へと發展した。昭和七年三月一日、満洲国は独立を宣言し、順天安民、五族協和、王道樂土及び国際親和を内容とする建設要綱を闡明した。

この満洲建国の運動に、関東軍の内面的指導があつたのは事実である。然し満洲自体の地理的歴史的及び民族的條件が、中国本土と分離独立を可能とする條件の存在したことがその前提をなすものであつた。加えるに、中国軍閥政權の秕政に対する民衆の反撥、中国本土からの分離により政争の苦悩より離脱せんとする民衆の保境安民運動、蒙古族の独立運動、清朝復辟派の離脱運動、並びに張學良に対する各地政權各將領の不平不満等の底流が独立の氣運を醸成したことも事実であつた。

爾來満洲国の建設は着々進み、昭和七年九月十五日、日本政府は満洲国を承認した。同時に日滿議定書が締結せられ、ここに日滿の一体不可分關係が設定された。

〔国際連盟脱退〕 これより先国際連盟支那調査団が派遣せられたが、これは国際連盟がそれにより、中国及び満洲の特殊事情を實地につき迅速且つ正確に認識し、日華紛争の公正なる解決に貢献するであらうことを期待し、日本代表より連盟理事會に提議して實現せられたものであつた。然し約半年に亘る現地調査の結果、国際連盟に提出された所謂リットン報告書は、日本の立場と根本的に相容れないものであつた。リットン報告書は結論において、満洲を國際管理による非武装地帯とすることを提案した。昭和八年二月二十四

日、右報告書が四十二対一を以て採択されるに及び、日本は國際連盟を脱退するのやむなきに至つた。それは、昭和七年の所謂五・一五事件により、既に犬養政友会内閣が斃れ、齋藤実海軍大將を首班とし、内田康哉を外相とする内閣の時代であつた。

日滿議定書に基き、陸軍中央部は関東軍に対し、満洲国の防衛に任ずべき新任務を附与すると共に、関東軍兵力の充實を図つた。

〔塘沽停戰協定——兵火終熄〕 昭和七年九月頃、満洲国内における反滿抗日軍の兵力は、約二二万を算し、治安の肅正は満洲国当面の急務であつた。関東軍は昭和七年末、呼倫貝爾を掃蕩して満洲里に進出し、昭和八年三月には、熱河省を戴定して、張學良政權の満洲国内治安攪亂のもとを絶つた。右熱河省の戴定作戰は、勢い長城線を越えて華北の地域に及んだが、五月三十一日塘沽において、関東軍と現地中国軍との間に停戰協定が締結せられ、関東軍は満洲国内に撤収した。

この塘沽停戰協定を契機として、日華間の兵火は終熄した。爾後関東軍は、満洲国の全域にその兵力を分散配置し、治安の肅正に専念し、所謂王道樂土建設の礎石となつた。

〔日滿不可分關係〕 満洲国は滿、漢、蒙、日、鮮五民族の共存共栄の國家とせられた。日本人は満洲国人民として、法律上何等の特權を有しなかつた。日本人として満洲国官吏に就任した所謂日系文武官は、満洲国政府より任命せられた完全なる満洲国官吏であつて、日本国政府と行政上何等の關係はなかつた。昭和十二年末には、日本の治外法權が全廃せられ、且つ滿鉄附屬地行政權も返還せられた。日系文武官は満洲国を近代國家として育成發展せしめることに、その善意と情熱とを傾倒した。彼等は時として、日本側より見れば、満洲国あるを知り、日本國あるを知らざるが如き態度を取つたことすらあつた。彼等が満洲国官吏として日本政府と政治上及び經濟上の折衝を行うにあたり、協調的存在とならずして、寧ろ対立

的存在となることが屢々であつた。在満日本人は、列強が過去において、植民地統治のため採用したところの異民族相互の対立相剋の助成政策や、低文化無教育政策乃至は繁殖力衰減政策の如き權謀欺瞞政策は、断じてこれを排撃した。

満洲国は日滿議定書に基き、その国防を實質上全面的に日本に依存した。駐満日本陸軍の最高司令官たる関東軍司令官は、同時に恰も、満洲国の国防軍司令官の如き存在となつた。従つて関東軍司令官は、満洲国の国防及び治安の維持の見地より、満洲国政府に所要の要望又は勧告を行つた。かくて、満洲国は独立国たると共に日本と一体不可分の關係に結ばれたのである。

〔日滿共同防衛の對象—ソ連〕 日滿共同防衛の對象は、固よりソ連であつた。昭和七年、ソ連は日ソ不可侵條約の締結を提議すると共に、満洲国に対し東支鉄道の有償譲渡を申入れて来た。當時ソ連は第一次五カ年計画遂行の途上にあつて、銳意国内就中国防力の充實強化を図るため、對外紛争はこれを回避しようとしたのであつた。昭和七年末頃より、ソ連は極東兵力の増強を開始し、又昭和八年中頃より、滿ソ国境の全域に亘り永久築城地帯の設定を開始した。昭和九年に入るや、極東ソ領における航空兵備の強化充実は、顯著となり、特に南部沿海州方面における重爆撃機の増勢は輕視を許さなかつた。昭和十年三月、独逸の再軍備宣言により、歐洲の情勢緊張するや、同年末開催せられたソ連邦共產党大会において、參謀總長トハチエフスキーは、日独兩方面に対する東西兩正面同時獨立作戰の原則を確立すべきことを強調した。更に注目すべきは、第一次五カ年計画の完成により、その国防力を飛躍的に強化したソ連が、引き続き強引に、第二次五カ年計画を遂行しつつあることであつた。

抑々日本陸軍の建軍以来における伝統的使命は、北辺の憂患に備えるにあつた。関東軍はその前衛的存在であつた。満洲事變は日本の對ソ国防圈の前線を滿ソ国境線に推進せしめ、日本の戰略態勢は

根本的に改善せられた。爾來日本陸軍は、對ソ軍備の充實と、日滿を一環とする對ソ国防態勢の確立強化に全努力を傾倒した。レーニンが「世界革命は東方において決す」と標榜したことは著名な事実である。それが日本朝野の脅威であつた。

〔日独防共協定〕 昭和十一年十一月、日本は日独防共協定を締結した。これは日独兩國が、東西兩洋においてそれぞれソ連と相對し、期せずして共產主義の脅威に対する共同の利害關係に置かれてゐる事實に基く、防衛上の一般的結合であつた。尤もこの協定には、日独兩國の一方がソ連より攻撃を受けた場合に限り、他方がソ連の負担を軽減するが如き行動を取らない、という秘密の政治的取極めが附屬しており、將來における日独伊極軸結成の端緒をなすものであつた。

ソ連に対する国防の強化と、近代自立國家建設の要請とは、重要産業の拡充を當面の急務とした。昭和十二年五月、新設せられた企画庁は、同年十月企画院に改編せられて、この問題と取り組んだ。昭和十四年一月に至り、昭和十三年乃至十六年に亘る生産力拡充四年計画を決定し、昭和十三年四月に遡りこれを実施することとなつた。又右計画の一翼をなすべき、満洲における産業開發五カ年計画は、昭和十二年四月より既に実行に着手せられていた。

〔赤化の防壁〕 かくして、満洲における各般の建設は着々進捗した。實に満洲は、ソ連の世界赤化に対する日本の防壁であるのみならず、東亞ひいては世界の防壁であつた。満洲建國後二十年、今やその防壁は破壊せられ去り、滔々たる赤化の波は東亞否世界を洗つてゐる。

3 支那事變

〔悲劇の序幕〕 顧つて考えるに、第一次大戰後における支那大陸は、民族發展の活路を大陸に求めようとする日本と、列強の支援を

背景とし、抗日を以て民族の統一を図ろうとする中国との対立抗争の増幅であつた。その結果は新満洲国の独立へと発展した。日本は満洲建国の新事態に即し日華両国の友好関係の恢復を念願した。然るにこの歴史的変革の波動は幾変転の後不幸にして支那事変へと発展して行つたのである。

〔國際經濟の重圧〕 第一次大戦後における英米始め列強による世界經濟閉鎖の傾向が、日本の大陸發展を促進する因子となつたことは既に述べた通りである。この傾向は、昭和七年のオッタワ會議を契機として益々増進せられ、所謂「持てる国」英米と「持たざる国」日独伊との対立が、宣伝せられるに至つた。かくて、世界經濟は必然的に、独逸の「広域經濟」又は米国の「協同的地域主義經濟」等と表現せられる新たな國際經濟關係に進路を求めようとし、日本も亦日滿ブロック經濟の結成へと進まざるを得なかつた。特に滿洲事變における國際情勢の重圧は日本の國防國家態勢の整備、それに伴う軍需生産の拡大を要求し、既に述べた重要産業拡充四年計画も、この日滿ブロック經濟を基盤として考えられたものであつた。

然し當時の情勢において、右に基き日本の企図した日華間の正常なる經濟關係の改善に対し、中国の同調を得るのは至難なことであつた。寧ろ中国は幣制改革及び通貨問題等により益々經濟の英米依存性を強化し、日本の進路と相背馳し、他方英米は、世界經濟の独占を強化しつつも、中国に対しては門戸開放機會均等の一般原則を強要し、中国内の排日運動も依然として継続せられた。かくして日華の対立情勢は促進せられて行つた。

〔綏遠事件〕 滿洲事變は、塘沽停戰協定と日本の滿洲國承認とを以て一転機を画した。即ち今や、新事態に即して日華兩國の國交調整が必要であつたのであるが、その機は熟さずして、徒らに時日は経過して行つた。然るに滿洲國と治安不良の華北及び内蒙とが接

壤しているという事實は、勢い現地における日華間の局部的紛争を惹起せしめずにはおかなかつた。

右紛争の解決は、その都度現地責任者相互間の暫行協定を以て局面を糊塗するの外なかつた。昭和十年六月十日の所謂梅津・何応欽協定、六月二十七日の所謂土肥原・秦德純協定等は即ちこれである。次いで同年暮、華北には冀東防共自治政府と冀察政務委員會とが設けられた。かかる事態の發展は、関東軍が長城線を越えて華北に対しても野望を持つてゐる、という中国側の疑念を深からしめ、日華國交の調整を益々困難ならしめるに至つた。

察哈爾、綏遠、寧夏の三省は内蒙古と称せられる地域で、これらの地域に居住する蒙古人は、従来漢民族の圧迫を受け、機會あらば独立して蒙古人の蒙古を建設する考えを持つていた。滿洲國の独立に刺戟せられた察哈爾省方面の蒙古人は、徳王を中心とし、本拠を百靈廟に置き、自治組織の強化に勉めていた。昭和十一年十一月、徳王は関東軍の支援を得て反共自治をスローガンとして軍を起し、傳作儀軍と一戦を交えて一敗地に塗れた。これが所謂綏遠事件で、中国の首腦者をして、関東軍に対する不信の感情を増進せしめると共に、中国側は関東軍部隊を撃破したと呼号し、頗にその排日抗日の氣勢を昂揚せしめる結果となつた。

〔西安事件―國共合作―抗日民族戰線〕 中国は塘沽停戰協定成立後、日本に対し消極的提携の態度を示しながら、国内に澎湃として起りつつある抗日運動を巧みに利導し、只管国内統一の完成に勉めた。昭和十年、國民政府は共產軍をその地盤たる江西省から西北の辺境に驅逐し、翌十一年七月には、西南派との妥協に成功し、広東、広西の両省をその支配下に収めた。同年十月、山東省主席韓復榘は國民政府に対し絶対服従を声明し、同年十一月、綏遠事件の結果綏遠省も國民政府の支配下に入つた。又國民政府は英國の支援の下で、昭和十一年十一月、画期的な幣制改革を断行してこれに成功

し、中国の政治的統一を著しく促進した。

かくして、中国の政治的統一が略々完成した曉、偶々昭和十一年十二月惹起したのが、彼の有名な西安事件である。中国は西安事件を契機として、実質的国共合作を遂げ、全中国の抗日民族戦線が確立せられるに至つた。中国共産党は、八一宣言において「共産党は中国民族戦線の一翼にして、各党、各派、各軍、各界と協力して日本に対抗すべし」と公言し、夙に抗日人民戦線の確立を提唱していたのであつた。それが、コミンテルンの世界戦略に基くものであることは茲に云うまでもなからう。西安事件に伴う国共の合作と抗日民族戦線の成立とは、満洲事変より支那事変への発展の途上における重大転機であつた。中国の独裁者蔣介石といえども、西安事件以後においては、抗日排日の輿論を無視しては、その政治的生命を保ちし得ざるに至り、勢ひ中国指導層の対日態度は、実質的大転換を遂げたのである。

〔盧溝橋事件と支那駐屯軍〕 日本陸軍は、北清事変細末議定書に基き、華北の平津地区に一部の兵力を駐屯せしめ、これを支那駐屯軍と呼称した。支那事変の発端である盧溝橋事件は、既に述べた如き雰圍気の中にあつて、この支那駐屯軍（軍司令官田代皖一郎中将、參謀長橋本群少将）の一部と現地中国軍との間に、端なくも起つた衝突事件であつた。即ち昭和十二年七月七日夜、北京郊外盧溝橋北方の演習場において、演習中の日本軍小部隊が、現地中国側から不法射撃を受け、これに応戦したものである。

当時日本は昭和十二年六月四日、第一次近衛内閣が成立したばかりであつた。国内においては政党政治の不信、満洲事変の成功、昭和十一年の所謂二・二六事件、軍部大臣の現役武官制等の影響と相俟つて、軍部就中陸軍の政治に対する発言力が増大しつつあつた。

〔不拡大方針〕 事件に対する日本側の態度は、固より局面不拡大の方針であつた。即ち現地の支那駐屯軍は、七月八日早朝差し当

り、事件の拡大防止と現地即決の方針を定め、又八日早朝事件の發生を知つた陸軍中央部は、政府と完全なる意見一致の上、事件の拡大を防止し、局地問題として現地において至短期間に解決する方針を決定した。これに基き參謀総長は八日午後六時四十二分、支那駐屯軍に対し「事件の拡大を防止するため更に進んで兵力を行使することを避くべき」旨を訓電した。

盧溝橋事件は、日本側にとつては全くの突発事件であつた。当時日本は、満洲建設の努力、対ソ戦備の強化、重要産業拡充計画の遂行等のため、他を顧みる余裕なく、用兵上においても日華全面戦争の計画及び準備を全く用意していなかつた。事件の不拡大方針は日本にとつては敵愾なる真意であつた。

事態收拾に関する現地交渉は、支那駐屯軍と中国側第二十九軍代表との間において行われた。日本側の要求は主として将来の紛争防止に関する保障事項であつて、政治問題についてはこれに触れることを避けた。一張一弛の間、事態は十八日に至り一応解決するかに見えたが、二十五日郎坊事件、二十六日は広安門事件が続発し、遂に我が方も武力行使の段階に突入するに至つた。この間、陸軍中央部は事態の悪化に備えるため満洲及び朝鮮より、一部の兵力を支那駐屯軍に増強し、中国軍の華北に対する兵力集中も愈々強化せられた。

七月二十七日、支那駐屯軍は自衛上兵力行使を決意し、陸軍中央部及び政府はこれを是認し、二十八日再次保留した内地の三師団に對する動員を正式に発令した。然し日本は事変不拡大の方針を放棄したものではなかつた。即ち武力を行使するも、その地域は平津地区に限定し、その目的は抗日中国軍の敵対及び不信行為に一撃を加え、事件の早期解決を促進せんとするにあつた。

支那駐屯軍は七月末までに、平津地区の中国軍を掃蕩し、戦局はおのずから一段階を画したが、中国中央軍大兵力の北上に伴い、先

ず東部察哈爾省、次いで中部河北省へと発展し、事変は拡大に向つたのである。局面の拡大に伴い事変解決の構想も、緩衝地帯の設定を中心とする華北問題の解決という趣旨に、発展して行つた。

〔北支事変より支那事変へ——全面問題〕 八月十三日戦局は遂に華中に拡大し、日本軍は上海附近で激戦の後追撃して十二月十三日、中国の首都南京を攻略するに至つた。事変は当初「北支事変」と呼称せられたが、戦局の華中への拡大に伴い、九月二日政府はこれを「支那事変」と改称した。

かくして蘆溝橋事件を発端とする日華の局地的紛争は、日本の局面不拡大、現地処理の努力もその効なく、遂に日華の全面抗争へと発展したのである。

ここにおいて日本は、この際、禍を転じて福となすべく、年来の懸案たる日華の国交を根本的に調整し、一は以て満洲問題を現実に即して解決し、一は以て東亜安定の基礎として日滿華三国の善隣結合を図り、ここに事変終結の目標を求めようとした。即ち日本は、戦局が上海より南京方面に発展しつつある頃において、始めて局地問題解決より、全面問題解決への構想に転換したのである。

〔支那事変処理根本方針〕 この頃、駐華独逸大使トラウトマンの斡旋により、事変解決の努力がなされた。事変の早期解決を希望する陸軍統帥部の主流は、条件の抑制に努めつつこれに大なる期待を寄せていた。

かくて、昭和十三年一月十一日御前会議において、支那事変処理根本方針が決定せられた。この決定により、今次事変の帰趨が、過去一切の相剋を一掃して、日滿華提携の新中国を大乗的基礎の上に再建するにあるという趣旨と講和交渉条件が再確認せられ、且つ中国側のこれが諾否の場合に應ずる態度が決定せられた。

然るに昭和十三年一月十五日に至るも、日本の提示した解決条件に対する中国側の回答が得られず、翌十六日、政府は陸軍統帥部の

強い反対を押し切つて、かの「國民政府を相手にせず」の声明を発表してしまつた。

右の声明は、日本自ら事変解決の門を閉じた結果となり、ここに事変は早期解決の希望が失われ、日本は今や国力の強化、軍備の増強、国内態勢の刷新等に格段の努力を必要とするに至つた。かくして画期的な戦時法規として、国家総動員法は、昭和十三年三月三十一日制定公布せられ、又生産力拡充、軍需整備、民需充足の三者を綜合配按して国力の配分を定むべき、物資動員計画は昭和十三年度より設定に着手せられた。大本営はこれより先、昭和十二年十一月二十日に設置せられていた。右大本営は、純然たる統帥機関であつて、事変解決に関する統帥と國務との調整は、大本営と政府との連絡会議によつて処理せられた。

南京陥落以来戦況は一時停頓の形であつたが、昭和十三年六月、華北華中間の連絡を目的とする徐州会戦が行われ、更に事変終結の最大努力として、武漢及び広東攻略作戦が決定せられた。十月下旬、広東及び武漢は陥落し、國民は提灯行列を以てこれを迎えた。

〔日支新關係調整方針——近衛聲明〕 右作戦の進展と相俟つて、再び國民政府を相手とする日華全面和平への劃期的略略施策が展開せられた。これがため、所謂戦争目的を再確認し、日華新關係の全貌を明確化する必要があつた。そこで十一月三十日、御前會議を開催し、「日支新關係調整方針」が決定せられた。その内容の眼目とするところは、東亜安定の樞軸として日滿華三国の善隣結合を実現し、併せて北方に対する共同防衛態勢を確立しようとする点にあつた。

この決定に基き、日本の真意を中国側に徹底させるため、十二月二十二日善隣友好、共同防衛、經濟提携の三原則を内容とする、彼の有名な所謂「近衛聲明」が発せられた。これより先十一月三日、政府は武漢陥落を機として、東亜新秩序建設に関する声明を発表したが、この声明において、従来の國民政府を相手とせずという方針

を緩和する態度を明かにし、右近衛声明の伏線としたのである。

近衛声明は、事変の全面拡大に伴い、日華将来の基本課題として、夙に考究せられて来たところの結晶であつて、日本の事変解決に関する真意と善意との、中外に対する表明であつた。日本はこれ等を契機として、国民政府が日華全面和平への途を選ぶことを期待していたのである。

〔汪兆銘の出馬と新中央政府樹立〕 果然、既に默契のあつた国民党副總裁汪兆銘は、これに先立つて重慶を脱出し、仏印ハノイにおいて十二月二十九日、近衛声明の線によつて和平交渉に入るべきであるとの和平建議を声明した。汪兆銘は蔣介石と並んで、国民革命以来における中国の大先覚であり、一度和平救国を叫べば天下翕然としてこれに呼応することを期待したのであるが、大勢は予期の如く進展しなかつた。

かくて、広東及び武漢作戦の実施や近衛声明の発出等、政戦両略に亘る事変終結の画期的努力も遽かに全面的効果を期待し難く、その後各般の努力にも拘らず逐次長期戦態勢への移行を余儀なくされた。即ち、汪兆銘を中心とする和平運動に対しては、中国の国内問題として、その推移を静観する態度を取り、作戦の遂行については、武漢及び広東地区を作戦地域として随時その周辺の敵野戦軍に打撃を加え、その他を治安地域として、その安定確保に努め、他方、我が戦力の充実整備に努めながら、重慶に対する封鎖と航空進攻作戦とを続行して重慶側の戦意破損を図ることとなつた。

汪兆銘はハノイに滞在し、和平運動の發展を画策すること約半歳の後、昭和十四年五月八日上海に移動した。爾後日本側と汪兆銘との間に、前記の「日支新関係調整方針」に基く事変解決条件に関して、隔意なき協議が行われ、遂に昭和十五年三月三十日南京において、中華民国の新中央政府の成立を見るに至つた。この間日本は、新中央政府成立までに、汪兆銘と蔣介石との合作が成功し、日華全

面和平の到来することを期待し、汪兆銘もこれを希望した。然し大勢未だ動かず、局部和平より全面和平への方途を迎えることを余儀なくせられ、汪兆銘一派の単独政府の成立を見るに至つたのである。

従つて新政府もまた国民政府と呼称し、主席には暗に林森を擬して空位とし、その他の官職にも相当の空位を設け、重慶側受入れの余地を残しておいたのである。新政府成立に先立つ昭和十五年一月十六日、汪兆銘の対蔣通電の一節は次の通りであつた。

兆銘救国に対しては夙に決心を有するを以て、若し先生終始堅く之を拒絶するに於ては、兆銘之を顧慮する能わず、勢必ず先づ全力を以て局部的和平を講じ、而して全面的和平に到達するの途を択ぶの外なく、先生若し能く国命民生を以て重しとなし、今の際毅然として大計を決定し、日本と停戦講和し、近衛声明の原則に基きて以て其の具体的実現を求めらるるに於ては、則ち兆銘及諸同志は必ず能く先生と戮心協力して全国の和平を速かに実現せしむべし

〔国内体制の整備〕 顧つて日本国内においては、昭和十三年十二月十八日対華政務の日本における統轄機関として、興亜院が新設せられ、翌年三月十日、その現地機関として興亜院連絡部が開設せられた。又日本は昭和十三年十二月二十四日、国家総動員法を全面的に発動し、准戦時態勢を強化した。第一次近衛内閣は近衛声明発出後挂冠し、昭和十四年一月五日、平沼内閣がその後を継いだ。なお対華戦面の拡大及び事変の長期化に伴う諸般の要請、就中事変の早期解決のため、昭和十四年九月十二日、在華全陸軍を統率する支那派遣軍総司令部が編成せられ、初代総司令官に西尾寿造大将、総参謀長に板垣征四郎中将が任命せられた。

4 支那事変を繞る列国の動静

満洲事変、これに伴う満洲国の独立という東亜の新事態が、現状

維持を世界政策の指標とする英米等列国の到底承認し得ざるものであることはいうまでもなかつた。英米等は、国際連盟という国際外交の機能を利導して日本に圧迫を加え、又屢次に亘る政府高官の声明や抗議を以て、日本を牽制するに勉めた。彼の有名なスチムソンの対日恫喝声明の如きは、今なお記憶に新たなるところである。中国の伝統的な所謂「遠交近攻」「以夷制夷」政策は、これを益々助長した。

【ルーズベルトの隔離政策宣言】かかる英米等の対日圧迫乃至牽制は、満洲における既成事態の安定化に伴い、小康を保つていたが、支那事変勃発と共に再燃するに至つた。ルーズベルト米大統領は昭和十二年十月五日シカゴにおいて演説し、支那事変及び地中海潜航艇問題に言及し、満洲事変及び伊エ戦争に遡つて、日本及び伊太利を侵略国と論難すると共に「我々は他国の紛争に捲込まれる危険を最少限度に止めるが如き手段を講じているが、国際信義と安全保障が崩壊した無秩序の世界において、単なる超然無関心の態度を以て完全な安全を期することは出来ない」と述べ、センセーションを起した。これは、一般にルーズベルト大統領の隔離政策宣言といわれ、米国の世界政策乃至は支那事変及び日本に対する基本的態度の表明であり、爾後におけるその対日政策の基点をなすものであつた。翌六日米國務省は、日本を九国条約及びケロッグ不戦条約の違反者なりと断ずる旨の声明を発表した。同日ムッソリーニ伊首相は、日本の対華進出を絶対支持する旨を表明し、日本外務省は情報部長談を以て、右米大統領の演説に応酬するところがあつた。

英国は、事変初頭の七月二十一日事変不介入の方針を言明したが、固よりその対日態度は逐次硬化して行つた。

【九国条約會議】列国の対日牽制の最初のあらわれは、九国条約會議の開催であつた。即ち昭和十二年十一月三日、英、米、仏、ソ等の十九カ国は、ブラッセルにおいて九国条約會議を開き、日華紛

争に干渉せんとした。日華の直接交渉により事變の解決を図らんとする日本は、当然これが参加を拒絶し、独伊両国も日本に同調して参加せず、會議は空論に終つた。伊太利は會議開催直後の十一月六日、日独防共協定に加盟したのである。

これより先、八月二十六日には、駐華英大使ヒューゲッセンの日本軍飛行機による負傷事件があり、又十二月十二日には米軍砲艦バネー号及び英国軍艦レディバード号に対する、日本軍の爆砲撃事件が起きた。これらはいずれも日本側からの陳謝及び損害賠償支払を以て間もなく円満解決を見たが、両国国民輿論の悪化を招来した。日本は各般の要請を検討し、日華紛争を事変として取扱ひ、中国に對し大東亜戦争開戦に至るまで、あえて交戦権を發動しなかつた。然し日華間に戦争状態の存在することは、儼然たる事実であつて、その戦争状態の存在することは、國際法の平時原則を拘束することでは、やむを得ざる次第であつた。然るに英米等列国は右を許容せずして、日本に對し平時原則の完全なる履行を要求した。日本は事變解決後は、固より第三國權益の旧状復活を認める方針であり、屢々これを闡明したが、英米等列国はこれに疑いを挟み、事毎に抗議と非難とを浴びせた。この事變という変則的事態に不可避の係争問題が山積する間に、日本と英米との対立は抜きさしならぬものとなつて行つた。

一方、独逸は昭和十三年二月二十日、満洲國承認を声明し、五月二十三日には独逸人顧問の國民政府よりの引揚げを決定するに至つた。独逸は既に三月十三日、独逸合邦に成功し、引続きチェッコスロバキヤ工作を進めていたのである。独軍のチェッコスロバキヤ進駐は九月一日に至り実現し、歐洲の情勢は風雲急なるものがあつた。

【米英の対日經濟圧迫及び援蔣政策】ルーズベルト大統領のシカゴにおける、前記隔離政策宣言に次いで、米國の対日政策に関する

断乎たる意志表示は、モールエンバーゴーの実施であつた。米國は既に事変勃発後間もなく、政府所有船による日華向け武器の輸出を禁じていたが、昭和十三年七月一日、日本に対し所謂モールエンバーゴーを發動したのである。これは米英の対日経済圧迫の最初のあらわれであつて、これを起点として米英の経済圧迫は逐次強化せられ、遂に昭和十六年八月の全面的輸出禁止へと発展して行つたのである。

既に述べた如く、日本は漢口陥落を機とし、昭和十三年十一月三日所謂東亜新秩序建設に関する声明を發表した。この声明の主なる狙いは、声明文中の「國民政府と雖も従来の指導政策を一擲し、その人的構成を改替して更生の実を挙げ、新秩序の建設に参するにおいては敢えて之を拒否するものにあらず」という点にあつたのであるが、一般には、主として日本の東亜新秩序建設に関する断乎たる決意の表明と見られ、強く英米等を刺戟することとなつた。

米國は直ちに反応を示し、十一月六日対日申入れを行つて来た。その内容は結局のところ、九國条約に基く中国における門戸開放機會均等原則の恪守と、先にふれたところの平時原則に基く在華米國權益の尊重とを、要求するものであつた。日本外務省は十一月十八日これに回答し、その最後において「今や東亜の天地において新たな情勢の展開しつつあるの秋に當り、事変前の事態に適用ありたる觀念乃至原則を以て、そのまま現在及び今後の事態を律せんとすることは、何等当面の問題の解決を齎す所以に非ざるのみならず、又東亜恒久平和の確立に資するものに非ざることを信ず」と応酬するところがあつた。

爾後米英等の援蔭反日の政策は實質的に具体化せられて行つた。十二月十五日、米國は二千万萬弗、英國は一千万萬の援蔭借款を供与し、昭和十四年一月十四日、米英仏三国共同の下に東亜新秩序非認に関する申入れを行い、同月二十日、國際連盟理事會は援蔭を

決議するに至つた。

〔日英会談——日米通商航海条約の破棄〕 昭和十四年四月より七月に亘る、天津問題に伴う日英会談は、事変を繞る國際政局の一波瀾であつた。四月九日夜、天津英國租界において發生した抗日共產分子による中國官吏に対するテロ事件は、現地日本軍の英國租界封鎖へと發展した。元來天津英國租界は、抗日分子の華北に対する治安破壞及び經濟攪亂の策源地であつたのである。事件の解決は七月十五日からの、有田外相とクレギー英國大使との東京會談に移され、同月二十二日原則問題に関する諒解が成立した。その覚書の全文は次の通りである。

英國政府は大規模なる戰闘行為の行われている支那における現實の事態を確認し、且右事態が存続する限り支那における日本軍がその安全を確保し且つ治安を維持するため特殊の要求を有することを認め、また日本軍を害しまたは支那側を利するが如き行為を排除するの要あることを認識す。英國政府は日本軍が如上の目的を達成するに當りこれが妨害となるべき一切の行為及び措置を排除し、且つ在支英國官憲及英國國民にこれを明示し右政策を確認せしむべし

當時歐洲の情勢は一触即発の急を告げ、英國として東亞においては、日本に対し宥和政策を取ることを余儀なくされていたのである。然し右は英國の基本的対日政策の変更を意味するものではなかつた。中國の番大たる英國の地位は米國が取つて代つたのである。即ち昭和十四年一月以來、概して沈黙を守つていた米國は、七月二十六日突如として日米通商航海条約の破棄を通告した。これは日本にとつては正しく青天の霹靂であつて、爾後米國の援蔭反日の政策は露骨化の一途を辿つて行つたのである。

〔日本の對ソ態度と國境紛争事件〕 支那事變發生以來、日本のソ連に対する態度は、北方における絶対靜謐保持の方針により貫かれ

ていた。然るに日本国民は勿論、日本陸軍中央部の心胆を寒からしめた日ソ紛争が、満ソ国境地帯において二回に亘り行われた。それは昭和十三年七月東南部国境で発生した張鼓峯事件と、昭和十四年夏西部国境で発生したノモンハン事件である。両事件とも日本にとつては、専ら国境の不明確に基因する純然たる国境紛争に過ぎなかつたのであるが、事変遂行中の日本に対する重大なる脅威であつた。張鼓峯事件当時、日本陸軍はその大部を挙げて武漢作戦を実施中であつて、二十数師団に及ぶ極東ソ軍に對し、日本の在満兵力は僅かに六師団に過ぎず、又ノモンハン事件当時、日本陸軍は対華長期戦態勢の整備中であつて、約三十師団に及ぶ極東ソ軍に對し、日本の在満兵力は僅かに八師団であつた。元來日本が支那事変處理に關し、極力不拡大の方針に努力したのは、北方におけるソ連の脅威に對する用兵上の要求にも、強く支配せられたからであつたのである。

右兩國境事件は、ソ連の意圖したと否とに拘らず、大なる対日牽制の効果を収めたものであつた。これより先、事変勃發直後の昭和十二年八月、ソ連が中国との間にソ支不可侵条約を締結し、對華支援の態勢を示していたことはいうまでもない。

以上の如く、事變を繞り、日本と英米等との対立が逐次深まりつつある間に、他方日本と独逸との提携強化の問題が国策上の重要課題となるに至つた。

〔日独同盟交渉と平沼内閣〕 日独同盟締結の問題は、第一次近衛内閣時代において既に懸案となつていたのである。近衛内閣は前記近衛声明の反応を見て、更に事變解決の努力を尽すべきであつたに拘らず、声明發出後間もなく桂冠し、一般に意外の感をお寄せた。勢い後継平沼内閣は、この日独同盟問題の解決に直面したのである。

同盟締結に關する日本の狙ひは、これにより日本の國際的地位を

強化すると共に、北方の安全と中國の孤立化を図り、以て事變の早期終結を促進せんとするにあつた。固より日本における同盟の對象は、ソ連邦一国であり、しかも攻撃を受けることを防止せんとする、所謂防守同盟の性格を持つものであつた。換言すれば、防共協定の強化にあつたのである。

然るに独逸は、同盟の對象を英國等に拡大することを主張し、ここに両者意見の対立を生じた。同盟の成立を希望する陸軍は、一応独側の主張を容れる意見に傾き、五相會議において詮議を重ねること數十回に及んだ。この五相會議は首相、外相、蔵相、陸相及び海相より成り、事變對策の迅速適切なる處理に遺憾なからしめるため、昭和十三年六月以來随時に開催せられていたのである。五相會議におけるこれについてのもう一つの論議の焦点は、同盟の一方國が第三國より攻撃を受けたる場合、他方國の參戰に關し自主的考慮の余地を存せしめるか否かの問題であつた。

〔歐州情勢の急転〕 かくして荏苒時日を経過するうち、昭和十四年八月二十三日、独ソ不可侵条約が締結せられ、一切の交渉は御破算となつた。独逸の背信行為にその立場を失つた平沼内閣は桂冠し、八月三十日阿部内閣がその後を繼いだ。

複雑怪奇なる歐洲の天地は、九月一日遂に大戰へと突入し、世界動亂の掃蕩逆睹し難きを思わしめた。日本は世界情勢急變の機會において、一意支那事變の終結を図るべく、歐洲戰爭不介入の方針を確定し、九月四日これを公表した。

第二章 第二次近衛内閣の登場と新国策の決定

日華は抗争すべきにあらずして、提携すべきものなりとは、夙に先覺の士が提唱したところ、不幸にして、支那事変は短期解決の努力に反して長期戦となり、大本營及び政府の苦悩と國民の焦慮感とは漸く蔽い難きものがあるに至つた。歐洲における大戦の勃発も、一見事変解決の好機たるを思わしめたが遽かに局面の好転を招来せず、汪兆銘単独政府の成立の結果は事変の様相を複雑ならしめ、愈々前途の多難を感ぜしめるものであつた。

かくて、強力なる指導者の出現による、内外の態勢刷新と時局処理の果斷決行とを要望する声が、陸軍を始めとし、広く一般に抬頭するに至つた。

1 第二次近衛内閣の登場

〔日本の政治情勢と歐洲戦局の進展〕 阿部内閣は、一般に弱体と認められ、貿易省設置問題を繞る不手際や全国的食糧不足の深刻化等のこともあり、議會と世評のみならず陸軍部内の支持を失うに至り、四月半月の短命を以て昭和十五年一月四日総辭職の已むなきに至つた。後継内閣の首班は樞府議長近衛公の再出馬を期待する声が強く、特に陸軍はそれを支持したが近衛公の固辭により実現せず、組閣の大命は米内海軍大将に降下した。

ポーランドを処理した後、半年に亘り無気味なる沈黙を守つていた独逸は、昭和十五年四月九日、電光石火の如くデンマーク及びノールウェーを占領し、戈を転じて五月十日、遂に西方に向う大攻勢を開始した。独軍の攻勢は、空軍の密接に支援する機械化兵団の果敢なる突進により、忽ちにして、仏國国防の本防禦線たるマジノ線の北翼を突破した。所謂ヒットラーの電撃作戦は怒濤の如く蘭、

白、仏を席捲し、五月二十九日英軍のダンケルク撤退、六月十日伊太利の對英仏參戰となり、六月十七日早くも仏國ベタン政權の降伏へと發展した。

かくして、七つの海に君臨した大英帝國も、新興独逸の前に、正に累卵の危きにあるかの如く認められた。五月十日英國チェンバレン内閣は総辭職し、時の英雄チャーチルが登場した。チャーチルが、ダンケルクの敗退にも拘らず、英國海軍の健在に信頼して継戦の意志を堅持し、「我れ、ドーバーの前方において戦ひ、ドーバーにおいて戦ひ、ドーバーの後方において戦はん」と叫んだのはこの時であつた。

〔南方問題の抬頭——有田声明〕 歐洲戦局の急転は、仏印及び蘭

印その他南方諸地域の政治的性格に大なる変化を招来し、支那事變の処理とも関連し、日本朝野の眼は勢い南方に注がれるに至つた。

特に軍部及び政府においては、英仏等の敗退に伴い、独逸の勢力が急速に南方に進出し来り、和蘭の敗北による蘭印の帰趨、仏印問題について独逸のヴィシー政府に対する圧力等を考慮しこれが対策を講ずるの必要を生ずるに至つた。

四月十五日、有田外相は、蘭印への戦禍波及は東亞の安定上好ましくらずと声明して、日本の蘭印に対する関心の少からざることを示唆し、次いで五月十一日、政府は蘭印の現状維持確守を更めて各國に申入れることを決定した。

右に對し、和蘭は四月十八日、蘭印問題に關し他國の保護適用を受諾せざる旨声明し、米英もまた蘭印の現状維持を強調するところがあり、オットー駐日独大使は五月二十二日、独逸が蘭印に關与の意なき旨を日本政府に通告し來つた。

〔近衛新政治体制運動〕 これより先、枢密院議長の職にあつた近衛公は、夙に日本における新政治体制の確立を企図し、私かにその構想を練つていた。

近衛公のこれについての真意は、終戦後世に出された手記によれば、五・一五事件及び二・二六事件以来、漸次落潮を示した既成政党とは異なり、全国民の間に根を張つた組織とそれの持つ政治力を背景とした政府が成立して、始めて軍部を抑え、支那事変を解決することが出来るとの考えであり、この考えの下に近衛公は、自ら新たな国民組織を造り、国民輿論の後援を得て、軍部を抑制せんとするにあつたとなされている。然し、かかる近衛公の真意を、軍部は固より知る由もなかつた。

近衛公は、六月二十四日、枢密院議長の職を去り、愈々新政治体制運動に乗り出した。七月七日近衛公は軽井沢における新聞記者会見で、次の如くその所信を語つた。

新政治体制の完成が、支那事変処理、当面の外交問題の轉換に間に合へば結構だが、拙速主義は排すべきだ。(中略)新体制と政党との關係に就ては、全然既成政党を無視して行ふ等とは考へてゐない。(中略)新体制結成運動について、何等か行政的な権力が必要で、これが為に先づ内閣を組織して、その運行の円滑をはかると云ふやうなことを云ふ人もあるが、自分は絶対にさういふことは考へてゐない。多少の不便はあつても、それに耐へて行かうと思ふ。しかし、この不便を補ふために政府に協力を求めるかどうかの問題については、政府の方がこの際新体制に進んで協力してやるべきだらうと思つてゐる。(中略)

私の考へでは新政治体制は、国民組織、国民組織と併行した議會、政府と統帥府との連絡、政府内部の統一等の關係を含むものである。だから自分は新党と云ふ言葉を使つてゐない。新政治体制の中心は内閣であり、新政治体制の推進力は国民組織による政

治力で、この政治力は既成概念の政党ではなく、政府にも軍にも凡ゆる組織に入つて行けるものである。

当時政界のホープと目されていた近衛公によるこの新政治体制確立の提唱は、果然澎湃として政界を風靡し、各既成政党は、逐次自発的解党を行い、近衛公の傘下に集まろうとする氣運を示した。これと併行して、經濟、思想の新体制運動も逐次世上に喧伝せられるに至つた。

固より陸軍は、この新政治体制運動を強く支持し、強力なる近衛内閣の出現により、内外に対する積極政策の推進せられんことを希望した。近衛公は前記新聞記者会見において、新政治体制運動のために、必ずしも政權の更迭を主張してゐないが、この運動の強力なる發展のためには、勢い近衛内閣の出現を必要とする客觀的情勢にあつたのである。

〔烟陸相の單獨辭職〕 かくして、陸軍大臣畑俊六は、七月十六日單獨で辭表を提出し、米内内閣は総辭職の已むなきに至つた。この際、米内首相は後任陸相の推薦方を陸軍に要求したが、陸軍は、陸軍大臣、參謀總長及び教育總監の所謂三長官會議の結果、後任陸相を求めること困難なりとして、これを拒絶したのである。これは陸軍大臣現役武官制を楯とした政治干渉として、世論の攻撃を受けたところのものである。

七月十八日、組閣の大命は、遂に近衛公に降下した。近衛公は、先ず陸、海、外三相を決定し、四首腦會談を行い、当面の軍事外交策の基本方針に関し意見の調整を図つた。七月二十二日組閣を完了し、ここに國民の輿望を荷う第二次近衛内閣が成立した。閣僚の顔触は次の通りである。

内閣総理大臣	近衛文麿
外務大臣兼拓務大臣	松岡洋右
内務大臣兼厚生大臣	安井英二

大蔵大臣	河田
陸軍大臣	東條英機
海軍大臣	吉田善吾
司法大臣	風見章
文部大臣	橋田邦彦
農林大臣	石黒忠篤
商工大臣	小林一三
通信大臣兼鉄道大臣	村田省藏
無任所大臣兼企画院総裁	星野直樹
内閣書記官長	富田健治

「註1」近衛公手記『暗黒日本を擬視して』
 「註2」昭和十五年七月八日附東京朝日新聞

2 画期的新政策

〔日本の転機〕第二次近衛内閣は組閣早々画期的なる新政策を採択した。それは、閣議決定の「基本国策要綱」と大本營政府連絡会議決定の「世界情勢の推移に伴ふ時局処理要綱」とである。支那事変より大東亜戦争への発展は、実にこれら新政策の採択を契機として、大きく転回して行つたのである。

〔近衛首相ラジオ放送「大命を拝して」〕近衛首相は、七月二十三日ラジオ放送により「大命を拝して」と題して、次の如き所信を国民に披瀝した。当時における新政策採択の背景を窺知し得るであらう。

今回図らずも大命を拝して国政総理の任を担ふに至つた事は、私のまことに恐懼に堪へざる所であるが、この機会に所懐の一端を披瀝して、ひろく国民各位に御挨拶申述べたいと思ふ。

御承知の如くに世界の情勢は、最近に於て急転直下し、驚くべき変転を見たのである。旧来の世界秩序は、歐洲から先づ崩壊し

て今や世界の他の地域にまで及ばんとしてゐる。私は先に樞密院議長を拝辞したがこれは世界の此の如き重大なる変局に際し、我が国に於ては必ず国内体制の一新を図らなければならないと考へ、微力をこれに致さんと欲したが為であつた。蓋し国内に種々の意見が対立して互に相争ふといふことであつては、力を外に専らにし得ず左顧右盼して勇断の機会を失ふからである。

思ふに従来政党の弊害は二つある。その一つは立党の趣旨に於て自由主義をとり民主主義をとり或は社会主義をとつて、その根本の世界観、人生観が既に国体と相容れないものがあるといふ点であつて、これは今日急速に転回し抜本的に改正しなければならぬところである。その二つは党派結成の主要なる目的を政權の争奪に置くことであつて、かくの如きは立法院に於ける大政翼賛の道では断じて無いのである。以上二つの弊害を去つて日本の本當の姿に立ち帰り大御心を仰いで一億一心、真実の御奉公を期しなければならぬと思ふ。

而して問題は決して単に政党のみに止まらず、文武に於て、海陸に於て、朝野に於て、上下に於て、真に心を一にして陛下の御教のままだに大政を翼賛し奉らなければならないのである。即ちこの新体制に於ては億兆心を一にして大御心を奉体し以てこの歴史的なる世界の重大変局に際し、内外に山積する幾多の問題を敏速に適切に解決しなければならない。然るに私は右の新体制を考へつつある最中に図らずも大命を拝して内閣を組織することとなつたのである。よつて私は先づ政府部内に於てこの新体制の実施を期しなければならない事となつたのであるが、幸にして陸海軍の間に於て又陸海軍と外務との間に於て完全なる一致提携を見ることが出来たのでここに内閣は不動の方針の下に今後如何なる困難をも克服して真直に邁進する事が出来ると信じてゐる。

今その方針の二、三を述べるに、先づ外交に於ては飽くまで帝國独自の立場に立ち帝國独自の道を歩むものでなければならぬと思ふ。独自の道と申してもそれは消極的自主外交を意味するものではない。単に此の世界的変局に対応するといふだけでなく自ら世界的変化を指導し、自らの力に依つて世界の新秩序を作り上げるといふ覚悟がなければならぬ。従つて外交は目前の動きに囚はれるべきものでなく、必ずや十年先を考へ二十年先を考へ五十年先を考へてあくまで自主的積極的建設的に進まねばならぬものと思つてゐる。次に經濟に於ては右の外交國策の強き實現の爲に一日も早く外國依存の体形より脱却しなければならず、滿洲及び支那との經濟提携並に南洋方面に対する發展は此の意味に於て益々必要の度を高めつつあるのである。もとより尚今後暫くの間は物資の不足を告げて需給の円滑ならざる事もあらうと思ふ。之に對し政府は其の全力をあげて國民の生活必需品の確保を期する考へである。然し乍ら此の問題は實に一億の國民個々の日常生活に係るのであつて國民の全部が皆私心を去り一面積極的増産に力を致すと共に他方大節約に努めなければならぬ。凡そ奢侈逸樂を事として興隆せる國家は未だ曾つて之を見ない。政府に於ても予算に出来るだけ削減を加へ、不急を除き冗費を節しなうと思つてゐる。而して民間に對しては種々の統制を行はなければならぬと思ふが、それも徒らに個人の創意を抑圧し民間の希望を蹂躪するが如き考へは持つてゐない。むしろ内外非常の時勢に當面して、國民諸君が自ら奮つて喜んで眞の御奉公をなし得るやうに指導しなければならぬと考へてゐる。

最後に教育であるが、外交といひ經濟といひ、時勢に應じて大転回を試み、大困難を克服しようとする時に教育の方面のみ旧態を墨守する事は許されるべきでない。否、國家の前途を思ふ時には國策の成否、國運の消長は一にかかつて教育の如何にあるとい

はなければならない。所謂皇國民の鍊成、之を我々は口先に於てではなく、又手先に於てではなく、その魂の根本に於て實現して行かなければならない。從來の學問が兎角抽象的思念を弄んで足の大地につかない弊のあつた事は深く反省しなければならぬ。而して眞に國体に徹し國家を荷ふべき第二の國民を養成せんが爲には教育者自身道を重んずるの誠をもたなければならぬ。政府はかくの如き方針の下に教育の刷新を図るつもりである。

以上私の考へ的一端を申述べたが、これは一端といへば一端であるが蓋し最も重要な点で、私は今新内閣の首途に當り之を申述べ國民各位の協力を御願すると同時に自らも勉勵してその實現に當り謹んで大政輔翼の道を尽したいと存する次第である。

〔基本國策要綱〕 七月二十六日の閣議において決定せられた「基本國策要綱」は次の通りである。

基本國策要綱

世界は今や歴史的な一大転機に際會し數個の國家群の生成發展を基調とする新なる政治經濟文化の創成を見んとし皇國亦有史以來の大試鍊に直面すこの秋に當り眞に肇國の大精神に基く皇國の國是を完遂せんとせば右世界史的發展の必然的動向を把握して庶政百般に亘り速かに根本的刷新を加へ万難を排して國防國家体制の完成に邁進することを以て刻下喫緊要務とす依つて基本國策の大綱を策定すること左の如し

一、根本方針

皇國の國是は八紘を一字とする肇國の大精神に基き世界平和の確立を招來することを以て根本とし先づ皇國を核心とし日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するに在り之が爲皇國自ら速かに新事態に即応する不拔の國家態勢を確立し國家の總力を挙げて右國是の具現に邁進す

二、國防及外交

皇國內外の新情勢に鑑み國家総力發揮の國防國家体制を基礎とし國是遂行に遺憾なき軍備を充実す

皇國現下の外交は大東亜の新秩序建設を根幹とし先づ其の重心を支那事變の完遂に置き國際的大変局を遠觀し建設的にして且彈力性に富む施策を講じ以て皇國國運の進展を期す

三、国内態勢の刷新

我國内政の急務は國體の本義に基き諸政を一新し國防國家体制の基礎を確立するに在り之が為左記諸件の実現を期す

1 國體の本義に透徹する教學の刷新と相俟ち自我功利の思想を排し國家奉仕の觀念を第一義とする國民道德を確立す尙科學的精神の振興を期す

2 強力なる新政治体制を確立し國政の綜合的統一を図る

イ、官民協力一致各々其の職域に応じ國家に奉公することを基調とする新國民組織の確立

ロ、新政治体制に即応し得べき議會制度の改革

ハ、行政の運用に根本的刷新を整え其の統一と敏活とを目標とする官場新態勢確立

3 皇國を中心とする日滿支三国經濟の自主的建設を基調とし國防經濟の根基を確立す

イ、日滿支を一環とし大東亜を包容する皇國の自給自足經濟政策の確立

ロ、官民協力による計画經濟の遂行特に主要物資の生産配給消費を貫く一元的統制機構の整備

ハ、綜合經濟力の發展を目標とする長期計画の確立並に金融統制の強化

ニ、世界新情勢に対応する貿易政策の刷新

ホ、國民生活必需物資特に主要食糧の自給方策の確立

ヘ、重要産業特に重化學工業及機械工業の劃期的發展

ト、科學の劃期的振興並に生産の合理化

チ、内外の新情勢に対応する交通運輸施設の整備拡充

リ、日滿支を通ずる綜合的國力の發展を目標とする國土開發

計画の確立

4 國是遂行の原動力たる國民の實質体力の向上並に人口増加に關する恒久的方策特に農業の安定發展に關する根本方策を確立す

5 國策の遂行に伴ふ國民犧牲の不均衡の是正を斷行し厚生政策的

諸施策の徹底を期すると共に國民生活を刷新し眞に忍苦十年

時艱克服に適合する質実剛健なる國民生活の水準を確保す

右「基本國策要綱」は、对内政策を重点とする國策の決定であり、これと表裏一體たるべき對外政策を重点とする國策は、政府と大本營との協議決定を必要とした。

〔世界情勢の推移に伴ふ時局處理要綱〕 翌七月二十七日、宮中において大本營政府連絡會議が開催せられ、次の如き「世界情勢の推移に伴ふ時局處理要綱」が決定せられた。連絡會議は、彼の「國民政府を對手にせず」の聲明發出の際における政府と統帥部との意見

対立以来、その開催が敬遠されていたのである。

世界情勢の推移に伴ふ時局處理要綱

方 針

帝國は世界情勢の変局に対処し内外の情勢を改善し速かに支那事變の解決を促進すると共に好機を捕捉し對南方問題を解決す

支那事變の處理未だ終らざる場合に於て對南方施策を重点とする態勢轉換に關しては内外諸般の情勢を考慮して之を定む

右二項に対処する各般の準備は極力之を促進す

要 領

第一条 支那事變處理に關しては政戰兩略の綜合力を之に集中し特に第三國の援將行為を絶滅する等凡ゆる手段を尽して速かに

重慶政権の屈伏を策す

対南方施策に關しては情勢の変転を利用し好機を捕捉し之が推進に努む

第二条 對外施策に關しては支那事變處理を推進すると共に對南方問題の解決を目的とし概ね左記に依る

一、先づ對独伊ノ施策を重点とし特に速かに独伊との政治的結束を強化し對ソ國交の飛躍的調整を図る

二、米國に對しては公正なる主張と儼然たる態度を持し帝國の必要とする施策遂行に伴ふ已むを得ざる自然的惡化は敢て之を辭せざるも常に其の動向に留意し我より求めて摩擦を多からしむるは之を避くる如く施策す

三、仏印及香港等に對しては左記に依る

イ 仏印（廣州灣を含む）に對しては援蔣行為遮断の徹底を期すると共に速かに我軍の補給担任軍隊通過及飛行場使用等を容認せしめ且帝國の必要なる資源の獲得に努む

ロ 香港に對してはビルマに於ける援蔣ルートの徹底的遮断と相まち先づ速かに敵性を交除する如く強力に諸工作を推進す

ハ 租界に對しては先づ敵性の交除及交戦國軍隊の撤退を図ると共に逐次支那側をして之を回収せしむる如く誘導す

ニ 前二項の施策に當り武力を行使するは第三条に拠る

四、蘭印に對しては暫く外交的措置に依り其の重要資源確保に努む

五、南太平洋上に於ける旧独領及仏領島嶼は國防上の重大性に鑑み為し得れば外交的措置に依り我領有に帰する如く處理す六、南方に於ける其の他の諸邦に對しては努めて友好的措置により我が工作に同調せしむる如く施策す

第三条 對南方武力行使に關しては左記に準拠す

一、支那事變處理概ね終了せる場合に於ては對南方問題解決の爲内外諸般の情勢之を許す限り好機を捕捉し武力を行使す

二、支那事變の處理未だ終らざる場合に於ては第三國と開戦に至らざる限度に於て施策するも内外諸般の情勢特に有利に進展するに至らば對南方問題解決の爲武力を行使することあり

三、前二項武力行使の時期範圍方法等に關しては情勢に應じ之を決定す

四、武力行使に當りては戦争對手を極力英國のみに局限するに努む但し此の場合に於ても對米開戦は之を避け得ざることあるべきを以て之が準備に遺憾なきを期す

第四条 國內指導に關しては以上の諸施策を實行するに必要な如く諸般の態勢を誘導整備しつつ新世界情勢に基く國防國家の完成を促進す

之が爲特に左の諸件の實現を期す

一、強力政治の實行

二、總動員法の広汎なる発動

三、戦時經濟態勢の確立

四、戦争資材の集積及船腹の拡充

右時局處理要綱は大本營陸海軍部より提案せられたものであつた。大本營陸海軍部は、參謀本部と軍令部とを主体とする統帥の機關であるが、陸軍大臣及び海軍大臣は、所要の隨員を従え大本營の議に列することになつており、又かかる議案については、常に事前に陸軍大臣及び海軍大臣の承認を求めのが立前であるので、大本營陸海軍部提案というても、實際は陸海軍即ち軍部の提案といふべきものである。

〔時局處理要綱の提案〕 大本營側は、連絡會議席上次の如き提案理由と原案に關する所要事項の説明を行つた。

提案理由

聖戦茲に三年抗日蔣政權は窮迫其の極に達したりと雖も未だ抗戦を放棄するに至らず一方歐洲戦争に於ては既成勢力は正に新興国家群の威力に屈し僅に英國一国を残すに止り情勢推移の急激なるを予測せしむるものあり惟ふに支那抗日政權が未だ抗戦を断念せざる所以のものは帝國国力の過低評価と援蔣第三国依存とに基く所大なるものあるを以て帝國は之に對し愈々政敵兩略の圧力を綜合集中すると共に国内体制の強化と援蔣国家群に對する毅然たる態度とを以て事變の迅速なる解決を図り綏い長期戦遂行の已むなき場合に於ても毫も遺憾なきを期せざるべからず

更に帝國が英米依存の態勢より脱却し日滿支を骨幹とし概ね印度以東濠洲新西蘭以北の南洋方面を一環とする自給態勢を確立するは當面帝國の速急実現を要すべき所にして而も是が達成の機會は今日を措き他日に求むること極めて困難なるべし軍備充実完成後に於ける米國の極東政策と国力充実に伴ふソ連邦將來の動向とを考察するに特に然りとす

抑々南方問題解決の為外交施策に依るものは直に之が実施に移り速かに所期の目的を達すること勿論なりと雖も之に依り目的を達成し得ざるか或は更に徹底的に南方問題の解決を求むる為には武力行使を予期せざるべからず固より武力行使に關しては之と現に遂行中なる支那事變との調節関連其の他内外諸般の情勢を審に考慮するの要あり

之を要するに帝國は世界情勢の変局に對処し内外の情勢を改善して速かに支那事變を解決すると共に好機を捕捉し對南方問題を解決するを要し之が為先づ外に在りては對独伊政治的結束の強化對ソ國交の飛躍的調整内に在りては国内戦時態勢の強化及戦備の充実等諸般の準備を促進すること極めて肝要なりと思惟す

茲に於てか速かに不動の国策を確立し政戦同略渾然一致して之が達成に邁進するの要大なるものあり

是本要綱を提案する所以なり

所要事項の説明

方針に就て

第一項に關し

本件は世界変局に對処する支那事變處理と對南方問題解決との関連を明記せるものにして對南方問題の解決の為の施策中には外交施策に依るものと武力行使に依るものを含みあるものとす内外情勢の改善とは對外的には主として對独伊政治結束の強化及對ソ國交の調整を對内的には国内態勢の強化等を其の内容とするものとす

第二項に關し

本項は第一項中の内容に包含せらるべき事項なるも支那事變の處理未だ終らざる場合に於ける南方施策に關する事項特に其の態勢轉換は事極めて重要なを以て此の点を特に明記せるものなり而して其の「對南方施策を重点とする態勢轉換」とは政敵兩略の見地より現に遂行しつつある支那事變に重点指向しある現態勢を南方に轉換するを意味するものとす

第三項に關し

本項にいふ「各般の準備」とは主として、戦備の整頓強化、對外態勢特に對独伊ノ施策強化及国内態勢の強化等を其の主なる内容とするものにして極力此等諸準備の促進を期するものなり、而して歐洲戦局の客觀的情勢を予察する時は此等主要準備の完成は概ね八月末頃を目標とするの必要性を痛感する次第なるも其の準備完成時機を明示せざりしは準備を要すべき個々の事項が其の性質に由り時機を異にせざるを得ざる為なり

要領に就て

第一条に關し

本条は支那事變の処理及對南方施策との要綱を方針に即応し掲記せるものなり

第二条に關し

一に就て

独伊との政治的結束の強化に關する內容に就ては目下別に研究せられあるものに準拠すべく又對ソ國交の飛躍的調整に關しては從來の對ソ折衝の觀念を一掃し北方安定の爲放胆なる施策（例へば不可侵條約等の如き）を必要とする見解なり

三に就て

仏印に對しては、極力外交的措置に依り我軍の補給担任、軍隊通過及飛行場使用等を容認せしむるも仏印にして之を拒絶し而も我對支作戰の必要上武力を行使して右要求を貫徹することあるべく又仏印にして暫くに違反し依然援助行為を続行するか、若くは其他の不信行為ある場合に於ては武力行使も亦之を考慮せざるを得ず然れども其の武力行使の実行は、固より大命に基くものなるは論をまたず

尚尙對仏印武力行使は香港に對するものと其本質を異にするものにして後者は對英一戰の決意をなすを必要とする見解なり従つて對香港武力行使は租界に對する武力行使と共に三の（二）に於て掲記せる如く第三条「對南方武力行使の件」に準拠すべきものとせり五に就て

「南太平洋上に於ける旧独領島嶼」とは現在帝國の委任統治下にある内南洋及北東部ニューギニア、ビスマーク諸島等を總稱せるものにして又「仏領島嶼」とはニューカレドニア、タヒチ等を指し共に國防上の重要価値を認め特に旧独領島嶼に於て然りとす其の「外交的措置」とは主として日独政治協定等に關する措置をいふ

六に就て

「南方に於ける其の他の諸邦」とは泰國及葡國領に關するものをいい就中泰國に對しては政略的施策に依り速かに我南方施策に協調せしむる如く工作を推進するの要を認む

第三条に關し

對南方問題の解決は諸般の情勢之を許せば速かに之が實現を期し大に希望なるも其の武力行使と現在遂行中の支那事變處理との関連は特に重大にして兩者を切り離して考へ得ざる実情に在るを以て本条に於ては特に其の關係を明確にせり

尙武力行使に方りては内外諸般の情勢就中支那事變處理の状況、歐洲情勢特に對独伊ソ提携の状況米國の我に對する動向及我戰爭準備の諸件を考慮するを必要とす

又對英武力行使に於ては對米開戦を避け得ざることあるべきを以て此の場合對米戰の準備に遺憾なきを要する旨記載せり

第四条に關し

本件は前各条の施策を遂行する爲の基礎的要件にして之が実行を促進するの要極めて緊要なるを痛感しあり、而して本条各要目に關する細部の具体策は追つて研究することとす

3 新政策の意義

「世界情勢の推移に伴ふ時局處理要綱」の内容は、いうまでもなく、日本の進路に画期的影響を与えるものである。而して、本要綱の決定を推進したものは、軍部就中陸軍であつた。原案の提案者は陸軍であつて、陸軍は七月三日參謀本部と陸軍省との首脳會議を開き、これを採択し、翌四日海軍側に提議した。爾後陸海軍間に、要綱は固より、その提案理由及び所要事項の説明についても、屢次に亘る折衝協議が行われた後、七月二十二日大本營陸海軍部案の決定を見たのである。

かかる重大な国策が、僅かに一回の連絡會議により大なる論議も

なく速決せられたことは注目すべきことであつた。然し、原案の趣旨は事前に近衛首相及び松岡外相に提示せられたのであつて、寧ろ新内閣は組閣前の四首脳会議において、既にこの問題と取組み、大綱に関する意見の一致をまつて、組閣に着手したのである。

〔新政策の意図するもの〕 新政策は、正しく急転せる歐洲戦局の所産であつた。当時、大本営は固より日本朝野の関心は、独逸の英本土上陸が何時行われるかということであつた。独逸の英本土上陸により、大英帝国の崩壊という事態に發展したならば、それは正しく、世界の政治及び経済分野の大変改であつて、日本としても拱手傍觀しておるわけには行かない。その時こそ南方問題を一举に解決すべき好機である。新政策の方針第三項についての大本営側の説明において、各般の準備完成時機に關し八月末頃を目標とすべきことを強調したのは、かかる大本営陸海軍部の意中を示唆するものであつた。

たとえ、独逸の英本土上陸が行われなくても、独逸の勝利に疑問なく、勢い世界の勢力分野の变革が招来せられ、日本に南進の機会があると考えられた。

元来日本は、石油、ゴム、特殊鋼原料、ボーキサイド、皮革、綿花、羊毛、麻類、脂油等の重要な戰略物資の全部又は大部を、米英及びその勢力圏よりの輸入にまたなければならなかつた。又工業の母胎たるべき工作機械類も、多くのものを米國に依存せざるを得ない実情にあつた。然るに、既に日米通商航海条約は破棄せられ、米國は、昭和十五年六月工作機械類の禁輸を実施し、七月には石油、屑鉄を輸出許可品目中に追加し、次に来るべきものは、石油及び屑鉄の禁輸と予想せられていた。これが対策は刻下の急務として、当時主要物資の繰上げ大量輸入が真剣に考えられ、その一部は既に実施せられていた。かくして、南方の資源を取得して米英依存經濟より脱却し、自給自足態勢を整備することは、自存自衛上不可

欠の要請と認められていたのである。

〔南方作戰研究に着手〕 新政策の決定に基き、陸海軍は幾多の重要問題に直面した。日独伊枢軸強化問題、仏印進駐問題、泰國との友好關係強化問題、香港作戰の準備等の外、最も活潑な論議を戦わされた問題は、南方作戰の研究準備の問題であつた。

新政策は南方に對し情況によつては武力行使することあるを決定した。しかも、戦争相手が英國に及ぶ場合を予期している。かかる国家意志の決定を見た以上、統帥部が戦争計画乃至作戰計画の研究及び準備を進めることは当然であつた。而してそれは、従来對華作戰と對ソ防衛に専念していた陸軍にとつては、画期的転換であつた。陸軍の南守北進論に對し、北守南進論を主張するのは、海軍の伝統的政策であつて、支那事變を通じて南支方面に對する海軍の関心が特に強かつたのは、その現われであつたのである。

ここにおいて陸軍統帥部における南方地域の兵要地理の現地調査、軍事情報の収集、作戰計画の研究等が開始せられた。戦争相手を蘭一國にするか、不可分なる英蘭二國にするかは大問題であつた。當時は、未だ戦争相手として真剣に米國をも予想する傾向は、陸海軍とも薄かつた。陸海軍統帥部間における作戰計画の合同研究も、屢次に亘り行われたのである。

然るに、翻つて歐洲の戦局は、予期の如く進展せず、独逸の英本土上陸の期待は薄れて行つた。南方作戰の主役を演ずべき海軍としては、時日の余裕を得るに従ひ、武力行使につき更めて慎重なる考慮を必要とする論が抬頭して來た。即ち八月二十八日、大本営海軍部の幕僚が陸軍部幕僚に對し、「世界情勢の推移に伴ふ時局處理要綱」の解釈に關する覚書を提示し、思想の調整を求むるところがあつた。尤も、陸海軍の南方作戰に關する準備は、未だ主として情報の収集と作戰計画についての机上研究の範圍を出ないもので、八月頃の情勢においても、まだ統帥部としては当然実施しなければなら

ない幾多の事項を残していたのであつた。

〔**対米英破局の萌芽**〕 以上はともあれ、この政策に基き、日本は支那事変の早期解決という大問題の外に、新たな南方問題と取組まざるを得なくなつたのである。しかも支那事変の早期解決のためには、従来のように、単に直接重慶政府を対象とする施策のみに止ま

第三章 日独伊三国条約の締結

1 同盟の主なる対象の変遷

「世界情勢の推移に伴ふ時局処理要綱」に基く具体的施策の最初に於て且つ最大の発展は、日独伊三国条約の締結であつた。

先に述べた如く、日独枢軸強化の動きは、昭和十一年十一月の日独防共協定締結以来、軍部を始めとする朝野の底流として、これに反対する一部の勢力と共に、根強く存在したのである。事実において、右防共協定は、その附屬秘密協定の内容よりして、一種の政治的結合を規定したものであつた。

〔**陸軍の態度及び主張**〕 而して、かかる動きを主として推進した勢力は、実に陸軍であつた。陸軍の伝統的使命はいうまでもなく北辺の守りを堅くするにあつて、これがために、独逸の力を利用してソ連を牽制することは、陸軍の最も希望するところであつた。この点に關し、東西兩洋においてソ連の強大化に直面しつつある日独兩國は、共通の利害關係に置かれていたのである。

支那事変突入後、このソ連牽制の必要は愈々増大すると共に、事變の長期化に伴い、これが早期解決のためには、米英に対する日本の國際的地位を積極的に強化する必要が痛感せられたのである。事變遂行の主役として自他共に任ずる陸軍において、特に然りであつた。更に歐洲戦局の進展並びに南方問題解決に關する欲求の抬頭

らへ、第三国就中米英の援蔭政策の放棄を目標として、状況によつては軍事行動により援蔭補給路を直接遮断するの外、國際政局に対する積極的外交施策を推進せんとした。勢いの赴くところ、米英との対立激化は避け難く、戦争への危険は増大して行つた。

は、同盟締結の氣運を著しく促進した。かくして、日独同盟の主なる対象は、ソ連より米國へと變つて行つたのである。

〔**防共より同盟への経過**〕 以下少しく、先に触れた第一次近衛内閣及び平沼内閣時代における防共協定強化の史実を尋ねて見ると、第一次近衛内閣は、昭和十三年七月十九日五相會議において「独逸に對しては、防共協定の精神を拡充してこれを對ソ軍事同盟に導き、伊太利に對しては、主として對英仏牽制に利用し得る如く秘密協定を締結する」という主旨を決定している。これに對し、独逸の主張は、終始ソ英仏を対象とする一本の軍事同盟案であつた。

次いで平沼内閣は、翌年一月十九日次の如き主旨の妥協案を決定し、爾後主としてこの線に従つて、連續たる商議が続いたのである。

- 1 ソ連を主なる対象とするが、状況により英仏等をも対象とすることがある。
- 2 武力援助はソ連対象の場合はこれを行ふこと勿論であるが、英仏等対象の場合はこれを行ふや否や及びその程度は一に状況に依る。
- 3 外部に對しては防共協定の延長なりと説明する。

〔**ソ連より米國対象へ**〕 然るに、「時局處理要綱」に基く日独伊枢軸強化の狙いは、以上の如き主としてソ連を対象とするものとは異

り、主として米国を対象とするものであり、ソ連は将来これを我が方の陣営に引き入れ、為し得れば日独伊ソ四国同盟へと拡充することを意図したものであつた。従来、同盟の対象が英仏に拡大せられることすら強く反対していた海軍もこの頃になるとこれに同意したのである。

2 松岡・スターマー会談

「時局処理要綱」決定後、陸海軍の事務当局者は、独伊との政治的結束強化の具体策について、研究討議を重ねつつあつた。然しこの問題は、八月下旬以後松岡外相の構想を中心とし、政府及び統帥部の首脳により極秘裡に取り進められ、独伊との交渉は、九月に入り独逸政府の特使スターマーの来朝に伴い、急速に具体化した。

〔日独伊枢軸強化に関する四相会議〕 政府は、九月上旬数次に亘り、首相、外相、陸海相の四相会議を開き、外務省提案の「日独伊枢軸強化に関する件」を討議し、スターマー特使との折衝要領を決定した。この重大時機に吉田海相は九月三日狭心症のため入院辭任し、及川古志郎海軍大将が海相に就任した。右決定の骨子は次の通りである。

- 一、皇国と独伊とは世界新秩序建設に対し共通の立場に在ることを確し各自の生存圏の確立及経綸に対する支持及対英、対ソ、対米政策に関する協力に付相互に所要の諒解を遂ぐ
- 二、現在日独伊各国が夫々直面し居る支那事変及歐洲戦争に関する相互支持協力に関し右基本的了解と共に速かに所要の諒解を遂ぐ
- 三、前二項の交渉は左記日独伊提携強化に対処する基礎要件を体して行ふ

1 皇国の大東亜新秩序建設の爲の生存圏に就て

イ、独伊との交渉に於て皇国の大東亜新秩序建設の爲の生存

圏として考慮すべき範圍は日滿支を根幹とし旧独領委任統治諸島、仏領印度支那及同太平洋島嶼、泰國、英領馬來、英領ボルネオ、蘭領東印度、ビルマ並に印度とす但し交渉上我方が提示する南洋地域はビルマ以東蘭印、ニューカレドニア以上とす尚印度は之を一応ソ連の生存圏内に置くを認むることあるべし

ロ、蘭領東印度は独立態勢にあらしむるを目的とするも差当り我方の政治上經濟上の優越的地位を認めしむるものとす

2 日独伊三国の經濟協力に就て

イ、交易に關し皇国は日滿支三国の農林、水産物等を供給するの外支那、仏印、蘭印等の特殊鉱産物及ゴム等の供給に付協力を与ふべく独伊は皇国の必要とする技術の援助及航空機、機械類、化学製品等の供給を爲す

ロ、右目的の爲夫々經濟協定、貿易協定及支払協定を締結す

3 日独伊三国の對ソ及對米協力に關する皇国の態度に就て

世界が東亜、ソ連、歐洲及米洲の四大分野に分るを予見せらるる戦後の新態勢に於て東亜の指導者を以て任ずる皇国は歐洲の指導勢力たる独伊と密接に提携し

イ、ソ連を東西両方面より牽制し且之を日独伊共通の立場に副ふ如く利導して其の勢力圏の進出方面を日独伊三国の利害關係に直接影響少き方面例へば波斯灣(場合によりては印度方面に対するソ連の進出を認むることあるべし)に向ふ方面に向はしむる如く努むると共に

ロ、又米国に対しては力めて平和的手段を以てすべきも東亜及歐洲分野の政治的經濟的提携に依り所要に應じ米国に対

し圧迫を加へ得るの態勢を以て構成し以て皇国の主張を貫徹するに寄与せしめる如く策す

右施策に際し努めてソ連を利導することを考慮す

4 对英米武力行使に関し皇国は左の諸項に依り自主的に決定す

イ、支那事変処理概ね終了せる場合に於ては内外諸般の情勢之を許す限り好機を捕捉し武力を行使す

ロ、支那事変の処理未だ終らざる場合に於ては原則として開戦に至らざる限度に於て施策するも内外諸般の情勢特に有利に進展するか若くは我準備の成否に拘らず国際情勢の推移最早猶余を許さずと認めらるる場合武力を行使す

ハ、内外諸般の情勢とは支那事変処理の状況の外歐洲の情勢特に對ソ国交調整の状況米国の我に対する動向及我戦争準備等の諸件を指すものとす

〔会談の結論——廟議決定〕 以上の決定に基き、松岡外相は九月七日東京に到着したスターマー特使と、九日及び十日の兩日会談し、次の如き諸点につき意見の一致を見た。

1 日独伊は米國が歐洲戦争及び日支紛争に參戦せざらんことを希望す

2 独逸は其の対英戦に日本の介入を求めず

3 日独伊三国の毅然たる一致の態度に依りてのみ米國の行動を抑制することを得

4 三国条約には次でソ連邦をも加入せしむるものとし独逸は日ソの提携に就き斡旋す

5 独逸は東亞に於ける日米の衝突回避に努力す

かくして、独伊との交渉は急速に具体化し、九月十六日臨時閣議、同十九日御前會議が開催せられ、条約締結に関する廟議の決定を見るに至つた。

〔當時の英本土〕 この頃、独逸の英本土に対する爆撃は激化し、外電は独軍の英本土上陸近きを報じ、英首相チャーチルは、九月十一日ラジオを通じ、「来るべき一週間は、我々の歴史において最も重大な一週間とみなさるべきである」と國民に警告している。

3 御前會議

御前會議は、九月十九日宮中において開催せられ、近衛首相、東條陸相、及川海相、松岡外相、河田藏相、星野企画院總裁の各國務大臣、原樞密院議長、閑院宮參謀總長、伏見宮軍令部總長、沢田參謀次長、近藤軍令部次長等が出席した。

〔討議の内容〕 會議は午後三時より午後六時に亘り、主なる討議の概要は次の通りである。

參謀總長 日独伊の提携強化が、支那事變處理に及ぼす影響如何。

外務大臣 同盟締結の爲日本の立場を強くし有利ならしむる目的にて、独逸側に対しては、支那事變は日本独力にて片付ける如く申述べあるも、本同盟成立の上は、軍に於て実施せられつつある日支直接の和平交渉に即応する如く有利に独逸を利用し度き考なり。相當の効果を期待し得るものと信ず。

軍令部總長 本同盟の成立に依り日ソ国交調整に寄与する程度如何。

外務大臣 日ソ国交の調整には、独逸を仲介と致し度く、日ソ国交の調整は又独逸の利益となるを以て、彼は此の仲介をなすを希望しあり。尤もスターマー特使は、本件に關しては未だソ側と一切話合いをしたことはないと申しあり。

只昨年独ソ不可侵條約締結の際、リッペントロップ独外相がスターリンに対し、日ソ国交を將來如何にすべきやを尋ねたる時スターリンは、日本にして和を欲すれば我も和を欲し、日本に

して戦ひを欲すれば我も亦戦ふべしと答へたことによりても、ソ側は日ソ国交の調整に十分意志ありと判断せられ、独逸側は何等の障碍なく極めて手輕に此の調整が出来る様に考へあり。

又スターマー特使がソ連を通過することをソ側に秘することは不可能であり、何等かモスコに於てソ側と話し合いを致したのではないかと疑ひ居る次第なり。何れにしましても、日ソ国交調整には独逸に斡旋せしむることに相當の希望を繋ぎて可なりと考へる。

軍令部総長 本同盟の結成に依り、米英との貿易關係は一層惡化し、最悪の場合は依存物資の取得愈々至難と認められ、又日米戦争は持久戦となる公算大なるが、支那事變に依る国力消耗の現状に鑑み、国力持続の見透並に之が対策如何

内閣総理大臣 新事態の發生に伴ひ、米英との貿易關係が一層惡化することは予想し得べく、最悪の場合には輸入物資の入手全面的に不可能なることもあるべし。我國の現状は主要なる軍需資材を米英にまつこと多く、従つて相當の困難は免れざるべく、従来此の如き場合を顧慮し、国内の生産を拡充し、又貯蔵に勉めたるにより、軍官民の消費統制を一層強化し、最も緊要なる方面に集中使用せば相當長きに亘り軍需に支障なく、又日米戦争に當りても、比較的長く軍需に應じ得べく相當長期の戦争に堪へ得るものと考へあり。

企画院總裁 鋼材に就て一屑鉄を主要原料となしある關係上、米國が屑鉄を禁輸せば我國の製鋼能力は減少す。然れども、総理の説明の如く従来より行ひたる生産拡充の施設あり、又屑鉄によらざる製鋼法もあり、相當多量の鋼材を生産し得べし。

本年度物動計画には四五〇万屯を見込みあるも、米國の禁輸とならば第一年度は四〇〇万屯となるべく、第二年度は生産力拡

充せられても在庫品の減少等により約四〇〇万屯となり、これに非常手段を加ふれば概ね現在の儘となし得べし。

現在軍需としては、陸海軍の直接及間接の分をも加へ一四〇万屯、その他の民需四〇〇万屯にして、たとへ生産高四〇〇万屯に減少するも、民官需を圧迫するに於ては日支事變の継続は困難ならず。他方物動の改訂と製鉄能力の向上を図れば、現在及び近き将来完成するものを合し、日滿を通じ鉄八〇〇万、鋼五四(五)〇万屯の生産高となるべし。目下他の生産拡充を急ぎある關係並に炭質の低下により、製鋼能力四〇〇万屯なるも、今後主力をこれに集中し現在の設備を十分に働かす時は、現在完成しある設備のみにても尚一二(三)〇万屯を増加し得べく、従つて日支事變に要する鋼材は固より、現在程度の軍需は永久に継続し得べし。

銅に就て一銅の本年度生産計画量は約二〇万屯なるも、銅鉱の禁輸の際は、第一年度一八万屯、第二年度一三(四)万屯となり、その後は漸次増加す。本年度国内需要は二〇万屯にして、陸海軍需は直接間接を合し一一万屯なるを以て、困難乍ら今日の軍需量を供給し得べし。

然れども銅は鋼材に比し困窮の程度大なり。他の代用品を研究し、又は凡有取得の方法を考究する必要あり。現に先般多額量を米國にて買付、既に出荷又は船積中乃至船積せんとしつつあり。

石油に就て一国内生産僅少なるを以て、鉄及び非鉄金属に比し更に困難なり。陸海軍所要の分は夫々貯蔵しあるものを使用するの外なく、非常な長期戦となれば固より困るが、貯蔵は相當量あるを以て差支なかるべし。

特に最近迄最大の弱点たりし航空ガソリンは、第一次、第二次繰上輸入並に最近の特別輸入により、相當量入手し得たるを

以て、他に比し寧ろ有利の状況となれり。固より円ブロック内の生産及貯蔵を以て軍官民需を支うる事は不可能なるに依り、結局は北樺太、蘭印等より確實なる取得の方法を講ずること必要なり。

軍令部総長 対米戦争ともなれば、海軍が第一線に立ちて働くこととなる。その際の石油軍需を貯蔵又は北樺太、蘭印等からの取得に期待しあるも、海軍の貯蔵にて長期戦は不可能なり。この長期戦に要する石油の補充を如何にするや承り度。

企画院総裁 油の問題に就ては、前述の通りなり。相当の長期戦ともなれば、北樺太、蘭印の石油取得が絶対必要なり。又独逸の斡旋により、ソ連又は歐洲方面より補充することも必要にして、要するに凡有方法手段を尽してなるべく多量の石油を取得するの外なし。

国内製油も大いに努力するの要あり。天然産油は年額四〇万屯なるも、人造石油は近時作業も進捗し、明年は年額三〇万屯を期待し得べく、現に計画又は着手中のものを合すれば、相当量に達すべし。

要するに油に就ては、一面極力海外よりの取得を図り、且国内の生産を高むると共に、他面国内の消費節約に勉むるの外なし。

軍令部総長 石油問題に就ては、大体確かなる取得の見込なしと解して可なりや。尚一言すべきは、ソ連よりの供給を待つことは、大なる期待を持ち得ず、結局蘭印より取得する外なく、これには平和的と武力的の二方法あるも、海軍は極力平和的方法を望む。

外務大臣 本同盟の交渉に方りても、油の獲得は最も留意したる所にして、米英の資本なるも和蘭の所有に属する蘭印の石油の獲得、並に将来日本に対する蘭印に於ける石油企業の許可等

につき、和蘭本国を押へある独逸として何をなし得るやをオットー、スターマーに質したる所、相当の骨折をなすべしとのことなり。

又スターマーの言に依れば、独逸が今回仏国に於て獲得した油量は、独逸が昨年九月より現在まで消費せし油の量に勝るとのことなり。

又ソ連は忠実なる対独経済契約を履行しありて、英國の宣伝に拘らず、ソ連より相当の油が独逸に送られつつあり。尚ルーマニアよりも多量の油を得つつありて、独逸は油の心配なしとのことなり。

実は本同盟の結果米国の禁輸を受くるは、日本の最も苦痛とする所なるにより、独逸の油の半分を日本に割譲する様申込み置きたる所、彼等は極力努力すべしと云へり。又北樺太の石油に就ても、大部又は一部を日本に分譲し、又は日本の同地に於ける企業を妨害せざる如く、ソ連に斡旋方依頼し置きたる所、日ソ国交調整後はその問題は容易なるべしと述べ居れり。

軍令部総長 蘭印の油の資本は英米のものにして、本国政府は英國に亡命しあり。故に和蘭本国を押へたりとて、独逸が蘭印の石油を自由にし得るや。外相の所見如何。

外務大臣 困難なるべし。ダッチセールの株は英國のものであるが、会社は和蘭のものなる故、株の故を以て英米が文句を云ひ得るものにあらず、又在蘭印スタンダード会社の利権の如きは、同会社にて戦禍を恐れ日本に売却せんとしたることさへあり。為し得れば買取すべきなり。

軍令部総長 若し米国の歐洲戦参加により、帝國の参戦を余儀なくせられる場合に於ても、其の開戦時機は自主的に之を決定するの要ある所、之に対する措置如何。

外務大臣 日本が自働的に参戦の義務を有することは明白なる

も、一体米國が参戦せるや否やを決定するは、三国の協議によることとなりあり。又陸海軍委員会もあり、その時の事態に應ずる研究をなし、その結果を各國政府に上申し、政府が之を決定するものにして自主的決定なり。

枢密院議長 軍令部総長の御質問により、私の質問せんとせし所は明瞭となりたるも、本条約は米國を目標とする同盟条約にして、之を公表することにより米の参戦を阻止せんとする独伊の考えなり。米國は最近英國に代り東亞の番人を以て任じ、日本に対し圧迫を加へあるも、尚日本を独伊側に加人せしめざらんが為可なり手控へあるべし。然るにこの条約の發表により、日本の態度明白とならば、日本に対する圧迫を強化し、極力蔭介石を援助して日本の事変遂行を妨ぐべく、又独伊に対し宣戦しあらざる米國は、日本に対しても宣戦することなく經濟圧迫を加へ、日本に対し石油、鉄を禁輸すると共に日本より物資を購入せず、長期に亘り日本を疲弊戦争に堪へざるに至らしむる如く計るべしと考ふ。

企画院總裁の説明によれば、凡有手段を尽して鉄、石油の取得を計ることとなるも、不確実なり。又外相の説明も急の間に合はず、量も小量なり。石油なくして戦争遂行不可能なり。蘭印の石油資本は英米にして、和蘭政府は英國に逃れ居る關係上、平和的手段にて蘭印より石油を獲得することは、不可能と考ふるが政府の所見承り度。

外務大臣 枢府議長の御意見は尤もなるも、和蘭本國を押へある独逸としては、蘭印に関しても亦相当重要な押へをきかし得べく、又國際關係の裏面は相当融通のきくものにして、これらの為独伊人を利用するを有利とす。伊太利に対する禁輸の際、又先年日本の國際連盟脱退の際の如き、日本に武器充込みを引受けんとするもの断りきれぬ程ありたり。

今日本が支那の全部少くも半分を放棄すれば、或は一時米國と握手し得べけんも、将来決して対日圧迫は已むものにあらず。特に最近に迫りある大統領選挙は最も危険なり。野心家ルーズベルト大統領は、自己危しと見れば、その野心遂行の爲には如何なることをも辞せざるべく、対日戦争、歐洲戦参加等を決行するやも知れず。両大統領候補者とも日本を責むれば人氣あり、支那に於ける僅少の日米の衝突(武力的)は直に戦争に転化すべし。

今や米國の対日感情は極端に悪化しありて、僅かの氣嫌取りでは恢復するものにあらず、只々我れの毅然たる態度のみが戦争を避くるを得べし。勿論反米英の空騒ぎは嚴重に取締るべし。ヒットラーの考へも極力米國との戦争を避け、加之對英戦終了せば、極力米國と親善を図り度考へなり。米國には二千三百万の独系市民ありて、重大なる役割を演ず。日本の米國に求むる所も、これと同様に於て、日独は對米態度に於て同様なり。我國も機會を捉へて日米關係の改善を試むべく、独伊系市民を利用することも考へられる。

企画院總裁 先刻の説明は最悪中の最悪の場合を述べたるものなり。日米戦争起らぬ限り、米國の經濟圧迫のみにて我國の對支戦争継続不可能となるが如きことなし。米國以外より相當取得し得べし。只航空ガソリンは米國のもの最良にして、我國にては未だ高級ガソリンを製造し得ず。但し過般航空ガソリンを多量入手したるを以て先づ可なり。それ以外の石油は品質價格等に於て甲乙あるも、他方面より求め得べし。

米國と同時に他の諸國が對日禁輸を行ふものとは考へられず。これら米國の對日經濟圧迫は、自己の腹を痛めずして日本を苦しめんとする急所を衝きあり、今後全面的の經濟圧迫ありとするも、我に取り最も痛き所は、既に実施せられあり、今更改め

て困るに及ばざるべし。米國より只今も尙相当量の買込をなしあることは前述の通りなり。

又北樺太の石油は決して少量にあらず、現在一〇万屯未満なるも、これは彼の妨害によるものにして、現在の設備を以てしても尙数十万屯を得べく、ソ側が取得しある四〇万屯を合して七、八〇万屯となり、馬鹿にならぬ数量なり。

陸軍大臣 石油に関しては、陸軍に於ても海軍同様之を重視しあり。この問題をおし進むれば結局蘭印の問題となるべし。本件に関しては、組閣早々大本營政府の連絡會議に於て、時局處理要綱を定め、支那事変を速かに解決すると共に、好機を捕捉して南方問題を解決すべく、蘭印に関しては暫く外交的措置により重要資源の確保に努め、又状況に依りては武力を行使することあるべき旨既に決定しあり。決して無方針で進行しある次第にあらず。固より蘭印資源の獲得は、平和的手段によるを望むも、又状況により武力行使をも行ふ政府の方針は決定しあり。

樞密院議長 外相の方針を聴き、又陸相より對南方の方針既に決定しある旨を承知し、結構と存ず。

蘭印は石油資源を獲得する唯一の所なり。平和的手段によれば可なるも、万一武力行使の際独伊に対し如何なる手を打ちありや。

外務大臣 相談を開始しあるも、本件は對英開戦となり、一方的の要求となり、又双方の面目もあり、秘密の漏洩することもあり、独逸側に報酬を求むることもあるべく、今後尙談合を進め度考へなり。

樞密院議長 蘭印に対し日本の自由手腕を揮ふことを、此の際独伊側に認めしむること必要なり。

又外相の説明による陰微の攻撃の解釈につき、米國が新西蘭土

又は濠洲等に根拠地を借用し、日本包囲の状態を成形したる際、これを米國の對日攻撃と看做すことに決定しおくは、今日は未定なりや、此の点承り度。

外務大臣 米國の此の如き對日包囲陣の成形を防止することが本条約の目的なり。此の際毅然たる我國の態度のみが、よく米國の包囲策を封じ得るものなり。又万一此の包囲陣成形せられたる際、これを攻撃と看做すべきか否かは、阿統帥部長及び陸海軍大臣の御意見もあるべく、これはその時の情勢により決定すべきものにあらずるか。

陸軍大臣 この問題は、矢張り當時の形勢により決定するの外なし。

樞密院議長 米國は自負心強き國なり。従つて我國の毅然たる態度の表示が、却つて反對の結果を促進することなきやとも考ふるが如何。

外務大臣 御尤もなるも、日本はスペインにあらず、極東に強大なる海軍力を擁する強國なり。成る程米國は一時は硬化せんも、冷静に利害を算計し、冷静なる態度に立ちかへるべしと考ふ。固より彼が益々硬化して一層險惡なる状態となるか、彼が冷静反省するかの公算は半々なるべし。

總理大臣 大凡御意見も尽された様に思ひます。それぞれ御意見の御開陳を願ひます。

參謀總長 只今迄の研究により、大本營陸軍部としましては、日独伊樞軸強化に関する政府の提案には同意であります。

尙支那事変處理並に今後の国防施策上、對ソ國交の調整は極めて緊要でありますから、政府に於てはこの点に関し、更に一層の努力を傾注せられんことを切望する次第であります。

〔海軍の要望〕 軍令部總長 政府提案の日独伊軍事同盟締結の件、大本營海軍部としては同意致します。

但し此の際左記の希望事項を述べます。

1 本同盟締結せらるるも、為し得る限り日米開戦は之を回避する様施策の万全を期すること。

2 南方発展は極力平和裡に之を行ひ、第三国との無用の摩擦を起さしめざること。

3 言論の指導統制を強化し、本同盟締結に関し恣なる論議を抑制し、且有害なる排英米言動を厳に取締ること。

4 海軍戦備及軍備の強化促進に関しては、曩に政府の所信が海軍統帥部の意見と一致しあるを認めたるが、本件は特に重大なるを以て、更に本機会に於て、これが完遂に對し真剣なる協力を望み置くこと。

樞密院議長 現時の支那事變遂行並に國際情勢の推移に鑑み、已むを得ざる処置として賛成す。将来幾多の困難發生すべく、米国の禁輸の如きも樂觀するを許さず。又日米衝突は結局不可避のものとしても、近き将来に於て之を招来するが如きことなき様十分の戒心を加へられ、万違算なきことを希望して本件に同意を表します。

右討議の最後において、軍令部総長が大本營海軍部の要望事項として陳述した内容は、当時における複雑微妙な海軍の立場を、意味深長に物語っている。

4 条約の成立とその後の発展

日独伊三国条約は、その後九月二十六日、樞密院に對する諮詢を経て、翌二十七日午後八時十五分、ベルリンにおいて調印成立を見るに至つた。同夜九時十五分外務省は、条約成立に関する歴史的発表を行つた。

『条約の全文』 条約の全文は次の通りである。

日本国、独逸国及伊太利国間三国条約

大日本帝國政府独逸國政府及伊太利國政府は万邦をして各其の所得しむるを以て恒久平和の先決要件なりと認めたるに依り大東亞及歐洲の地域に於て各其の地域に於ける当該民族の共存共榮の實を擧ぐるに足るべき新秩序を建設し且之を維持せんことを根本義となし右地域に於て此の趣旨に抛れる努力に付相互に提携し且協力することに決意せり而して三国政府は更に世界到る所に於て同様の努力を為さんとする諸國に對し協力を咨まざるものにして斯くして世界平和に對する三国終局の抱負を實現せんことを欲す依て日本國政府独逸國政府及伊太利國政府は左の通協定せり

第一条

日本國は独逸國及伊太利國の歐洲に於ける新秩序建設に関し指導的地位を認め且之を尊重す

第二条

独逸國及伊太利國は日本國の大東亞に於ける新秩序建設に関し指導的地位を認め且之を尊重す

第三条

日本國、独逸國及伊太利國は前記の方針に基く努力に付相互に協力すべきことを約す更に三締約國中何れか一國が現に歐洲戰爭又は日支紛争に參入し居らざる一國に依て攻撃せられたるときは三國は有らゆる政治的、經濟的及軍事的方法に依り相互に援助すべきことを約す

第四条

本条約実施の爲各日本國政府、独逸國政府及伊太利國政府に依り任命せらるべき委員より成る混合専門委員會は遲滞なく開催せらるべきものとす

第五条

日本國、独逸國及伊太利國は前記諸条項が三締約國の各々とソヴィエツト連邦との間に現存する政治的狀態に何等の影響をも及ぼ

さざるものなることを確認す

第六 条

本条約は署名と同時に実施せらるべく実施の日より十年間有効とす右期間満了前適當なる時期に於て締約國中の一国の要求に基き締約國は本条約の更新に關し協議すべし

〔詔書換発、内閣告諭、首相放逐〕 右と同時に、詔書が換発せられ、且つ政府は近衛首相の名を以て内閣告諭を發した。詔書は、条約の成立が、速かなる禍亂の載定と平和の克復に対する天皇の切なる軫念に基く旨を明かにし、内閣告諭は、条約の趣旨が、大東亜の新秩序の建設と世界平和の克服とにある旨を強調した。

更に近衛首相は、翌二十八日、國民に対しラジオを通じ、時局に關する演説を行い、三国条約に關しては次の如く述べた。

活眼を開いて東亜と歐洲の現状を見れば、日独伊三国は、實に各各その持場に於て旧秩序打開のために共通の努力を続けつつあるのであります。即ち独逸及伊太利は歐洲に於て新秩序を建設せんとしてゐるのであり、日本は大東亜の地域に於てアジア本来の姿に基く新秩序の建設を期しつつあるのであります。

抑々世界歴史の現段階に於て、直ちに世界を一単位とする組織の完成を期することは出来ないものでありまして、世界の諸民族が數箇の共存共栄圈を形成することは必然の勢であります。而して日本が東亜に於て、独逸、伊太利が歐洲に於て、此の共存共栄圈を指導すべき立場に立つ事は、歴史上より見るも、地理上より見るも、經濟上より見るも、これ亦必然の勢である。私はかかる必然の傾向を阻まんとする処に、歐洲に於ては第二次大戰の勃発を見、東亜に於ては準戰時的國際關係の緊張を示すに至つたものと思ふのであります。

然らば、日本が独伊に、又独伊が日本に協力し、相助けて、場合によりては軍事同盟の威力をも發揮せんとするに至ること、これ

亦必然の勢であります。

右の如き近衛首相の演説の内容は、國民をして、三国条約の眞の狙いが対米國交調整の伏線となすにあるという趣旨―それは終戦後發表せられた近衛公の手記により明かにされた―を理解せしむるに困難であつた。然し、近衛首相を始めとする政府首脳が、當時の情勢においては、毅然たる態度のみが、米國に對し取るべき唯一の途であるとの信念を持ち、三国条約に次いでソ連を引入れて日本の立場を強化し、対米國交を有利に導こうとする意圖があつたことは事實である。

〔日獨外相間の秘密交換公文〕 条約の調印にあたりて、松岡外相とオットー駐日独大使との間に秘密の公文が交換せられ、日本の委任統治下にある内南洋旧独領植民地の處理に關する事項の外、独逸大使の書翰中には「日本國とソ連邦との關係に關しては独逸國は其の力の及ぶ限り友好的諒解を増進するに努むべく且つ何時にても右目的の爲周旋の勞を執るべし」という注目すべき事節が含まれてゐた。

〔モロトフ訪独―独ソ交渉〕 ソ連邦を三国同盟に同調せしめんとする政策は、最初主として独逸政府によつて交渉が進められ、昭和十五年十一月月中旬ソ連外相モロトフの訪独によつて具体的に取り上げられた。

モロトフ外相はベルリンを訪問し、十一月十二日及び十三日、ヒトラー総統及びリッペントロップ外相と独ソ間の広汎なる懸案について會談した。その際リッペントロップは、今後における交渉の基礎として、次の如き条約草案をモロトフに提示した。

三国同盟参加國独逸、伊太利、日本を一方としソ連邦を他方とする協定

三国同盟参加國独逸、伊太利、日本政府及びソ連政府は歐洲、アジア及びアフリカに於ける各國の自然的勢力圈内に当該各國民の福

社向上に役立つ新秩序を確立しこの目標達成のための各国の共同努力に確乎たる基礎を与へる目的を以て次の諸条項を協定する

第一条

一九四〇年九月二十七日ベルリンで調印せられたる三国同盟に於て日独伊三国は大戦が世界的紛争とならざるやうあらゆる手段を以て戦争拡大を防止し早期世界平和の回復に努力する旨協定し三国は此の目的を同じうしこれが為に努力せんとする世界各地の他国民との協力を喜んでさらに拡大する意志を表明する。

ソ連はここにソ連が三国同盟の目的に同調し政治的に三国と協力してこの目的達成のため努力することを宣言する。

第二条

独伊日及びソ連は相互にその自然的勢力圏を尊重することを約すこれら各利益圏相互間に折衝の必要が生じた場合に限り四国は發生した問題に関し互に友好的に相互会談を開催する

独伊日はソ連の現所有地域範圍を承認しこれを尊重する旨宣言する

第三条

独伊日及びソ連は以上四国中の一国に敵対して結成せられたる他の諸国間の結合協定には参加せず且これを支持せざることを約す四国はあらゆる經濟問題に関し相互に援助し四国間に現存する協定を補強擴張する

第四条

本協定は調印と同時に効力を發生し爾後十年間有効とする
四国政府は時機を見て協定期限満了前に協定期間延長問題に関し相互に会談すべきものとする

右に對し、ソ連政府はモロトフ外相帰國後の十一月十六日、次の如き條件附で独逸政府の提案に同意する旨を回答した。

1 独逸軍はソ連の勢力圏たるフィンランドより即時撤退する。

2 ソ連はブルガリアと相互援助条約を締結し長期租借によりボスフォラス及びダーダネルスの圏内に陸海軍基地を設定する
3 バツム及びバクアの南方からベルシヤ湾に至る地域はソ連の領土的希望の中心たることを確認する

4 日本は北樺太に於ける石炭及び石油の採掘權を放棄する
〔ヒットラーの對ソ戰秘密命令下達〕 かくして、独ソ間のバルカソ及び近東方面に對する政策の根本的対立が露呈せらるるに至り、ソ連を三国同盟に同調せしむる政策は独逸政府によつて一方的に放棄せられた。ヒットラーは、早くも昭和十五年十二月十八日對ソ戰を決定して全軍にこれが準備の秘密命令を下達したのである。

以上独逸政府の行動の詳細に関しては、日本政府に通告せられなかつた。勿論日本政府及び大本營は、独逸がかくも早期に對ソ戰を決定していることを想像もしなかつたのである。

〔同盟の性格——政治協定〕 日本は三国条約の締結により、独伊

が米國より攻撃せられたときは、あらゆる政治的、經濟的及び軍事的方法により、独伊を援助すべき義務を負うに至つたのであるが、その援助義務發動の準備に関しては、固より、極めて冷淡であつた。固よりこの条約は軍事同盟でありながら、軍事に関する何等の秘密取極めがなかつた。然し軍事同盟である以上、最高統帥部としては、同盟の仮想敵國に對する作戰計畫を整備して置くべきに拘らず、陸軍統帥部は、當時その必要を感じていなかった。又三国条約第四条の規定に基き、遲滞なく開催せらるべきはずの混合専門委員會に關しても、その組織大綱が三国間において決定したのは、十二月二十日であり、各國委員の任命せられたのは翌昭和十六年二月乃至三月の頃であつた。しかも混合専門委員會が、条約實施の具體的事項に關し、會議を開催したことは遂に一回もなかつた。即ち三国同盟は、主として政略的效果を狙つた一種の政治協定の域を出なかつたのである。

第四章 支那事変解決の努力

1 北部仏印進駐

〔仏印の軍事的価値——援蔣ルート遮断〕 昭和十五年六月二十

日、仏国政府は仏印を通ずる援蔣物資の輸送を禁絶することを承認し、これが監視のため大本営陸海軍部より派遣せられた西原一策陸軍少将を長とする機関は、七月二日以降、北部仏印に常駐所を開設した。

元來、仏印ルートはビルマルートと共に、援蔣ルートの大宗であつて、しかも右暫くに拘らず、仏印当局の取締りに対する誠意は必ずしもこれを認め難く、又人員僅少なる日本派遣機関の監視を以てしては、その禁絶の完璧を期し得られなかつた。加えるに大本営はビルマルート遮断のため昆明方面に対する航空作戦遂行の根拠地を、地理的關係上北部仏印に求める必要があつた。当時ビルマルート禁絶についての日本の要求に対しては、英国は七月八日これを拒否する旨の回答を寄せていたのである。

更に大本営は、全般作戦の見地から当時広西省南寧附近における重慶軍との会戦後同地西方地区にあつた第五師団を速かに上海地区に集結する必要にせまられていたが、これは交通網等の關係上、北部仏印を経由するにあらざれば極めて困難な状態にあつたのである。かくして、前記「世界情勢の推移に伴ふ時局処理要綱」において、仏印に対する日本軍の軍事的要求を仏国をして容認せしめ、状況によつては、仏印に対し武力を行使することある旨が規定せられたのである。その軍事的要求とは北部仏印において日本軍限定兵力の通過及び駐屯並びにこれらに伴う所要の便宜供与等である。

〔松岡・アンリー協定〕 右のための外交交渉は、東京において松

岡外相とヴィシー政府により任命せられていたアンリー仏国大使との間に進められ、八月三十日原則的諒解が成立し、両者の間に公文が交換せられた。それが一般に松岡・アンリー協定と呼ばれるところのものであつて、日本はこの協定において、仏国の主権及び領土の尊重を確約し、且つこの措置が支那事変遂行の期間に限られるべきものなることを明かにしたのである。

〔第五師団越境事件〕 これに基く兵力進駐に関する現地細目交渉は、前記大本営仏印派遣機関長と仏印政庁との間において、九月四日一応成立を見たが、仏印側は、偶々、九月五日発生した鎮南関附近における我が第五師団の一箇大隊の越境事件を理由としてこれが無効を主張した。已むなく現地交渉は更めて続行せられ九月二十二日午後四時三十分に至り漸く協定が成立した。この間、仏印側の極力交渉を遷延させようとする態度が明かに認められ、大本営陸軍部においては、武力進駐を主張する參謀本部一部の強硬論と、平和進駐を主張する陸軍省の穩健論との応酬が、繰り返され、東條陸相は、たとえ進駐遅延するも友好的に進駐を実施すべきを強く主張した。又陸相は、前記第五師団の一部が上司の命令によらずして越境した事件は、たとえその大隊長の誤認に基くとするも、厳正なる統帥軍紀確立のため、看過し得ざるものとして、当該大隊長を軍法會議に附し、更に九月二十六日に至り、右監督の責任を負うて南支那方面軍司令官安藤利吉中将は罷免せられ、次いでその他の關係軍司令官、師旅団長、聯隊長は或は罷免、左遷せられ、或は処罰せられた。

これより先、九月四日現地交渉の成立に伴い、翌五日大本営陸軍部は、南支那方面軍司令官に対し「現任務遂行の爲軍の一部を以て

北部仏領印度支那に進駐すべき」旨の大本営命令を発売した。然るに仏印側の協定無効の通告により、進駐部隊は進駐を中止して待機するの已むなきに至つてゐた。

〔仏印の遷延態度と四相會議〕 ここにおいて政府は、仏印側の遷延態度に対処するため、九月十三日四相會議において、次の如き主旨の方針を決定した。

1 九月二十二日を期限とし交渉し、交渉不成立の場合に於ても進駐を開始する。

2 交渉不成立の場合の進駐も極力平和的に実施する。但し仏印側が抵抗した場合に於ては武力を行使して目的を貫徹する。

右決定に基き、大本営陸軍部は九月十四日、南支那方面軍司令官に対し「北部仏領印度支那進駐日時は九月二十二日零時（東京時間）以降とし進駐に方り仏領印度支那軍抵抗せば武力を行使することを得る」旨大本営命令を発売し、且つ進駐の目的が「対支作戰の基地を設定すると共に支那側補給連絡路遮断作戰を強化」するに在ることを指示した。その後右進駐日時は、十七日に至り「二十三日零時以降」と変更せられた。而して進駐日時の細部は、現地陸海軍司令官の協議決定にまかされてゐたのである。

〔進駐経過〕 かくして、日本軍の北部仏印進駐は、陸路及び海路の両方面から行われたのである。陸路進駐部隊たる第二十三軍司令官久納誠一陸軍中将の指揮する第五師団は、九月二十三日零時を期して進駐を開始した。それは協定成立後約八時間の後であつたが、第五師団は、武力進駐の態勢を以て進駐し、且つ第一線部隊は彼我共に、海防における現地交渉の成立を承知しないものもあつた。勢い彼我の第一線軍隊間に、大本営首脳としては予期せざる戦闘が惹起した。そこで大本営陸軍部は直ちに、二十三日午前三時「陸路よりする仏領印度支那への進駐は別に指示するまで中止すべし但し既に越境せる部隊は概ね現在地附近に集結し且既に戦闘を惹起しあるに於て

は之が紛争を成るべく局地に止むるものとする」旨の指示を發電し、戦闘は九月二十五日終熄した。

海路進駐部隊たる印度支那派遣軍―西村琢磨陸軍少将の指揮する歩兵三大隊基幹―は九月二十六日海防に平和裡に上陸した。然しこの際、万一の場合における上陸掩護に任すべき日本軍陸軍飛行機の一機が、搭乗員の錯覚に基き海防西南方郊外を誤爆した事件が起きた。而してそれが誤爆であることが大本営において判明したのは翌二十七日であつた。

〔東條陸相の問責人事〕 今次進駐にあたり、仏印との協定が成立したにも拘らず、戦闘を惹起するに至つたことは、東條陸相及び大本営首脳の甚だ遺憾としたところであつて、現地に作戰指導のため派遣せられてゐた大本営陸軍部作戰部長富永恭次陸軍少将は帰還と同時に更迭せしめられ、その後その他の大本営陸軍部の關係主要幕僚も更迭を見るに至つた。

東條陸相は就任以来、部内の統制維持を特に重視し、人事にそれを反映せしめんとしてゐたが仏印進駐にあたり惹起した紛争の責任を問ひ、東條陸相が断行した人事は注目すべきものであつた。

〔南進の第一歩―米英の反応〕 以上の如き経緯を以て、日本軍の北部仏印進駐が行われたのであるが、大本営陸軍部は早くも九月二十六日、陸路進駐した第五師団の仏印よりの撤退を発売し、南方情勢の發展の場合に備えて、それを上海附近に集結せしめ、戦力の恢復を図ると共に上陸作戰の訓練を実施せしめた。

北部仏印進駐は支那事變の早期解決に資する目的で行われたのであるが、南進の第一歩を進めるといふ狙いも、陸軍首脳部の意志に反し、統帥部の一部に存在したことは争われない事実である。いづれにしても結果において、日本はこれにより南進の第一歩を踏み出したのである。

日独伊三国条約の發表と日本軍の北部仏印進駐に対し、米国は直

ちに反応を示し、九月二十六日、屑鉄及び鉄鍋の西半球諸国及び英國以外への輸出禁止を發表し、又英國は十月八日、援將ビルマルーの再開を通告して来た。

2 対華長期戦態勢への転移

〔新国交調整——阿部全權大使〕 日本は日独伊三国条約の締結、北部仏印進駐による援將補給路の遮断等、重慶政府に対する直接及び間接の政略略策を強化する一方、汪兆銘を首班とする新国民政府との間に、日華基本条約締結に関し協議を行い、同政府承認の手続きを進めつつあつた。これがために、既に昭和十五年四月以来、阿部信行大將が特命全權大使として南京に派遣せられ、新国民政府との交渉に任じていた。

実際においては日華間の新国交調整に関する諸問題についての合意は新国民政府成立前に大体終つており、残された問題は、日本の新国民政府承認、これに伴い国交条約の締結を何時行ふかの点にあつたのである。

日本としては新国民政府の承認前において新国民政府と重慶政府との合作が成功し、重慶政府の合流した新国民政府を承認し、これと基本条約を締結することが期待せられた。それは即ち日華全面和平の成立である。これがために、日本側の重慶政府に対する和平工作が連続して行われていた。然しこの和平工作も、成功するが如くせざるが如く、荏苒時日が経過し汪蔣合作の成功を待つため、確たる見透しもなく、長期に亘り新国民政府の承認を差し控えて置くことは、許し得ない実情に立ち至つていた。そこで日本としては、最後の和平工作を行い、その結果によつて去就を決するの必要に直面したのである。

一方對華作戰の遂行は、昭和十四年以来既に持久戦の態勢に転移していたが、愈々新国民政府承認の段階に立ち至れば、事変は益々

長期持久戦の機相を呈し、ここに確乎たる長期戦方策の樹立を必要とした。而して又大本營陸軍部としては「世界情勢の推移に伴ふ時局処理要綱」に基き、南方情勢の發展に備うるために、事変処理に一応の結末をつけ、国策の弾力性を保持しようとするが如き考慮もあつた。

〔日華基本条約〕及び「支那事変処理要綱」かくして、昭和十五年十一月十三日、御前會議が開催せられ、政府側より日華基本条約及び同附屬文書案、大本營側より「支那事変処理要綱」が提案せられ、いずれもそれが採択せられた。

御前會議は支那事変以来、実に第四回目のものであつた。閑院宮參謀總長は、十月三日離任せられ、杉山元大將が新參謀總長としてこの會議に出席した外、主なる出席者の顔触れは三国同盟締結時と同様であつた。

近衛首相は、日華基本条約案を提案するにあたり、次の如き説明を行つた。

政府より提出致しましたる案件に就きまして御説明申し上げます。

帝國は昭和十三年一月十一日御前會議決定の支那事変処理根本方針並に昭和十三年十一月三十日御前會議決定の日支新關係調整方針に基き、従来重慶政權に対し其の反省を促し、急速に支那の全面的屈伏を強要すると共に、新なる政治勢力の育成を企圖し、之を実行し來つたのであります。

然るに現下の情勢に於ては、短期間に之が屈伏至難なるやに察せらるる一方、南京に樹立せられたる新政府は逐次其の政治力を増大し來りつつあるのみならず、該政府と帝國使臣との間に行はれたる条約交渉は今や政府に於て之が採否を決すべき時機に到達したのであります。

帝國は此の際新政府を承認し、其の政治力を強化培養して之を我

が方の事変遂行に協力せしめ、以て飽くまで事変の完遂を期するの方途に出づることが必要と認められるのであります。

依て政府は別紙条約案に対し調印締結の手続を執らんとするものであります。尤も条約調印後重慶政権の屈伏を見る場合に於ては更に新なる処断に出づべきこと勿論であります。

大本営より提案した「支那事変処理要綱」の原案は、陸軍側の主導により成案を得たものであつて、十月二十三日陸軍案の決定を見、十月二十九日以降海軍側との討議を重ね、十一月六日これが完全なる意見の一致を見たものである。この間、大本営陸軍部としては、先に決定せられた「世界情勢の推移に伴ふ時局処理要綱」中の南方武力行使問題について、その後海軍側の態度に鑑み、「支那事変処理要綱」の中に南方武力行使に関する見解を更めて挿入し、御前会議における再確定を図ろうとしたが、海軍側の反対により、取り止められた。

〔支那事変処理要綱〕 決定を見たる「支那事変処理要綱」これが提案理由及び所要事項の説明は次の通りである。

支那事変処理要綱

昭和十五年十一月十三日
御前會議 決定

方 針

支那事変の処理は昭和十五年七月決定「世界情勢の推移に伴ふ時局処理要綱」に準拠し

一、武力戦を続行するの外英米援助行為の禁絶を強化し且日蘇国交を調整する等政戦両略の凡有手段を尽して極力重慶政権の抗戦意志を衰減せしめ速かに之が屈伏を図る

二、適時内外の態勢を積極的に改善して長期大持久戦の遂行に適應せしめ且大東亜新秩序建設の必要とする帝国国防力の弾撥性を恢復増強す

三、以上の為特に日独伊三国同盟を活用す

要 領

一、重慶政権の屈伏を促進し之を對手とする惣戦和平を図る為の諸工作次の如し
本工作は新中央政府承認迄に其の実効を取むることを目途として之を行ふ

(一) 和平工作は帝国政府に於て之を行ひ関係各機関之に協力するものとす

註 従来軍民に依りて行はれたる和平の為の諸工作は一切之を中止す

右工作の実施に方りては両国交渉従来の経緯に鑑み特に帝国の真意を明かにし信義を恪守する如く善処するものとす

(二) 和平条件は新中央政府との間に成立を見んとする基本条約(之と一体をなすべき艦船部隊の駐留及海南島の経済開発に関する秘密協約を含む)に準拠するものとし日本側要求基礎条件別紙の如し

(三) 右和平交渉は汪蔣合作を立前とし日支間の直接交渉に依り之を行ふを以て本則とするも之を容易ならしむる為独逸をして仲介せしむると共に對蘇国交調整をも利用す

支那側の実施する南京及重慶の合作工作は之を促進せしむるものとし帝国政府は之に對し側面的援助を為す

(四) 新中央政府に対する条約締結は遅くも昭和十五年十一月末迄に完了するものとす

二、昭和十五年末に至るも重慶政権との間に和平成立せざるに於ては情勢の如何に拘らず概ね左記要領に依り長期戦方略への転移を敢行し飽く迄も重慶政権の屈伏を期す

長期戦態勢転移後重慶政権屈伏する場合に於ける条件は当時の情勢に依り定む

(一) 一般情勢を指導しつつ適時長期武力戦態勢に転移す

別

- 長期武力戦態勢は一般情勢大なる変化なき限り蒙疆北支の要域及漢口附近より下流揚子江流域の要域並広東の一角及南支沿岸要点を確保し常に用兵の彈撓力を保持しつつ占領地域内の治安を徹底的に肅正すると共に封鎖並航空作戦を続行す。
- (二) 新中央政府に対しては一意帝國綜合戦力の強化に必要な諸施策に協力せしむることを主眼とし主として我占拠地域内への政治力の滲透に努力せしむる如く指導す
- 重慶側は究極に於て新中央政府に合流せしむるも新中央政府をして之が急速なる成功に焦慮するが如き措置は採らしめざるものとす
- (三) 支那に於ける經濟建設は日滿兩國の事情と関連し国防資源の開發取得に徹底すると共に占領地域の民心の安定に資するを以て根本方針とす
- (四) 長期大持久の新事態に即応する為速かに国内体制を積極的に改善す
- 在支帝國諸機關の改善改廢を断行し施策の統制を強化す
- 紙
- 日本側要求基礎条件
- 一、支那は滿洲国を承認すること
- (本項具現の方式並に時期に付ては別途考慮することを得)
- 二、支那は抗日政策を放棄し日支善隣友好關係を樹立し世界の新情勢に対応する為日本と共同して東亜の防衛に當ること
- 三、東亜共同防衛の見地より必要と認むる期間支那は日本が左記駐兵を行ふことを認むること
- (一) 蒙疆及北支三省に軍隊を駐屯す
- (二) 海南島及南支沿岸特定地点に艦船部隊を駐留す
- 四、支那は日本が前項地域に於て国防上必要な資源を開発利用することを認むること

五、支那は日本が揚子江下流三角地帯に一定期間保障駐兵をなすことを認むること(状況に依り機宜取捨す)

註 右条件の外左記我方要求は実質的に之を貫徹するに努むるを要す

一、汪蔣両政権の合作は日本の立場を尊重しつつ国内問題として処理すること

二、日支の緊密なる經濟提携を具現すること經濟合作の方法に關しては従來の方法を固執せず平等主義により形式的には努めて支那側の面子を尊重するものとす

三、經濟に關する現状の調整は日支双方に混亂を生ぜしめざる様充分なる考慮を以て処理すること

〔提案理由〕

「支那事変處理要綱」提案理由

大本營陸軍部
大本營海軍部

先程内閣總理大臣の説明の如く帝國は従來重慶政權に対し政戰兩略の綜合戦力を統合強化し以て之が全面的屈伏を強要すると共に新なる政治勢力の育成を企圖し之を實行し來れり

然るに近時に於ける國際情勢の趨向は動もすれば重慶側をして情勢は寧ろ日本に不利なるかの如き感を抱かしめ為に未だ抗戦を断念せしむるに至らず一方新中央政府に対しては本日提案せられたる日支新条約の調印に依りて近く之を承認するの運びとなるべく他方未曾有の世界情勢の変化は日独伊同盟成立と共に大東亜の盟主たるべき帝國の綜合国力特に彈撓性ある国防力の確保増強を要請すること益々急ならんとしつつあり叙上の如き情勢下に於て短期に重慶政權の屈伏を期待するは望薄しと思量せられ必然的に事變の長期持久化は避くべからざるに至るべし

之が為支那に在りては帝國の政戰兩略をして真に長期態勢に轉移

せしむると共に新中央政府をして一意帝國綜合戦力の緊急強化に必要な諸施策に協力せしめ兵を用いて兵を養うの策を講じ内に在りては国内戦時体制を刷新強化すると共に帝國国防力の弾力性を益々拡大強化するに努め以て将来に於ける世界の变局に対処するの準備に遺憾なきを期しつつ遂には重慶政権をして其の抗戦意志を衰滅するに至らしむるを要す

然れども新中央政府承認迄に重慶側を新中央政府に屈伏合流せしめ以て新中央政府をして真に新支那に於ける新中央政府たるの実を備うるに至らしむべきは帝國として最も希求する所にして殊に新中央政府承認後に於ける対重慶諸工作の困難性を予想せらるるに於て特に然りとす

帝國は曩に連絡會議に於て決定せる「世界情勢の推移に伴ふ時局処理要綱」に準拠し諸施策を實行しつつあるも今や内外諸情勢の変化に伴ひ大本營として茲に更に本要綱を提案し今後に於ける対支處理の根本方針を闡明ならしめんとする所以なり

尚南方問題に關しては成るべく速かなる時機に於て之が解決を検討の上連絡會議に附議致度所存なり

〔説明〕

「支那事変處理要綱」に關する所要事項

の説明について

大本營陸軍部
大本營海軍部

方針に就て

第一項に關し

支那事變の目的に鑑み飽く迄重慶政権の抗戦意志を衰滅せしめ之が屈伏を策する事極めて重要なを以て特に明記せるものなり而して抗日勢力の反省を促し東亜の新秩序を建設して速かに東亜永遠の平和を確保し以て世界平和の確立に寄与するは即ち

帝國不動の方針にして帝國は新中央政府承認後に於ても依然重慶側に対する矛を取めず其の屈伏を期すべきことは依然何等の変化なきものなり

第二項に關し

大東亞新秩序建設の爲には支那事變の急速解決と否とに關らず帝國は自主的に長期大持久戦の態勢を整へ世界情勢の變転に應ずると共に進んで帝國の必要とする国防力を恢復増強せざるべからざるは勿論にして事變長期化の傾向濃厚なる現時の情勢に於て特に其の緊急なるを認めらる本項は右の趣旨を明示するものにして「内外の態勢を積極的に改善し」とは内に在りては長期武力戦態勢を整頓するは勿論国内戦時体制の強化並綜合戦力の拡充、外に在りては日独伊三国同盟の活用による戦時外交態勢の確立、日蘇外交の調整等を意味するものとす

第三項に關し

本件は第二項中「内外の態勢を積極的に改善し」に包含せらるべき事項なるも帝國施策の枢軸を為すべき重要因子たるの外方針第一項にも關連すべき事項なるを以て特に之を明記せるものなり

要領に就て

第一項に關し

本項は新中央政府承認に至る迄の重慶屈伏工作を掲記せるものなり昭和十三年一月十六日に於て「國民政府を對手とせず」との帝國政府の聲明あり次で昭和十三年十月三日に於て國民政府と雖も従来の指導政策を一擲し其の人的構成を改替し更生の実を挙げ新秩序の建設に來り參ずるに於ては敢て之を拒否するものにあらざる旨を聲明し今日と雖も重慶政権にして自ら屈伏し汪政權との合作を企圖するに於ては帝國は寛容以て之と戦を熄め和平を講ずるの用意あることを示せるものなり然れども徒に

時日を遷延するは内外の情勢之を許さざるを以て右屈伏熄戦工事は新中央政府承認の時期を以て限度とし急速なる事実終結を希求せるものとす

(一)に就て

従来行はれたる重慶との和平工作の中には動もすれば統制を紊り而も帝国の真意を伝へざるのみならず誤伝をなすものさへありて却て重慶側をして帝国の国力を輕視して抗戦意識を昂揚せしめ一方南京政府さへも帝国の信を疑はしむる等の事ありしに鑑み此の際之を統制して帝国政府に於て直接重慶側に施策して其の熄戦和平を促す為の万般の手段を竭すこと緊要なるを以て帝国政府一筋に於て実施し關係機關之に協力することとせり之が為従来軍民に依り行はれたる和平工作は直に清算せらるべきものとす

尚本和平工作の実施に方りては特に帝国の真意を明かにし帝国の信義を恪持すべき着意の必要なることは勿論なり

(二)に就て

对重慶和平工作に於ける和平条件は本日提案せられたる日支新条約に準拠すべきは当然なるも独逸仲介等の事実にも鑑み曩に政府工作上の基準として決定せられたる基礎条件を採用し現段階に於ける工作実施上の標準たらしむるを適當と認め之を別紙とせり

(三)に就て

帝国政府の行ふ和平交渉は日支間の直接交渉に依るを本則とするは当然なるも重慶に対する効果を大ならしむる為には一般の情勢上独逸の仲介を利用し且對蘇国交調整に依る間接的対支圧力を利用するを有利とするを以て之を特に記述せり

支那側の実施する汪蔣合作は新中央政府樹立の方針にも鑑み之を促進せしめ帝国政府は其の事變処理方針に背馳せざる如く側

面的に指導援助するものとす

(四)に就て

新中央政府との条約締結及承認の時期に關しては動もすれば過度に重慶和平工作の成功に期待して却て重慶政權の遷延策に引摺られて遅延するに至ることなきを顧慮し自主的に之に基準を与へたるものなり即ち事務的処理を自然の経過に委したる場合を基準とし遅くも昭和十五年末迄と限定し玆に新中央政府承認の決意を明確にせり

第二項に關し

本項は昭和十五年末に至るも重慶政權の屈伏和平を見ざる場合に於ける施策を掲記せるものなり

本項中「情勢の如何に拘らず」と記述せるは将来の情勢必至の見透に基き確乎不拔の意志發動を明確にせるものにして併せて過度に對重慶和平工作に執着し却て事變處理に有害なる結果を来さんことを戒め長期戦轉移の時機を自主的に決定すべきを原則とすることを示せるものなり而して縱ひ長期戦態勢に轉移するも帝国の支那事變目的は變更すべきにあらずして政戦両略の統合に依り飽く迄重慶側の屈伏を期すべきなり

尚長期戦轉移後重慶側が遂に屈伏する場合に於ては之を新中央政府に合流せしむるを本則とするも之が取扱及条件、新中央政府の指導等に関しては帝国内外の情勢、支那の情況等を考慮し決すべきものなり

(一)に就て

(i) 長期戦態勢に於ける武力戦指導の要領は支那事變の目的に鑑み成るべく現在の対支武力圧力を保持するに努め特に政略との統合調整と相俟ちて長期消耗に依る重慶側の屈伏を図り他面帝国国防力の弾撥性を恢復増強して将来の變局に備うるに在り之が為占拠地域に所要の取捨を加へ又

派遣部隊の兵力編成に所要の改変を加うるの要あるものとす

(iv) 長期戦に於て確保すべき地域

前項趣旨に依り北支方面に於ては概ね蒙疆、山西、河北並に山東省の要域、中支方面に於ては武漢附近の要域並に同地より下流揚子江流域の要点並に南京、上海、杭州の三角地帯附近、南支方面に於ては広東附近、海南島及其の他沿岸の要点を確保せんとするものにして其の概略の範圍は現占拠地域と著しき変化はなきものとす

(v) 本項中「一般情勢大なる変化なき限り」と示し情勢に大なる変化ありたる場合の支那に於ける武力戦態勢に関しは更に検討決定すべきことを明かにせり

(vi) に就て

新中央政府に対しては之を以て支那事變の解決政府たらしむる如く重慶との対立關係に於て帝国の施策に協力し日支一体となり重慶屈伏の実を挙げべく指導すべきものとす而して帝国としては新中央政府の育成強化に努め其の實力具備を図らしむる為無用の干渉を避くべきも該政府をして徒に其の職分を逸せしめ或は過度に重慶との合作に焦慮せしむるが如きは共に指導上最も戒むべき所にして其の施策に方りては飽く迄も帝国の綜合戦力強化に資せしむべきものとす

(vii) に就て

支那に於ける経済建設に関しては日滿支相互聯関の計画に於て国防資源の開発を主として帝国綜合国力を強化するの趣旨に基き実施せらるべきものとす

(viii) に就て

長期戦態勢を確立する為に国内体制の改善は積極的に実施せざるべからず又本項末文は帝国の支那に於ける政治、外交経

済指導機構若しくは機能の統制強化を期する為外務省興亞院其の他各官庁の現地派遣機關の組織、権限機能及其の相互關係並に陸海軍及各機關間の關係調整等に検討を加へ長期戦態勢に應ぜしむるを意味するものとす

右「支那事變處理要綱」の決定に基く和平工作は、松岡外相の手により進められ、重慶側との間に謀報路線を通じ若干の応酬があり、一時は緊張したが遂に不調に歸した。

〔大本營政府連絡懇談會〕

翻つて、事變遂行に關する重要国策即ち所謂戦争指導に關しては、從來大本營政府連絡會議又は御前會議によつて運営せられて来たが、この間比較的重要でない事項については、五相會議乃至は四相會議によつて處理せられていた。この場合陸海軍大臣は、その特殊の性格よりして統帥部の意見をも實質的に代弁する立場にあつたのであるが、戦争指導の適時適切な運営を期し難い憾みがあつた。そこで十一月二十六日、四相會議において、東條陸相の提議により、自今毎週木曜日恒例的に政府と大本營との連絡會議を開催することが決定せられた。會議の場所は、從來宮中で行われていたのを総理官邸に変更し、これを大本營政府連絡懇談會ということとなつた。

〔新国民政府承認——日滿華共同宣言〕

十一月二十八日、第一回の連絡懇談會が開催せられ、政府及び大本營は新国民政府承認の時機を十一月三十日と決定した。

かくして日本は十一月三十日新国民政府を承認すると共に、これと日華基本条約を締結し、且つ日滿華三国は次のような日滿華共同宣言を發出した。

日滿華共同宣言

大日本帝国政府

満洲国政府

中華民國政府は

三国相互に其本然の特質を尊重し東亞に於て道義に基く新秩序を建設するの共同の理想の下に善隣として緊密に相提携し以て東亞に於ける恒久的平和の枢軸を形成し之を核心として世界全般の平和に貢献せんことを希望し左の通り宣言す

一、日本国、滿洲国及中華民國は相互に其の主權及領土を尊重す

二、日本国、滿洲国及中華民國は互恵を基調とする三国間の一般提携就中華隣友好、共同防共、經濟提携の実を挙げべく之が爲各般に亘り必要なる一切の手續を講ず

三、日本国、滿洲国及中華民國は本宣言の趣旨に基き速かに約定を締結す

事変勃發以來三年有半、早期解決の努力も空しく、日本はこれを機として、名実共に長期持久の態勢に轉移したのである。爾後重慶政府に対し、日本より進んで和平工作を行うことは敢えてせず、重慶政府が遂には国民政府に合流して来ることを期待していた。

〔ルーズベルト三選——一億弗援蔣借款供与〕 日本が新国民政府を承認するや、ルーズベルト大統領をして空前の三期留任を許した米國は、恰もこれに対抗するが如く、十一月三十日、一億弗の援蔣借款の供与を発表した。

3 国内体制の強化

以上述べて来たような対外施策の推進と併行し、国内においては、前記「基本國策要綱」に基く国内体制の刷新強化が着々実現せられて行つた。

〔新体制準備會——政党解消〕 近衛公の提唱による新政治体制確立運動は、同公に対する組閣の大命降下により、一時待機の姿勢に置かれた。この間、既成政党たる政友会久原派、同中島派及び民政党は、新内閣成立の前後において相次いで解党した。新内閣の内外

に対する新政策採択後において、近衛公の直面する問題は、この新政治体制確立の問題であつた。それは勢い政府の手によつて推進せられることになつた。

政府は、新体制の準備促進のため首相を委員長とし、政府及び民間各界層の代表を委員とする新体制準備會を組織し、八月二十三日その第一回會合が開かれた。この席上近衛首相は、聲明を述べて新体制の基本理念を明かにした。それは新体制の基本課題が、統帥と國務との調和、政府部内の統合及び能率の強化、議會翼賛体制の確立の三点に存し、これが基底は、万民翼賛の新國民組織の確立にあることを強調し、且つその組織は、經濟文化の各領域に亘り縦に組織化されると共に、各組織を横に統合する全国的のものたることを明かにしたのであつた。而してそれは、一国一党の形をとるものではないことは勿論、所謂政党運動でもなく、要するに、國民があらゆる部門において、大政翼賛の誠を致さんとする國家的且つ恒常的な組織であるとせられたのである。

〔大政翼賛運動——大政翼賛會の誕生〕 爾後この新体制準備會の主宰により、新体制運動は促進せられ、この間、運動の名称を大政翼賛運動、會名を大政翼賛會とすることに決定し、十月十二日大政翼賛會の發會式が舉行せられるに至つた。

この大政翼賛運動とは、大政翼賛の臣道実践という一事に尽きるものとせられた。而してこの運動が單なる精神運動に墮さないための組織として大政翼賛會が生れたのである。即ち大政翼賛會は、内閣総理大臣を總裁とし、東京の中央本部より各府県道の地方支部に連なる國民の中核組織であつて、それには下意上達の機關として中央地方を通じ隣組常會にまで至る協力會議が附屬している。

〔大政翼賛會実践要綱〕 大政翼賛會は、發會式にあたり、何等の綱領及び宣言を発表せず、十二月十四日に至り、次の如き実践要綱を発表した。

大政翼賛会実践要綱

今や世界の歴史的転換期に直面し八紘一字の顕現を国是とする皇国は一億一心全能力を挙げて天皇に帰一し奉り物心一如の国家体制を確立し以て光輝ある世界の道義的指導者たらんとす

茲に本会は互助相誠皇国臣民たるの自覚に徹し率先して国民の推進力となり常に政府と表裏一体協力の關係に立ち上意下達下情上通を図り以て高度国防国家の実現に努む

一、臣道の実践に挺身す 即ち無上絶対普遍的真理の顕現たる國体を信仰し歴代詔勅を奉体し只管維新の大道を顯揚す

二、大東亜共栄圏の建設に協力す 即ち大東亜の共栄体制を完備しその興隆を図ると共に進んで世界新秩序の確立に努む

三、翼賛政治体制の建設に協力す 即ち經濟文化生活を翼賛精神に帰一し強力なる総合的政治体制の確立に努む

四、翼賛經濟体制の建設に努力す 即ち創意と能力と科学を最高度に發揮し総合的計畫經濟を確立し以て生産の飛躍的増強を図り大東亜に於ける自給自足經濟の完成に努む

五、文化新体制の建設に協力す 即ち國体精神に基き雄渾高雅明朗にして科学性ある新日本文化を育成し内は民族精神を振起し外は大東亜文化の昂揚に努む

六、生活新体制の建設に協力す 即ち公益を広め世務を開き新時代を推進する理想と氣魄を養ひ國民悉く一家族の成員として國家理想に結集すべき生活体制の樹立に努む

かくして、近衛公の提唱による新体制運動は、大政翼賛運動乃至大政翼賛会として、表面華々しく發展して行つた。新体制なる標語は全國を風靡し、それは、政治、經濟、思想の各分野に亘る一種の革新運動とも目される勢いであつた。事実において、新旧各分野の対立勢力は、一応大政翼賛会の傘下に糾合せられたのである。

〔紀元二千六百年式典〕 時は恰も、紀元二千六百年の秋であつた。これが記念行事として、十月十一日には横浜沖において特別觀艦式が、又同月二十一日に代々木練兵場において特別觀兵式が、それぞれ大元帥たる天皇の親臨を仰いで行われ、次いで十一月十日には紀元二千六百年式典、翌十一日には紀元二千六百年奉祝會が、いづれも宮城前において、天皇皇后臨御の下に極めて盛大に舉行せられた。古式典における近衛首相の壽詞に曰く

天皇陛下聰明聖哲允に文允に武夙に祖宗の丕緒を紹ぎたまひ宵肝治を図り文教を弘め武を整へ威烈の光被する所昭明の化普率に洽く億兆臣民皆雨露の恵沢に浴す方今世局の急変なるに臨み或は六師を異域に出し或は盟約を友邦に結び以て東亜の安定を確立し以て世界の平和を促進したまはんとす洵に絶大の盛徳曠古の大業として皇祖肇國の宸意と神武天皇創業の皇謨とに契合せざるはなし臣等生を昭代に享け此の隆運を仰ぎ感激抃躍の至りに堪へず

以て當時における一般の風潮を窺知し得るであらう。

〔經濟新体制要綱〕 政治新体制運動が、大政翼賛会の結成へと發展しつつある間に、これと併行して經濟新体制運動も具体化せられざるを得なかつた。それは前記「基本國策要綱」に基く必然的發展であつた。かくして十二月八日には画期的なる「經濟新体制要綱」の閣議決定を見るに至つた。「經濟新体制要綱」の基本方針は次の通りである。

日滿支を一環とし大東亜を包容して自給自足の共栄圈を確立し其の圈内に於ける資源に基き國防經濟の自主性を確保し、官民協力の下に重要産業を中心として総合的計畫經濟を遂行し以て時局の緊急に対処し、國防國家体制の完成に資し依つて軍備の充實國民生活の安定國民經濟の恒久的繁榮を図らんとす而して之が爲には

(一) 企業体制を確立し資本經營勞務の有機的一体たる企業をして國家綜合計畫の下に國民經濟の構成部分として企業担当者の創

意と責任とに於て自主的經營に任せしめ其の最高能率の發揮に依つて生産力を増強せしめ

(二) 公益優先職分奉仕の趣旨に従つて國民經濟を指導すると共に經濟団体の編成に依り國民經濟をして有機的一体として國家総力を發揮し高度國防の國家目的を達成せしむるを要す

〔大政翼賛会の性格論議〕 翻つて、大政翼賛運動は政治運動なりや否や、従つて大政翼賛会は政治結社なりや否やは当初より論議の岐れるところであつた。元來近衛公が、七月七日輕井沢において、新聞記者に語つたところの新政治体制に關する抱負も、その具體的構想において明確を欠くものがあつた。

既成政黨は、近衛公を党首とする新黨運動なりと判斷して解党し、又一部の革新勢力はこれを利導して一國一黨政治の実現を圖ら

第五章 対南方施策の進展

「世界情勢の推移に伴ふ時局處理要綱」の狙いとするところは、一は支那事變の早期解決であり、一は対南方施策の推進であつた。既に述べた如く、事變に對し長期持久の態勢に轉移した日本は、その新たなる関心を南方に指向した。その後歐洲の戦局は、独英間の航空戦及び潜水艦戦の激化の外は、小康を保つていたが、独逸の對仏決定的勝利の興奮は、未だ尚日本の朝野に残存していたのである。

1 対蘭印施策

〔蘭印の石油〕 先に述べた如く、昭和十五年四月米内内閣は、蘭印の現状維持を希望する旨声明し、世界の注目を浴びたが、蘭印は實に東亞における石油の宝庫であり、日本の約二十倍に相当する約八〇〇万屯の年生産能力を持つてゐる。日本は當時年額約五〇〇万

屯とした。近衛公が新体制準備會発足にあたつて述べた声明においても、一方において新政治力結集の必要を強調し他方において一黨乃至政黨運動への發展を否定している。勢い大政翼賛會は幾多の矛盾を蔵し、結局同床異夢の各種勢力の集合体に過ぎなかつた。やがては翼賛會首脳部の間に種々なる確執が生じ、國會議員は別途の動きを示し、大政翼賛會の連憲論も喧伝せられるに至つた。

昭和十六年一月二十八日、近衛首相は帝國議會において、翼賛會は單なる政府の補助機關にして、自ら政策を樹立し、或いはこれを実行する機關ではなく、それが独自の政治的意見を持つて行動する政黨と異なる所以であると述べ、次いで二月八日、再び議會において、大政翼賛會が政治結社にあらずして公事結社なることを明かにした。

屯の石油を必要としたが、自給能力は僅かにその一割にも充たなかつた。

〔小林商相、芳沢大使特派〕 政府は、「時局處理要綱」の決定に基き、昭和十五年九月乃至十月の間商工大臣小林一三、次いで十二月芳沢謙吉大使を蘭印に特派し、蘭印との經濟的緊密化についての交渉を進めた。

政府は十月二十五日閣議において「對蘭印經濟發展の爲の施策」を決定しているが、その基本方針は「世界新秩序の進展に伴う經濟圈發生の必然性並に日独伊三國條約に基く皇國の蘭印に於ける優位を確認し共存共榮の大局的立場に基き速かに蘭印と經濟的緊密化を図り以て其の豊富なる資源を開発利用し皇國を中心とする大東亞經濟圈の一環たる實を挙げしめんことを期す」という強硬なものであつた。尤もそれは究極の目標であつて、当面の急務は、戰略物資、

就中石油の所望量の取得であつたのである。

〔蘭印の態度〕 然るに、蘭印の米英依存の態度は極めて強固であつた。即ち和蘭は、米英の対日経済戦略の一翼を荷つてゐるのであつて、蘭印との交渉は、實質的には米英との交渉と選ぶところなく、所期の如く進展せずして荏苒時日を経過して行つた。

2 対仏印、泰施策

〔浮動する対仏印・泰関係〕 これより先、日本は昭和十五年六月十二日、泰との間に日泰友好親密条約を締結し、日泰間の緊密化に努めて来た。大本営陸軍部は、泰國駐在の陸軍武官府を強化し陸軍武官田村浩大佐は、泰首相ピボンと親交深く、ピボン首相の親日的態度は益々助長せられつつあつた。然し泰国内における長年の英国勢力の滲透は、極めて根強いものがあり、ピボン首相の政治力にも限界が存し、日泰の實質的提携強化は阻害せられ勝ちであつた。

一方日仏印関係は、八月三十日の所謂松岡・アベリー協定成立以来、北部仏印進駐時の紛争惹起にも拘らず表面親密の度を加えつつあるかに見えた。この間、米、ゴム等の重要物資の取得を主とする日仏印経済交渉が進められた。これがため政府は、松宮大使を仏印に特派してゐた。然るに仏印内には、ヴィシー政権とドゴール政権の両勢力が錯綜し、裏面においてドゴール派の反日策動が行われ、仏印の対日態度は不即不離ともいへべき実情にあつた。

〔仏印・泰國境紛争——南方問題具体化〕 偶々昭和十五年十一月以来、泰國の仏印に対する失地回復要求に端を発し、仏印、泰國に国境紛争が発生した。日本はこれが調停を買つて出ようとして、その旨を泰仏両国に申入れたが、両国は受諾の回答を渋つてゐた。

十二月十二日の大本営政府連絡懇談会において、松岡外相は松宮大使の意見具申を披露して、大本営の関心をひいた。それは、先ず速かに仏印問題を片付けよ、それがためには南部仏印に兵力を派遣

する必要ありということであつた。

この頃から、軍部及び外務省は、対仏印、泰施策の討議に忙殺せられることとなつた。「時局処理要綱」において漠然と大きく取りあげられたところの南方問題の解決は、ここに至つて漸く具体性と現実性を帯びて来たのである。

〔大本営の狙い——軍事基地獲得〕 英蘭は可分なりや不可分なりやの問題は、この頃においては、既に不可分論が大勢を制し、若し日本が蘭印に対し武力を行使する場合には、当然英は起つべく、従つてマレーに対する武力行使を必要とする。これがためには、南部仏印及び為し得れば泰に、軍事基地を獲得することが不可欠の条件であつた。それは大本営における戦略研究の具体化に伴う当然の帰結であつた。

又かかる武力南進策を取らない場合においても、仏印、泰における米、ゴム、錫等の戦略物資の取得は、日本の自給自足態勢確立のため、当面の急務とせられていた。

かくして、先ず仏印及び泰を日本の陣營の一環に抱擁することが先決であり、しかも、それが実現に幾多の困難を予想せられるに至つた。この場合、日本が南部仏印及び泰に進出すれば、勢い英米との関係が悪化することを予想しなければならないのであるが、当時大本営陸海軍部及び政府は、英米に対する戦争決意の有無に関する根本問題には深く触れることをしなかつた。従つて対仏印・泰施策に関する限り、概ね歩調が一致してゐたのである。

〔紛争調停措置の推移〕 而して此の頃における日本の対仏印・泰施策の方針は、仏印を犠牲として泰を掌握するという気持であつた。大本営側の端的な狙いは、日泰軍事協定を締結し、泰内に航空基地を設定し、航空兵力の暫定駐兵を実現することであつて、その方が、南部仏印にこれを求めるよりも応諾を得易いと考えられてゐた。即ち仏印・泰國境紛争を泰側に有利に調停することにより、泰

の同意を取り付けようという考えであつたのである。仏印との間にも軍事的協力関係の設定せられることは、希望するところであるが、現に交渉中の経済協定の成立がより急務であると考えられていた。

十二月二十日、仏・泰両国とも日本の紛争調停申入れを拒絶して来た。

かくして、十二月二十七日大本営政府連絡懇談会において決定せられた対仏印・泰施策は次の通りである。

「泰及仏印に對し採るべき帝国の措置」

一、方針

速かに日泰間に密接不離の関係を設定すると共に仏印に對しては強硬なる態度を以て機宜所要の威圧を加へ我方要求を容認せしめ且泰仏印間の国交調整を促進す

二、要綱

- (イ) 速に日泰間に政治、軍事協定及経済協力協定交渉を開始す
- (ロ) 速に仏印に關する日仏交渉を開始し帝国の経済的、軍事的、政治的要求を提示し就中経済的要求の即時容認並に泰仏印国境紛争の解決を要求す

仏にして応ぜざる場合は我主張貫徹の爲松岡アンリー協定の破棄を予定し之に伴ふ所要の措置を講ずるものとす

註 (イ)(ロ)に關する具体的措置に關しては別途決定す

右大綱の決定に基く具体的措置が考案せられてゐる間に、仏印・泰間の国境紛争は逐次拡大し、当初は泰側の戦勢が有利であつたが、一月中旬に至り逆転し、一月十九日には駐泰二見公使から、泰の敗色濃厚にして英國の調停策動表面化せる旨の至急電報が寄せられた。

この頃松岡外相は、訪欧の際における外交方略を練つており、対仏印、泰施策にはあまり熱意がないように見受けられ、しかも外交

大権は独り外相の輔弼するところであり、外交は俺にまかせて置けといつた態度で、時には一体陸海軍はシンガポール攻略の決意があるのかどうか、その決意なき限り日泰軍事同盟の締結など不可能であるとうそふいていた。大本営側は陸海軍に對する外相一流のかけひきであると聞き流していた。

然し松岡外相としては、おもむろに仏印、泰に對する交渉開始の機会を狙つていたもののようで、前記二見公使電は、遽かに事態を促進することとなつた。

即ち一月十九日、大本営政府は連絡懇談会を開き、前記十二月二十七日決定の具体的措置として、次の如き「泰、仏印紛争調停に關する緊急処理要綱」を決定した。

泰、仏印紛争調停に關する緊急処理要綱

一、方針

泰をして英國の居中調停を拒絶せしむると共に帝国は両國に對し所要の威圧を加へ紛争の即時解決を図る

二、泰に對する措置

- (イ) 失地問題に關連し日本が從來取り來りたる居中調停の立場に鑑み英國側の申出を拒絶せしむ
- (ロ) 日本は仏印を圧迫し即時停戦せしむることを保障す
- (ハ) 好機を捕へて日泰間新協定特に軍事協定取極めに關し原則的諒解を取付く

三、仏印に對する措置

- (イ) 直ちに仏本国及仏印当局に對し即時停戦方申入る
- (ロ) 前項居中調停に對する帝国の態度としては英國等への調停依頼は松岡アンリー協定の趣旨に違反するのみならず極東の安定大東亜新秩序の建設並に支那事変処理に重大なる關係もあり帝国の断じて黙視し得ざる趣旨に拠ること

(ハ) 右に伴ひ仏印に對し所要の威圧行動を開始す威圧行動及武

力行使に関しては別に定む

右決定の「所要の威圧行動」とは、一部の海軍艦艇による南支那海海面における示威航行と、偶々必要とする北部仏印駐屯陸軍兵力の交代時機を利用し、一定期間重複駐屯を行うというのである。

この会議において、松岡外相は日泰軍事協定成立の困難を強調し、これが提案の時機は好機を捕えて行う如く原案を修正した。外相の真意は、差当り国境紛争の居中調停を行い、単に泰、仏印との政治的協力関係を強化するに止めたいもののようであつた。

〔海軍の情勢判断〕 当時大本営陸海軍部の情報部が、世界情勢を如何に觀察していたかは、興味ある問題である。一月二十一日軍令部の対英及び対米情報課長は参謀本部において、次の如き骨子の講演を行い、大本営陸軍部の注目をひいた。

1. 米は差し当り対独宣戦を行わないであらう。
2. 米は急速なる対日全面禁輸を行わないであらう。
3. 米海軍の軍備拡張は五乃至七年の間にスターク案が完了し総計三〇五万吨に達する。現在日本との兵力比は略同等であるが、スターク案完成の暁は日本を現状の儘とせば日本の二倍になるであらう。
4. 日本が南部仏印に出兵するも英は起らないであらう。
5. 独の英本土上陸作戦の成否は、制空制海権の帰趨によつて左右せられる。然し独は潜水艦と飛行機により英を屈伏せしめ得る算が大である。
6. 英本土を攻撃せられた場合、英国が手を挙げるか最後まで戦うかは不明である。
7. 英国敗れたる場合、英海軍と米海軍と合流するも恐るるに足らず。
8. 右の場合英海軍の一部はカナダ、一部は東洋に逃避するであらう。

〔調停会談開始〕 かくして、日本は仏、泰両国に居中調停を申入れ、両国の応諾を得て、二月七日より東京において調停会談が開かれることとなつた。然るにこの居中調停の成否には、仏側の態度に鑑み多分の疑問が持たれていた。前記一月十九日決定の「緊急処理要綱」において、仏印に対する武力行使に関しては「別に定む」としてこれを保留せられていた。調停会談に臨むにあつては、この問題を明確にして置くことが必要であつた。特に陸軍統帥部においては、武力行使のために予め国家意志を決定して、それに基き所要の準備を行わねばならなかつた。

しかも大本営陸海軍部としては、この際従来の懸案たる対仏印、泰施策、就中その軍事基地の設定を強行しようとする希望があつた。それは、独逸の昭和十六年春季攻勢が英本土に指向せられる場合を、当時尚依然として予想していたからである。これがため三、四月頃までに南部仏印及び泰に軍事基地を獲得整備して、歐洲戦局の進展に対処せんとしていたのである。

〔対仏印・泰施策要綱〕 ここにおいて、更めて確乎たる対仏印、泰施策を確立するの必要を認め、一月下旬急遽陸海軍及び政府の間に、屢次に亘る討議が行われ、一月三十日大本営政府連絡懇談会において、次の如き「対仏印、泰施策要綱」が決定せられた。これは当時における日本の具体的南進政策の全貌を示すものである。この頃連絡懇談会には、特に平沼内務大臣も出席していた。

対仏印、泰施策要綱

第一 目的

大東亜共栄圏建設の途上に於て帝国の当面する仏印、泰に対する施策の目的は帝国の自存自衛の爲、仏印、泰に對し軍事、政治、經濟に亘り緊密不離の結合を設定するに在り

第二 方針

一、帝国は速に仏印及泰に對する施策を強化し目的の貫徹を期す

之が為所要の威圧を加へ已むを得ざれば仏印に対し武力を行使す

二、本施策は英米の策謀を排し敏速に之を強行して成るべく速に目的を概成す

第三要 領

一、帝国は失地問題処理を目標とする仏印、泰閩紛争の居中調停を強行し之を契機として帝国の仏印、泰閩地域に於ける指導的地位を確立する如く施策す

二、泰に対しては成るべく速に日、泰協定を締結し仏国に対しては経済交渉の速決を図ると共に機を見て日、仏印間結合關係を増進すべき一般的協力並に仏印、泰閩紛争防止の保障及日、仏印間通商交通擁護を目的とする軍事的協力に関する協定を締結す

右協定に於て充足せらるべき帝国の政治的及軍事的要求左の如し

(イ) 仏国をして仏印に対し第三国と一切の形に於ける政治的軍事的協力を為さざることを約せしむ

(ロ) 仏印特定地域に於ける航空基地及港灣施設の設定又は使用並に之が維持の為所要機關の設置

(ハ) 帝国軍隊の居住、行動に関する特別なる便宜供与

三、政戦同略の妙用を期する為速に所要の作戦準備を整うると共に武力行使の時機は予め機を失せず之を定む

四、交渉の経過に應じ適時威圧を増大し目的の達成に勉む

右威圧行動に対し仏印が武力を以て抵抗せば当該部隊は武力を行使するも之を強行す

五、仏国が紛争解決に応ぜざる場合には仏印に対し武力行使を予定し其の発動は別に決定せらるるものとす

協定締結を拒否する場合に於ける武力行使は予め之が準備を為

すも其の発動は当時の情勢に依り決定す右武力行使は仏国をして我要求に聽従せしむるを限度とし武力行使後に於ても極力仏印の治安維持、政治経済等は仏印当局をして当らしむるに勉む六、泰にして我要求を拒否する場合に於ては日、泰協定の内容を変更し又は威圧を加うる等極力我要求を容認せしむるに勉め如何なる場合に於ても泰をして英、米側に赴かしめざる如く施策す七、本施策に應ずる如く帝国の輿論を統一すると共に、徒に英、米を対象とする南方問題を激化せしめ無用の摩擦を生ぜざるに留意す

〔要綱〕決定の経緯——松岡外相との調整 本要綱の提案も大本營陸海軍部よりなされた。仏印に対し武力を行使する問題について、陸海両相はかなりの難色を示したが結局同意した。問題は、果して松岡外相が本要綱に同意するか否かにあつた。大本營側から提案した原案においては、方針第二項に、本施策は三月末を目標として実現を期する旨が、記述せられてあつたが、果して外相は期日を書することに同意せず、又仏印に対し武力を行使することにも反対した。その真意が、かかる早急且つ強硬な施策に根本的に反対なのか、或は外交は俺にまかせて置け、俺が武力を使わずうまくやつてやるということなのか、測り難いものがあつた。

近衛首相は会議においてあまり発言しないのを常とした。近衛首相の意中は、大本營側に判然としないままに、異議なき限り同意として処理せられて行つた。

結局會議の結果は、三月末を目標とする件を削除し、その代り「第二の方針の二に關し本施策の目的達成は三、四月頃を目標として外交上最善を尽すべし」という「対仏印、泰施策に関する覚」をつけることとし、又武力行使に關して多分に幅を持たす如く緩和修正せられてゐる。

〔上奏御裁可〕 二月一日、政府は本要綱の趣旨に關し閣議決定を

經たる後、近衛首相、伏見宮軍令部総長、杉山參謀總長は列立して上奏し天皇の御裁可を仰いだ。三者の上奏全文は次の通りである。

軍令部総長

謹みて大本營及政府を代表して上奏致します。

帝國は曩に昭和十五年七月大本營政府連絡會議に於て「世界情勢の推移に伴ふ時局處理要綱」を決定致しまして帝國を中核とする大東亞共榮圈の建設に向ひ着々之が具現に努力致して参りました。

惟ふに仏印及泰は大東亞共榮圈の有力なる一翼で御座るまして此の兩地域に對する帝國の施策は現下の國際情勢に於て帝國に取り極めて重要な事項で御座ります。

今日迄此の兩地域に對する施策に關しましては個々の問題に就き大本營政府間に其の都度一致しました意見に基き施策を進められましたが仏印及泰内外の情勢より見ますも將又帝國四囲の情勢より致しまして帝國の本施策実行は政戰兩略の不二體的敏速なる行動を要するものあるを痛感する次第で御座ります。

故に帝國は速に明確不動の國策を決定致しまして施策の統合推進を図るの必要がありますので一月三十日大本營政府連絡會議に於て慎重審議の結果完全なる意見一致の下に本要綱を決定し茲に大本營政府共同して上奏致しまする次第で御座ります。

内閣総理大臣

謹みて上奏致します。

只今軍令部総長殿下の奏せられまして如く、本要綱は大本營政府間に十分なる連絡を遂げ、完全なる意見の一致を見たもので御座ります。

以下本要綱中所要事項の御説明を申し上げます。

一、本施策の目的及方針に就きまして

大東亞共榮圈建設の途上にある現段階に於きまして、支那事変

處理を中心とする外郭的施策並に帝國の必需資源確保の見地より、仏印及泰と帝國との間に軍事、政治、經濟に亘る緊密なる結合關係を設定致しますことは、帝國の自存自衛上の緊急、且重要な措置で御座ります。

此の際、仏印泰の如き強國依存、従つて変節常なき國に對しましては、帝國は毅然たる決意を以て望み、要すれば所要の威圧を加へ、特に仏印に對しましては、已むを得ざるに於ては武力を行使するも、目的の貫徹を図るの決意を必要と存じます。従つて、本施策の準備及実行に當りましては、各般に亘りて政戰兩略の一体的活動の緊要なるを痛感する次第でござります。

現在仏印、泰兩地域に不安定狀態が存在致しますことは、既に列國の策謀を誘致しある處、逐日此の傾向を激化しあるに鑑みまして、帝國は機先を制して速に兩地域に對し、指導的地位を確立し、目的の達成を期することが必要であると存じます。

特に歐洲方面戦局の發展に伴ひ、國際情勢の激変を予測し難きものがありますので、此の際政戰兩略の完全なる一致の下に、成し得る限り速かに本施策の目的達成に努めなければならぬと存じます。

二、外交施策に就きまして

仏印泰の紛争は、帝國の希望する極東の安定に重大なる關係がありますので、帝國は断じて黙視し得ざるの態度を以て、居中調停を強行中で御座ります。

右居中調停のみを以てしては、帝國の仏印泰に對する指導的地位を確立することは困難のことで御座りますので、之を契機として、帝國との結合關係を更に確定化するの措置を執ることが必要と存じます。

右の措置と関連致しまして、泰に對し予て外務大臣より上奏致しましたる所に依り、新協定を締結し、又仏印に對しまして

も、概ね同一趣旨の協定を締結致し度いと存じます。

但し仏印に対する新協定締結の時機は、目下仏国がわが居中調停を原則的に容認し、現地の交渉が進められつつありますのと爾後に於きます対仏印施策の推移等を勘案致しまして、充分慎重なるを必要としますので、特に好機を見て行ふことと致します。

仏印と新に締結致します新協定の内容は

(イ) 彼我友好関係の持続並に我經濟提携の實行保障に関する相互協力

(ロ) 仏印、泰間紛争防止の保障及日仏印間通商交通擁護を目的とする軍事上の相互協力

等でごさるまして、就中仏国をして仏印に対し、第三国と一切の形に於ける政治及軍事協定を約さしめざることは、帝國と致しましては、諸般の情勢上是非充足するを要します事項で御座ります。

尚軍事的事項に就きましては、參謀總長より申し上げることと存じます。

又帝國と致しましては、日泰協定は為し得る限り之が締結を希望致しますので、泰が応じませぬ場合には、協定の内容を緩和し、或は情勢に依り一般的防守同盟の形式を採る等、其の内容を變更し、又仏印施策の進展、泰國沿岸に対する帝國艦船の巡航等に依る直接、間接の威圧を加へまして、如何なる場合に於きましても、泰をして英、米側に赴かしめざる様、周到なる施策を期して居るので御座ります。尚從來帝國の輿論は、動もすれば徒に蘭印「シンガポール」等の問題に言及し、無用に英米を刺激するの嫌がないでもありませんので、本施策特に其の目的に即応致します様、輿論を統一指導致し度いと存じます。

參 謀 總 長

謹みて只今總理大臣の御説明に引続きまして軍事に関する所要事項の御説明を申し上げます。

一、日仏印協定中軍事的事項に就きまして

日仏印協定に含まします軍事的事項と致しましては仏印、泰間紛争防止の保障並に日仏印通商交通の擁護を目的とし併せて将来の情勢により或は惹起するやも計られませぬ南方問題をも顧慮し之に必要とする軍事基地即ち航空基地及港灣施設の設定並に之が使用を充足せんとするので御座ります從つて南部仏印に兵力を駐屯せしむることが目的では御座るませず仏国が我要求を容認しましたる場合に於きましては平和的に右軍事基地維持のため必要とする最少限の機関を常駐せしむるに過ぎないので御座ります。

右の外現地の実情に鑑みまして西原「マルタン」現地協定の實質的修正の要求即ち主として帝國軍隊の居住行動に関する特別なる便宜供与をも此の事項の中に含ましめ度いと存じます。

二、本施策遂行の為必要とする作戰準備と武力行使とに就きまして

仏印、泰施策の目的に鑑みまするとき其の実施に於て政戰兩略一体となり変通應機の妙用を発揮することが特に必要で御座ります特に更に威圧を強化し、或は新に派兵し若しくは武力を行使する等の為には部隊の整備、船舶の準備等各種の素因により相当の時日を要しますので此の際速かに必要最少限度の作戰準備を整へる必要が御座ります。

又某程度の準備を整へましても部隊が目的地に行動し得る迄にも相当時日を要しますので已むを得ざる場合に於ける武力行使の時機に就きましては政戰兩方面からする予見洞察により適時廟議を以て之を決し以て外交行為と武力行動との間に間隙な

からしめ政戦両略の不二一体的關係を全からしむることの切要を痛感するもので御座ります。

本施策の遂行に方りましては為し得る限り武力行使を避け威圧行動の範圍に於て目的の貫徹を期し度いことは申す迄も御座りません従つて我威圧行動は極力仏印側との衝突を回避するに勉めます若し仏印軍が我に挑戦する場合に自衛の爲武力を行使致ししても勿論仏印に対し全面的に戦闘を実行することなく努めて局地的に解決するを本旨と致します。

仏印に対し已むを得ず武力を行使致します時の其の武力行使の本義を闡明にする爲特に武力を行使する場合並に其の限界を明にする必要があると存じます。

仏印に対し武力を行使致しますのは仏国が紛争解決に应ぜざる場合で御座りまして例へば停戦実行を確守せざるか又は泰側失地を返還しない場合等を指すので御座ります。

又協定の締結に应ぜざる場合武力を行使致しまするや否やは情勢に依り決定せらるべきで御座ります之が準備は予め整へまして臨機応変の妙用を発揮するに支障なきやう致し度いと存じます次に武力行使の限界は仏国を我要求に聴従せしむるを以て限度と致します従つて全仏印を席捲占領しようとするのでは御座りませす其の範圍は中南部仏印に於ける要地に限定せられ且之が発動は別に定めらるべきものと存じます。

又武力行使後に於きましても仏印の現軍事、政治、經濟組織は為し得る限り之を利用するもので御座りまして若し現仏印政權が潰滅し治安の攪乱を見るに至りました場合は已むを得ず仏印の要域に対し占領地統治を行はねばならぬやうに相成りまするが此の様な事態は極力回避するに勉むべきものと存じます。

軍令部総長

最後に一言申し上げます。

現下の國際情勢を通觀致しまするに帝國が毅然として本施策を急速に実行致しますことが英米をして乗ぜしめず且我目的を達成し得る最良の方途でありますと確く信じまして大本營政府間に意見の完全なる一致を見た次第で御座ります。

以上を以て御説明全部を終ります。

謹みて本要綱の御允裁を仰ぎ度いと存じます。

〔調停会談成立と松岡外相〕 東京の調停会談は、主として松岡外相と仏國大使アンリー及び泰國代表ワソワイとの間において、一箇月に亘つて行われた。日本は当初仏印側の要求を抑えて、泰側の要求を容認する方針で臨んだが、泰側代表の高圧的態度を心よしとせざる松岡外相は、途中から寧ろ仏印側に有利な如く會談を誘導した。會談と併行して屢々大本營政府連絡懇談會が開催せられ、會談を主宰する松岡外相との連絡を保持したが、外相は概して独自の構想で行動し、前記の決定國策を無視する傾向があつた。大本營側は松岡外相の無軌道振りに手を焼いていた。この間仏側側の遷延態度に鑑み、仏印に武力を行使すべしとする議論が、陸海軍及び政府の間に繰りかえされ、二月末頃には一時大本營陸海軍部は武力行使を決定したこともあつた。

三月十一日遂に居中調停は成立した。調停の成立に伴い、日仏及び日泰間に仏印又は泰が、第三國との間における一切の形における政治的及び軍事的協力をなさざる旨の協定が成立した。然し軍事的協力を主旨とする日泰協定及び日仏印協定は、松岡外相の未だその時機にあらずとする独断により、交渉を進めるに至らず、今後の情勢發展を待つこととなり、大本營側は失望した。

當時外電は、極東危機説を流布し、所謂 ABCD 包圍陣の結成を喧伝しつつあつた。

〔外相訪歐鹿島立ち〕 三月十一日新聞は、突如松岡外相の訪歐を發表し、翌十二日外相は鹿島立ち、東京駅頭の歡送爆發す。徳富蘇

峰曰く、「松岡は幸運児」なりと。

3 「時局処理要綱」の清算

以上既に述べた如く、「世界情勢の推移に伴ふ時局処理要綱」に基づく日本の南方進出は、当面先ず対仏印、泰施策の結実を主眼として進められて来た。而して、対南方武力行使に関しては「時局処理要綱」決定後間もなく、海軍側が消極的態度を示し、又歐洲戦局の沈静化に伴い一般に慎重な考慮を持つに至つたことは既に述べた。

然しその企図を全く放棄したのではなかつた。対仏印、泰施策を強行せんとしたのは、その準備でもあつたのである。従つてこの間、大本營陸海軍部は歐洲戦局の推移を睨みながら、蘭印を含む南方問題解決のための武力行使を必要とする場合あるを考慮し、これが実行方策について検討を進めつつあつた。

〔一般情勢〕 歐洲においては、昭和十五年秋対英空襲作戦に失敗したヒットラーは、英本土上陸作戦の企図を放棄し、専ら潜水艦による封鎖作戦に転換し、十二月には早くも反転してソ連と一戦を交える決意を堅めるに至つてゐた。勿論大本營陸海軍部は、これを察知し得なかつた。

昭和十六年に入るや、独逸の英本土上陸についての大本營の期待は、愈々うすれて行つたが、先にも述べた如く、独軍の春季攻勢が英本土に指向せられる場合があると判断してゐた。又たとえ独軍の英本土上陸が行なわれなくとも、潜水艦作戦により英本國が屈伏することあるべしとの期待を捨ててはいなかつた。

〔英蘭、英米不可分論——陸海軍間の研究討議〕 前記「対仏印、泰施策要綱」決定直後、大本營陸軍部内においては、主務部局長以下の間に、「対南方施策要綱」なる一案が概ねまとまつてゐた。それは、英蘭を一体不可分と認め、好機を捕捉してマレー及び蘭印に武力を行使し、所謂南方問題を根本的に解決せんとする場合の施策の

構想である。然し武蔵陸軍省軍務局長は、南方問題は海軍が主役でなければならぬ故、この案を陸軍側から海軍に提議するのを差控えるよう主張し、原則として海軍側からの提案を待つこととした。

二月十日大本營陸軍部の第二十班長（戦争指導）有末次大佐は、海軍側の主務者に対し、私案として右「対南方施策要綱」の骨子を提示したところ、海軍側主務者は即座に、対南方武力行使は即ち対米武力行使であり、英米の分離は不可能である旨を強調した。次いで二月十七日には、海軍側主務者參謀本部に來り、海軍側の大体の意向を書類を以て提示した。その骨子は米英は絶対不可分にして、対南方武力行使は即ち対米戦なる故これが準備を促進するを要す、対英蘭武力行使の準備の如きは、海軍としては既に完了しありということであつた。即ち陸軍は、対米戦準備はするも極力これを回避して、南方に武力を行使せんとするに對し、海軍は對南方武力行使にあたりては、最初から対米一戦を主張するわけである。この海軍側の英米不可分論は、極めて強い意見であると認められ、従つて陸軍としては對南方武力行使の実現は至難であるとの感を深くした。

その後陸海軍統帥部主任者間の数次の折衝により、三月末頃までに明かとなつた海軍側の南方武力行使に関する結論は次の通りである。

1. 海軍は好機に投ずる武力行使を考慮してをらない。
英敗れたる場合は好機にあらず、寧ろ対日武力重圧は加はるであらう。
2. 海軍の對南方武力行使即對米武力行使の考へは絶対的のものである。
3. 日本は米が対日武力重圧又は全面禁輸を加へ来る場合、始めて南方に武力を行使すべきである。
4. 而して現在には未だ前項の時機ではない。然しその準備は必要

である。

〔陸軍の物的国力判断〕

右は海軍の強き主張及び思想であつた。

陸軍としてはこれに同意せざるを得なかつた。この頃、陸軍省戦備課においては、参謀本部の要求に基き、昭和十六年春頃、米英に對し開戦する場合と絶対に戦争を回避する場合とにおける、日本の物的国力の推移判断を研究し、三月二十五日これを参謀本部首脳に報告した。その骨子は次の通りである。

一、開戦の場合

1. 日本の物的国力は、対米英長期戦の遂行に不安あるを免れない。即ち戦争第二年終期頃迄は、敵の進撃を破挫するに概ね十分なる弾薬力を有するも、その頃、一時液体燃料に懸念を生ずるおそれあると共に、戦局持久するに従ひ、経済抗堪力は動揺するであらう。

右の素因は輸入杜絶と生産力拡充の不振に存し、鉄鋼と輕金屬とは船腹を著しく減耗せざる限り逐年飛躍の望あるも、稀有金屬と非鉄金屬とは微弱なる国内生産力を以てしては、輸入杜絶を償ふの道なく、逐次蓄積を消耗することにより、二ヶ年を糊塗し、第三年以後著しき供給減に陥るであらう。この頃液体燃料は、占領地の資源復興開発の進展と蓄積の消耗との中間に、溪谷の状態を生ずるの憂があり、又他方船腹問題は重大化し、特に石炭搬出を減少せしめて全産業の萎縮を来し、且輕工業資源の窮迫は国内問題の煩累を増加すると認められる。

2. 然し情勢の推移により開戦の余儀なき場合、前述の不安を除く為には、対南方作戦を迅速に終了することに努める外、特に蘭印資源を極力破壊から免れしむることが必要である。又船腹問題に関しては、作戦と経済との調和に深甚なる考慮を必要とする。

二、戦争回避の場合

1. 米英の経済断交に至らず、その東亞植民地とも交易相当程度継続し、且南方諸地域に對する経済交渉逐次進捗すべきことを条件とすれば、日本の物的国力は当初二ヶ年は低下するが、爾後逐年若干宛恢復する。

2. 米英との経済断交に達着すれば、物的国力は急低下し、その恢復も頗る困難である。特に石油の貯蔵量逐年減少し、国力及び戦力は消耗低下する。

3. 右何れの場合に於ても、数年に亘り、日本の力の飛躍的向上や軍備の本格的拡充は共に実行し難い。

三、結論

日本は速かに對蘭印交渉を促進して、大東亞自給圈の確立に努むると共に、無益なる米英刺戟を避け、極力米英ブロックの資源により国力を培養しつつあらゆる事態に即応し得るの準備を整へることが肝要である。

かくして、大本營陸軍部の大勢も、好機に投ずる南方武力行使の企図を全く放棄するに至り、陸軍としては本来の姿に還り、支那事變の処理と對ソ戦備の強化に専念せんとするの氣運が強くなつた。

〔對南方施策要綱〕 四月五日大本營海軍部は、初めて「對南方施策要綱」海軍案を陸軍側に提示した。これに對し陸軍としては格別の異見なく、大勢は既に決していた。恰も翌十日には予想に反し、松岡外相より日ソ中立条約に調印するやも知れずとの飛電に接した。

右海軍案に對する若干の修文について、陸海軍間に輕易な折衝が行われた結果、四月十七日次の如き「對南方施策要綱」の大本營陸海軍部既定を見るに至つた。それは、正しく日米交渉開始の前夜であつた。

對南方施策要綱

一、大東亜共栄圏建設の途上に於て帝国の当面する対南方施策の目的は帝国の自存自衛の爲速かに綜合国防力を拡充するに在り之が爲

(イ) 帝国と仏印、泰間に軍事、政治、經濟に亘り緊密なる結合關係を確立す

(ロ) 帝國蘭印間に緊密なる經濟關係を確立す

(ハ) 帝國と其の他の南方諸邦間に於ては正常の通商關係を維持するに努む

二、帝國は外交的施策に依り右目的の貫徹を期するを本則とす特に速かに仏印、泰との間に軍事的結合關係を設定す

三、前号施策遂行に方り下記事態發生し之が打開の方策なきに於ては帝國は自存自衛の爲武力を行使す

右の場合に於ける武力行使の目的、目標、時機、方法等に関しては當時の歐洲戦局の展開並に對ソ情勢を勘案し機を失せず別に定む

(一) 英、米、蘭等の對日禁輸により帝國の自存を脅威せられたる場合

(ロ) 米國が単独若くは英、蘭、支等と協同し帝國に対する包囲態勢を逐次加重し帝國国防上忍び得ざるに至りたる場合

四、歐洲戦争に於て英本國の崩壊確実と予察せられるに至らば本施策特に対蘭印外交措置を更に強化し目的達成に努む

五、帝國国内戦時体制の刷新は昭和十五年七月決定「基本國策要綱」に遵ひ速かに実施するものとす

附一、仏印、泰に対する施策は昭和十六年二月一日御裁可の「對仏印、泰施策要綱」に拠るものとす

二、昭和十五年七月決定の「世界情勢の推移に伴ふ時局處理要綱」中支那事變の處理未だ終らざる場合に於ける南方施策に關する事項は本施策要綱に拠るものとす

三、支那事變處理完了せる場合、或は世界情勢著しく急変したる場合に於ける對南方施策は其の際更に別途決定せらるるものとす

本要綱は、これを大本營政府の連絡會議又は御前會議に提案して國策として決定する予定であつたが、大本營、政府共に、遽かに對米交渉に取組むこととなつたため、そのまま据置きとなつていた。その後六月六日、陸海軍はこれを大本營陸海軍部決定ということに措置した。

〔運命の岐路——仏印、泰の軍事基地〕 本要綱において、依然として仏印、泰との軍事的結合關係の設定を企圖している事實については更に説明を要するであらう。即ちこの軍事的結合關係の設定とは、主として仏印、泰における軍事基地の設定を指しているのであるが、その軍事基地は本要綱第三項の如き、受けて起つ場合において真に切要不可欠な軍事基地であつたのである。而してそこには、受けて起つための軍事基地設定が、受けて起たざるを得ざる事態を誘致するという因果の關係が存在していたのである。即ち受けて起つための南部仏印進駐が、遂に日本をして受けて起たざるを得ざらしめた米國の對日全面禁輸の發動を招来したのであつた。

以上はともあれ、昭和十五年夏独逸の西方攻撃の勝利を契機として決定せられたる「時局處理要綱」の主なる狙いは、これにより實質的には完全に清算せられたのである。

第六章 日米交渉の開始

1 事前工作

〔野村大使起用〕 松岡外相は、就任当初より如何にして対米国交を調整すべきかに、心を傾けていた。当時の駐米大使は堀内謙介であつたが、外相は国交調整促進のためには、勢いこれが更迭を必要と考えていた。外相は、野村吉三郎海軍大將を起用せんとして、就任後間もなく、当時河口湖畔に静養していた同大將の出馬を請うた。野村大將は、嘗て在米海軍武官時代、当時海軍次官であつた現ルーズベルト大統領とも親交があつた。

野村大將は、当初これを固辭したが、外相その他の説得により、就任を受諾するに至り、十一月二十七日親任式が行われた。

野村大使は対米国交調整の中心問題が、当然中国問題たるべきことを思い、特に満洲及び中国に旅行し、現地軍首脳とも懇談するところがあつた。

〔野村大使への訓令〕 野村大使は、二月十一日ワシントンにおいて、米大統領に親任状を捧呈した。出発にあたり、一月二十二日松岡外相が野村大使に与えた訓令は、次の通りである。

松岡外相の野村大使に対する訓令

一、我国策を相当思ひ切つて変更するに非ざれば米と諒解を付け以て太平洋上の和平を確保し進んで世界平和克服の爲提攜策動する事所詮不可能也

二、しかも此の儘に推移せば或は遂に米の歐洲參戰若くは対日開戦を見るに至るなきを保し難し

三、若し斯かる事ともなれば眞に戦慄すべき世界戦争となり其の惨禍前大戦に幾倍すべく或は遂に現代文明の没落となるべし

四、己に日米間直接諒解提携の途なしとせば英米以外の国と連結協力たとへ之を圧迫脅威しても其の対日開戦又は歐洲參戰を予防せざる可らず是独り皇国の爲のみならず実に全人類生存の爲なり

五、我国を守るにも將又世界大戦を防ぐにも最早此の途を取る外なしと断じたる爲遂に日独伊同盟を訂するに至れり

六、苟も右同盟を訂したる以上我国の外交は将来この同盟を枢軸として運用さること恰も往年日英同盟に於けるが如し

七、而して苟も三国同盟条約第三条に規定せる第三国に依る攻撃發生せりと三国政府に於て認めたときは日本は当然同盟に忠なるべし

此の点聊かの疑を存すべからず日本が重大なる決意をなすに付極めて慎重なる廟議を遂ぐべきは申迄もない事也

八、現在日本の支那に於ける行動中動もすれば不当不正若くは侵略と見ゆるものあるべしと雖も是一時の現象にして我国は終局に於て必ず日支平等互恵の主義を實行し八紘一字なる肇国以来の伝統的大理想を如実にするの日あるべし

九、大東亜共榮圈樹立亦実にこの八紘一字の大理念に因るものにしてノー コンケスト・ノー オペレイション・ノー エクスプロイテーションは予のモットー也

要は國際的隣保互助の天地を先づ大東亜に造出し以て世界大同の範を垂れんとするに在り

十、斯る理想は暫く措き現実卑近の問題としても我国は大東亜圈に自給自足の道を講ずるの必要に迫られ居れり、西半球に君臨し更に大西太平洋の両大洋に延びつつある米國より見て右日本の

理想乃至慾望を不当なりと称し得べき乎此位の事は日本に許して可なるに非ざる乎我國の考うる所は斷じて排他的に非ず米も來つて大東亞圈の開發に協力すべし、其の要する「ゴム」、錫等の供給を絶たるべしとする疑懼の如き笑ふに堪へたり

予の過般日米協会に於ける卓上演説及今般帝國議會に於ける外交演説等に示したる所と併せて右諸点大統領國務長官始め米國朝野有力者に徹底を期せられ度

〔岩畔大佐特派〕 野村大使は出発前、特に東條陸相に対し陸軍の協力を要請し、これがため支那事變に精通している陸軍將校の米國派遣を請うた。東條陸相は、當時陸軍省軍事課長の要職にあつた岩畔英雄大佐を派遣することとした。同大佐は野村大使を実質的に補佐する任務を以て、陸軍より特派せられることとなり、三月六日内地を出発した。

〔近衛首相の裏面工作——日米諒解案〕 これより先、昭和十五年十一月末以来、大藏省の元官吏で、當時産業組合中央金庫理事を勤めていた井川忠雄と来朝中の米國カトリックの最高学校メリノールの事務総長ドラウト及びビショップのウォルシュとの間に、日米国交調整に関する私的接觸が秘密裡に行われていた。井川忠雄は直接近衛首相と連絡を持ち、米側の両師は十二月末帰國後、ルーズベルト大統領、ハル國務長官及び郵務長官ウォーカーと連絡をつけた。陸軍省の武蔵軍務局長及び岩畔軍事課長は、それら日米私人間の工作を井川忠雄よりの連絡により承知していた。松岡外相も当初米側の両師と接觸したが、あまり熱心でなかった。

井川忠雄は、帰國したドラウト、ウォルシュ両師より、工作有望なる旨の通報を得て、野村大使と前後して渡米した。

爾後近衛首相と連絡を持つ井川忠雄及び野村大使補佐の立場にある岩畔大佐と、米國首脳と極秘裡の連絡を持つドラウト、ウォルシュ両師との間に、極秘裡に日米国交調整試案に関する私的討議が行

われ、四月上旬以後は米側当局者及び日本大使館当局者も、それぞれこれに關与し、かくして、四月十六日日米諒解案なるものが出来るに至つた。

四月十四日、十六日の両日、ハル國務長官は野村大使を招いて會談し、従来の日米私人間の話を、長官と大使との非公式會談に移し、交渉の基礎として右日米諒解案を取りあげて可なる旨言明し、これがため先ず日本政府の訓令を得るよう要望したのである。

〔ハル四原則〕 ハル國務長官は、この際、夙に彼が強調する四原則を交渉の前提とすることを指摘した。その四原則とは、後に特に問題となつたところの次の如きものである。

- 一、一切の國家の領土保全及主權の尊重
- 二、他國の國內問題に対する不干渉原則の支持
- 三、通商上の機會均等を含む均等原則の支持
- 四、平和的手段により現状が變更せらるる場合を除き太平洋に於ける現状の不攪亂

以上日米諒解案作成の経緯については、近衛首相は、井川忠雄からの私的通信により、その概要を承知していたが、松岡外相は全くこれを知らなかつた。外相には対米外交方略に關し独自の構想が胸中に秘められており、しかも外相は既に述べた如く、三月十二日歐洲に向つて出發していた。

2 日ソ中立條約

〔外相訪歐計畫——「対独伊ソ交渉案要綱」〕 松岡外相は、夙に歐洲訪問の企圖を持っていたようであるが、大本營陸海軍部がこれを知つたのは、昭和十六年一月中旬であつた。松岡外相は訪歐の計畫として、次の如き「対独伊ソ交渉案要綱」を陸海軍に提示して、予め意見を求めて來た。

対独伊ソ交渉案要綱

一、ソ連をして所謂リップントロップ腹案を受諾せしめ右に依り同国をして英国打倒につき日、独、伊の政策に同調せしむると共に日、ソ国交の調整を期す

二、日、ソ国交調整条件は大体左記に拠る

(一) 独逸の仲介に依り北樺太を売却せしむ

若しソ連が右に不同意の際は北樺太利権を有償放棄する代りに向ふ五箇年間二百五十万噸の石油供給を約せしむ尤も之が為要すれば我方に於て北樺太に於ける原油増産を援助するものとす。右兩者の何れに依るべきかは事態如何に依り決定す

(二) 帝国はソ連の新疆外蒙に於ける地位を諒承しソ連は帝国の北支蒙疆に於ける地位を諒承す新疆外蒙とソ連との關係はソ、支間に於て取極せしむるものとす

(三) ソ連をして援將行為を放棄せしむ

四、滿、ソ、外蒙間に速かに国境画定及紛争処理委員会を設置す

(四) 漁業交渉は建川提案(委員会案)に依り妥結に導く尤も漁業権は日、ソ国交調整上必要なれば抛棄して差支なし

(四) 日、独通商の為相当數量の貨物輸送に必要な配車を為し且運賃の割引を約せしむ

三、帝国は大東亞共栄圈地帯に対し政治的指導者の地位を占め秩序維持の責任を負ふ

右地帯居住民族は独立を維持せしめ又は独立せしむるを原則とするも現に英、仏、蘭、葡等の属領たる地方にして独立の能力なき民族に付ては各其の能力に応じ出来得る限りの自治を許し我に於て其の統治指導の責に任ず経済的には帝国は右地帯内に於ける国防資源に付優先的地位を留保するも其の他の一般的通商企業に付ては他の经济圈と相互的に門戸開放機会均等主義を適用す

四、世界を大東亞圈、歐洲圈(アフリカを含む) 米州圈、ソ連圈(印度、イランを含む) の四大圈とし(英國には濠洲及ニュージランドを残し概ね和蘭待遇とす) 帝国は戦後の講和會議に於て之が実現を主張す

五、日本は極力米国の参戦を不可能ならしむる趣旨を以てする行動施策に付独逸当局との諒解を遂げ置くこととす

六、独、伊特に独はソ連を牽制し万一日滿兩國を攻撃するが如き場合には独、伊は直ちにソ連を攻撃す

七、日本が歐洲戦争に参加する場合には独、伊等味方諸国間に單獨不講和協定を締結す

八、急速に海軍準備を完成し陸軍は支那に於ける戦線を思ひ切つて縮少す独逸は極力日本の軍備充実に付援助し日本は独逸に対し原料及食糧の供給に努む

九、松岡外相は渡欧の上独、伊、ソ各国政府と交渉し前記要領の貫徹に努力し要すれば条約を締結す

リップントロップ腹案内容

日独伊を一方としソ連邦を他方とする取極を作成し

一、ソ連は戦争防止、平和の迅速回復の意味に於て三国条約の趣旨に同調することを表明し

二、ソ連は歐亞の新秩序に付々々独、伊及日の指導的地位を承認し三国側はソ連の領土尊重を約し

三、三国及ソ連は各々他方を敵とする国家を援助し又は斯の如き国家群に加はらざることを約す

右の外日、独、伊、ソ何れも将来の勢力範圍として日本には南洋、ソ連にはイラン印度方面、独には中央アフリカ、伊には北アフリカを容認する旨の秘密諒解を遂ぐ

(對ソ国交調整と陸海軍) 支那事變の処理を推進し、且つ南方問題を決済するため、對ソ国交の飛躍的調整を図ることは、昭和十五

年夏以来の懸案であつた。近衛首相及び松岡外相等政府首脳が、ソ連を三国同盟に同調せしめ、為し得れば、これを日独伊ソ四国同盟に発展せしめようとする意図を持つてゐることは既に述べた。多年専らソ連を仮想敵国として、対ソ戦備の強化に努めて来た陸軍も、支那事変処理と南方問題解決のために、対ソ国交の調整を切に希望した。否寧ろ、陸軍はその主謀者でもあつたのである。

松岡外相の「対独伊ソ交渉案要綱」に対しては、当時陸海軍は、仏印及び泰に関する問題に忙殺されており、又その内容に外相一流の誇大構想の臭味ありとして稍々もてあました感があつた。

然し陸軍は、外相自らの訪欧によりソ連との国交調整に何等かの打開が求められることに希望を持ち、これを歓迎したのである。従つて外相訪欧の重点は、対ソ国交調整に関する問題であつて、独伊に対しては儀礼的なものという考えが強かつた。

これより先、昭和十五年九月、政府は陸軍中将建川美次を駐ソ大使に起用し、対ソ国交調整に当らしめており、同年十一月二十日頃には、建川大使より、当時ソ連と応酬中の日ソ不侵略条約案についての報告が寄せられ、交渉成立の曙光あるかの如く見えたが、主として北樺太利権の問題について難航していた。

〔外相提案討議——滯欧折衝〕 二月三日連絡懇談会が開催せられ、外相提案の「対独伊ソ交渉案要綱」が討議せられた。会議の冒頭において外相の発言した要旨は次の通りである。

リップントロップ及びチアノより夙に渡欧の勧告があり、昨年暮には是非来るやう要望して来た。

本案件は、政戦両略一致の下に進む必要があるので提案した次第である。行動予定は、ベルリン、ローマに各二、三日、モスコに一週間位と考へてゐる。

独伊が来いという真意には、相当疑問がある。即ち独伊自分本位のものなりや、宣伝の為なりや、日本の真意を直接聞かんとする

ものなりや等、その真意は疑問である。議会開会中であるが、留守は総理に御願ひして行き度い。大島では瀬踏みは出来ない。我輩が行つたら相当のことをいふと思ふ。

尚議会に於て英米を攻撃したことは、一見行過ぎのやうに思はれるが、これは自分の歐洲行きの予備行為である。民間に於ては英米を刺戟するとして非難してゐるが、強い意志を以て進む必要があると思ふ。

行く時機は、独の対英攻撃の前が宜しい。仏印、泰の問題が一応片付き次第、即ち二月二十日頃調印を終り、三月初め出発し、四月中旬に帰国する予定である。

次いで逐次各項目について討議が行われ、格別の論議はなかつたが、第八項の中國戰面縮少の問題は、陸海軍及び特に近衛首相からも異議があつて、結局この項は、単に「支那全面和平の促進に就ては尚独と懇談を遂ぐ」ということに修文せられ、その他は原案通り決定した。但し、陸海軍就中統帥部長から、外相單獨で協定を造つたり、用兵問題について軽々しく言質をとられたりせぬよう要望がなされ、外相はこれを諒承した。

三月十二日東京を出発した松岡外相からは、その後格別の報告が寄せられていなかつたところ、帰路モスコ滞在中の外相より四月十日突然、北樺太利権問題には触れずに、簡單直截な中立条約案に調印するやも知れざる旨の諒解電報が到着した。これに対し同日連絡懇談会は、次の如き三点を外相宛打電することとした。

一、北樺太利権問題にふれざることに異存なし

二、日独伊三国同盟条約を改めるが如き結果を招来せざること、独と充分諒解を遂ぐべきこと。

三、本条約により支那事変解決に資すべき素地を造るべきこと
〔日ソ中立条約締結〕 四月十二日外相から中立条約締結を断念した旨の電報あり、大本營を失望させたが、翌十三日には急転して妥

結調印の電報が寄せられた。即ちスターリンと直接会談の結果、北樺太利権問題は、条約調印数カ月後においてこれが清算につき協議を進めるといふ条件附で妥結するに至つたのである。調印された条約の要旨は次の通りである。

日本国及ソヴィエト連邦間中立条約

大日本帝国及ソヴィエト連邦は両国間の平和及友好の關係を鞏固ならしむるの希望に促され中立条約を締結することに決し左の如く協定せり

第一条 両締約国は両国間に平和及友好の關係を維持し且相互に他方締約国の領土の保全及不可侵を尊重すべきことを約す

第二条 締約国の一方が又は二以上の第三国よりの軍事行動の対象となる場合には他方締約国は該紛争の全期間中中立を守るべし

第三条 本条約は両締約国に於て其の批准を了したる日より実施せらるべく且五年の期間効力を有すべし両締約国の何れの一方も右期間満了の一年前に本条約の廃棄を通告せざるときは本条約は次の五年間自動的に延長せられたるものと認むべし

第四条 本条約は成るべく速に批准せらるべし批准書の交換は東京に於て成るべく速に行はるべし

本条約調印と同時に、日ソ両国政府は声明を發し、日本は蒙古人民共和國即ち外蒙古の、ソ連は滿洲國のそれぞれその領土の保全及び不可侵を尊重すべきことを明かにした。

かくて日本は、北樺太利権の譲渡に関する原則的諒解をソ連に与え、日ソ中立条約の締結に成功した。日本はこれにより政治的には一応の北方安定感を得ると共に米國に対する均衡態勢を有利にした。然し軍事的には依然として極東ソ軍の重圧から免れることは出来なかつた。蓋し大本營陸軍部は中立条約に全幅の信頼を置いて、対ソ戦備を軽減しこれを他方面に転用するの冒険はなし得るところ

ではなかつた。又これにより中国及びソ連の間を冷却化させ、支那事實の處理に資するといふ本来の一つの狙いも、その効果に期待が持てなかつたのである。

〔条約と独伊〕 先に述べた如く、独逸は既に密かに對ソ戦争を決意している。しかしこれを松岡外相に開示はしなかつた。固より外相もそれを察知し得なかつた。従つて独逸は奇妙な立場に置かれていたのである。独逸は日ソ中立条約の締結に關し、敢えて不同意を表明しなかつたが、ソ連の信じ難きを指摘して、あまり深入りせざるよう示唆した。当時独逸の主なる関心は、日本の南進による英米の牽制であつた。

ヒトラーは、日本のシンガポール攻略問題について熱心に言及し、帰朝後の報告によれば松岡外相は恰も攻略準備が着々進捗しつつあるが如くこれに応酬したようである。結局独伊との間には何等の取極めは行われず、大本營側としては、儀礼的訪問に止まつたと考えていた。

〔對米國交調整の伏線〕 松岡外相の訪歐は、以上の如き折衝の裏面に重大なる外交方略上の含みがあつた。即ちそれは對米國交調整のための伏線である。外相は訪歐出発に先立ち近衛首相の工作とは別個に、旧知の米人と頻繁に連絡して、日米國交調整に協力を要望すると共に、昭和十五年十二月十九日の野村大使壮行會、或は翌十六年一月二十六日の衆議院予算總會等において、牽制的意味合の對米所信を開陳して他日の伏線とした。

〔松岡・スタインハルト會談〕 歐洲に到るや、外相は往復共にモスコにおいて、ルーズベルト大統領の腹心たる米國大使スタインハルトと懇談し、特に帰途には、独伊首脳との談話及び當時難行中の日ソ中立条約交渉の経緯等を、かなり大胆に内輪話し、米國の援蔭行為打切りによる日支全面和平への成立を、その主なる狙いとする日米國交調整の促進方を説得するところがあつた。

右に関する松岡外相のモスコ電報に基き大橋外務次官は、四月十日の連絡懇談会席上、松岡・スタインハルト会談要旨の一節を次の如く報告している。

外相 日米はお互に戦ふを欲しない。

大使 全然同感である。然し乍ら独逸は米國に宣戦し日本を戦争に引込む様にするのではないか。

外相 独逸は米國と事を構へることを欲しない。又刺戟するが如きこともしない。

大使 外相の訪独は三国同盟を強化せんとするものであるのではないか。

外相 現在以上強化の必要はない。

米國大統領が大バクチ打なることは、一般が充分認めてゐる。

ついでは大バクチ打の大統領は、世界平和のため蔣介石に戦争をやめるやう慫慂しないか。

大使 その件に関しては一度意見を具申したことがある。もう一度電報すべし。

外相 若し大統領にその考えがあるならば、小官帰国後一週間後に話を進めることに致し度い。

松岡外相は後に述べるが如く、このことについて、モスコ滞在中大統領より好い返事が来るかも知れぬと考えており、大橋外務次官は右報告において、外相は樂觀していると附加した。

以上の如くして、松岡外相は帰朝の上は、日独伊三国条約の締結より日ソ中立条約の成立に至る、一連の既成事態を背景として、支那事変の早期解決と対米國交調整を重点とする外交施策を活潑に展開し、これがため要すれば自ら米國を訪問し、又為し得れば、日米提携して英独戦争を調停せんとする夢をも密かに画いていたのである。

訪欧使命を果して大連に立寄つた松岡外相は、四月二十一日近衛

首相より電話を以て、米國政府より重要提案が接到してゐるから至急帰朝せられたき要請に接した。外相はこれを以て、スタインハルトとの会談の結実と即断し、意氣軒昂として帰朝を急いだ。

3 日米諒解案の到着

『日米諒解案全文』 四月十八日、政府及び大本營の首脳が手にした日米諒解案なるものは、次の通りである。

日米諒解案

日本國政府及米國政府兩國間の伝統的友好關係の回復を目的とする全般的協定を交渉し且之を締結せんが為茲に共同の責任を受諾す。

兩國政府は兩國國交の最近の疎隔の原因に付ては特に之を論議することなく兩國民間の友好的感情を惡化するに至りたる事件の再發を防止し其の不測の發展を制止することを衷心より希望す。

兩國共同の努力に依り太平洋に道義に基く平和を樹立し兩國間の懇切なる友好的諒解を速かに完成することに依り文明を覆滅せんとする悲しむべき混亂の脅威を一掃せんこと若し其の不可能なるに於ては速かに之を拡大せしめざらんことは兩國政府の切実に希望するところなりとす

前記の決定的行動の爲には長期の交渉は不適当にして又優柔不斷なるに鑑み茲に全般的協力を成立せしむる為兩國政府を道義的に拘束し其の行為を規律すべき適當なる手段として文書を作成することを提議するものなり

右の如き諒解は之を緊急なる重要問題に限局し會議の審議に譲り後に適宜兩國政府間に於て確認し得べき附隨的事項は之を含しましめざるを適當とす

兩國政府間の關係は左記の諸点に付事態を明瞭にし又は之を改善し得るに於ては著しく調整し得べしと認めらる

一、日米両国の抱懐する國際觀念並に國家觀念

二、歐洲戦争に対する兩國政府の態度

三、支那事变に対する兩國政府の關係

四、太平洋に於ける海軍兵力及航空兵力並に海運關係

五、兩國間の通商及金融提携

六、南西太平洋方面に於ける兩國の經濟的活動

七、太平洋の政治安定に関する兩國政府の方針

前述の事情より茲に左記の諒解に到達したり右諒解は米國政府の修正を経たる後日本國政府の最後の且公式の決定に俟つべきものとす

一、日米兩國の抱懐する國際觀念及國家觀念

日米兩國政府は相互に其の対等の獨立國にして相隣接する太平洋強國たることを承認す

兩國政府は恒久の平和を確立し兩國間に相互の尊敬に基く信頼と協力の新時代を画さんことを希望する事実に於て兩國の國策の一致することを闡明せんとす

兩國政府は各國並に各人種は相抛りて八紘一字を為し等しく權利を享有し相互に利益は之を平和的方法に依り調節し精神的並に物質的の福祉を追求し之を自ら擁護すると共に之を破壊せざるべき責任を承認することは兩國政府の伝統的確信なることを聲明す兩國政府は相互に兩國固有の伝統に基く國家觀念及社會的秩序並に國家生活の基礎たる道義的原則を保持すべく之に反する外来思想の跳梁を許容せざるの鞏固なる決意を有す

二、歐洲戦争に対する兩國政府の態度

日本國政府は樞軸同盟の目的は防禦的にして現に歐洲戦争に参入し居らざる國家に軍事的連衡關係の拡大することを防止するに在るものなることを闡明す日本國政府其の現在の條約上の義務を免れんとするが如き意思を有せず尤も樞軸同盟に基く軍事

上の義務は該同盟締約國独逸が現に歐洲戦争に参入し居らざる國に依り積極的に攻撃せられたる場合に於てのみ發動するものなることを聲明す

米國政府は其の歐洲戦争に対する態度は現在及将来に於て一方の國を援助して地方を攻撃せんとするが如き攻撃的同盟に依り支配せられざるべきことを闡明す

米國政府は戦争を嫌惡することに於て牢固たるものあり従つて其の歐洲戦争に対する態度は現在及将来に亘り専ら自國の福祉と安全とを防衛するの考慮に依りてのみ決せらるべきものなることを聲明す

三、支那事变に対する兩國政府の關係

米國大統領が左記條件を承認し且日本國政府が之を保障したるときは米國大統領は之に依り蔣政權に対し和平の勸告を為すべし

A 支那の獨立

B 日支間に成立すべき協定に基く日本國軍隊の支那領土撤退

C 支那領土の非併合

D 非賠償

E 門戸開放方針の復活但し之が解釈及適用に關しては将来適當の時期に日米兩國に於て協議せらるべきものとす

F 蔣政權と汪政府との合流

G 支那領土への日本の大량의又は集團的移民の自制

H 滿洲國の承認

蔣政權に於て米國大統領の勸告に應じたるときは日本國政府は新たに統一樹立せらるべき支那政府又は該政府を構成すべき分子と直ちに直接に和平交渉を開始するものとす

日本國政府は前記條件の範圍に於て且善隣友好防共共同防衛及

經濟提携の原則に基き具體的和平條件を直接支那側に提示すべし

四、太平洋に於ける海軍兵力及航空兵力並に海運關係

A 日米兩國は太平洋の平和を維持せんことを欲するを以て相互に他力を脅威するが如き海軍兵力及航空兵力の配備は之を採らざるものとす右に關する具體的細目は之を日米間の協議に譲るものとす

B 日米會談妥結に當りては兩國は相互に艦隊を派遣し、儀禮的に他方を訪問せしめ以て太平洋に平和の到来したることを壽ぐものとす

C 支那事變解決の緒につきたるときは日本政府は米國政府の希望に應じ現に就役中の自國船舶にして解役し得るものを速かに米國との契約に依り主として太平洋に於て就役せしむるやう斡旋することを承認す但し其の噸數等は日米會談に於て之を決定するものとす

五、兩國間の通商及金融提携

今次の諒解成立し兩國政府之を承認したるときは日米兩國は各其の必要とする物資を相手國が有する場合相手國より之が確保を保証せらるるものとす又兩國政府は嘗て日米通商條約有効期間中存在したるが如き正常の通商關係への復帰の爲適當なる方法を講ずるものとす尚兩國政府は新通商條約の締結を欲するときは日米會談に於て之を考究し通常の慣例に従ひ之を締結するものとす

兩國間の經濟提携促進の爲米國は日本に對し東亞に於ける經濟狀態の改善を目的とする商工業の發達及日米經濟提携を實現するに足る全「クレヂット」を供給するものとす

六、南西太平洋方面に於ける兩國の經濟活動

日本の南西太平洋方面に於ける發展は武力に訴うることなく平

和的手段に依るものなることの保障せられたるに鑑み日本の欲する同方面に於ける資源例へば石油、護謨、錫「ニッケル」等の物資の生産及獲得に關し米國側の協力及支持を得るものとす

七、太平洋の政治的安定に關する兩國の方針

A 日米兩國政府は歐洲諸國が將來東亞及南西太平洋に於て領土の割讓を受け又は現存國家の併合等を爲すことを容認せざるべし

B 日米兩國政府は比島の獨立を共同に保障し之が挑戰なくして第三國の攻撃を受くる場合の求援方法に付考慮するものとす

C 米國及南西太平洋に對する日本移民は友好的に考慮せられ他國民と同等無差別の待遇を与へられるべし

日米會談

(A) 日米兩國の代表者間の會談は「ホノルル」に於て開催せらるべく合衆國を代表してルーズベルト大統領日本國を代表して近衛首相に依り開會せらるべし代表者數は各國五人以内とす尤も専門家書記は之に含まず

(B) 本會談には第三國のオブザーバーを入れざるものとす

(C) 本會談は兩國間に今次諒解成立後成るべく速かに開催せらるべきものとす(本年五月)

(D) 本會談に於ては今次諒解の各項を再議せず兩國政府に於て予め取極めたる議題は兩國政府間に協定せらるるものとす

附則

本諒解事項は兩國政府間の秘密覺書とす本諒解事項發表の範圍性質及時期は兩國政府間に於て協定するものとす

【電撃的成立の希望と困難性の伏在】 近衛首相は、數日前に井川

忠雄の手紙により、この日米諒解案と大体同様の筋合の一案を入手していたが、その他の政府及び大本營の首脳にとっては、これは正に突然のことであり、且つ想像を越えた事態の發展であつた。

同日夜連絡懇談会が開催せられ、首相より従来の経緯について説明があつた。会議は自由討議のみにて終り、結局松岡外相の帰朝まで更に研究し帰朝後態度を決定することとしたが大勢は受諾の方向に傾いてゐた。ただ問題は、松岡外相がこの問題に如何なる程度にふれているかの点についての疑問であつた。

而して先に述べたところの、ハル國務長官が所謂四原則を前提として交渉を進むべしという趣旨は、如何なる理由からか野村大使から報告されて来なかつた。しかも日本側としては、この日米諒解案が、単に今後における日米非公式会談の基礎案に過ぎないとしても、これが作成の経緯に徴し、それは実質的には米側の第一次提案であると判断した。従つて日本側がこれをそのまま受諾すれば、画期的なる日米国交調整が、それこそ電撃的に成立し、これを契機として世界の歴史は大きく転回して行くだろうと考えたのである。

固よりこの日米諒解案については、連絡懇談会の構成員及びこれを補佐する少数の者のみが、これを処理し、厳に秘密を守る立前とされてゐた。四月九日軍令部総長の更迭が行われ、後任は永野修身大将である。

〔陸海軍の態度〕 陸軍は四月二十一日午前、參謀本部及び陸軍省の首脳部會議を開き、原則的受諾の方針を決定し、同日午後の陸海軍部局長會議―陸海軍軍務局長及び作戰部長等出席―は次の如き主旨に基き積極的に交渉を進めることに意見が一致した。

- 一、日独伊三国同盟の精神に背馳せざること
- 二、支那事変処理に貢献すること
- 三、國際信義を毀損せざること
- 四、日本の綜合国力の拡充に資すること

五、世界平和の再建に資すべきこと

當時における米國の情勢は、その軍備未だ阿洋同時作戰の準備が整わず、國防産業の拡充もまた充分と云い難く、國內輿論の動向も必ずしも一致していなかつた。一方独逸の對英逆封鎖は、着々成功し、對英援助強化の要切なるものがあるやに認められた。

米國においては、一月七日國防生産管理局設置の措置を講じ、三月十一日武器貸与法案が成立し、四月二十五日全海岸に哨戒制を採用することを声明し、五月二十七日に至り大統領は遂に無制限國家非常時を宣言している。この哨戒制の採用は、實際には船団護送の実施を意味していた。

又この頃四月二十一日には、駐独大島大使及び駐米野村大使より、独ソ開戦の可能性近しとの情報電報が寄せられ、かるが故に、大島大使は武力南進すべしと云い、野村大使は飽くまで局外中立を守るべしと云うのである。情勢は誠に複雑怪奇であつた。

〔米國の真意〕 大本營陸軍部は、米國提案の真意が、独逸打倒のための太平洋の一時的安定を図らんとするにあらざるやと判断し、これを原則的に受諾することが、日独伊三国条約の趣旨と両立し難い關係の存することを認めたが、なんとかして、米國の企図を逆用し、三国同盟の精神を生かしつつ、日米諒解案の線に沿うて国交調整の可能性ありと考えた。而して、たとえ三国同盟に多少の冷却を招来しても、これにより多年の懸案たる支那事變の解決を、一挙に実現せんことを熱望したのである。

以上の如く、日本の政府及び大本營の首脳は、日米諒解案にその全関心を集中した。然るに、昭和二十年十一月、米國兩院共同調査会の公聴会の席上において、ハル元國務長官は「日米兩國の政策の背離に鑑み、日米交渉開始の当初より、之が円満妥結には百に一の望みも囑していなかつた」と言明し、しかも又「しかし共同交渉に応じた理由は、太平洋の事態の平和的解決の為に、薬をも搦まんと

する心組及び米國軍部の要望するところの防備整備のため時間的余裕を得んが爲であつた」と述べている。若しこれが真実であるならば、日米交渉はその発足の当初より、日米首脳者間の基本態度に甚しい懸隔があつたわけである。

4 松岡外相帰朝後の折衝

〔外相の訪欧報告〕 四月二十二日國民の歡呼に迎えられて、空路帰朝した松岡外相にとって、日米諒解案の内容は全く意外なものであつた。早速同日午後九時二十分より約四時間に亘り連絡懇談會が開催せられた。然るに外相は、日米諒解案に対しては、自分の考えとは大分異なるゆゑ慎重に考える必要ありとて、これが討議に入らうとせず、専ら訪欧の經過について滔々と語つた後、疲労しているといつて、中途で退席帰宅してしまつた。その際、陸海軍の前記の如き日米交渉条件の基調と日米諒解案に対する修文案とが手渡された。同夜松岡外相が如何なることを語つたかは、本論を離れて興味ある問題である。その要旨を記録すれば次の通りである。

一、対米問題

三ヶ月前から考へてゐた事だが、モスコウで米大使に、米大統領は大バクチ打だ、歐洲戰爭も支那事變も皆米國が援助してやらせてゐる。平和を好む大統領は日本の平和を好むことに同調し、蔣介石に和平勸告を提議するよう提議してはどうかと述べたところ、大使は大統領に電報し、自分はモスコウで返事が来るかも知らんと思うてゐたが返事なく、帰京して野村からの提案に接したわけである。

この問題は、支那事變處理の外に、相当重大な事が含まれてゐるから、二週間乃至二ヶ月位慎重に考えなければならぬ。

二、対独伊首脳會談

独伊に対し、責任を負はされるやうな事は一切話してゐない。

南方問題は日本自身で處理すべきものと述べて来た。独逸は南方問題をしきりと話したが、伊太利は南方の話には一切ふれずして、我等の敵はソ連なりというてゐる。

又三國同盟は米の參戰を阻止するにありといふことに對しては、リッペントロップもムツソリーニも同意を表してゐる。

リッペントロップは、「独逸が独ソ不可侵條約を結んだのは已むに已まれぬ事情によるものであつて、独逸としてはなんとかしてソ連をやつたかと思ふ。今なら三、四ヶ月でやつつけられる。その結果はソ連は四分五裂すると思ふ。又日本がシンガポール攻略をやるとしても北方は後顧の憂はない。ギリシャの降伏は既にきまつてゐるが、バルカンには英の手が相当伸びてゐる。スターリンは用心深い男だからむやみに動くやうな事はせんと思ふ」等述べてゐた。

尚英本土攻撃はバルカン攻撃の前にやるか後でやるかと質問したところリッペントロップははつきり答へられぬと述べて明答を避けた。

自分は、日ソ中立條約は昨年七月からソ連に提案してゐたが、その後情勢が變つたので今度はあつさりした形式でやりたい。若しソ連が食ひついて来たら條約結ぶ考へたと述べたところ、リッペントロップはさうかというた。然しリッペントロップは條約は出来んと思つてゐたらしい。今度の成立を見て彼はきつと驚いてゐるだらう。

三、日ソ中立條約締結経緯

独逸を出発して歸る時、スターマーに、レニングラードへ行くからモスコウ滞在は長くなるかも知れんと述べて、歸路更に日ソ中立條約にふれることを仄かしておいた。

モロトフとは三度會見したが、モロトフは自説を固持して譲らず、條約は到底ものにならぬと考へた。そこで最後に色氣抜き

で自分の考へをあつさり述べ、又英文の手紙を将来の参考の爲にとモロトフに渡した。その夜、明日スターリンは何時でも会ふからと電話があり、午後五時から会ふことに約束した。

翌日午後五時、スターリンの部屋で挨拶を述べ、この際とばかり八紘一字に就て話し出した。スターリンは机の上に中立条約の議定書とモロトフに渡しておいた昨日の手紙とを置き、八紘一字の話を聞きながらむずむずしていたが、そのうちスターリンは、俺はお前を信する、又近衛をも信ずると述べ、条約の修文に就て話し出した。

条約文中に満洲国の事があつたので、独立国をこんな風に取扱ふのは具合悪いと述べたところ、スターリンも同意した。スターリンは地図を取り寄せ、南樺太をソ連に売れとしきりに主張したので、自分は樺太は十六世紀以来日本のものであつたのをソ連に取られ、国民はその後長い間北半部を取りかへさうとの念に燃えてゐると述べた。これに対しスターリンは東はカムチャツカ西は沿海州に、喉首をしめつけられてゐてどうにもならんではないかと述べる。自分は地図を示しながら、地図をもつと大きく見なければいかん、印度イラン方面にソ連としては出る方が宜しいではないか、日本はそれに対し目をつぶると応酬し、逐次話が面白くなり、遂に条約成立の運びになつた。ソ連が何故条約を結んだかその真意は分らぬが、さういふ氣運にあつたことは確かである。

松岡外相退出後も會議は続けられ、外相の慎重論に対しては、米国の意圖を逆用し、なるべく速かに交渉を進める可とする意見が大勢を制し、平沼内相も国内対策上特にこれを主張した。而して外相が立川飛行場から東京に向う車中において、同乗の大橋外務次官に述べたところの、独逸に対し充分なる諒解を取りつければならぬという意見に対しては、及川海相は反対の意向を表明し、會議の空

氣は、独逸の諒解を取りつけずに交渉を進める意見に傾いていた。

「外相の態度——修正意見」その後松岡外相は、病氣静養を兼ねて私邸に引籠り、近衛首相や陸海軍の焦慮に拘らず、沈思熟考を重ねていた。これがため外相は、日米諒解案の英文原文をワシントンから取り寄せ、外相従来の構想を加味した対案の作成に腐心していたのである。

松岡外相は、日米国交調整は、米國に対し媚びを売ることによつては到底達成し難く、寧ろ逆効果を生じ、却つて危険なりとする見解に立ち、三国同盟を活用して米國を牽制し、その歐洲戰參加を阻止し、且つ支那事變より手を引かせることを主眼としていたようである。

外相に対し陸海軍からの強い督促もあつて、五月三日に至り連絡懇談會が開催せられた。席上先ず外相は、中間提案として日米中立條約案を米國に提議したいと發言した。米國は伝統上そういうことは多分受けつけないだろうが、世界非常の折柄やつて見てはどうかというのである。これに対しては他の全員が反対であつたが、外相は意見を撤回しなかつた。次いで日米諒解案に対する審議に入り、主として外相の主張を容れて、日本側の修正提案が決定せられた。外相の修正意見は陸海軍よりも更に強硬で、外相は交渉条件の基調として次の三点を強調した。

- 一、支那事變処理に寄与すること
- 二、日独伊三国條約に抵触せざること
- 三、國際信義を破らざること

独伊との關係については、外相は、修正案に基き概要を独伊に内報し、独伊より意見あらば、これを聴くという程度の腹組が進みたいと主張し、會議の諒承を得た。

而して米に対し、中立條約案の打診後右修正提案を提議するものなりや否や、又それらと独伊との折衝の時期的關係については、明

確なる議決なく、外相に一任したるが如き状態で散会した。

〔第一次修正提案〕 日本側の修正提案は次の通りである。

日本国政府及米国政府は両国間の伝統的友好関係の回復を目的とする全般的協定を交渉し且之を締結せんが為茲に共同の責任を受諾す。両国政府は、両国国交の最近の疎隔の原因に付ては特に之を論議することなく両国民間の友好的感情を悪化するに至りたる事件の再発を防止し其の不測の發展を制止することを衷心より希望す。両国協同の努力に依り太平洋に道義に基く平和を樹立し両国間の懇切なる友好的諒解を速かに完成することに依り文明を覆滅せんとする悲しむべき混乱の脅威を一掃せんこと若し其の不可能なるに於ては速かに之を拡大せしめざらんことは両国政府の切実に希望するところなりとす

前記の決定的行動の爲には長期の交渉は不適當にして又優柔不斷なるに鑑み茲に全般的協定を成立せしむる爲両国政府を道義的に拘束し其の行為を規律すべき適當なる手段として文書を作成することを提議するものなり

右の如き諒解は之を緊急なる重要問題に局限し會議の審議に譲り後に適宜両国政府間に於て確認し得べき附随的事項は之を含めしめざるを適當とす

両国政府間の關係は左記の諸点に付事態を明瞭にし又は之を改善し得るに於ては著しく調整し得べしと認めらる

一、日米両国の抱懷する國際觀念並に國家觀念

二、歐洲戰爭に対する両国政府の態度

三、支那事變に対する両国政府の關係

四、両国間の通商

五、南西太平洋方面に於ける両国の經濟的活動

六、太平洋の政治的安定に関する政府の方針

前述の事情より茲に左記の諒解に到達したり

一、日米兩國の抱懷する國際觀念及國家觀念

日米兩國政府は相互に其の對等の獨立國にして相隣接する太平洋強固たることを承認す

兩國政府は恒久の平和を確立し兩國間に相互の尊敬に基く信頼と協力の新時代を画さんことを希望する事實に於て兩國の國策の一致することを闡明せんとす

兩國政府は各國並に各人種は相抱りて八紘一字を爲し等しく權利を享有し相互の利益は之を平和的方法に依り調節し精神的並に物質的の福祉を追求し之を自ら擁護すると共に之を破壊せざるべく且後進民族の抑圧又は擲棄を排撃すべき責任を容認することは兩國政府の傳統的確信なることを闡明す

兩國政府は相互に兩國固有の伝統に基く國家觀念及社會的秩序並に國家生活の基礎たる道義的原則を保持すべく之に反する外来思想の跳梁を許容せざるの鞏固なる決意を有す

二、歐洲戰爭に対する両国政府の態度

日本及米國政府は世界平和の招來を共同の目標とし、相協力して歐洲戰爭の拡大を防止するのみならず其の速かなる平和克服に努力す

日本國政府は樞軸同盟が防禦的にして現に歐洲戰爭に參入し居らざる國家の戰爭參加を防止するに在るものなることを闡明す日独伊三國條約に基く軍事的援助義務は同條約第三條に規定せらるる場合に於て發動せらるるものなること勿論なることを闡明す

米國政府は其の歐洲戰爭に対する態度は現在及將來に於て一方の國を援助して他方を攻撃せんとするが如き攻撃的施策に出でざるべきことを闡明す

米國政府は戰爭を嫌惡することに於て牢固たるものあり従つて其の歐洲戰爭に対する態度は現在及將來に亘り専ら自國の福祉

と安全とを防衛するの考慮に依りてのみ決せらるべきものなることを闡明す

三、支那事変に対する両国政府の關係

米國政府は近衛声明に示されたる三原則及右に基き南京政府と締結せられたる条約及日滿支共同宣言に明示せられたる原則を認承し且日本政府の善隣友好の政策に信頼し直に蔣政権に対し和平の勧告を為すべし

四、両国間の通商

今次の諒解成立し両國政府之を承認したるときは日米兩國は各其の必要とする物資を相手國が有する場合相手國より之が確保を保証せらるるものとす又兩國政府は嘗て日米通商條約有効期間中存在したるが如き正常の通商關係への復帰の爲適當なる方法を講ずるものとす尚兩國政府は新通商條約の締結を欲するときは日米會談に於て之を考究し通常の慣例に従ひ之を締結するものとす

五、南西太平洋方面に於ける兩國の經濟活動

日本の南西太平洋方面に於ける發展は平和的手段に依るものなることの闡明せられたるに鑑み日本の欲する同方面に於ける資源例へば石油、護謨、錫「ニッケル」等の物資の生産及獲得に關し米國側は之に協力するものとす

六、太平洋の政治的安定に關する兩國の方針

A 日米兩國政府は比島をして永久中立を保持せしむること及同島に於て日本國民に對し差別待遇を為さざることを条件として其の獨立を共同に保障す

B 米國に對する日本移民は友好的に考慮せられ他國民と同等無差別の待遇を与へらるべし

附則

本諒解事項は兩國政府間の秘密覚書とす本諒解事項發表の範囲性

質及時期は兩國政府間に於て協定するものとす

〔外相先ず独伊に内報〕 松岡外相は、直ちに行動を開始し、五月三日、對米中立條約案の提議と獨伊に對する内報の措置を取つたが、修正提案についての野村大使宛訓電はこれを差控えていた。外相は中立條約に對する米側の反應と獨伊の意向の判明を待つて、要すれば修正提案を再修正して実行に移る考へであつた。

五月八日の連絡懇談會において、東條陸相より速かに野村大使宛修正提案を訓電すべく督促したのに對し、外相は次の如く述べている。

野村大使に示しても、リップントロップから意見が来れば又修正しなければならぬ。却つて後で困る様な事が出来るかも知れぬ。尚秘密保持上からも適當でないと思ふ。自分の考へで示さないでおいてある。

この際知らせた方が好いと云ふ意見は外務次官も述べたが、外交の立打ちはお前等はだまれと云うておいた。尚民間に洩れてゐる様だが、外務省ではこの様な大事な事は、自分だけが知つてゐるに過ぎない。

米の今日迄のやり方は、正に參戰である、日本は大国として當然抗議して然るべきと思ふが、見て見ぬ振りをしてゐるのである。ヒットラーとしても、今迄は我慢してゐるが、存外米に對し起つかも知れぬ。独が起つた場合には、同盟條約によれば日本も當然起つのを正論なりと思ふ。然し外交から云へばさうも行かぬ。米を參戰せしめず、又米をして支那から手を引かせると云ふのが、今度自分がこれをやらうとする考へである。従つて急がせずにおいて呉れ。

米と諒解事項を取付けたからと云うても、それで戦争は防ぎ得ないかも知れぬ、米の警戒が激化すれば、こんな諒解事項なんかふつとんでしまふ。その時は日本はやらなければならんだらう。

〔岩坪報告——交渉開始訓令発電〕 翌九日、陸海両相は外相と会談し、独逸の回答を待つことなく、速かに修正提案を米側に提議すべきを主張した。東條陸相には、五月五日在米中の岩坪大佐より次の如き骨子の報告が寄せられていた。

一、交渉は速に進む必要がある。然らざれば米は遂に参戦するに至るであらう。

二、ルーズベルトは目下何事をも為し得る地位に在る。

三、日米諒解案を関知してゐるものは、ルーズベルト、ハル、ノックス、ウォーカー及び秘書に過ぎない。秘密の保持は嚴重である。

四、ハルは下僚中不同意のものは首を切ると云うてゐる。

五、フーバーと会談したところ、要すれば一肌ぬぐべしというてゐる。

六、松岡外相は、目下盛んに風船玉をあげてゐるやうだが、却つて有利でない。米の感情は寧ろ却つて悪化してゐる。

七、ルーズベルト、ハル共に松岡外相を信用してゐない。

一方野村大使及び在米武官からも、再三に亘り交渉促進の督促が寄せられていた。かくして五月十二日正午に到り、遂に松岡外相は独伊の意向の判明を待たずに、野村大使宛我方修正提案に基き交渉を開始すべき訓令を発電した。五月十四日は米国大統領の恒例の炉辺談話が行われる日であり、それに間に合わせようとする配慮があったのである。

この頃外電は、米国の参戦気運がとみに濃化しつつあることを示し、又五月十三日には、独逸副総裁ヘスが飛行機により英本土に潜入した事件を報じ、更に五月十四日の在独陸軍武官電は、独逸参謀本部情報部長の言なりとして、独ソ開戦必至説を伝え、情勢は誠に端倪すべからざるものがあつた。大本営は、米参戦の場合又は独ソ開戦の場合における対策等について忙殺されていた。

〔独伊との調整〕 五月十二日夜、独伊両大使は一緒に松岡外相を

訪れ、独大使は本国政府の意見を伝え、伊大使は、独逸の意見はそのまゝ伊太利の意見なる旨を述べた。その要旨は次の通りである。

今次米国大統領の提案が大東亜共栄圏に於ける日本の将来の行動を如何なる程度迄拘束するに至るべきや、日本自身自身が最も能く判断し得べき地位に在ること勿論なり。独逸政府は今次提案は太平洋方面に於て外観上事態の緩和を図り之に依りて米国内に於ける反戦分子の危惧感を除去し以て既定の参戦方向に邁進せんとする米大統領の深慮遠謀に出づるものと認むるの外なし。蓋し米政府首脳部の参戦決意を阻止し得べき唯一の途は米国の参戦が必然的に日本の参戦を導くべしとの事実を明白ならしむることに在るを以て米大統領としては先づ以て右の事実を中和し以て歐洲方面に対する積極的行動を容易ならしめんと企図しつつあること疑なき所なり。

米政府の方針は戦争宣言を為さずして實際上の中立違反行為を漸次激化し（哨戒又は護送）之に対する独伊の反撃を俟ち以て戦争開始の責任を枢軸国側に転嫁せんとするに在ること明白なるを以て独逸政府としては日本政府が対米回答を發せられるに當り一、米政府の現に採りつつある行動即ち哨戒又は護送の如き國際法違反の行為の継続は米國が故意に戦争を激発せしめんとする行動なりと認められ従つて必然的に日本をして参戦するの已むなきに至らしむべきことを強調せられ

二、米政府に於て此等行動を差控ふる場合に於ては日本政府は米國提案を研究する用意ある旨を明白に表示せらるること可然かと思考す

本件の三国同盟条約締約国に対し及ぼすべき影響の重大なるに鑑み独逸政府は日本政府最終の回答を發せらるるに先立ち其の内容を独伊兩國政府に内示せられ其の意見をも徴せられんことを懇望す

松岡外相は、右独伊側の意見は、外相の強調する前記対米交渉三原則と食い違いなしと認め、両大使に日本側の修正提案を手交し、日本が独逸又は三国条約を無視しているものではないことを強調した。

以上の経緯は五月十五日の連絡懇談会に報告せられたが、その際外相は独伊の返事待たずに日本独断で米に話合いをしたので、独逸が対英単独講和又は対ソ戦争に入るといふことも考えられるが、独逸の申入れと日本の修正案とは食い違いがないといふことを、両国に通じておいたので、このようなことはあるまいと特に発言した。当時陸海軍には、ヘスの英本土入りに関し、日本の対米国交調整の企図を知るや、直ちにヒットラーは対英和平交渉を決心したのではないかと判断をなすものがいた。

ルーズベルト大統領の炉辺談話は延期せられ、五月二十七日に無制限国家非常時宣言と同時に行われたが、我方対案に対する米国の

第七章 南部仏印進駐

〔運命の一石〕 既に述べた如く、「対仏印、泰施策要綱」に基き、日仏印の軍事緊密関係を設定せんとする施策は一応見送りとなつていた。然るにその後、情勢の急迫に伴い、七月二十九日、日仏印共同防衛に関する日仏議定書の成立により、日本軍の南部仏印進駐となつて実現した。それは、日本が大東亜戦争に突入する過程において、日独伊三国条約の締結に次いで起つた重大な運命の一石であつた。

1 南方情勢の悪化

〔重慶抗戦意志昂揚〕 米国はその戦時態勢の強化に伴い、欧洲に

意向を窺知し得るが如き内容は、これを発見出来なかつた。

〔交渉の急速成立失敗——米国硬化〕 かくして、当初企図した交渉の極秘裡且つ急速成立は失敗に帰した。爾後対米交渉は、政府大本营緊密なる連絡の下に、鋭意これが促進に努めたが、時日の経過と共に米国の態度は硬化し、五月三十一日の中間提案を経て六月二十一日に至り日本側五月十二日提案に対する米側の対案を提示して来た。

その内容は、四月十六日の日米諒解案より著しく硬化しており、交渉の主なる難関は具体的には結局、ハル國務長官の所謂四原則に関連する中国における日本の駐兵問題、中国における通商無差別問題並びに日独伊三国条約に関連する自衛権の解釈問題等に帰着したのである。

右米側対案が到着したのは、独ソ開戦二日後の六月二十四日であつて、世界的情勢は、今や独ソ開戦を繞り急転回しつつあつた。

おいて対英援助を益々強化する一方、極東においても援蔣政策を推進しつつあつた。昭和十六年一月、カリイ特使の重慶派遣、三月、武器貸与法の中国への適用及び英支軍事協定調印、四月、五千万弗の法幣安定資金供与、五月、シンガポールにおける英支軍事会谈等、重慶政府と米英との政治的及び軍事的緊密関係は、日米諒解案における米大統領の日華和平橋渡し問題等には拘りなく、益々強化せられつつあるかに認められ、昭和十六年春頃以来、重慶政府の対日抗戦意志の昂揚は、軽視を許さざるものがあつた。

〔ABCD包圍陣〕 一方日本の仏印、泰紛争調停を繞る極東危機説の流布以来、米英蘭は南方諸地域の戦備強化に努めると共にマニ

ラ、シンガポール等において軍事代表の共同作戦會議を屢々実施し、所謂対日ABC包囲陣の結成を促進しつつあるかに見えた。これに伴い仏印及び泰における対日離反の策動も行われ、紛争調停の結果獲得した日本の地位も逆転するやの虞れがあった。

〔仏印の非協力〕 加えるに当時日本として絶対不可欠な仏印及び泰の米、ゴム、錫も逐次入手難に陥りつつあった。日本の食糧事情は、当時においても著しく不足し、約九百万石を仏印及び泰からの輸入に俟たなければならなかった。然るに仏印は、五月六日、日仏印経済協定成立後、未だ一箇月を経過しないうちに、六月分の対日契約量十万吨を五万吨に半減方申入れ、これを承認するや、更に七、八月分もまた契約量の半減方を申入れて来た。その非協同的態度は、米英と仏下ゴール派及び現地華僑の策動に基くものではないかと認められた。英国は昭和十五年末既に泰に対し、シンガポール向け泰米六十万吨を發注済であつた。又日本は、仏印のゴム年産六万吨のうち一万五千屯を、米弗払いで入手していたが、そのゴム、その他錫、マンガン等の戰略物資も逐次入手難を予想せられていた。英国は五月十六日マレーからの日本及び円ブロック向けゴムの輸出禁止を決定した。

〔日蘭交渉難航〕 翻つて日蘭経済交渉の推移には重大な関心が寄せられていた。小林特使の後をうけた芳沢大使と蘭印総督との交渉は、昭和十六年一月二日から再開せられ、芳沢大使一流の粘り強さを以て主として戰略物資の対日割当について交渉を重ねて来たが、蘭印は米英と緊密な連絡の下に、日本の石油、ゴム、錫等重要物資の所望量を、日本の實際の所要量以下に査定しようとしていた。即ち蘭印は米英の対日経済戰略の一翼を荷い、日本の国防経済力の弱화를図つていたのである。これがために、在日英蘭大公使は在日商務官の会同を行い、日本の實際の所要量を検討せしめ、又蘭印は日本が仏印及び泰から取得する量により、蘭印から輸出する量を加減せんとしていた。尤もその考えの中には、日本に輸出した物資、就中ゴムの独逸への流用を警戒する狙いもあつたであらう。

〔外相の爆弾動議〕 かかる蘭印の態度に業を煮やした松岡外相は、既に五月二十二日の連絡懇談会において、蘭印との交渉打切り案を提議し、他の出席者を驚かした、その際の討議の一節は次の通りである。

松岡外相 蘭印との交渉を打切り芳沢を引揚げたい。

その時機は外相に一任せられたい。

某(記録不明) 芳沢を引揚げると云ふ程迄になつてゐる目下の蘭印の態度に就てはよく分るが、蘭印がこのやうな態度を取つてゐるのは、英米の支援がある故である。蘭印に対しそのやうな最後の決意をすることは、やがて比島、馬來にも作戰を進める事になり、国家の浮沈に関する重大問題であるから、慎重に考へねばならぬ。

松岡外相 今決心しなければ、結局独英米ソが合一して日本を圧迫することになりはしないか。独ソ合体して日本に向ふ場合もあるべく、米參戰と云ふ場合もあるだらう。これらの場合に於ける統帥部の意見を承りたい。

杉山參謀総長 これは重大問題である。決心如何と云はれても、南方に対しては、なによりも先づ、仏印、泰に所要の軍事基地を進めなければならぬ。そのことは従来屢々詳述した通りである。しかもなほ外相がそれをやらぬのはどう云ふわけか。

松岡外相 仏印、泰に對しやるには、英米に對する決心を必要とする。この決心なしには交渉は出来ぬ。決心が出来たらやる。及川海相 外相は頭が変ではないか。

次いで五月二十九日の連絡懇談会においても、外相は對米交渉その後の経緯を説明すると共に、日蘭交渉に言及し、芳沢大使の引揚げは近いうちに実施せねばならぬと述べたが、結論に至らなかつた。

この頃、大本營陸海軍部は、先に述べた「對南方施策要綱」を速

かに廟議決定となすべく準備を進めていた。それは、時々松岡外相の発言中に見られるシンガポール攻略論を封ずると共に、仏印及び泰との軍事的結合の設定を促進するため、対南方施策に關し、大本營と政府との間の思想を統一する必要があつたのである。

然るに六月六日大島駐独大使より、独ノ開戦確實なる旨の情報が寄せられこれに伴う國策の樹立に直面し事態は紛糾するに至つた。偶々六月六日の蘭印の最後の回答は、日本の要求と著しく相容れないもので、交渉の決裂を思わせるものがあつた。

2 南部仏印進駐決定の経緯

〔統帥部の焦慮——対米情勢判断〕 大本營陸海軍部は以上述べた如き南方の諸情勢就中半歳に亘る日蘭交渉の不調と対日戦備の増強推進とに鑑み、米英蘭支の対日政治的經濟的軍事的圧迫が、益々加重せられ來つたことを痛感し速かにこれが対応策を講ずるの焦慮にかられた。それがため大本營陸海軍部は、この際全般的な対南方施策の廟議決定は、たとえ遅延するも取りあえず従来の懸案たる日仏印軍事的結合關係の設定を促進し、南部仏印に一部の兵力を進駐せしめんことを決意した。

而して問題は、松岡外相がこれに同意するか否かであつた。外相の持論は、対米英戦の決意なき限り、仏印及び泰に対する軍事協定は取り付け得ないというのである。六月五日陸海軍兩軍務局長が、松岡外相と軍事協定問題について会談した際、外相はシンガポール攻略の企図なき限り自分ではこでも動かぬと明言している。そこで大本營は、右施策遂行にあたり米英の妨害に逢えば「対米英戦を辭せず」との意志を表明することとなつた。

然し当時陸海軍には、現実の問題として、対米英戦の肚は固よりなかつた。海軍側は「対米英戦を辭せず」を特に「対米英戦を賭するも辭せず」と修文を要求した。更に根本的には陸海軍を始め近衛

首相も、日本の南部仏印進駐を契機として、直ちに米英が武力に訴うべしとは判断していなかつた。独り松岡外相は英國との衝突危険を警告した。更に又南部仏印進駐により、米英蘭が対日全面禁輸を發動するか否かの問題に關しては、確かに一般に樂觀に過ぎて深刻な検討に欠くところがあつた。これは結果より見て重大なる誤判であつて、運命の骰子はここに投ぜられたのである。

然し当時、陸海軍を始めとして、右の誤判がなかつた場合、果して進止いづれを選んだかは甚だ問題となるであろう。

〔南方施策促進に關する件〕 かくして大本營陸海軍部は六月十一日次のような「南方施策促進に關する件」を決定し、これを連絡懇談会に提案することとした。

南方施策促進に關する件

一、現下諸般の情勢に鑑み既定方針に準拠して対仏印泰施策を促進す特に蘭印派遣代表の帰朝に關連し速かに仏印に対し東亜の安定防衛を目的とする日仏印軍事的結合關係（既定のものゝ外南部仏印に所要兵力を進駐せしむることを含む）を設定す

二、右の爲所要の外交交渉を行い且速かに進駐準備に着手す進駐準備完了し尚仏印にして我要求に應ぜざる場合には進駐を開始すこの際仏印にして抵抗せば武力を行使す

三、本施策遂行に方り英米蘭の妨害に依りこれが打開の方策なく日本として自存自衛上忍び得ざるに至りたる場合には対英米戦を賭するも辭せず

同日連絡懇談会が開かれ、日蘭交渉に關し次のような措置を取ることに決定した。

一、芳沢大使及其の隨員の引揚げを命ずる。

二、交渉決裂の形を取らずに、不調に終りたることとし、将来に交渉の余地を残す

当日朝、芳沢大使より、尚多少交渉の余地ある旨の電報も到着

し、蘭印の現に応諾した条件に基き、一応調印するか否か、若干の論議があつたが、調印しても大なる効果なく、却つて仏印及び泰に日本の弱腰を見透かされる不利ありとして、調印せざることに決断せられた。

〔陸海軍、松岡外相論争〕 次いで論議は、次のように南部仏印進駐問題に發展した。

松岡外相 今日迄の経過に依れば、蘭印は日本を侮辱してゐる。従つてこの交渉を打切るに方つても、少しい強い態度を必要と思ふ。特に統帥部の態度を承り度い。

杉山參謀総長 對南方施策に就ては、蘭印一国であれば問題はないが、背後に英米あるが故に蘭印に強硬な態度を取れば、重大な事態を惹起するであらう。最近独ソ戦又は對米国交調整の問題もあり、武力を行使する等のことは避けねばならぬ。当分は現在取得し得る量にて交渉を一応打ち切り、事態の推移を見るより外ない。統帥部としては、蘭印はさることながら、従来屢々云ふが如く、この際對仏印施策を促進し、又仏印に兵力を進駐せしむる如く、外相に於て手を打つてもらひ度い。

松岡外相 さうすれば英米を刺戟し、英國が泰に入つて来ることは、眼の前に見えてゐる。

杉山參謀総長 さうは状況を判断しない。

松岡外相 仏印に交渉せよと云ふが、独逸をしてヴィシー政府に交渉せしむるが可と考へる。

杉山參謀総長 さういふやり方は、外相の御考へ通りで宜しからう。

松岡外相 兵力を入れるには仏印ばかりでなく泰にも入れる必要がある。而し仏印、泰に兵力を入れることは、ビルマ、マレーに影響を及ぼし、英國は必ず手を出すと思ふ。

杉山參謀総長 こちらが強ければ、先方は手をつけぬと思ふ。

松岡外相 外交上から行けば、ここで尻をまくりたい所だが、統帥部が不適と云ふからやらぬ。

永野軍令部総長 仏印、泰に軍事基地を造ることは必要である。これを妨害するものは断乎として打つて宜しい。たたく必要ある場合にはたたく。

〔永野総長の強硬論に杉山総長の疑惑〕 永野軍令部総長は、時々唐突の発言をして他を驚かすことがあるが、この最後の強硬なる発言は、海軍側従來の態度に鑑み、果して海軍首脳の真意を表明するものなりや否や、杉山參謀総長には疑問に感ぜられた。若しここで參謀総長が、軍令部総長の態度を支持する発言をしておれば、話は急速に進んだのであらうが、參謀総長はそれを差し控えた。

翌十二日連絡懇談会を続行し、永野軍令部総長は、前記「南方施策促進に関する件」を提案し、所要の説明を加えた。この際軍令部総長は、仏印が応ぜざる場合並びに米英蘭が妨害したる場合、武力を行使すべきことを、特に強調した。松岡外相は、新たに加えられた兵力進駐問題に難色を示し、先ず空海軍の基地設定を第一段に交渉し、進駐は第二段に切り出すことを主張した。即ち外相は案件第一項の（進駐せしむることを含む）と第二、第三項を削除し、これを諒解事項に止めたといふのである。

主として外相と両統帥部長との間に、種々論議が行われ、結局原案通り可決し、次の三項を諒解事項として附記することとした。

一、最後のには本案の通り実行することとす。

二、進駐は其の準備相当の日時を要するを以て二段に区分し交渉するも支障なし。

三、第一段の交渉終らば機を失せず第二段の交渉を進む。

この日近衛首相及び陸海軍大臣は、一言も発言しなかつた。及川海相が何等の発言をしなかつたことは、永野軍令部総長の態度と對比して注目せられた。

〔外相進駐に難色〕 右「南方施策促進に関する件」の上奏文の起草にあたり、松岡外相は依然として進駐問題に難色を示し、前記諒解事項を中心として上奏すべきを固執して議がまとまらず、十二日の決定は宙に浮いたまま時日が経過した。六月十六日の連絡懇談会において、外相は、進駐が国際不信なる旨を強調し、次の如き論議が戦わされたが、結論を得なかつた。

松岡外相 進駐となれば、昨年八月三十日の松岡・アンリール協定は破棄となり、従つて北部仏印の駐兵も無効となる。軍事基地の設定はともかく、進駐と云ふことになれば、独逸が手を入れてくれない限り仏国は応諾しないだらう。仏側から云へば軍事占領となるから、九五%までは承知せんと思ふ。又これにより先日調印した調停条約及び経済協定等の取極も廃棄となり、その影響は泰、蘭印にも及び重要物資の取得が困難とならう。尤も以上は最悪の場合で、常にさうなるとは思はぬが、このやうな場合も考へて置かねばならぬ。

大島大使の電報によれば、独ソは来週開戦すると云うて居り、その場合には世界大戦争となり、英ソは同盟し、米は英側に立つて参戦するであらう。このやうな情勢も充分考慮しなければならぬ。

特に進駐は日本として一大不信行為をやることになる。国家の生存上已むを得ぬと云へば云へるかも知れぬが、何れにしても一大不信行為と云はなければならぬ。

杉山参謀総長 進駐は英米の圧迫に対する日仏印の共同防衛である」と云ふことを、諒解させれば応諾するのではないか。

松岡外相 然り。然し進駐に応じない場合、これをおし切つて進駐することは不信である。日本は国際的に不信義と云はれてゐる。外務大臣一人でもこの信義を通したい。外務大臣として卒直に云へば、陛下にこれは不信であると申し上げざるを得ない。

進駐の準備に幾何かかるか。又軍事基地の設定に幾何の日数を要するか。

杉山参謀総長 進駐準備には約二十日間、飛行場整備には二乃至三箇月を要する。現在飛行場はあるが商業用で、重爆撃機の大編隊の爲には舗装し且拡張する必要がある。進駐を七月中に終り、八、九、十月を飛行場の整備に充当する。進駐の爲には、支那より兵力を転用し、又船舶を集めなければならぬ。やがて兩期に入る故成るべく早くやつた方が宜しい。

松岡外相 独ソ開戦もあり、これを検討する必要があるか。
杉山参謀総長 独ソ開戦に方つても、南方に対しこの程度の施策は必要である。

及川海相 英ソ同盟のことは初耳である。この事があると云ふならば考へなはしても好い。然し先日決つたものを変更するのは悪いではないか。

松岡外相 我輩は頭が悪く、その後考へて見たら變つて来た。
某(記録不明) 腹は変らぬか。

松岡外相 腹は変らぬ。進駐準備の爲に上奏は必要であるか。

杉山参謀総長 目標なくして準備することは出来ぬ。尤も教育訓練等は出来るが、兵力の移動、動員等は御允許を仰がなければ出来ない。

東條陸相 右の趣旨を更に強調す。

永野軍令部総長 準備はやつておいて、愈々武力を行使しなければならぬことになつたとき御許しを得てはどうか。

松岡外相 陸軍はさうは行かぬ。第一次上海事變の時も、植田師団長は上海到着後四、五日待つた。陸軍が相当の時日を要することは分る。

東條陸相 右に関し更に附加す。

杉山参謀総長 海南島に陸軍兵力の集合が完了すると共に電撃外

交をやるやうにしたい。この点からも軍令部総長の云ふ様にやるわけには行かぬ。

松岡外相 何れにしても二、三日考へさして呉れ。不信でないと言うても自分は不信と思ふ。この点陛下に上奏せざるを得ない。その辺のところが判然しない限り上奏は出来ぬ。

昨年シンガポールをやれと言うたのにやらなかつたからこんな事になつた。

その後においても、松岡外相の態度は依然変らなかつた。而して外相の真意が、進駐そのものに根本的に不同意なのか、進駐に関する上奏にあたり、天皇の御納得を得ることに自信が持てないのか、明確を欠くものがあつた。この頃大本営陸海軍部は、独ソ開戦に伴う全般国策の討議に忙殺せられ、又日米交渉問題は米側からの対案未着のまま、置き忘れられた状態にあつた。

〔外相漸く同意——独ソ開戦の日〕 六月二十一日及び二十二日の両日、陸海軍両軍務局長は特に松岡外相と会見して仏印進駐問題を討議し、前記「南方施策促進に関する件」に若干の修文を加え、二十二日夜十一時遂に外相の同意を得るに至つた。それは、正に独ソ開戦の日であつた。

六月二十四日、大本営陸海軍部間においては、独ソ開戦に伴う新国策に関し既に意見の一致を見ていたが、右「南方施策促進に関する件」は従来の経緯から勢いこれと切り離し、六月二十五日の連絡懇談会において次の如く正式に決定せられた。決定案においては、問題の「対英米戦を賭するも辞せず」の末文は削除されている。

南方施策促進に関する件

一、帝国は現下諸般の情勢に鑑み既定方針に準拠して対仏印泰施策を促進す特に蘭印派遣代表の帰朝に関連し速かに仏印に対し東亜安定防衛を目的とする日仏印軍事的結合關係を設定す
仏印との軍事的結合關係設定に依り帝国の把握すべき要件左の

如し

(イ) 仏印特定地域に於ける航空基地及港灣施設の設定又は使用並に南部仏印に於ける所要軍隊の駐屯

(ロ) 帝国軍隊の駐屯に関する便宜供与

二、前号の為外交交渉を開始す

三、仏国政府又は仏印当局者にして我が要求に応ぜざる場合には武力を以て我が目的を貫徹す

四、前号の場合に処する為予め軍隊派遣準備に着手す

〔南方施策促進に関する件「上奏裁可」〕 同日閣議の決定を経た後、近衛首相及び永野、杉山両統帥部長は、列立して次のように上奏し裁可を仰いだ。

謹みて大本営陸海軍部及政府を代表して申し上げます

日支事変満四年に垂んとし此の間帝国は政戦両略の凡有施策を統合して重慶政権の屈伏に勵進して参りましたが結局重慶政権を今日の窮境に追ひ詰めましたるものは主として作戦的效果によるもので御座ります

従ひまして今後と雖も對重慶圧力を継続強化して其の戦力を破摧致しまするに非ずんば事變の解決は益々遷延せられますべきは火を賭るよりも隙かで御座ります然るに最近英米は南西支那方面を通じて重慶と緊密に連絡し陰に陽に帝国を対象とする政治的経済的軍事的提携を益々強化致して参りました以上の情勢に鑑みまするに帝国と致しましては重慶政権に対する直接圧迫を増強致しまする反面重慶政権を背後より支援し其の抗戦意志を弥が上に増長せしめつつある英米の勢力と重慶政権との連鎖を分断致しますることは事變解決を促進する為極めて必要なる措置と考へらるるのであります

又一方英米は南方地域に於ては蘭印と密に提携し帝国に対して政治的経済的軍事的に凡有庄迫妨害態勢を執りつつありますことは

今般の日蘭經濟交渉の推移、結末に徴するも極めて明瞭で御座ゐます

殊に泰及仏印に対する対日離反に関する策謀は最近愈々激しくなりまして若し現状の儘放置致しますれば帝國が本年三月仏印泰間紛争調停の成功により獲得しましたる有利なる地位は遂に或は顛倒するやも計られざる情勢に立ち到りました

以上の如き英米蘭支の対日共同包囲態勢に對抗するの措置を速かに講じますことは当面の支那事変處理の爲將又東亞安定防衛及自存自衛態勢確立の必要上より致しまするも緊急欠くべからざる施策と存ぜられます即ち帝國四囲の情勢は今や南方少くとも仏印、泰に対する施策は此の際これ以上在再遷延致し得ざるものあるに至りました

統帥部及政府と致しましては夙に此の情勢は之を予察致しましたる所で御座ゐまして曩に北部仏印を武力を以て遮断致しましたるのも或はまた対仏印泰施策要綱の御決定を御願ひ致しましたるのも何れも上述目に基くもので御座ゐます

茲に於て帝國は速かに対仏印泰施策を完遂し特に仏印との間に軍事的結合關係を急速に設定し仏印特定地域に於ける航空海運等の軍事基地を獲得し且南部仏印にも所要兵力を配置致しまして以て前述しましたる帝國國策の要請を充足するに努めますに非ざれば悔ゆるとも追はざるに至るなきを保し難いので御座ゐます

因て先づ外交交渉に依り穩便に我が目的の達成に勉めますけれども若し仏印にして我が要求に応ぜざる場合には武力を行使するも目的を達するの方針を確定致さまして今より直ちに軍隊派遣の準備に着手せしむるを必須と考へらるるであります

斯くして外交折衝と威圧との緊密なる連繫によりまして其の目的達成に勉むべきであると存じます然しながら外交交渉の延引は夫れ自体として極力避くべきは勿論でありますが特に現在の一般情

勢に於きましては第三国の策動を誘致しまする不利も御座ゐますので外交措置を所謂電撃的に実施する要切なるものと考へられます即軍隊派遣の準備完了の時機に至りましては尚仏印が我が要求に応じませぬ場合には帝國は施策を強化し実力を以て速かに目的を達成すべきで御座ゐます尚外交交渉は軍隊の派遣準備完了の時機を目標として強力に進めらるべきであると存じます

謹みて本件の御允裁を仰ぎ度いと存じます

翻つて、一方において日米諒解案に基き対米國交調整を図りながら、他方において南部仏印進駐を行うということは、根本的矛盾ではあるが、當時日本は依然として日米交渉を促進する方針であり、後に述べる如く、これがために外相の更迭を狙いとする政変をも断行したほどである。然し、その反面、対米交渉の妥結に全幅の信頼をおいて刻々加重せられて来る南方の我が政戦略上の不利を甘受することは、忍び難いところであり、又大本營及び政府は、先に述べたように、米國の態度が若干硬化するであらうことは予期したが、全面的經濟断交を行うものとは判断しなかつたし、松岡外相の反対にも、米國等の対日全面禁輸にふれるの発言は少かつたのである。なお前記大本營陸海軍部決定の「対南方施策要綱」にも明かに規定せられてある通り、大本營は米國等の全面禁輸に逢えば、蘭印に武力を以て進出するの已むなきことを覚悟してゐた。日本は米國と雖も、対日全面禁輸が必然的に日本の武力南進を誘致するという因果關係は、充分にこれを承知してゐるはずであり、米國がこれを断行する時は、対日戦を決意した時であると判断してゐたのである。

〔独ソ開戦と最後の論争——外相北進論〕その後仏印進駐問題は、独ソ開戦に伴う新國策において再確認せられ、それが六月二十八日の連絡懇談会で正式決定を見たにも拘らず、六月三十日の対独通告文についての會議において再び蒸し返された。

即ち松岡外相は、南に火をつけるのを止め北をやれと強調し、約

六箇月間南部仏印進駐を延期せよと提議した。然し外相は、総理及び統帥部が飽くまで実行する決心ならば、既に一度賛成せることゆゑ自分としても不同意はないと附言した。これに対し、及川海相は約六箇月くらい延期してはどうかと述べ、近藤信竹軍令部次長も塚田攻參謀次長に対し、延期するように考えようと私語した。塚田參謀次長は杉山參謀総長に斷乎進駐を実施すべきを具申し、杉山総長は永野軍令部総長と協議の上、統帥部を代表し斷乎進駐すべき旨を表明した。近衛首相は統帥部がやる決心ならばやると述べ、外相は然らばやるがその他の大臣に異存なきやと問い、各大臣異存なしと発言し、ここに最後の斷は決せられたのである。

〔外相運命の予言〕 この際、松岡外相が例の調子で、次の如き発言をしたことは、特筆せらるべきであらう。

我輩は數年先の予言をして適中せぬことはない。南に手をつければ大事になると我輩は予言する。統帥部長はそれがないと保障出来るか。

英雄は頭を転向する。我輩は先般南進論を述べたるも今は北方に転向する次第である。

3 平和進駐

〔陸軍進駐準備〕 南部仏印進駐のため陸軍にあつては、七月五日新たに第二十五軍の編成が発令せられた。第二十五軍は近衛師団と獨立混成第二十一旅団とを基礎とし、軍司令官は飯田祥二郎陸軍中將である。海軍にあつては、進駐後南遣艦隊が編成せられた。

第二十五軍は、七月二十四日海南島の三亜を出港し得る如く、準備を進めた。準備に約二十日間を必要とした。この頃滿洲に対する動員も、併行して行われていた。

〔日仏交渉〕 仏国に対する交渉は、七月十四日より加藤駐仏大使をして、直接ヴィシー政府に対し行われた。独逸に一応斡旋方を依

頼したが、独逸としてはヴィシー政府に対し圧力を加え兼ねる旨、拒絶の回答が来ていた。政変により七月十八日新たに外相に就任した豊田貞次郎海軍大將は翌十九日加藤大使に対し、ヴィシー政府の回答は、七月二十三日午後十二時を期限として要求すべき旨の訓電を発した。

〔交渉成立——進駐〕 七月二十一日仏印は左記条件の下に日本の要求を承諾し、ここに仏印の共同防衛に関する日仏諒解が成立した。

一、仏国の領土及び主権の尊重を嚴守すること

二、攻撃的防衛同盟にあらざること

三、第一項の趣旨を日本政府に於て特に聲明すること。右は現地

仏印の無抵抗を命ずる為にも必要なこと

四、駐屯の必要解消せば撤兵せられ度いこと

右諒解は七月二十九日、仏印の共同防衛に関する日仏議定書として正式調印を見るに至つた。これに基く進駐に伴う現地細目交渉は、在仏印大本營現地機関と仏印政庁との間に、七月二十三日開始せられ、同日夜八時成立した。大本營陸軍部は七月二十三日、加藤大使より正式に公文の交換を終了せる旨の報告を得て、第二十五軍司令官に対し、七月二十四日以降三亜を出港し進駐を開始すべき旨が発令し、かくして日本軍は七月二十八日、平和裡に南部仏印に進駐の第一歩を印した。

〔米国の返礼——対日資産凍結〕 日本政府は、特に一般的公表に先だち七月二十五日、野村大使をして直接ルーズベルト大統領に対し、仏印進駐の企圖を通告せしめ、その理由を説明すると共に、先般米の国交調整は日本としては飽くまで努力する考えなることを強調せしめた。然るに七月二十六日、米国は対日資産の凍結を発令し、英蘭もまた直ちにこれに倣つた。

ルーズベルト大統領は、対日資産凍結発令の直前、ワシントン民

間国防局市民義勇委員会において次の如く演説している。

今ここに日本と云ふ国がある。その国がその時その帝国を、南方に拡大しようと云ふ侵略的目的を持つてゐたかどうかそれはともかくとして、とにかく彼等は北方に於ては、彼等自身の為に必要な何等の石油と云ふものを持つてゐなかつた。故に若し我々が石

第八章 独ソ開戦に伴う新国策

1 大本営陸海軍部の討議

〔独ソ開戦情報——独事前通告なし?〕 独ソ開戦に関しては、日本政府は独逸政府より事前に何等公式の通告に接しなかつた。従つて日本は、六月二十二日同盟電により現実に開戦を承知するまでは、果して開戦するや否やについて一部の疑念を持つていた。

独ソ開戦に関する情報は、四月以来主として駐独大使及び武官より再三に亘り報告されていた。又在欧各陸軍武官は、独逸の大軍が東方に続々集中配備されている状況を報じて来た。参謀本部においては、五月十五日首脳部会議を開き、独ソ開戦についての状況判断を討議したが、独ソ遽かに開戦せざるべしと結論した。それは、東方に集中配備した大軍は外交の支撐であつて、独逸は対英対ソの二正面戦争を強行するの愚をなさざるべしというのである。

リップントロップ独外相は、訪欧の松岡外相に対し、なんとかしてソ連を打倒したい、今なら三、四箇月の短期間でそれが可能であると豪語したが、松岡外相にはそれが開戦に関する意思表示とは勿論受けとれなかつた。外相は五月二十八日リップントロップに対し、「現下我が国を繞る国際形勢及び国内情勢に鑑み、独逸がこの際極力ソ連との武力的衝突を避けらるる様希望する旨」メッセージを

油を遮断すると云ふことになれば、日本は多分蘭領印度に既に一年前に下つて行つただろう。そして我々は戦争をしたであらう。ルーズベルト大統領が右に云うところの石油の遮断は、資産凍結により、今や冷厳なる事実となつたのである。

送つたところ、リップントロップは、「今や独ソ戦は不可避である。しかし戦争となれば、二、三箇月で作戦は終結し得ると確信する。既に軍の配置は完了しソ連も対峙してゐる。戦争の窮極目標は依然英国だが、いまソ連を叩いておけば、英米は手が出ないことになる」と回答して来た。然し松岡外相は、独ソ間の懸案は外交により打開し得るものと判断していたようである。

独逸副総統ヘスが、五月二十一日単身英本土に潜入した事件は、独英和平の不安を思わせたが、独ソ開戦の徴とは見られなかつた。六月二日、ヒットラーとムッソリーニはブレンネル峠で会談した。かかる情勢において、六月六日大島駐独大使は、六月三、四日ヒットラー及びリップントロップと直接会談した結果なりとして、確信を以て独ソ開戦すべきを報告して来た。ここにおいて、大本営及び政府は、漸く開戦する場合あるを予想して、これに対処すべき国策の研究を深刻に始めるに至つた。如何にして新国策の決定を見るに至つたかは、興味ある問題である。

独ソ開戦は、日本が北方におけるソ連の重圧より解放せられることを意味する。この際南進して自給自足態勢を確立すべし。又独ソ開戦は、北方におけるソ連の弱体化を意味する。この際北進して北辺の憂患を排除すべし。この両論は当時においては必然の課題であつ

た。

〔陸軍部内論議——北進？南進？〕 六月六日陸軍省の佐藤賢了

軍務課長及び真田穰一郎軍事課長は、参謀本部の土居明夫第二課長（作戦）、唐川安夫第八課長（綜合情報）及び有末次第二十三班長（戦争指導）に特に会談を求め、断乎として南方に武力進出すべきを強調した。佐藤軍務課長は、第一案武力南進、第二案対米協調しつつ北方解決、第三案現状推移の三案を示し、第一案を主張した。土居第二課長及び唐川第八課長はこれに同意したが、有末第二十三班長は同意しない。有末第二十三班長の意見は第一案はいうまでもなく前記「対南方施策要綱」を御破算にするものであるが、この「対南方施策要綱」の精神、即ち南進は仏印泰を限度とし、たとえ英本国の崩壊確実なるが如き場合においても、尚且つ武力南進せずという基本方針は、昭和十五年秋以来半歳の間大本営陸海軍部間において検討折衝を重ねて来た結論であつて、独ソ開戦という新事態においても、変更すべきではなく、又変更することは海軍との関係上到底困難であるといふのである。

同日参謀本部関係課長は、この問題を討議した。土居第二課長は、独ソ開戦と共に対華戦面を縮少すべきを主張した。都甲（ともがら）第七課長（対華情報）は、右に不同意。中国の抗戦は第三国依存にあらざるして中国自体の抗戦力による——この点従来^{（一）}の判断と異なる——而して今や中国自体の抗戦力は崩壊に瀕しつつあり、戦面の縮少は不可なりと主張した。天野正一第六課長（対欧米情報）は武力南進案である。中国が今や崩壊に瀕すとは同意し難し、中国片づいても南をやらねば日本は生きる道なし、三国枢軸が然らずんば対米妥協か、二者いづれか一方を選ぶべしと説き、議論は沸騰して決しなかつた。

〔陸軍の構想——準備陣〕 翌七日、参謀本部は首脳会議を開いた。杉山参謀総長及び田中新一第一部長（作戦）は出張中で至急帰

京方電報が発せられていた。会議の大勢は、対北方対南方いずれにも決せざる準備陣営に傾いた。

即ち、独ソ開戦は陸軍多年の懸念たる北方問題を解決して、北辺の安定を確保する絶好の機会である。然し陸軍は、その作戦兵力の大部を挙げて対華作戦を遂行中にしてその余力は少く、又支那事変を中途にして放棄することは、到底許されない。寧ろこの際重慶圧迫を強化すべしとする考えもある。武力南進は仏印、泰までとはかく、それ以外に対しては、対米一戦の決意を必要とし海軍の態度にも鑑み実現の可能性は全くない。これを要するに、当時における日本国力の通減情勢、加重せられつつある米英の対日圧迫、支那事変の現況、宿命的なる陸海軍の両立等よりして、強力且つ徹底した経綫の遂行は困難であつた。かくして、日本は依然支那事変処理に邁進すると共に、北方に対しては所要の準備のみを整えスターリン政権の崩壊又は極東ソ領の混乱化等、独ソ戦争の推移が日本に有利に進展したる場合、始めて武力を行使して北方問題を解決し、南方に対しては、単に南部仏印進駐を行い、情勢の推移を待つという構想に帰着せざるを得なかつたのである。

独逸との関連に関しても、当然議論があつた。日独伊三国条約は、その締結の経緯及び目的に鑑み、独ソ開戦にあたり、日本が独逸に協力の義務を負うべきものではないことは、勿論であつた。寧ろ日本は日ソ中立条約により、独ソ戦争に對し中立を守るべき義務を負うていた。塚田参謀次長は独逸が、日米交渉発足にあつて独逸の事前諒解を要求しながら、独ソ開戦については、日本に對し何等の相談もしていないことを憤慨し、日本は自主的に行動すべきを強調した。然し問題は、三国同盟成立の基盤たる日独が、東西両洋においてソ連又は米英に對し当時尚共通の利害に置かれていといふ考である。従つてこの際、三国同盟を破棄し枢軸陣営より離脱しようとする考えは全くなかつた。即ち依然、三国枢軸の精神を基

調として行動すべきであるというのである。

杉山参謀総長及び田中第一部長の帰京後、六月八日より十日に亘り連日首脳部会議が開かれた。田中第一部長は、北方武力解決を重視し、これがため「好機を作為捕捉して武力を行使すべき」を強調した。杉山参謀総長もかなり北方武力解決の意が動いていた。かくして参謀本部の結論は、準備陣案たることに変化なきも、多分に北方解決を狙いとする準備陣案に帰着した。

〔陸軍省の北進制肘〕 爾後陸軍省との討議折衝が行われ、六月十四日、「情勢の推移に伴ふ国防国策」の大本営陸軍部案の決定を見た。陸軍省首脳は、北方武力解決には消極的にして、北方の情勢が恰も熱柿が地に落ちるが如き情勢においては武力を行使すべきを主張し、参謀本部の「好機を作為捕捉する」考えは単に「好機を捕捉する」案に後退せしめられた。陸軍省においては、独ソ戦の推移に關し必ずしも独逸首脳の言明する如く樂觀していなかった。従つて北方解決には勢い大規模な武力行使が必要となり、これがための戰略物資就中液体燃料についてはこれを南方に求めなければならぬ実情であり、強引な北方解決は危険と判断していた。寧ろ陸軍省は、佐藤軍務課長の積極意見もあつて、南進の必要に直面すべき場合を重視していた。

〔陸海軍調整〕 右陸軍案は、同日海軍側に提示されたが、これに対する大本営海軍部の意見は、六月二十日陸軍側に示された。海軍案も準備陣の構想であるが、南方に対しては武力準備を完整し、北方武力準備は現状を基準として整えるというのである。しかも海軍案は北方に対しても、南方に対しても、武力解決を行うか否かは当時の情勢に依りて定める方針である。

単に準備だけ進め、意志の決定はその時の情勢に依りて定めるといふのが海軍の考え方である。これに反し陸軍は先ず意志を決定し、然る後準備を進めようとする。これは主として陸海軍の武力戦

機相の相違に基く必然の要請であり、これに起因する考え方の相違でもあつた。

この頃、陸海軍は既に述べた如く、南部仏印進駐問題に關し、松岡外相の説得に主なる関心が向けられていた。六月十六日大島大使は、来週中に独ソ開戦すべしと報じたが、六月二十二日その報告は的中した。先に昭和十四年夏独ソ不可侵条約の成立のことがあり、今又独ソ開戦の現実に接し、歴史の変転端倪すべからざるに感を深くした。

〔陸軍の独ソ戦推移判断〕 独ソ開戦の報に接するや大本営陸軍部の航空作戰主任幕僚久門有文中佐は、ヒットラー誤てりと叫んだ。然し大本営は独逸の對ソ開戦が急襲に成功したものと認めた。六月中旬、建川駐ソ大使からは、モスコは開戦前夜にあらずとの報告が寄せられていたのである。大島大使は、独逸首脳が数箇月の短期間内にソ連を打倒し得る旨確認したことを更めて報じた。これに對し参謀本部第五課（對ソ情報）は、ソ連は独逸の豪語するが如く短期間に打倒せられ難く、戦争は相当長期に亘るべき判断を持つていた。然し究極における独逸の勝利はこれを肯定した。

六月二十二日、田中第一部長、岡本清福第二部長（情報）、有末第二十班長、武藤軍務局長その他の主要幕僚は、参謀本部に會同し、情勢を檢討し、従来討議を進めて来た国策案に変化なしということに意見一致した。

〔海軍の陸軍牽制〕 翌二十三日、陸海軍軍務局長及び作戰部長等は會同して四時間に亘り新国策を討議した。海軍は陸軍の北方武力解決企図に對し、各種の条件を附してこれを抑制せんとしたが、熱柿主義武力解決に遂に同意した。然し海軍は、これがため對英米戦争の基本態勢の保持に大なる支障ならしむべきことを強調し、陸軍は当然のこととしてこれに同意した。

固より既定の南部仏印進駐を実施することには、陸海軍何等の異

存はなかつた。然し海軍の南方に対する企図は依然として明確でなかつた。単に対英米戦備の完整を意図していたようである。先に述べた如く、当時海軍首脳部に対英米戦の眞の決意がなかつたことは、明かであつて、独ソ開戦の新事態を迎えた後においても変化はなかつた。陸軍においても同様である。尤も既に述べた「対英米戦を賭するも辞せず」の表現は「対英米戦を辞せず」に還元せられた。

又海軍は対重慶圧迫のための作戦の強化を主張したが、陸軍はこれ以上の戦面の拡大を拒否した。

〔陸海軍部新国策案〕 かくして六月二十四日次の如き「情勢の推移に伴ふ帝國国策要綱」の大本營陸海軍部案が決定した。

情勢の推移に伴ふ帝國国策要綱

第一方針

一、帝國は世界情勢変転の如何に拘らず大東亜共栄圈を建設し以て世界平和の確立に寄与せんとする方針を堅持す

二、帝國は依然支那事変処理に邁進し且自存自衛の基礎を確立する為南方進出の歩を進め尙情勢の推移に應じ北方問題を解決す

第二要領

一、蔣政權屈服促進の爲更に南方諸域よりの圧力を強化す

情勢の推移に應じ適時重慶政權に対する交戦權を行使し且支那に於ける敵性租界を接収す

二、帝國は自存自衛上南方要域に対する各般の施策を促進す之が爲対英米戦準備を整へ先づ「南方施策促進に関する件」に拠り仏印及泰に対する諸方策を完遂し以て南方進出の態勢を強化す帝國は本号目の達成の爲対英米戦を辞せず

三、独ソ戦に対しては三国枢軸の精神を基調とするも暫く之に介入することなく密かに對ソ武力の準備を整へ自主的に対処す

独ソ戦争の推移帝國の爲極めて有利に進展せば武力を行使して北方問題を解決し北辺の安定を確保す

四、前号遂行に方り各種の施策就中武力行使の決定に際しては対英米戦争の基本態勢の保持に大なる支障ならしむ

五、米國の参戦は既定方針に従ひ極力之を防止すべきも万一米國が参戦したる場合には帝國は三国条約に基き行動す但し武力行使の時機及方法は自主的に之を定む

六、速かに國內戰時体制の徹底的強化に移行す特に国土防衛の強化に勉む

七、具体的措置に関しては別に之を定む

2 松岡外相の對ソ開戦論

〔新国策討議〕 六月二十五日の連絡懇談会において、「南方施策促進に関する件」を議決後、松岡外相が、来訪のオットー・独大使及びスメタニンソ連大使に対し、日本の態度につき適宜応酬した内容を説明したところ、及川海相より、「過去は問はないが、國際情勢微妙なる現在、統帥部に無断で先走つたことを云ふのは慎しまれ度い」と特に発言し、これがきつかけとなつて、新国策についての討議が開始せられた。

当日は單なる懇談に止まり翌二十六日より二十八日に亘り連日、大本營陸海軍部案を基礎とし討議が行われた。會議は主として松岡外相の對ソ開戦論を繞る論争で終始した。

六月二十六日、連絡懇談会は、昭和十五年十一月開始以来既に十三回目であつた。この頃重要な會議には塚田、近藤の両統帥部次長も出席していた。先づ塚田參謀次長大本營陸海軍部案を読み上げ、杉山參謀總長これを説明した。

外相 方針の一、三に就ては異存なし

二に就ては、「支那事変処理に邁進」は可、又「自存自衛の基

礎を確立」迄は宜しいが、「南方進出の歩を進む」と云ふことと、「尚北方問題を解決す」の尚はどうも意味が分らぬ。又要領二の「各般の施策を促進す」と云ふことも分らぬ。

参謀総長 何を聞かんとするや。南と北との軽重如何と云ふことではないか。

外相 然り。

参謀次長 何れにも軽重なし。情勢の推移を睨むのである。

外相 「南方進出の歩を進む」とは南方には早くやらぬといふ意味なのか。

軍令部総長 一寸つまり近藤軍令部次長を呼ぶ。近藤次長は南が先きと小声で答へた。然し後刻それは、南部仏印進駐のことを云うたのであると補足した。

外相 然らば陸海軍の見解が異ふ。

参謀次長 然らば我輩はつきり申すべし。

南北軽重なし。順序方法は状況による。同時にやることは出来ぬ。南と北何れなりやは今は決められぬ。

外相 要領一の交戦権行使とは何か。

軍令部次長 第三国使臣を立退かせて爆撃をするとか、臨検を公海に迄も及ぼす等のことである。

陸相 更に第三国人全部を立退かせて爆撃をする等考へればやることが沢山ある。

外相 本件異存なし。

敵性租界の接収は決意を要するぞ。

「情勢の推移に応じ」とは何か。

海軍軍務局長 対英米戦開始等を云ふ。

陸相 未だその外にもある。

外相 租界接収は南京政府には出来ない。日本自らやらねばならぬ。要領三の自主的とは何か、武力行使に関し相談するののかど

うか。

参謀次長 事政略に関しては別とし、純統帥に関する事項は独逸に相談する必要なく、又そのやうな状況は起きて来ない。

相談すれば引きずられる。引きずられぬ様にする為自主的にと決めたのである。

外相 同盟に入つてゐるのに相談せぬと云ふが、参戦と武力行使とは不可分である。相談せぬと云ふなら混合専門委員会は不要ではないか。

参謀次長 政略上の事は知らぬが、統帥に関しては何等相談することなく勝手にやつてゐるではないか。相談の必要など更にない。統帥の機密及び迅速と云ふ点から相談は出来ぬ。

陸相 独逸の現在までのやり方は相談してゐない。

参謀総長 独逸は適時適切に相談してゐない。

外相 独逸が相談してもしなくても、こちらは誠心でやらねばならぬ。誠心で彼をつかむ必要がある。

参謀次長 政略に関し相談は宜しいが、戦略は勝つか敗れるかの問題である。高等政策の相談は可なるも統帥は不可である。

外相 情勢極めて有利に進展せざる時は如何にするや

参謀次長 極めて有利なりと観察すればやり、有利ならずと観察すればやらぬ。

しかもこの観察には種々ある。独逸が極めて有利と観察しても、日本が有利ならずと観察すればやらぬ。独逸が有利ならずと観察しても、日本が有利なりと観察すればやる。

外相 南方に対する基本態勢の維持に大なる支障なからしむると云ふ「大」とは何か

参謀次長 大は大と云ふことで、小なる支障は当然である。統帥部は希望通りの兵力を持つて居らぬ。これが大なる支障なりや否やは、その時にならねば分らぬ。

内相 武力を使はぬでも参戦と云ふことがある。使はぬでも参戦は参戦である。外相は参戦と武力行使とは不可分なりと述べたが、武力を行使せぬでも参戦ではないか。

外相 同感である。参戦と武力行使とは時間的に差があつても宜しい。

参謀次長 それだから武力行使は分けて自主的にやつてもよいではないか。

以上を以て討議を終つた。然るに永野軍令部総長は所見を述べるとして発言す。

軍令部総長 自主的に行動すると云うても、愈々やる場合には同盟の誼により相談の必要があると思ふ。宣戦は同時に武力を發動し得なければやらぬと思ふ。

外相 陸海軍案に対しては根本的に意見がある。然し大体に於て同意である。

陸軍軍務局長 それなら、それを書いて出して戴き度い。

外相 書いては出さぬ。

〔松岡外相の対ソ即時開戦論〕 六月二十七日も大本营案についての外相の意見を繞る論争に終始した。外相の考えは、独ソ戦に直ちに参戦の決意をし、先づ北をやり、次いで南をやり、この間支那事変を処理せんとするにあつた。

外相 大島より意見具申が数回あつた。その要旨は、日本の方策は相当難しいと思ふが、独ソ戦は短期に終る。本年中には独英戦も終る。過度に形勢を觀望するは不可なりと云ふに在る。我輩は夙に外交作戦計画を立案し、その後もこれに就て想を練つてゐたのである。独ソ戦發生の公算は二分の一と考へてゐたところ今日既に發生した。

昨日の大本营案には概ね同意であるが外交の見地より若干の意見がある。以下従来より考へてゐたところを述べ度い。

全面和平の爲重慶との直接交渉は見込はない。従つて大いに包囲してやる必要ありと判断し、ソ連とも中立条約を造り、独逸に対しては頼みはしなかつたが、これと手を握り、只残るは米国のみとなつた。よつて米国に対し滯欧中参戦阻止援蔣中止を極旨とする個人メッセージを出した。帰京後米国の返事を見たところ、我輩の考へと違つてゐた。変なものになつたのは、中間に人が入つたからだ。数日前米国から返事が来たが、実に妙なものだ。勿論支那事変をやめればうまく行くかも知れぬが、それは適當ではない。結局最後に米国をつかむ事に狂ひを生じた。

今や独ソ戦が起きた。日本は暫く形勢を觀望するとするも、何時かは一大決意を以て難局を打開せねばならぬ。

独ソ戦が短期に終るものと判断するならば、日本が南北何れにも出ないと云ふ事は出来ぬ。短期間に終ると判断すれば北を先きにやるべし。独逸がソ連を料理した後に、対ソ問題解決と云うても外交上は問題にならぬ。

ソ連を迅速にやれば、米は参加しないであらう。米国はソ連を助けることは事実上出来ぬ。元来米国はソ連が嫌だ。米国は大体に於て参戦はしない。一部判断違ひがあるかも知れぬが。そこで先づ北をやり次で南に出よ。

仏印に進出することに就ては、ともすれば英米と戦ふことになるかも知れぬが、二週間に亘る軍側の説明により、仏印進出の必要性はよく分つた。ややくそにやるわけではない。

ソ連と戦ふ場合、三、四箇月位なら米を外交的におさへる自信を持つてゐる。

統帥部案の如く形勢を觀望すると、英米ソに包囲せられるだらう。宜しく先づ北をやり次で南をやるべし。虎穴に入らずんば虎兇を得ず。宜しく断行すべきである。

陸相 支那事変との關係を如何にするか。

外相 昨年暮までは先づ南、次で北と思つてゐた。南をやれば支那は片付くと思つたが駄目になつた。北に進みイルクーツクまで行けば宜しからうし、その半分位でも行けば、蔣介石に影響を及ぼし、全面和平になるかも知れぬと思ふ。

陸相 支那事変を止めても北をやるのがよいと思ふのか。

外相 或る程度止めても北をやるのがよいのではないか。

陸相 支那事変は続いて解決しなければならぬ。

海相 世界戦争は十年の問題だ。この間に支那事変はふつとんでしまふ。この間に北をやるが宜しい。

外相 我輩は道義外交を主張する。三国同盟は止められぬ。中立条約は初めから止めてよかつた。利害打算はいかぬ。独逸の戦況まだ不明の時にやらねばならぬ。

内相 松岡さん、当面の問題を能くお考へなさい。あなたの話は、直ぐにソ連を打てと云ふのか。国策として直ぐにソ連と開戦せよと云ふのか。

外相 然り。

内相 今日此事を急いでやらねばならぬ。兵力使用と云うても準備を必要とする。国策の実行にも準備をやらねばならぬ。即ち先づ準備をやる必要があるのではないか。

外相 我輩は北を先にやることを決め、これを独逸に通告したいと思ふ。

参謀総長 道義外交は尤もだが、日本は現在支那に大兵を用ひつつあつて、實際は出来ぬ。

統帥部としては、準備を整へるが、やるやらぬは今決められぬ。

関東軍を戦時態勢にし、攻勢を取る為には更にこれに兵力を増強しなければならず、これらの準備には少くも、四、五十日を

必要とする。独ソ戦の状況はその頃判明するだらう。それでよければ起つのだ。

外相 「極めて有利」の極めては嫌だ。ソを打つと決められ度い。

参謀総長 それはいかぬ。

軍令部総長 相当大きな問題ゆゑ統帥部も考へよう。

外相 大体大本営案に異存なし。但し我輩の意見を入れるか入れぬか。

参謀総長 外交のことをこれに加へよう。

外相 それでは最後に「之に即応するやう外交交渉を行ふ」と入れば宜しい。

外交をやれと云うても、米國との工作はこれ以上続かぬと思ふ。

〔新国策案修正決定〕

六月二十七日夜、陸海軍部局長會議を開き、武藤陸軍軍務局長は、外相の意見を或る程度容れて、大本営案要領三の「密かに對ソ武力的準備を整へ」を「武力行使決意の下に密かに準備を開始し」と修文する意見を出したが、岡海軍軍務局長は全くこれに同意せず、田中参謀本部第一部長もこれに難色を示し、結局原案通り進むこととした。

かくして翌二十八日の連絡懇談会において、大本営案に外相の主として外交に関する意見を加えて、これが決定を見るに至つた。修正せられた点は次の通りである。

一、要領第二号の第一項、「南方要域に対する各般の施策を促進す」とあるを、「南方要域に対する必要なる外交交渉を続行し其の他各般の施策を促進す」と修文。

又同第二項の「先づ『南方施策促進に関する件』に拠り」とあるを、「先づ『対仏印泰施策要綱』及『南方施策促進に関する件』に拠り」と修文。

二、要領第三号の第一項の後に、「此の間固より周密なる用意を以て外交交渉を行ふ」と修文。

三、要領第三号の第二項、「極めて有利に發展せば武力を行使」の極めてを削除。

四、要領第五号、「米国の参戦は既定方針に従ひ極力之を防止す」とあるを、「米国の参戦は既定方針に従ひ外交手段其の他有ゆる方法に依り極力之を防止す」と修文。

大本営政府間に意見の一致を見た新国策は、依然、日独伊三国枢軸の精神を基調とするものである。翻つて第二次近衛内閣成立以来における外交政策の基調は、既に屢々述べた如く、日独伊三国枢軸を日独伊ソ四国提携へと拡充し、國際政局に有利な地歩を占めようとするにあつた。然るに独逸の一方的意志による対ソ開戦によつてこの構想はあえなく破綻した。日本としては、これを契機として三国同盟を破棄し、全く独自の道を進むことも考えられるわけである。然しかかる意見は連絡懇談会に於て大本営政府いづれの側からも討議せられなかつた。

〔会而不議、議而不決〕 尤も六月二十五日陸海軍統帥部には、近衛首相が前日決定した大本営案に不同意で、首相は三国枢軸離脱の考えである旨の連絡があつた。しかし間もなくそれは誤りであると訂正せられた。終戦後発表せられた近衛公の手記によれば、当時近衛首相は三国同盟破棄の考えを陸海両相等に申入れたことになつてゐるが、連日の連絡懇談会においては、相変わらず、会して議せず、議して決せずの態度を示していた。

3 七月二日の御前會議

〔會議出席者〕 連絡懇談会の決定を見た「情勢の推移に伴ふ帝國國策要綱」は、七月一日、その要旨について閣議の決定を経、翌二日御前會議に附議せられた。會議の出席者は、首相、内相、陸海外

三相、陸海兩統帥部長及び次長、樞府議長の外に河田藏相及び鈴木企画院総裁が加わつた。

〔近衛首相説明〕 右要綱は、大本営政府の共同提案であり、先ず近衛首相は、提案の趣旨及び方針に關し左の如く述べた。

現下世界の情勢特に独ソ兩國の開戦と其の推移米國の動向、歐洲戰局の進展、支那事變處理策の關係を勘案致しまして此の際帝國の執るべき方策を速かに決定致しますことは帝國にとりまして正に急務であると存ぜられるのであります。依て政府と大本営陸海軍部とは協議を重ねまして本日の議題「情勢の推移に伴ふ帝國國策要綱」を立案致しました次第であります。我國是の大本は大東亞共榮圈を建設し進んで世界平和の確立に寄与せんとするに在るのであります。而して此の國是は世界情勢の變転推移に依つて毫も變更せらるべきものではないと考へます。

帝國としては大東亞共榮圈建設の爲には依然として当面の支那事變處理に邁進するを要すること当然でありますが更に自存自衛の基礎を確立する爲南方進出の歩を進むる一方北辺に於ける憂患を免除せんが爲世界情勢特に独ソ戰の推移に應じ適時北方問題を解決することは帝國國防上は勿論東亞全局の安定上極めて肝要であると存するのであります。

以上の目的を達成せんが爲には帝國が各方面よりの妨害抵抗を受けることは当然予想されますが帝國としては何としても此の目的を達成せねばなりませんので如何なる障礙をも之を排除するの鞏固なる決意を明かにせんとする次第であります。

〔杉山參謀總長説明〕 次いで杉山參謀總長は支那事變處理及び北方問題解決について

現下の情勢に於て帝國と致しましては重慶政権に対する直接圧迫を増強致しまする反面南方に進出致しまして重慶政権を背後より支援し其の抗戰意志を弥が上にも増長せしめつつある英米の勢力

と重慶政権との連鎖を分断致しますることは事変解決を促進する為極めて必要な措置と考へらるるのでありまして今回南部仏印に軍隊を派遣せられますのも此の趣旨に基くもので御座ります。

尚米國が対独参戦をなしたる場合或は米英蘭が対日禁輸を實行したる場合若くは帝國の南部仏印方面に対する地歩確立致したる場合等各般の情勢の相關關係を検討致しまして適時重慶政権に対し交戦權を行使し且支那に於ける敵性租界を接收致しますることは重慶政権の屈服を促進する為有効適切なる措置と存じます

独ソ戦に對しましては三国樞軸の精神に基き行動すべきは勿論で御座りますが帝國は目下支那事變の處理に邁進し而も英米との間に機微なる關係にありまするので暫く之に介入せざる事が適當と存ぜられますが独ソ戦争の推移が帝國の為有利に進展致しましたる場合武力を行使して北方問題を解決し北辺の安定を確保致しまするは帝國として正に執るべき喫緊の方策と存じます依て之が為必要とする作戦準備を穩密裡に整へまして自主的に對処するの態勢を確立することが極めて肝要と存じます

而して北方問題解決に伴ふ各種の施策就中武力解決を実施するに方りましては英米等の対日動向特に樂觀を許さざるものあるに鑑みまして常に対英米戦争に對処し得るに足る基本態勢の保持に大なる支障なからしむることが肝要と存じます

と述べ、
〔永野軍令部総長説明〕 又永野軍令部総長は南方問題解決及び米國参戰に伴う帝國の態度について

帝國が南方に於ける國防の安定を確立し又大東亞共榮圈内に於て自給自足の態勢を確立致しまする為南方要域に對し情勢推移と睨み合せつつ政略阿略の施策を統合促進し以て逐次南方進出の歩を進めますることは現下の情勢に鑑みまして緊要なる措置と存じます

然るに現在英米蘭等の対日圧迫態勢は益々強化せられつつある情勢で御座りますので万一英米等が飽く迄も妨害を続け帝國として之が打開の途なき場合には對英米戰に立ち到ることあるを予期せられますので之をも辭せざる覚悟を以て其の準備を整へまして先づ第一着手として「対仏印泰施策要綱」及「南方施策促進に関する件」に依り仏印及泰に對する諸方策を完全に遂行致し以て南方進出の態勢を強化することが肝要であると存じます

米國が参戰致しましたる場合には帝國は三国條約に基き行動致すべきは勿論で御座りますに独伊に對する援助義務遂行の見地に止まらず大東亞共榮圈建設の為遂には武力を行使するも施策の完遂を図るべきであると存じます

然しながら米國が何時如何なる段階を経て参戰致しまするかはや測を許しませぬので英米等に對する武力行使の時機及方法に就きましては當時の情勢に鑑み帝國の自主的見地に於て之を決定するを必要と存じます

と述べた。
〔原樞府議長との質疑応答〕 最後に、松岡外務大臣より、外交關係事項について説明があつた後、原樞密院議長と政府及び大本營側との間に質疑応答が行われた。原議長の質問の狙いは、極力英米との衝突を回避してソ連を打つべしということであつた。即ち原議長は、支那における敵性租界の接收及び仏印進駐が、英米を強く刺激することの危惧を述べ、これが実施を慎重ならしめるよう要望し、ソ連打倒に關しては次のような要旨を強調した。

独ソ開戦が、日本の為真に千載一遇の好機なべきことは、皆様も異論ないことと思ふ。ソ連は共產主義を世界に振り撒きつつある故何時かはこれを打たねばならぬ。日本は現在支那事變遂行中なる故ソ連を打つのも思ふやうに行かぬと考へるが、機を見てソ連は打つべきものなりと思ふ。國民はソ連を打つことを熱望して

ある。

日ソ中立条約の為に、日本がソ連を打てば背信なりと云ふものもあらうが、ソ連は背信行為の常習者である。日本がソ連を打つて不信呼ばりするものはない。私はソ連を打つての好機到来を念願して已みませぬ。

「国家機密」「新国策」「クレムリンに通ず」以上の如くにして、独ソ開戦に伴う新国策は、大本営及び政府が真剣にこの問題と取り組んでから、約一箇月を要して廟議決定を見るに至つた。政府は七月二日「本日御前會議に於て現下の情勢に対処すべき重要国策の決定を見た」と簡単な発表を行つた。新国策は「国家機密」として、秘密の厳守に留意せられたが、不幸にしてそれは國際共產黨の秘密黨員尾崎秀実及びゾルゲを通じ、クレムリンに知られていたのである。

4 関 特 演

御前會議の決定に基き、大本営陸海軍部は対ソ戦備を強化した。

〔陸軍未曾有の動員、集中〕 陸軍は差しあたり、関東軍（十二箇師団及び二飛行集団基幹にして、これを四箇軍及び一箇航空兵団に編組す）及び朝鮮軍（二箇師団基幹）の戦時定員に不足する人馬を充足すると共に、朝鮮に留守師団を造り、且つ内地に在る第五十一、第五十七の二箇師団及び所要の軍直部隊（約二〇〇隊）を動員して、これを関東軍に増派し対ソ警戒戦備を強化することとした。別に満洲国内防衛強化のため、独立守備隊五箇を編合した関東防衛軍を新設した。

これがための召集及び動員は七月上旬から中旬に亘り発令せられ、七月下旬より九月に亘り応召人馬及び動員部隊は鉄道、船舶、港湾を最大限に利用し満洲及び朝鮮に輸送せられた。而してこの動員、集中は陸軍創立以来最大のものであつて、満洲国は作戦地とし

て相貌を一変し、且つこれら作戦準備のため、満洲、朝鮮に集積された作戦資材は、その後数次の南方及び内地への転用に拘らず終戦時全量の約五割を残していた。これにより関東軍の総兵力は、人員を倍加して約七十万、馬匹約十四万、飛行機約六百機を算することとなつた。独ソ開戦当時における極東ソ軍の兵力は、師団約三十箇、戦車約二千三百両、飛行機約千七百機と判断せられ、開戦後もまだ大なる兵力の西送は見られなかつた。

関東軍においては、前記の諸行動を、特に関東軍特別演習——関特演と略称す——と呼称して企図の秘匿を図つた。

〔戦争決意なき作戦準備〕 北方問題を解決するための使用兵力の規模に関しては、陸軍省參謀本部に、思想の懸隔があつて、決定の運びに至らなかつた。陸軍省の当事者は徹底した熟練主義を取り、概ね前記の在満鮮十六師団基幹以下の兵力で、可能な場合において北方を解決せんと考へていた。これに対し、參謀本部当事者は、所要に応じ更に中国及び内地より兵力を満洲に増加し、二十三箇師団基幹の兵力を以て、北方解決を強行する企図を持つていた。その兵力の増加には、北方武力解決に関する国家意志の決定を必要とし、統帥部限りでは実施出来ない事柄であつた。

而して、北方に対する武力行使は、季節の制扼を受け、遅くも九月上旬に開始して、厳冬期到来前に所定の作戦を終了することが必要であつた。従つて二十三箇師団基幹の兵力を以て、北方解決を強行せんとするならば、増加兵力輸送のための所要期間を見積り、少くもその約一箇月前に兵力の増強を開始する必要がある、これがための決断は偏に独ソ戦争の推移如何にかかつていた。

一方海軍は、七月五日新たに第五艦隊を編成し、対ソ作戦に備えしめた。第五艦隊は差しあたり、軽巡、水雷艇各々二隻より成り、大湊を根拠地とした。

〔第三次近衛内閣——対ソ外交交渉要綱〕 七月二十一日、第三

次近衛内閣成立後最初の連絡懇談会において、自今連絡懇談会を再び連絡会議と呼称し、その開催場所を宮中大本営に移すことに決められた。而して鈴木企画院総裁も爾後連絡会議の構成員となつた。

七月は、関特演と南部仏印進駐と政変とで暮れて行つた。八月一日及び四日の連絡会議においては、豊田新外相の提案した「対ソ外交渉要綱」が討議せられ、差しあたり、左記案件に付対ソ折衝を行うことを決定した。

一、極東危険水域の撤廃乃至は右水域の帝国に及ぼす損害の除去
二、東亞に於けるソ領に付第三国に対する割譲、売却、租借、軍事的拠点提供等をなさざること

三、ソ連邦と第三国との軍事同盟の適用範囲を東亞に及ぼさざること及第三国との間に帝国を目標とする同盟等を締結せざること

四、援蔭行為の中止及中国共産党に対する抗日指令及援助の中止
五、北樺太利権事業の完全稼行確保

〔極東ソ軍無線封止を繰る論争〕 この頃参謀本部作戰部においては、ソ連が関特演を開戦決意に基く準備と速断して、日本軍に先制攻撃、就中航空攻撃を加える場合あるを憂慮し、かかる場合には速かに対ソ開戦を決意すべきことを予め廟議の決定としておく必要を認めていた。然しそれは事極めて重大であつて、杉山参謀総長はかかる場合を前提とする開戦を、今決意することは、諸般の情勢上到底不可能であると考えていた。但し参謀総長は八月一日、第二次動員部隊の満洲派遣に関する上奏の際、前記の如き情勢について予め上奏するところがあつた。

時恰も八月二日夕刻、関東軍情報主任参謀甲谷悦雄中佐は秘密電話を以て大本営に對し、東部国境方面のソ連が無線封止を実施中なることを報告して來た。それは対日攻勢発起の有力な徴候とも見られ、俄然大本営陸軍部は、極度の緊張につつまれた。

作戰課高級幕僚辻政信中佐は、有未第二十班長に對し、ソ軍の攻勢を思いとどまらしむるため、即刻ソ連に外交上の接触をさしお、日ソ間の現状が外交により打開の道あることを、ソ連に知らしめよと強調した。

右電話に次いで、梅津関東軍司令官より「ソ軍の大学空襲ある場合は中央に連絡するも、好機を失する虞ある時は、独断ソ領内に航空進攻を行ふことあるを予期す。予め承認を乞ふ」旨の軍機電報が寄せられた。杉山参謀総長は直ちに「反撃を国境内に止むることを原則とす中央は関東軍が慎重なる行動を取らるべきを期待する」旨差しあたり返電した。

ソ領内への航空進攻は、勢い開戦へと發展する。而して開戦は固より廟議の決定に俟つべきもので現地軍司令官の独断を絶対に許さない。さりとて、ソ空軍の大学來襲を単に満領内の邀撃のみにより阻止することは、航空戦の特性上忍び難いところである。現地軍司令官の苦衷はそこにあつた。最高統帥部としては、これが解決に責任を負わなければならぬのである。

大本営陸軍部は、軍が応戦反撃の爲ソ領内に進攻することあるべき件に關し、政府の同意を得、これに基き大命を仰ぐの必要を認めた。八月三日午前二時より五時に亘り田中第一部長、武藤軍務局長等は「日ソ間の現情勢に對し帝国の採るべき措置に關する件」を討議決定した。その骨子は「ソ側の真面目なる進攻に對しては機を失せずこれに應戦すると共に廟議は速かに開戦を決意する」ということである。これに對し大本営海軍部は全然不同意であつた。海軍は陸軍によつて北方へ引きずられることを極度に警戒し、「開戦」というが如き文句の挿入を峻拒した。

〔対ソ措置決定——奉勅伝宣〕 屢次の折衝の後、八月五日陸海軍間に意見の一致を見、六日の連絡会議において次の如く決定せられた。

日ソ間の現情勢に対し帝国の

採るべき措置に関する件

一、対ソ警戒防衛に遺憾なからしむると共に敵に刺激的行動を戒め且紛争生起するも日ソ開戦に至らざる如く努めて之を局部的に防止するものとす

二、ソ側の真面目なる進攻に対しては防衛上機を失せず之に応戦す

三、右に伴ふ帝国の態度に関しては速かに廟議を以て決せらるる右連絡会議において、平素あまり発言しない近衛首相も珍しく意見を述べ、第二項は航空部隊の領土外進攻のみに限定すべきであると主張し、そのように修文しようとしたが、豊田外相は「よく読んで見ると、非常に慎重に誤りなきよう控制してある。原案のままで修文する必要はないやうに思ふ」と述べ、原案の通り可決した。

この決定に基き、大本営陸軍部は直ちに左記大本営命令の允裁を仰ぎ、これを発令した。

大陸命第五百二十三号

命令

一、関東軍司令官は露軍航空部隊の真面目なる進攻を受けるに方り状況已むを得ざるときは現任務達成の爲航空部隊を以て露領内に進攻することを得

第九章 対米英蘭戦争を辞せざる決意

1 松岡外相の退場

〔六月二十一日附米対案〕 「情勢の推移に伴ふ帝国国策要綱」決定後、政府及び大本営は再び日米交渉と取り組んだ。この間前記米国の六月二十一日附対案は、棚ざらしになっていた。

二、細項に関しては参謀総長をして指示せしむ

昭和十六年八月六日

奉勅伝宣

参謀総長

杉山

元

関東軍司令官 梅津美治郎殿

以上の如き緊張の場面はあつたが、満ソ国境は平静に推移した。而して、独ソ戦争は独逸首脳の豪語した如くには推移しなかつた。独軍は国境会戦の急襲に成功したが、スモレンスク附近において、一箇月に亘り戦線が停頓した。参謀本部第五課の情勢判断は、独ソ戦争の持久化を示唆した。

一方七月末における米英蘭の対日資産凍結を契機とする南方情勢は、俄然大本営陸海軍部に大なる重圧を加えた。

〔帝国陸軍作戦要綱〕 かくして、大本営陸軍部は八月九日、独ソ戦争の推移如何にかかわらず、昭和十六年度内における北方解決企図を断念し、南方に専念する方針を採択した。右に伴う「帝国陸軍作戦要綱」の骨子は次の通りである。

一、在満鮮十六箇師団を以て対ソ警戒を至敵ならしめる。

二、中国に対し既定の作戦を続行する。

三、南方に対しては十一月末を目標として対英米戦準備を促進する。

米国の六月二十一日附対案は、前文を除いて次の通りである。

一、国際関係及国家の本質に関する合衆国及日本国の観念

両国政府は其の国策は永続的平和の樹立並に両国民間の相互信頼及協力の新時代の創始を目的とするものなることを確認す
両国政府は各国家及各民族が正義及衡平に依る万邦協和の理想

の下に生存する一字を為すとは其の伝統的及現在に於ける觀念及確信なることを声明す即ち平和的手段に依り規律せられ且精神的及物質的福祉の追求を目的とする相關的利害關係に基き何れも等しく權利を享有し責任を容認す而して右福祉たるや各國家及民族が他の為に之を毀損すべからざるが如く自らの為に之を擁護すべきものとす更に兩國政府は他の民族の抑圧又は擄取を排撃すべき各自の責任を容認す

兩國政府は國家の本質に關する各自の伝統的觀念並に社會的秩序及國家生活の基礎的道義的原則は引續き之を保存すべく且右道義的原則及觀念に反する外來の思想又は「イデオロギー」に依り之を改めせしめざることを固く決意す

二、歐洲戰爭に對する兩國政府の態度

日本政府は三國條約の目的が過去に於ても又現在に於ても防禦的にして挑発に依らざる歐洲戰爭の擴大防止に寄与せんとするものなることを闡明す合衆國政府は其の歐洲戰爭に對する態度は現在及今後も防護と自國の安全と之が防衛の考慮に依りてのみ決せらるべきものなることを闡明す

註（一九四一年五月三十一日案の一部を成せる本問題に關する合衆國政府の附屬追加書の代りとして茲に交換公文の試案添付せらる）

三、日支間の和平解決に對する措置

日本國政府は合衆國政府に對し日本國政府が支那國政府との和平解決交渉を提議すべき場合に於ける基礎的一般條件即ち日本國政府の聲明するところに依れば善隣友好、主權及領土の相互尊重に關する近衛原則並に右原則の實際的適用に矛盾せざるものなる條件を通報したるを以て合衆國大統領は支那國政府及日本國政府が相互に有利にして且受諾し得べき基礎に於て戰鬭行為の終結及平和關係の恢復のため交渉に入る様支那國政府に

態應すべし

註（第三項の前記案文は共產運動に對する共同防衛問題（支那領土に於ける日本軍隊の駐屯問題を含む）及日支間の經濟的協力の問題に關する今後の討議に依り変更せらるることあるべし、第三項の案文修正の提議に關しては如何なる修正提案も本項に關し附屬書に掲げられたる一切の点が満足に起草せられ本項及附屬書が全体として検討し得るに至りたる上に於て考究するが最も好都合なりと信ず）

四、兩國間の通商

本諒解が兩國政府に依り公式に承認せられたるときは合衆國及日本國は兩國の一方が供給し得て他方が必要とするが如き物資を相互に供給すべきことを保障すべし兩國政府は更に嘗て日米通商航海條約に基き確立せられ居たるが如き正常の通商關係を恢復せしむるに必要な措置を講ずることに同意す、若し新通商條約が兩國政府に依り希望せらるるときは右は出來得る限り速かに交渉せらるべく且通常の手續に従ひ締結せらるべし

五、太平洋地域に於ける兩國の經濟的活動

太平洋方面に於ける日本國及米國の活動は平和的手段に依り且國際通商關係に於ける無差別待遇の原則に遵ひ行はるべしと茲に為されたる相互的誓約に基き日本國政府及合衆國政府は兩國が夫々自國經濟の保全及發達のため必要とする天然資源（例へば石油、ゴム、錫、「ニッケル」）の商業的供給の無差別的均霑を受け得る様相互に協力すべきことを約す

六、太平洋地域に於ける政治的安定に關する兩國の方針

兩國政府は本諒解の基調を為す支配の方針は太平洋地域に於ける平和なること、協力的努力に依り太平洋地域に於ける平和の維持及保全に貢獻するは兩國政府の根本目的なること並に兩國の何れも前記地域に於て領土の企圖を有ざることを聲明す

七、比律賓群島の中立化

日本国政府は合衆国政府が希望する時期に於て合衆国政府と比律賓の独立が完成せらるべき際に於ける比律賓群島の中立化のための条約締結を目的とする交渉に入る用意あることを声明す

日本国政府の附屬追加書

三、日支間の和平解決に対する措置

本項に所謂基本条件とは左の如し

(一) 善隣友好

(二) (有害なる共產運動に対する共同防衛——支那領土内に於ける日本軍隊の駐屯を含む)
今後更に討議決定すべし

(三) (経済的協力)

—— 國際通商關係に於ける無差別待遇の原則を本号に適用することに付ての交換公文に関する合意に依り決定するものとす

(四) 善隣國として協力しつつあり且世界平和に貢獻すべき東亞の中核を形成すべき各国民固有の特質に対する相互尊重

(四) 出来得る限り速かに且日支間に締結せらるべき協定に遵ひ

支那領土より日本の武力を撤退すべきこと

(六) 非併合

(七) 無賠償

(八) 滿洲國に関する友誼的交渉

合衆国政府の附屬追加書

四、両國間の通商

現下の國際的非常時態の繼續中日本國及合衆國は相互に通常の又は戦前の數量に達する迄物資の輸出を許可すべし尤も何れの國の場合に於ても自國の安全及自衛目的のため必要とする物資に付ては例外とす右制限は各政府の義務を明瞭ならしむる為之

を掲げたり、右は相手國政府に対する制限を目的とするものに非ず且兩國政府は友好國との關係を支配しつある精神に依り斯かる規則を適用するものとす

〔ハルの「オールステートメント」〕 尚この米側の対案には、次の如きハル國務長官のオールステートメントが附せられていた。

國務長官は日米兩國間に一層良好なる諒解を招来し且太平洋地域に於て平和を樹立するため日本大使及其の同僚(複數)に依り為されたる真摯なる努力を多とす同長官は又屢次の會議を通じ之等の人々の態度を特徴づけたる率直さを多とす

本政府は日米兩國間に一層良好なる關係及太平洋地域に於ける平和狀態の招来を念願することに於て日本大使に劣らず且國務長官は右精神に於て日本側提案の有ゆる観点に付慎重なる研究を為せり

國務長官は多數日本の指導者が上述せるが如き日本大使及其の同僚(複數)の見解と所見を同じくせられ且之等崇高なる目的達成のための行動を支持せらるるならんことを疑ふ理由を有せず不幸にして政府の有力なる地位に在る日本の指導者中には國家社会主義の独逸及其征服政策の支持を要望する進路に対し抜き差しならざる誓約を与へ居るものあること及之等の人が是認すべき合衆國との諒解の唯一の種類は合衆國が自衛に関する現在の政策を実行することに依り歐洲の戰鬭行為に捲き込まるるが如き場合には日本がヒットラーの側に於て戦ふことを予見するが如きものなるべしとの確証が長年に亘り日本に対し真摯なる好意を表し来れる筋よりの報告を含む世界中有ゆる筋より益々本政府に達しつあり

日本國政府の「スポークスマン」に依り何等理由なきにも拘らず為されたる三國同盟の下に於ける日本の誓約及意圖を強調せる最

近の公式声明(複数)の論調は看過し得ざる態度を例証し居れり斯る指導者達が公の地位に於て斯かる態度を維持し且公然と日本の輿論を上述の方向に動かさんと努むる限り現在考究中の如き提案の採択が希望せらるる方向に沿ひ実質的結果を収むるための基礎を提供すべしと期待するは幻滅を感じしむることとなるに非ずや

日本側提案中疑惑の他の原因は支那国政府に提示せらるべき日本国政府の和平解決の条件中に共產運動に抗するための支那との協力措置として内蒙及北支の一定地域に於て日本軍隊の駐屯を認むべき規定を挿入せしめんとする日本国政府の要望に関するものなり

本政府は日本国政府をして斯かる提案を為すに至らしめたる考量に関し慎重なる考究を払ひたと共に斯かる提案の実質に付論議するを欲せざるも、日本大使及其の同僚(複数)に対し幾多の場合に於て説明せるが如く合衆国が堅持する自由主義的諸政策は米政府をして之等の政策と矛盾するが如く思はるる如何なる進路にも同調するを許さざるものと思惟す更に又単に当国のみに影響ある事柄に関しては權利賦与の決定上若干の裁量の余地ありと雖も效に審議中の事項は第三国の主権に影響するものなるを以て本政府は斯かる事項を処理するに當りては最も慎重たらざるを得ずと感ぜらる

故に國務長官は本政府は日本国政府が全体として諒解案の目的を構成するが如き平和的進路の追及を希望するものなることに關し現在迄に与へられたるよりも一層明白なる何等かの指示を期待せざるを得ずとの結論に遺憾ながら到達せり、本政府は日本国政府が斯かる態度を表明せられんことを真に希望するものなり

このステートメントは、暗に松岡外相の退陣を要求しており、外相が、此の如きは世界国交史上稀有の例であるとして激怒したとこ

ろのものである。

〔連絡会議対案討議〕 七月十日及び十二日連絡会議が開かれ、右米国の対案を討議した。十日の連絡会議においては、外相は先ず、特に出席せしめた外務省顧問齋藤良衛をして米側対案に対する意見を開陳せしめた。齋藤顧問の主なる意見は次の通りである。

一、今世界は現状維持と現状打破、民主主義と全体主義とがまじり巴となつて戦つてゐる。ハルの対案は現状維持であり、民主主義である。米國が英國及び支那と協議してやつたことは申す迄もあるまい。かくして現状維持國は一致して日本庄迫に乗り出すものと思ふ。

日支間の交渉に就ても、米國の考へてゐることは、事變前の形にかへして交渉させようとするにある。この案の中で「支那政府」と云ふ文句を使つてゐるが、くせものである。これは日支基本条約を取り消せと云ふのと同じだと思ふ。この「支那政府」と云ふ言葉は、克く玩味して検討するを要する。

二、滿洲は支那に復帰すべきものであると考へてゐる。本案は、要するに日滿華共同宣言を白紙にもどして日支交渉せよと云ふのである。

三、治安駐兵を認めてゐない。無条件撤兵を目標としてゐる。

治安駐兵は、日本の国策として最も重大なる要求である。無条件撤兵すれば、事実問題として支那は共產党と国民党、重慶政府と南京政府とが争闘して非常に紊亂して来る。かくなれば英米が介入することになる。

四、防共駐兵を非認してゐる。

日本は、今日迄の支那との条約を生かして行かうとしてゐるが、米國はこれを削つてからかうと考へてゐる。防共駐兵を米國が認めてゐないことは、ハルのステートメントの中にあはれてゐる。

五、日本は日支の緊密な提携を企図してゐるのに対し、米国は支那に於ける無差別待遇を主張してゐる。これでは東亜新秩序の建設の如きは不可能である。英米は今日まで援蔭行為を続け、支那に於て将来有利なる地位を確立しようと考へてゐる。全面和平の時今日の特権を基礎とし、全支に亘り、全世界金の八割を保有する米国の「弗」の力が蔓ることとなる。

六、日支和平交渉解決の根本を日米両国間で決めて、その範囲内で日支直接交渉をさせようと考へてゐる。

即ち東亜の指導権を米国に譲ることになり、日本の自主的国策の遂行を妨害する。

七、歐洲戦争に対する日米両国の態度に就ては、大いに違ふ。

要するに米国は参戦するが、日本は黙つてゐるとしか見えない。米国は自衛権に就ては非常に広い解釈をしてゐる。而して日本に対しては、三国条約より脱退せよと云はぬばかりのことを述べてゐる。こんな考へは当然否定せねばならぬ。

八、日米間の貿易に就ては、事変前の額に釘づけしようとしてゐる。

普通の商取引と云ふことに書いてあるが、将来鋼材、屑鉄等の重要物資に就ては貿易額を増加しなければならぬものを、事変前と同じと云ふことは、日本の貿易発展を合法的に阻止することになる。即ち日本の将来の経済発展を妨害し、米国自体としては東洋の市場を自由に占めることになる。

九、南西太平洋の南西と云ふ字を削つてゐる。これは北太平洋に重大な関心を払つてゐることを実証してゐる。

〔松岡外相激怒〕 次いで外相は、斎藤顧問の報告と大体同意見であるが、若干の考えを申し述べると、次の如きことを述べた。

ハルのステートメントは乱暴千万で、日本が対等な外交を行ふやうになつてから未だ嘗てないことである。野村は自分と親しい間

柄であるが、こんな無礼千万なるステートメントを取りつぐが如きは、これ亦不屈千万である。内閣改造の如きことを、世界的に強大なる日本に對し要求したのを黙つて聞いてゐるとは、実に驚き入つた次第である。そこで早速自分から、君はあんなステートメントは取りつぐべきではなかつたと思ふが、何か錯覚はなかつたか、當時の状況知らせよ、と云うてやつた次第であるが、何の返事もない。

三国同盟の抹殺は到底出来ない。

米国の案を容れることは、大東亜新秩序建設をゆずることであり、事極めて重大である。

不愉快なのは、国民中にも日清日露談判のとき、米国を始め第三国の世話になつたことを例にして、三十年後の日本の地位を忘れ、東亜の新秩序を建設せんとして四年間も戦ひ抜いて来た今日この際、尚且第三国の世話により講和をした方がよいと考へてゐるものがあることである。俗に云へば、支那事変を持て余して、自分の理想を忘れ、花より団子と云ふ考へを抱くものが、相当あるのが不愉快である。

米国はアイスランドを占領した。当然参戦も同様であるに拘らず、目を掩うて参戦にあらざると言つてゐる。

貿易でも、事変前の形にもどせば、日本の経済的發展を望めないことは眼に見える。要するに米国は日本の東亜の指導権を抹殺しようとしてゐる。

以上のやうな次第であるから、自分はハル案を受け入れることは出来ない。なんとかして話合をつけ度いと思ふが到底成功の見込みはない。

元来米国は日本案を四十日も放置した。こんどの案が来たのは六月二十二日だから、まだ二週間にもならぬのに、野村は四、五度も催促して来る。交渉をこのままずるずる延ばしてもよいが、先

方の言分を受け容れることは絶対に出来ぬ。

尚ハルのステートメントに「大使及同僚等の努力に拘らず」とあつたから、同僚等とは誰か、国家の外交機密は外務大臣から大使へ、大使からハル國務長官へと話さるべきに拘らず、多人数が関係してゐるが如きは不届だと野村に詰問してやつた。

〔討議続行〕 以上を以て十日の會議は終り、十二日更に討議が續行せられた。その概要は次の通りである。

外相 前回云うたことで尽きてゐるが、更に附言すれば、ハルのステートメントは、読んだ時に實際は直に返すべきものである。実に言語同断である。十日間考へたが、あの様なステートメントは、米國が恰も日本を保護國乃至は屬領と同一視しをるもので、日本がこれに甘んぜざる限り受理すべきものではない。拒否の理由は明瞭である。我輩が外相たる限り受理出来ぬ。ステートメント以外は考へることは出来るが、ステートメントの受理は出来ぬ。

米人は弱者には横暴の性質である。このステートメントは日本を弱國屬國扱ひにしてゐる。日本人の中には、我輩に反対し、総理迄も我輩に反対なりなどと云ふ者がある。このやうなことで、米國は日本が疲れ切つてゐると考へて居るから、かくの如きステートメントをよこすのである。

我輩はステートメントを拒否することと、対米交渉はこれ以上繼續出来ぬことを茲に提議する。

尚昨日状況説明の爲若杉を返せと云うてやつたところ、野村は自ら歸る、今は居つても何も出来ぬから歸ると云うて来たが、今野村が帰つて来ては適當でないので、辛抱してもらうことにした。

暫く沈黙が続いた。そこで參謀總長が発言した。

參謀總長 外相の意見には自分も同感である。然し軍部として

は、南方には近く仏印の進駐もあり、北方には関東軍の戦備増強と云ふ重大なる事態を直後に控へてゐる。この際米國に断絶の様な措置を取るのには適當ではない。交渉の余地を残すのが適當である。

外相 日本が如何なる態度を取つても、米國の態度は変らぬと思ふ。米國民の性格より、弱く出るとつけあがる。故にこの際強く出るのが宜しいと思ふ。

内相 この際日本は何としても米を參戰せしめぬことが大事なのである。本来なれば、日米共同して今日の戦争を打切ることが宜しいと思ふ。然るにこの儘どんどん進んで行けば、五十年百年も戦争は続くかも知れぬ。外相の常に云ふ日本の大精神八紘一宇から云ふならば、戦争はせぬが宜しい。

日本は全体主義にもあらず、自由主義にもあらず、理想から云へば、戦争を世界から除くことが皇道主義であると思ふ。米國には分らぬかも知れぬが、戦争をやめることが日本の真に取るべき事であつて、米國をしてそのやうに仕向けることが日本の取るべき態度ではないか。この精神の下に米國を説いては如何。外相の云ふ如く米國の參戰が必ず然りと云ふことであるなれば、私の云ふことは絶望であるが、外相は、ルーズベルトがひつづるから國民がついて行くと云ふが、米人中には戦争反対のものもある。

外相の云ふやうにステートメントに反撃を加へることは宜しいが、交渉に就ては、望み薄かも知れぬが右のやうな考への下に努力してもらひ度い。外交は外相の責任なること申す迄もなきこと乍ら、これを一筋にする必要がある。これをこの儘に投げうてば、腹背皆敵となり、物資は欠乏し、大戦争の遂行は出来ぬであらう。ソ連を打たねばならぬが、現今の時勢では難しい。他日はやらねばならぬ。南方もやらねばならぬが一時に

これをやるわけには行かぬ。日本の現在の状態では、物を取り国力をつけねばならぬ。国際信義を守るとは固よりなるも、日本の生存上よりすれば、已むを得ないことも考へられる。

陛下の赤子として、輔弼の爲には宸襟を安んじ奉る必要がある。今の人が悪いならば、之を代へても参戦を止めさせるやう努力しても宜しいではないか。

外相 全部内相に同感である。若干附言すれば、諸般の情勢上米大統領は引きずつて参戦に持つて行かうとしてゐる。只それに米国人がついて行かぬかも知れぬと云ふ一縷の望みがある。然し大統領は非常に無理と思ふことも、何とか漕ぎつけてゐる。三選もとうとうやつた。ルーズベルトは非常にデマゴグである。恐らく米国の参戦を止めさせることは出来ぬだらう。日本は三国同盟を一貫して進んで来てゐる。

然し最後まで努力を続けませう。日米の提携は、我輩若い時からの持論である。絶望とは思ふが、最後まで努力させよう。

陸相 望みがなくとも最後迄やり度い。難しい事は知つてゐるが、大東亜共栄圏建設及び支那事变処理、これが出来なければならぬ。

三国同盟の關係からも、米国の参戦の表看板を表に掲げさせぬことだけでも出来ぬだらうか。

勿論ステートメントは、国体の尊厳に関する事故、外相の考へ通り拒否するは已むを得ぬと思ふ。然し乍ら日本人として正しいと思ふ事を真に先方に伝へれば、精神的に氣持が移るのではないか。

海相 海軍の情報によれば、ハル長官等は太平洋の戦争には持つて行くまいと云ふ考へがあるらしい。そこに本施策をやる余地がありはせぬか。

外相 何か余地がありますか、どういふ余地がありますか何を入れますか。南に兵力を使用せぬといふならば聞くだらうが、外の事で何があるか。

海相 太平洋の保全、支那の門戸開放等に入れることがありはせぬか。

外相 今度の米案は、第一案より改悪であるから、これを引きもどすことは困難である。日本組し易しと思ふからこのやうな手紙をよこしたのである。原案を堅持して交渉を続けるならば、蹴つて蹴つて蹴りのめされてから始めて止めるやうになるだらう。

〔日本側第二次修正提案〕 かくして、會議は、ステートメントはこれを拒否するが、交渉は概ね最初の日本案の線によつて続行することに決した。これがため文句の修正を多少でもなし得るならば修正をして回答することとなり、富田内閣書記官長、陸海軍軍務局長、寺崎亜米利加局長等がこれに当り、その結果七月十五日、日本側の第二次修正提案がなされたのである。

〔政変——松岡外相退陣〕 七月十二日の連絡會議において、近衛首相は全く一言も発言しなかつた。然し今や松岡外相と他の閣僚就中近衛首相との意見の対立は深刻なるものがあり、対米交渉の促進が至難なることは明かであつた。

〔第三次近衛内閣——豊田外相登場〕 近衛首相は、七月十五日陸海相と協議し、松岡外相のみの更迭は適當ならずとして総辭職することに決め、翌十六日夜第二次近衛内閣は総辭職を行つた。大命は近衛公に再降下し、七月十八日第三次近衛内閣が成立した。

新内閣の外相は、前商工大臣海軍大將豊田貞次郎であり、三名を除く大部の閣僚が前閣僚で占められていた。云うまでもなく内閣の更迭は、専ら対米交渉の促進を図らんとする意図に出たものであつた。

然るに野村大使は、この政変を理由として、前記の七月十五日附我方第二次対案を、米側に提示することを差控え、そのうちに米国の対日資産凍結に直面してしまつたのである。

〔陸海軍既定方針確認要望〕 南部仏印進駐の準備と關特演の中途における突然の政変は、陸海軍統帥部に対し、少からず不安を与えた。しかも豊田新外相の登場は、一見して新内閣が三国枢軸離脱の方向に傾くのではないかを思わせた。軍令部の幕僚の中にも豊田外相の就任に反対の意向を持つ者もいた。

そこで、七月二十一日新政府と大本營との最初の連絡會議が、初顔合せの意味合で行われた際、陸海軍統帥部長は政府に対し、次の如き要望を開示した。

内外の情勢緊迫し帝國の諸施策進行途上に於て内閣の更迭を見たるは其の影響極めて重大なりと認め然れども新内閣が速かに成立したることは寔に欣快とするところにして、大本營陸海軍部は新内閣に対し強力且誠意ある推進援助を惜しまざるものなり既に政府の声明其の他に依り政府の庶幾する所を明かにせられありと雖も此の機会に於て統帥部として若干の要望を述べんとす。

一、現下帝國の採るべき國策の根幹に關しては七月二日御前會議決定の「情勢の推移に伴ふ帝國國策要綱」に明かなる所にして右に基く内外に對する諸施策は速かに之を完遂するを要す特に目下進行中の対仏印軍事的措置に關しては統帥部として既定通り適確に（内容及期日共に）之を実行するを要するに付政府の諸施策も緊密に之に同調せしめられ度

二、現下の緊急事態に對応すべく既に発足進行中の對南方及北方戦備に關しては之が渋滞遅延を許さず右に關し政府は固より既定方針を恪守せらるることと確信するも此の際重ねて之が強力確実なる実行を要望致し度

三、日米國交調整に關しては飽くまで既定の方針を堅持し特に三国枢軸精神に背馳せざる如く其の施策に遺憾なきを期せられ度

2 日本の苦悶

〔米英蘭の対日經濟斷交〕 南部仏印進駐は、大本營及び政府の予期に反し、米英蘭の対日資産凍結へと發展した。野村大使は七月二十三日、米國が、日本軍の南部仏印進駐を、シンガポール及び蘭印に進出する第一歩なりと認めている旨を報じたが、既に述べた如く、當時日本はかかる意圖を全く持つていなかったのである。

資産凍結は、實質的には全面的經濟斷交であつたのである。爾來日本と円ブロック以外の地域との貿易は、杜絶し、日本は國防上死活の重大事態に直面するに至つた。

近代國家の存立上絶対不可欠とする液体燃料入手の方途は完全に失われた。軍備充實と爾他の生産力拡充を犠牲にして、人造石油の畫期的増産に邁進しても、到底需要を充足し得ないことが明かにされた。北樺太の石油開發、又はイラン及びペルー等からの石油入手も、考えられたが、いずれも藁をもつかむの類であつた。

このまま推移したならば、日本海軍は約二箇年を出でずして、全く機能を喪失し、液体燃料を基礎とする重要産業も、一年を出でずして癱瘓状態となり、所謂ジリ貧は必至の情勢と見られた。經濟斷交は日本にとつては、正に武力行使にもまさる痛苦であつたのである。

〔陸海軍の苦悶〕 かかる液体燃料についての致命的な重圧に加えるに、東亞における所謂 ABCD の対日包囲態勢は益々強化せられ、且つ米國の軍備就中航空軍備の増強に伴い、日米軍備の懸隔は加速度的に増大するものと見られた。ノックス海軍長官は、六月三十日ポストンにおいて「今こそ米海軍を用ふべき秋」なる旨演説

し、次いで七月二十三日、米海軍は米国の極東政策遂行上必要な措置を敢行し得る」と言明した。七月二十六日には、極東米陸軍司令部が比島に創設せられ、マックアーサー將軍の麾下に置かれ、八月五日マレー政庁は、英増援部隊のシンガポール到着を発表した。八月二十六日ルーズベルト大統領は、マグルダー准將を団長とする軍事使節を重慶に派遣することを言明した。

以上、如き国防上の重大危局に直面し、大本營陸海軍部は、これが打開の方策について、肝胆をくだきつゝあつた。当時一日の待機は約一万二千屯の油を消費していたのである。

〔局地的解決案提案〕 政府は取り散えず事態の平静化を図るため、八月五日米国に対し、左記要旨の如き仏印を中心とする局地的解決案を提案し、これが合意に達したならば従来の日米諒解案に適宜これを織り込むべき旨を申入れた。これは、七月二十四日野村大使がルーズベルト大統領と会談した際、大統領が即興的に述べた仏印中立化の提案を手懸りとしたものである。

一、日本は南西太平洋地域に於て仏印以外の地域に進駐せず又仏印に於ける日本軍隊は支那事變解決せば直に之を撤退する。

二、日本は比島の中立を保障する。

三、日本は米国の必要とする天然資源の生産及獲得に協力する。

四、米国は日本の脅威となるべき南西太平洋地域に於ける軍事的措置を中止する。又英蘭両国に対し同様の措置を勧告する。

五、米国は南西太平洋殊に蘭印に於ける日本の必要とする天然資源の生産及獲得並に日蘭間懸案の解決に協力する。

六、米国は日米間の正常なる通商關係恢復の為必要な措置を速かに講ずる。

七、米国は支那事變解決の目的を以て日本と蔣政権との直接商議開始の橋渡を行ふ。

〔近衛首相「日米巨頭会談」提唱〕 次いで政府は八月七日、近衛

首相の発意による日米両国政府首腦の直接会談を提議した。

然るに米国は、仏印を中心とする局地的解決案に対しては、さしたる興味を示さず、日米首腦会談については、ハル國務長官は極めて冷淡であつたが、ルーズベルト大統領は、一見乗り氣のようでもあつた。当時ルーズベルト大統領は、英國首相チャーチルと大西洋上で会談し、八月十五日所謂大西洋憲章を宣言して帰還した直後であつた。

〔近衛メッセージとルーズベルト・メッセージ〕 そこで八月二十六日近衛首相は、ルーズベルト大統領宛次の如きメッセージを發し、日米首腦会談の急速実現を提案した。

現下世界動亂に當り國際平和の鍵を握る最後の二国即ち日米両国が此の儘最悪の關係に進むことは夫れ自体極めて不幸なることたるのみならず世界文明の没落を意味するものなり我方が太平洋の平和維持を顧念するは單に日米國交改善の爲のみならず之を契機として世界平和の招來に資せんとするに外ならず

惟ふに日米兩國間の關係が今日の如く悪化したる原因は主として兩國政府間に意思の疎通を欠き相互に疑惑誤解を重ねたると第三国の謀略策動に由るものと考へらる先づ斯る原因を除去するに非ざれば兩國國交の調整は到底期し難し是れ本大臣が直接貴大統領と會見して卒直に双方の見解を披瀝せんとする所以なり

而して七月中断したる予備的非公式商議は其の精神及内容概ね妥当なるも今後引続き商議を進め然る後兩首腦者間に於て之を確認せんとする從來考へられたるが如き遺り口は急激なる進展をなしつつあり或は不測の事態を惹起するの虞なしとせざる現在の時局に適合せず先づ兩首腦者直接會見して必ずしも従來の事務的商議に拘泥することなく大所高所より日米兩國間に存在する太平洋全般に亘る重要問題を討議し時局救済の可能性ありや否やを検討することが喫緊の必要にして細目の如きは首腦者會談後必要に応

じ事務当局に交渉せしめて可なり

本大臣が今次提議をなせる趣旨爰に存す貴大統領に於ても充分此の点を諒解せられ「レシブロケット」せられんことを切望す

敍上の次第なるを以て当方は会見の期一日も速かなることを希望し会見の場所としては諸般の考慮上布哇附近を適當と思考する次第なり

右近衛メッセージに対しては、野村大使とルーズベルト大統領及びハル國務長官との間に、会谈の期日及び場所等に関し、具体的な応酬が行われ、一見その実現の有望を思わしめたが、九月三日に至り、ルーズベルト大統領は近衛首相宛メッセージを送り、重要な原則的問題について合意に到達した上でなければ会谈に応じ難い旨を回答して来た。この際米国は同時に覚書を提示して、例の「四原則」を指摘し、会谈の前提条件として、これについての意見の一致を要請したのである。

戦後米國務省の公刊した文書によれば、前記ルーズベルトとチャーチルとの洋上会谈においてルーズベルト大統領はチャーチル英首相に対し、交渉によつて日本をあやなしておくという態度を表明して居り、又米国が日米首脳者会谈を拒否した理由の一是近衛首相が支那事変開始の際における日本政府の総理であり、且つ中国との和平問題について、日本政府が恐らく固執するであろうところの近衛原則を、宣言したその人であるからということであつた。

かくの如きであるならば、日米両国首脳の大局的話し合いによつて、時局を收拾するということも事実極めて望み薄、否寧ろ不可能のものであつたのである。当時陸海軍においては、右首脳会谈については極めて熱心であつて、既に全権随員等を内定し、所要の準備を進めていたのである。陸軍からは、全権の一員として航空總監土肥原賢二中将を、又随員として武蔵軍務局長及び有末參謀本部第二十班長を内定していた。

〔泰問題に関する豊田・クレギー會談〕 一方これより先、政府は英國に対しても、局面打開のための交渉を進めつつあつた。即ち八月十一日豊田外相とクレギー英大使との会谈の際、クレギー大使が泰問題に言及したのを手懸りとして、八月十五日の連絡會議決定に基き泰の中立尊重を中心とする次の如き条件により、非公式の話し合いを逐次進めていた。

一、英國側に対する要求事項

- 1 泰の中立を尊重し且泰に対し軍事的措置を実施せざること
- 2 ビルマ、馬來、英領ボルネオ、印度、婆羅洲、ニューギランド及其他他英國勢力下にある南西太平洋地域に於ける帝國の自存上必要とする物資の充分なる対日供給及帝國と之等諸地域との間の通商貿易の平常化に付直に好意ある措置を講ずること

- 3 蘭印及泰に於ける帝國の自存上必要とする物資の充分なる対日供給及帝國と之等諸國との間に於ける通商貿易の平常化に對し何等妨害的措置に出でざること及現在支障を与へ居る英例措置の中止
- 4 援將行為（ビルマを通ずる援將路の閉鎖を含む）を停止すること

二、英例の態度如何に依り我方に於て諒解を与へ差支へ無き事項

- 1 泰國の中立を尊重す
- 2 泰に對し何等軍事的提案を為さず又武力的進出を為さざること
- 3 泰以外の仏印近接地域（支那を除く）に對しても武力的進出を為さざること

3 「帝国国策遂行要領」の討議

〔陸海軍の折衝——海軍主動〕 以上の如く、政府が外交による時局收拾に苦慮しつつある間に、大本営陸海軍部における局面打開の方策は、漸く合意に達せんとしていた。

これより先、大本営陸軍部は、現下の如き米國に対する重大決意を伴う国策の決定は、海軍の主導すべきものと考へ、海軍側の態度決定を見るまでは、陸軍の意見を開示することを特に差し控えていた。尤も陸軍は卒直に云えば、徒らに苦悩を重ねるばかりで自信の持てる策案を樹て得なかつた。既に明かな如く、従来における決定国策の原案の起草は、多くの場合陸軍側によつてなされていたが、今回は趣きを異にしていたのである。

八月十六日陸海軍局部長会議——両軍務局長及び作戰部長等出席——が開かれ、席上海軍側は初めて「帝国国策遂行方針」なるものを提示した。その骨子は、十月下旬を目途に戦争準備と外交とを併進せしめ、十月中旬に至るも外交妥結せざる場合には実力を發動するというのである。これは、海軍としては正しく画期的なる重大決意の表明であつた。尤も既に述べた如く、米英蘭の禁輸により日本の自存が脅威せられ、これが打開の方策なき場合武力を行使することとは、春以来陸海軍に底流する基本的態度であつた。爾後この海軍案を基礎として、陸海軍間の討議折衝が行われた。

〔戦争準備に関する陸海軍対立〕 右海軍案は果せる哉、戦争決意を保留したまま、戦争準備を実施する考へであつて、陸軍は戦争決意なくして本格戦争準備を実施することに難色を示した。決意なくして準備を進めんとする海軍と、決意なければ準備を進め難しとする陸軍とが、ここでも意見の対立を生じた。現に海軍は、既に八月末概成を目途に万一の場合に應ずる戦争準備を大規模に着々実施中であつて、八月十五日大本営海軍部は次の如きことを陸軍側に通報

し、大本営陸軍部を驚かせた。

一、十月十五日迄に対英米戦備を完結する。

二、八月及び九月更に各三〇万屯の船舶を徴備する。

三、九月二十日陸海軍作戦協定を実施する。

四、九月上旬支那より陸戦隊三大隊を抽出する。

五、九月中旬より更に五〇万屯の船舶を徴備する予定。

陸軍においては、かかる準備は戦争決意なくしては実施すべきではなく、又実施し得ないと考へていた。

抑々海軍の準備の主体は基地における単なる保有兵力量及び資材の充実であり、従つて一度整えた戦備を撤収することは比較的容易で、海軍はそれを輕易に考へる傾向があつた。陸軍の準備は、先ず大兵力の動員を行い、その動員した兵力を予想戦場近くに集中し、これを展開することを必要とした。それは、広く國民の権利義務に影響を及ぼすことが大であり、従つて手続上からも先ず国策を決定し、それに基づく政府の同意を必要とするのである。

又従來の例に徴し、海軍が外交不調の場合の最後の関頭において、開戦の決意をなすことなく引退ることは、あり得ることであつた。陸軍は多分にそれを慮れていた。かくして陸軍は、この際対米英戦争を決意し、その決意の下に戦争準備と外交とを併進せしめ、外交不調の場合においては開戦を決意するという意見であつた。

〔陸海軍合意に達す〕 八月二十七日及び二十八日の両日、陸海軍局部長等は合同して、これを討議した。果して岡海軍軍務局長は、戦争決意に絶対不同意を表し、しかも外交不調の場合においてもなお歐洲情勢等を勘案して開戦を決するといふのである。海軍首脳部に果して対米一戦の決意あるや否や多分に疑問があつた。そこで陸軍は「戦争を決意し」を「戦争の決意の下」と修文を申入れたが、岡軍務局長はこれをも受けつけず、翌二十九日に至り「戦争を辞せざる決意の下」なら宜しいということになつた。

次いで開戦の場合その期日については、後述する如く陸海軍統帥部間において主として作戦上の要求に基き十一月初頭でなければならぬと意見の一致を見ていた。然るに十一月初頭の開戦を目途として戦争準備を完整するためには、南部仏印に航空大部隊を進駐せしめ、且つ南支那海に大輸送船団を集結することが必要であつた。陸軍はこれらの措置は、開戦決意後に実施せらるべきものであり、開戦の決意確定前の準備は外交交渉を阻害せざる限度に止むべきものと考へた。即ち陸軍は、武力発動前適宜の時機に開戦の決意を確定し、爾後本格的作戦準備に移行すべきを主張し、その時機は十月上旬ということに陸海軍間の意見が一致した。

かくして九月二日、大本營陸海軍部間の意見が完全に一致し、外交交渉の条件については、従来の日米諒解案の趣旨を尊重する立前で、外務省との折衝が行われ、翌三日の連絡会議に附議せられた。「帝國国策遂行要領」附議」会議は午前十一時より午後六時に亘り、田辺治通内相も会議に出席した。独ソ開戦に伴う新国策が、屢次の連絡会議において、充分なる討議を尽した後決定せられたのに反し、この国家の存亡をも決すべき重大国策は、僅かに一日の連絡会議により概ね原案通り決定せられた。それは次の通りである。

帝國国策遂行要領

帝國は現下の急迫せる情勢特に米、英、蘭等各国の執れる対日攻勢ソ連の情勢及帝國国力の弾撥性等に鑑み「情勢の推移に伴ふ帝國国策要綱」中南方に対する施策を左記に抛り遂行す
一、帝國は自存自衛を全ふする為対米（英蘭）戦争を辞せざる決意の下に概ね十月下旬を目途とし戦争準備を完整す

二、帝國は右に並行して米、英に對し外交の手段を尽して帝國の要求貫徹に努む

対米（英）交渉に於て帝國の達成すべき最少限度の要求事項並

に之に關連し帝國の約諾し得る限度は別紙の如し

三、前号外交交渉に依り十月上旬頃に至るも尚我要求を貫徹し得る目途なき場合に於ては直ちに對米（英蘭）開戦を決意す
對南方以外の施策は既定国策に基き之を行ひ特に米ソの対日連合戦線を結成せしめざるに勉む

別紙

對米（英）交渉に於て帝國の達成すべき最少限度の要求事項並に之に關連し帝國の約諾し得る限度

第一 對米（英）交渉に於て帝國の達成すべき最少限度の要求事項

一、米英は帝國の支那事變處理に容喙し又は之を妨害せざること
(イ) 帝國の日支基本条約及日滿支三国共同宣言に準拠し事變を解決せんとする企圖を妨害せざること

(ロ) 「ビルマ」公路を閉鎖し且蔣政権に對し軍事的政治的並に經濟的援助をなさざること

註 右はN工作（註、日米工作を指す）に於ける支那事變處理に關する帝國従来の主張を妨ぐるものにあらず而して特に日支間新取極に依る帝國軍隊の駐屯に關しては之を固守するものとす、但し事變解決に伴い支那事變遂行の為支那に派遣せる右以外の軍隊は原則として撤退するの用意あることを確言すること支障なし

支那に於ける米英の經濟活動は公正なる基礎に於て行はるる限り制限せるるものにあらざる旨確言すること支障なし

二、米英は極東に於て帝國の國防を脅威するが如き行為に出でざること

(イ) 泰、蘭印、支那及極東「ソ」領内に軍事的權益を設定せざること

(b) 極東に於ける兵備を現状以上に増強せざること

註 日仏間の約定に基く日仏印間特殊關係の解消を要求せらるる場合は之を容認せざること

三、米英は帝国の所要物資獲得に協力すること

(f) 帝国との通商を恢復し且南西太平洋に於ける両国領土より帝国の自存上緊要なる物資を帝国に供給すること

(g) 帝国と泰及蘭印との間の経済提携に付友好的に協力すること

第二 帝国の約諾し得る限度

第一に示す帝国の要求が応諾せらるるに於ては

一、帝国は仏印を基地として支那を除く其の近接地域に武力進出をなさざること

註 ソ連に対する帝国の態度に關し質疑し来る場合ソ連に於て

日ソ中立条約を遵守し且日滿に対し脅威を与うる等同条約の精神に反するが如き行動無き限り我より進んで武力行動に出づることなき旨応酬す

二、帝国は公正なる極東平和確立後仏領印度支那より撤兵する用意あること

三、帝国は比島の中立を保障する用意あること

附

日米の対歐洲戦争態度は防護と自衛の觀念に依り律せらるべく又米の歐洲戰參入の場合に於ける三国条約に対する日本の解釈及之に伴ふ行動は専ら自主的に行はるべきものなること

註 右は三国条約に基く帝国の義務を変更するものにあらず

〔提案理由説明——永野軍令部総長〕 會議の冒頭、永野軍令部総長が提案理由を述べたがその要旨は次の通りである

日本は各般の方面に於て、特に物が減つてゐる。即ちやせつつある。これに反し敵側は段々強くなつてゐる。時を経れば愈々足腰

立たぬ。外交によつてやるのは、忍べる限りは忍ぶが、適當の時機に見込をつけねばならぬ。到底外交の見込がないときは、早くしなければならぬ。今ならば勝利のチャンスがあることを確信するも、このチャンスは時と共になくなるのをおそれる。

戦争の見透に就ては、海軍は短期長期二様に考へる。多分長期になると思ふ。従つて長期の覚悟が必要である。敵が速戦速決に来ることは希望するところで、その場合は我近海に於て決戦をや、相當の勝算があると見込んでゐる。然し戦争はそれで終るとは思はぬ。長期戦となるだらう。この場合も戦勝の成果を利用して長期戦に対応すれば有利である。これに反し決戦がなく長期戦となれば苦痛である。特に物資が欠乏するので、これを獲得しなければ長期戦は成立せぬ。物資を取ることと戰略要点を取ることにより、不敗の備をなすことが大切だ。

敵に王手と行く手段はない。然し王手がないとしても、國際情勢の変化により取るべき手段はあるだらう。要するに軍としては、極度の窮境に陥らぬ時機に起つことと、開戦時機を我方で定め先制の利を占むることが必要であり、これにより勇往邁進する以外に手がない。

〔重大修正——骨抜き〕 會議において、及川海相の提議により、原案に重大な修正がなされた。即ち本文の第三号は、原案においては「十月上旬頃に至るも尚我要求を貫徹し得ざる場合に於て直に對米（英蘭）開戦を決意す」となつていたが、海相は「十月上旬頃に至るも尚我要求を貫徹し得る用途なき場合は自存自衛の為最後の方策を遂行す」と修文すべきを提議した。これに対しては各種意見が出て、結局不明確であるとしてしりぞけられ、そこで再び岡軍務局長は「十月上旬頃に至るも尚我要求を貫徹し得る用途なき場合は直ちに對米（英蘭）開戦を決意し最後の方策を遂行す」と修文を提議した。然しこれも異論があり、結局原案の「我要求を貫徹し得ざる場

合」を「我要求を貫徹し得る用途なき場合」と修正することに決定を見た。この修正は簡単な修文であるが、これによりこの国策は骨抜きとなり、和戦の決定問題は多分に後日の論議に譲られたのである。

〔近衛首相の肚裏〕 近衛首相及び豊田外相は、原案に対し格別の異論を主張しなかった。近衛首相は、この国策の決定がもたらす情勢の発展を深く考慮することなく、偏に外交交渉による局面の打開に期待を寄せていたのであった。

4 九月六日の御前会議

「帝国国策遂行要領」は、その要旨について、九月四日閣議の決定を経て、九月六日御前会議が開催せられ、正式に採択せられた。

〔会議前日の内奏、御下問〕 御前会議開催に先立ち、九月五日夕刻近衛首相は議案を内奏した。天皇は戦争準備が主で外交が従なるが如き議案に、強い不満を持たれ、又作戦上の事項についても直接首相に御下問があり、首相の配慮により急遽陸海軍両統帥部長が宮中に招致せられた。この時大本営陸海軍部は極度に緊張した。

天皇は両統帥部長に対し、戦争準備と外交とを併進せしむることなく、外交を主とするよう要望を述べられた。両統帥部長は、固より極力外交による局面の打開に努めるのが主旨であり、戦争準備は外交によりこれが打開不可能なる場合に応ずるものである旨奉答し、近衛首相は最後に、最後まで平和的外交手段を尽し、已むに已まれぬ場合においてのみ戦争となることについては、両統帥部長と完全に意見が一致している旨を申し上げた。

〔天皇の御不安——お叱りを受けた杉山参謀総長〕 尚この際、天皇は南方作戦の予定、上陸作戦の難易、船舶の損耗、勝敗の帰趨等について種々御下問があり、杉山参謀総長が初期の南方要域攻略作戦は、約五カ月を以て終了し得る見込みなる旨詳細奉答したところ、杉山総長の睦相時代における支那事変の見込み違いを指摘せら

れ、強く榮観を戒められた。天皇は、御下問奉答を通じ、開戦の已むなき場合における戦争の見透しに対し、極度の不安を表明せられ、両統帥部長は交々必ず勝つとは申上げ兼ねるが、愈々最後の場合においては国力の弾撥性のあるうちに、国難突破に邁進しなければならぬ旨を申上げたのである。

〔嚴肅なる御前会議〕 御前会議は、九月六日午前十時宮中東一の間に開催せられた。恒例の出席者の外に田辺内相及び小倉正恒蔵相も出席した。

近衛首相、永野軍令部総長、杉山参謀総長及び鈴木企画院總裁は、それぞれ左の如く陳述し、豊田外相もまた日米交渉開始以来の経緯を述べ、「帝国国策遂行要領」別紙の内容について説明した。

〔總理陳述〕 之より会議を開きます。御許しを得たるに依りまして本日の議事の進行が私が之に当ります。

既に御承知の通り帝国をめぐる国際情勢は愈々急迫して参りまして特に米英蘭等の各国はあらゆる手段を以て帝国に対抗し来り又独ソ戦争の推移長期化するに伴ひ米ソの対日連合戦線の結成せらるるが如き傾向もあるのであります。

此の儘にして推移せむか帝国は逐次国力の弾撥性を失ふに至り惹ては米英等に対して国力の懸隔も甚しきに至ること必至と存せらるるのであります。帝国としては此の際一方に於て速に如何なる事態の発生にも応ずべき諸般の準備を完整すること当然であります。他面あらゆる外交上の手段を尽して戦禍を未然に防ぐに努めねばなりません。万一右外交的措置が一定期間内に功を奏せざるに至りたる時は自衛上最後の手段に訴うることも已むを得ないと存するのであります。

政府と大本営陸海軍部とは此の問題に關しまして協議を重ねて参つたのであります。が今回意見一致致しまして別紙の通り本日の議題「帝国国策遂行要領」を立案することを得た次第であります。

〔軍令部総長陳述〕

只今総理大臣より概括的の説明がありました
が、帝國と致しましては極力平和的手段に依り現下の難局を打開し
帝國の發展及安固を將來に確保する途を發見することに努力を傾注
すべきであるは勿論のこと存じます。併し乍ら万一平和的打開の
途なく戦争手段によるの已むなき場合に對し統帥部として作戰上の
立場より申上げますれば、帝國は今日油其の他重要な軍需資材の
多教が日々涸渇への一路を辿り惹ては国防力が逐次衰弱しつつある
状況でありまして若し此の儘現状を繼續して行きますならば若干期
日の後には國家の活動力を低下し遂には足腰立たぬ窮境に陥ること
を免れないと思ひます又之と同時に極東に於ける英米其の他の軍事
施設及要地の防備並に此等諸國家特に米國の軍備は非常なる急速度
を以て強化増勢されつつありまして明年後半期ともなりますれば米
國の軍備は非常に進捗し其の取扱ひ困難となるの情勢にあります故
に今日何等為す処なく荏苒日を過しますことは現下の帝國に取りて
甚だ危険なりと謂はなければならぬ従つて外交交渉に於て帝國
の自存自衛上の已むに熄まれぬ要求すら容認せられず遂に戦争避く
べからざるに立到りますすなれば帝國としては先づ最善の準備を尽し
機を失せず決意特に毅然たる態度を以て積極的作戰に邁進し死中に
活を求むるの策に出でざるべからずと存じます作戰の見透しに關し
ましては彼が最初より長期作戰に出づる算は極めて多いと認められ
ますので帝國と致しましては長期作戰に應ずる覚悟と準備とが必要
であります若し彼にして速戦速決を企図し其の海軍兵力の主力を挙
げて進出し來り速戦を我に求むることあらば是れ我が希望する処で
御座るます歐洲戦争の繼續中なる今日英國が極東に派遣し得る海軍
兵力は相當の制限を受くべく従て英米の聯合海軍も之を我予定決戦
海面に邀撃する場合飛行機の活用等を加味考量致しまするに勝利の
算は我に多しと確信します但し帝國が此の決戦に於て勝利を占め得
たる場合に於きまして之を以て戦争を終結に導き得ること能はざる

るべく恐らくは爾後彼は其の犯されざるの地位、工業力及物資力の
優位を待んで長期戦に転移するものと予想せられます

帝國と致しましては進攻作戰を以て敵を屈し其の戦意を放擲せしむ
るの手段を有しませず且國內資源に乏しき為長期戦は甚だ欲せざる
処ではあります長期間戦に入りたる場合克く之に堪へ得る第一要件
は開戦初頭速に敵軍事上の要所及資源地を占領し作戰上堅固なる態
勢を整うると共に其の勢力圏内より必要資材を獲得するにあり此の
第一段作戰にして適当に完成されすならば仮令米の軍備が予定通
り進みまして帝國は南西太平洋に於ける戰略要点を既に確保し犯
されざる態勢を保持し長期作戰の基礎を確立することが出来す其
の以後は有形無形の各種要素を含む國家総力の如何及世界情勢推移
の如何に因りて決せられる処大であると存じます

斯くの如く第一段作戰の成否は長期作戰の成否に大なる關係が御座
りますが第一段作戰成功の算を多からしむる見地より其の要件と致
します所は第一には彼我戦力の実情より見まして開戦を速かに決定
致しますこと、第二は彼より先制せらるることなく我より先制する
こと、第三には作戰を容易ならしむる見地より作戰地域の氣象を考
慮すること等が極めて必要で御座ります。如上の考慮に基きまして
重要決意の時機を本案の如く選定致しましたる次第で御座ります
固より作戰の準備は外交交渉の成行を充分考慮致しまして慎重之を
進めて參る所存で御座ります

尚一言附け加へたいと思ひますが平和的に現在の難局を打開し以て
帝國の發展安固を得る途は飽く迄努力して之を求めなければなりま
せぬ決して避け得る戦をも是非戦はなければならぬと云ふ次第では
御座るませぬ同時に又大阪冬の陣の如き平和を得て翌年の夏には手
も足も出ぬ様な不利なる情勢の下に再び戦はなければならぬ事態に
立到らしめることは皇國百年の大計の為執るべきに非ずと存せられ
る次第で御座ります

本日述べましたる中作戦に關しますることは戦争避くべからざる場合に對する所見に付之を開陳したる次第であります

〔參謀總長陳述〕 只今軍令部總長の説明には陸軍部としても全然同意で御座ります以下主として戦争準備と外交交渉との關係に就て申し上げます

帝國は現下の急迫せる情勢特に帝國国力の弾撥性漸減しつつある實情に鑑みまして今や平和か戦争かを決するの機に到来しつつありますことは曩に近衛総理大臣の説明によりまして明かなるところでありまして統帥部としては和戦兩様の構へに應ずる如く速に所要の作戦準備を整へる必要があるもので御座ります

此の如く急迫せる事態に於きまして荏苒時を移し米英の術策に陥り時日を経過しますれば帝國国防弾撥力は漸次減耗すると共に他面米英等の軍備は逐次増強致しまして我作戦は益々困難となり遂に米英よりする障礙を排除するの機を失ふ様な事態に立到ります虞大なるを以て対米（英）戦争遂行に自信のある間に戦争を發起しまする為予想戦場の天象等を勘案し又動員、船舶の微備艦装を行ひ且長遠なる海上輸送を以て戦略要點に兵力の展開を完了する為其の戦争準備完全の時機を十月下旬と致しましたる次第で御座ります

而して此際平和か戦争かを決する為外交上最後の手段を尽すべきは申す迄もなきことでありまして此の外交交渉間には我作戦準備の行動が米英を刺激しまして折角の外交交渉に支障を招くが如き事態に立到らざる様統帥部としては作戦準備の実行に關し慎重を期して居る次第で御座ります

然し乍ら某時期に至りまするも外交的に目的を達成する目途なき場合は直ちに対米英開戦を決意して更に戦争準備を促進することが必要で御座ります即ち南部仏印に兵を増派致しまする等茲に十月下旬を期して戦争準備を完整せねばならないのであります従ひまして此等軍隊の行動をも勘案し遅くも十月月上旬には開戦の決意をする必

要があると存じます

又帝國の南方作戦間北方に對しましては独ソ開戦後帝國が採りつつありまする對ソ作戦準備を更に強化促進し不測の事態に對応するの態勢を整へますることに依りまして先づ心配はないものと存じます今後に於ける米ソの提携は当然と存じまするが冬季は北方に於ては氣候の關係上大なる作戦は至難でありますのみならず此季節に於て米ソが相提携し一部飛行機又は潜水艦の蠢動することが御座りましたも實際上軍事的に実力を發揮する公算は少なくありますので此冬期間を利用して南方作戦を速に終結し得れば明春以後北方に對しましては如何なる情勢の変化にも對処し得るものと信じて居る次第であります之に反し此の季節的好機を逸しますれば南方作戦に伴ふ北方の安固は期し難きものであるもので御座ります

最後に特に申し上げ度きは對南方戦争の事態に立到りますれば帝國は速に其の企図を独伊に開示し予め戦争遂行に關する協定を密にし日独伊三国は相協力して戦争目的の完遂を期すべきであります如何なる場合に於きまして独伊をしても米英を相手とする單獨講和を為さしめざる事が戦争指導上特に喫緊の事項と存じます

〔企画院總裁陳述〕 帝國国力の源泉でありまする要員及國民の精神力に關しましては今後帝國が如何なる事態に直面致しますとも不安は無いと存じます

唯だ問題となりまするのは主として物資の面であります由來我國の經濟は主として英米及英勢力圏との貿易の上に發展して参つたのであります重要物資の多くは海外の供給に依存してゐたのであります支那事變發生以來今日の如き最悪の事態が早晚到来致することを考慮しまして自給圈内に於ける資源の開発と生産力の拡充整備等を図りまして我國經濟の逐次對外依存態勢よりの脱却に努めて参つたのでありますが歐洲戦亂勃發以來世界情勢の急転特に昨年夏以來の日米間の不円滑は我國生産力の拡充整備充分ならざるにも拘らず急激に

英米等よりの依存関係から離脱することを決意せねばならぬことが予想されたのであります。これが為昨年下半期以降は六億六千万円の特別輸入を致しまして重要物資の取得蓄積を致しました一方新に独逸、ソ連等との経済関係を活用し其の欠を補はんと致したのであります。

然るに本年六月独ソの開戦を見るに及びまして此種補正も断念せねばならぬ状態と相成りました。

茲に於きまして帝国の国力の物的弾力性は一に帝国自体の生産力と皇軍の威力下にあります。満洲、支那、仏印、泰の生産力に依るの外子ねて蓄積せる重要物資に依存することとなつたのであります。従ひまして今日の如き英米の全面的経済断交状態に於きましては帝国の国力は日一日と其の弾力力を弱化して参ることとなるのであります。

最も重要な関係に在ります。液体燃料に就きましては民需方面にありまして極度の戦時規正を致しまして明年六、七月頃には貯蔵が皆無となる様な状況であります。夫れでありますから左右を決しまして確乎たる経済的基礎を確立安定致すことが帝国の自存上絶対に必要と存するのであります。

万一武力により之が確立を図らねばならぬこととなります。すれば海上輸送力其他諸般の關係から致しまして我が国の生産力は一時総じて現生産力の半ば程度に低下致すことが予想されるのであります。従ひまして物資關係から之を觀ますれば此の生産力低下期間を努めて短縮しますると共に武力戦の成果を直ちに生産に活用する様企図せねばならぬと存するのであります。

南方諸地域の要地にして三、四ヶ月の間に確實に我が領有に帰しますれば六ヶ月内外から致しまして石油、アルミニウム原料、ニッケル、生ゴム、錫等の取得が可能となりまして二年目位からは完全之が活用を図り得ると存せらるるのであります。

尤も武力戦のことでありますから時に予想に反することもあります。ので之に処する方法に就ても予め之を研究致して居る次第であります。

尚ほ高級石綿、コバルト等二、三物資に就きましては南方地域を領有しまして之を取得すること困難なるものがあります。が之れに關しましては之れが代用化に付既に研究致して居りますので国力維持増強に差したる支障は無いかと存するのであります。

〔原首相の念押し〕 以上の陳述の後恒例の如く原枢密院議長と大本營及び政府との間に質疑応答が行われた。原首相は先ず「総理がルーズベルト大統領と会見して意見を一致せしめんとする決意特にその国家に対する忠誠心と熱意とに對し感謝す」と述べ、極力外交による局面打開の必要を強調した後、「議案を通覧するに、戦争が主で外交が従であるが如く見える。然し戦争準備は外交が成功しない場合に應ずる為のものであつて、今日は飽迄外交的打開に勉め、それが不可能な場合に戦争をすると云ふ意味に諒解するが如何」とこれについての政府及び大本營の所信を質した。

杉山參謀総長は答弁のため起立せんとしたところ、及川海相起つて、「起案の趣旨は原首相の所見と全く同一であり、第一項の戦争準備と第二項の外交とにも軽重はなく、而して第三項の開戦の決意は、更めて廟議で允裁を仰ぐべきものである」と答えた。そこで原首相は「本案は、政府統帥部の連絡會議で決定せられたものである故、統帥部も海軍大臣の意見と同じと信じて安心した」と述べ、更に重ねて外交による局面打開を強調した。

〔天皇異例の御発言〕 原首相の質疑終了するや、天皇は特に発言し、原首相の質問に對し阿統帥部長より答弁なきを遺憾に思う旨を述べられ、

明治天皇御製

よもの海みなはらからと思ふ世に

など波風のたちさわぐらむ

を読み上げて、平和愛好の御精神を強調せられた。永野・杉山両統帥部長は、恐懼して原首相の述べた趣旨と全く同意見なる旨を奉答した。天皇が御前会議で発言せられたのは異例のことであり、会議は肅然とした。

5 御前会議決定に基づく政戦略の進展

〔和戦決定の期限を對する日米交渉〕 「帝國国策遂行要領」の決定により、日本は戦争か平和かの決定に期限を画することになり、事態は正しく重大段階に突入した。

「帝國国策遂行要領」別紙の交渉条件は従来の日米諒解案我方提案の趣旨と矛盾するものではなく、これを尊重する立前で決定せられていた。従つて我方提案の趣旨に沿う日米諒解案の妥結は、帝國国策遂行要領に基く対米外交当面の拙速目標であり、且つそれは和戦の関頭を目前にして新たな決意を以て促進せらるべきものであったのである。

〔日米首脳会谈実現の努力——新提案〕 然し近衛首相及び我が外交当局としては、右の事態に処し、これが打開の途を、只管日米首脳会谈の実現及びこれによる先ず大局的諒解の取付に望みをかけていた。八月二十九日野村大使から近衛メッセージに対する米側の反応が報告せられて来たが、それは一見首脳会谈実現の可能性を示唆していた。そこで政府は、九月四日米國に對し次の如き要旨の新提案を行つた。それは我方の見解を、細目的事項を省いて卒直に表明し、首脳会谈の前提となるべき大綱的合致点を見出さんとするものであった。この時、政府はまだ前記九月三日のルーズベルト大統領のメッセージ及び米國政府の覚書を受領していなかつたのである。

一、日本は左の諸項を約諾す

1、日米予備的非公式会谈中既に一応日米合意を見たる事項は

日本として同意なり

2、仏印を基地として近接地域に武力的進出をなさず北方に對しても同様故なく武力的進出をなさず

3、日本の對歐洲戰爭態度は防護と自衛の觀念に依り律せらるべく又米の歐洲戰参入の場合に於ける三国条約に対する日本の解釈及之に伴ふ行動は専ら自主的に行はるべし

4、日本は日支間の全面的正常關係の回復を努め右実現の上は日支間の協定に遵ひ支那より出来る限り速に撤兵する用意あり

5、支那に於ける合衆國の經濟活動は公正なる基礎に於て行はるる限り制限せられざるべし

6、南西太平洋地域に於ける日本の活動は平和的手段に依り且國際通商關係に於ける無差別待遇の原則に遵ひ行はるべく合衆國が必要とする同方面に於ける天然資源の生産獲得に協力す

7、日本國政府は日米間に正常なる通商關係を恢復せしむるに必要な措置を講ずべし右に關し日米兩國相互にレシプロケイトすべきことを条件として凍結令の撤廃は直に実施せらるべきものとす

二、合衆國は左の諸項を約諾す

1、前記4に掲ぐる日本の約諾に對応し合衆國は日本の支那に關する努力に支障を与ふるが如き措置及行動に出でざるべし

2、前記6に掲ぐる日本の約諾に合衆國はレシプロケイトすべし

3、極東及南西太平洋地域に於ける軍事措置を停止すべし

4、前記7に掲ぐる日本の約諾にレシプロケイトし右に於て言及せられたる對日凍結措置を直に撤廃し又日本船舶に對する

パナマ運河通航禁止を解除すべし

〔交渉の渋滞——第三次修正提案決定〕 然るに米國は、右提案を以て、従来の非公式会談をせよめたものとして不満を示し、却つて誤解と混乱とを招来したに過ぎなかつた。

この頃、參謀本部においては、次の如き見解を持つていた。即ちそれは豊田外相の野村大使宛訓令電報は交渉の妥結に焦慮するあまり、ややもすれば、国策として統帥部と協議決定した趣旨より後退した内容を盛り、或は日本の態度の表現を曖昧にする傾向があり、軍部内において最大の平和論者と目されている武藤及び岡の両軍務局長が、陰に陽にこれに協力している。これは勢い日本の態度に首尾一貫を欠き、却つて日本の真意を米側に通じ得ない憾みがあるというのであつた。

當時交渉は、野村大使米國政府間の折衝と併行して豊田外相・グルー駐日大使間の会談によつて、鋭意続けられていたのであるが、毫も進捗せずして往再時日が経過して行つた。

かくして、交渉の渋滞と時日の切迫を憂慮した陸海軍統帥部長は九月十八日、日米諒解案に関する日本の最後の意見を決定し米側に提示すべきを主張し、二十日の連絡会議において、従来の日米諒解案の形式に還元し米側の前記六月二十一日案に対する修正提案を決定した。その前文と第一条（國際關係及國家の本質に関する觀念）とは全く米側提案と同様であり、第二条以下は次の通りである。

〔豊田外相の修正提案取扱ひ措置〕 然し豊田外相は、右修正提案に特別の熱意を示さず、統帥部の督促により九月二十五日に至り、單に従来の我方の意見をまとも上げたに過ぎぬとして、これを米側に提示したに止まつた。

第二条（歐洲戦争に対する兩國政府の態度）

兩國政府は世界平和の招来を共同の目標として適當なる時機至る時は相協力して世界平和の速かなる克復に努力すべし
世界平和克復前に於ける事態の諸發展に對しては兩國政府は防

衛と自衛との見地より行動すべく、又合衆國の歐洲戰爭參入の場合に於ける日本國独逸國及伊太利國間三國條約に對する日本國の解釈及之に伴ふ義務履行は専ら自主的に行はるべし

第三条（日支間の和平解決に對する措置）

兩國政府は支那事實の解決が太平洋全域の平和延いては世界の平和に至大の關係あるを認め之が急速なる實現促進の爲努力すべし合衆國政府は支那事實解決に對する日本國政府の努力と誠意とを諒解し、之が實現促進の爲重慶政權に對し戰闘行為の終結及平和關係の恢復の爲速かに日本國政府との交渉に入る機構渡しを爲すべく且日本國政府の支那事實解決に關する措置及努力に支障を與うるが如き一切の措置及行動に出でざるべし

日本國政府は支那事實解決に關する基礎的一般條件や近衛聲明に示されたる原則及右原則に基き既に實施せられたる日支間約定及事項と矛盾せざるものなること並に日支間の經濟協力は平和的手段に依り且國際通商關係に於ける無差別の原則及び隣接國間に於ける自然的特殊緊密關係存立の原則に基き行はるべく而して第三國の經濟活動は公正なる基礎に於て行はるる限り之を排除するものに非らざることを闡明す

（註） 日支和平基礎條件別紙の通り

第四条（日米兩國間の通商）

兩國政府は兩國正常の通商關係を恢復せしむるに必要な措置を遲滞なく講ずること同意す

兩國政府は前項の措置の第一着手として現に實施しつつある相互の凍結措置を直に撤廃し且兩國の一方が供給し得且他方が必要とするが如き物資を相互に供給すべきことを保障すべし

第五条（南西太平洋に關する經濟問題）

兩國政府は南西太平洋地域に於ける日本國及合衆國の經濟活動は平和手段に依り且國際通商關係に於ける無差別待遇の原則に

遵ひ行はるべきことを相互に誓約す

両国政府は前項の政策遂行の爲両国が通商手続に依り各国が自国の経済の安全防衛及発達の爲必要とする商品及物資獲得の手段を確保する爲の合理的機会を有し得るが如き国際通商及国際投資の条件創設に付相互に協力すべきことに同意す

両国政府は石油、ゴム、「ニッケル」、錫等の特種物資の生産及供給に付無差別待遇の基礎に於て関係諸国との協定及其の実行に關し友好的に協力すべし

第六条 (太平洋地域に於ける政治的安定に關する方針)

両国政府は太平洋地域に於ける事態の速かなる安定の緊要なる所以を認め右安定に脅威を与うるが如き措置及行動に出でざるべきことを約す

日本国政府は仏領印度支那を基地として其の近接地域(支那を除く)に武力的進出を為さざるべく及太平洋地域に於ける公正なる平和確立する場合には現に仏領印度支那に派遣し居る日本国軍隊は之を撤退すべし

合衆国政府は南西太平洋地域に於ける軍事的措置を軽減すべし
 両国政府は「タイ」及蘭領印度の主権及領土を尊重すべきこと並に比律賓の独立が完成せらるべき際に於て同群島の中立化に付協定を締結するの用意あることを声明す合衆国政府は比律賓群島に於ける日本国人に対する無差別待遇を保障すべし

別紙

日支和平基礎条件

- 一、善隣友好
- 二、主権及領土の尊重
- 三、日支共同防衛

日支両国の安全の脅威となるべき共產主義的並に其他の秩序攪亂運動防止及治安維持の爲の日支協力右の爲及従前の取極

及慣例に基く一定地域に於ける日本国軍隊及艦船部隊の所要期間駐屯

四、撤兵

支那事変遂行の爲支那に派遣せられたる前号以外の軍隊は事変解決に伴ひ撤退

五、経済提携

(イ) 支那に於ける重要国防資源の開発利用を主とする日支経済提携を行ふ

(ロ) 右は公正なる基礎に於て行はるる在支第三国経済活動を制限することなし

六、蔣政権と汪政府との合流

七、非併合

八、無賠償

九、滿洲国承認

(陸海軍の作戦準備促進) 一方大本営陸海軍部は、対米英蘭作戦準備の促進に努めた。

大本営海軍部が、国策の決定に拘らず、戦備の強化に努めつつあることは既に述べた。これより先、海軍は情勢の急迫に鑑み、昭和十五年十一月十五日既に出師準備を發動し、爾来着々兵備の充実に努めて来た。八月末までに新たに第六艦隊、第十一航空艦隊、第三艦隊、第一航空艦隊、第五艦隊、南遣艦隊等が逐次に編成せられ、且つ約六三万屯の船舶が、特設艦船として徴備せられていた。九月一日大本営海軍部は全海軍に対し戦時編制を發令し、新たに四九万屯二六五隻の船舶の徴備を發動した。かくして海軍は十月下旬を目途とする作戦準備の完整に鋭意努力し、概ね計画通り進捗しつつあった。

これに反し、陸軍の対米英蘭作戦準備は「帝国国策遂行要領」の決定を転機として、殆んど新たに発足するを必要とする実情で、対

支及び対ソ充当の兵力及び軍需品を南方に振り向けねばならなかった。尤も南方作戦の前進拠点となるべき南部仏印の軍事基地は、既に着々設定整備が進捗し、又南方諸地域の軍情及び兵要地理の調査収集、上陸作戦及び熱地ジャングル作戦の教育訓練、作戦計画の研究等は、昭和十五年夏以来逐次実施せられつつあった。

大本営陸軍部においては、開戦決意前の作戦準備と開戦決意後の準備とを区分していた。決意前における準備の主なるものは、船舶の徴備・艦装、作戦兵力の移動、航空及び海運基地の設定、兵站基地の設定及び軍需品の集積、内地要害の整備、国土防空の強化等であつた。

〔陸軍決意前の作戦準備発令〕 支那事変以来陸軍も逐次船舶を徴備し当時約六〇万屯に達していたが、対米英蘭作戦のためには、更に約一五〇万屯の徴備を必要とし、逐次これを発動した。大本営陸軍部は、九月十八日に至り情勢の推移に即応する作戦準備の命令を

第十章 対米英蘭戦争決意

大東亜戦争開戦の国家意志は、「対米英蘭戦争を辞せざる決意」に始まり、「対米英蘭戦争決意」を経て、ついに「対米英蘭開戦」の聖断へと発展したのであつた。

前述のように、「戦争を辞せざる決意」は、第三次近衛の時代昭和十六年九月六日の御前会議において採択せられ、「戦争決意」は同年十一月五日の御前会議、「開戦の聖断」は十二月一日の御前会議において、いずれも東條内閣によつて取り運ばれたのである。

読者は、この「戦争を辞せざる決意」といい、「戦争決意」といい、そこに如何なる相違があるのかとおそらく疑問を持たれるであらう。まさしくそれは当然の疑問であつて、両者には本来格別の相

発令し、南方作戦兵力の南支那、台湾及び北部仏印への移動を開始した。その主なるものは、関特演で満洲に派遣せられた第五十一師団、在滿航空地上部隊、内地において新たに動員した砲兵、通信、兵站等の諸部隊である。然し南方作戦充当の地上兵力は、比較的少く陸軍総兵力の二割で足りる計画であつた。問題は作戦基地の設定と軍需品の集積とであつた。

台湾、南支那、バラオ、仏印に航空及び海運基地が設定せられ、台湾、南支那、仏印の兵站基地には作戦用資材及び軍需品の集積が鋭意促進せられた。

〔和戦決定刮目待望〕 かくして陸軍の作戦準備も着々進捗したが、作戦軍の編成及びこれが南方への集中展開等の本格的作戦準備は開戦決意後においてなさるべきことで、従つて陸軍は和戦の決定を刮目して待つていたのである。

違のあるべきものではなく、それはただ、日本の開戦決定の苦悶を物語るに過ぎぬものであつたことが、以下逐次記述するところにより、おのずから明かとなるであらう。

1 東條内閣の出現

〔陸海軍和戦決定を迫る〕 「帝國国策遂行要領」は十月上旬頃において戦争か平和かの決定を行うべきを規定している。即ち十月下旬迄に戦争準備を完整するためには、この十月上旬頃の和戦の決定を待つて、更に開戦に應ずる本格的戦争準備を促進する必要があるであつて、陸海軍統帥部としては、その和戦の決定にこそ重大関

心を寄せていたのであつた。しかるにその時機は刻々として迫つていたが、対米交渉は往々として渋滞していた。

これに焦慮した陸海軍統帥部長は、九月二十五日連絡会議席上、政府に対し重大申入れを行つた。即ち「帝國国策遂行要領」に基く和戦の決定は、遅くも十月十五日までになされねばならぬという申入れであつた。統帥部として十月末までに戦争準備を完整せんとすれば遅くもその二週間前に開戦の決意を必要とした。これは当然の帰結であつて、今更驚くにあたらぬことであつた。

然しこの申入れは、近衛首相に相当の衝撃を与えた。首相は会谈終了後、折角準備してあつた昼食をもとることなく、会議出席の閣僚を総理官邸に伴い、「陸海軍統帥部長のあの申入れは果して強い要望なりや」との意味の質問を發した。東條陸相はこれに対し「強い要望である。不要望というよりは、御前會議で「十月上旬頃」と決定したことそのさまを述べたに過ぎない。従つてこれは変更せらるべきことではなく、その時機すでに見透しをつけて政戦略の転換を決すべきである」と述べたと。近衛首相はかなり当惑したようであつた。

この頃及川海相の態度には、逆軍側の納得し難い節があり、東條陸相は九月二十七日海相と特に会談し、御前會議の決定を変更するの意志があるようだが如何かと質したところ、海相は、変更の意志はないが、世界情勢は刻々と変化しつつあるので、日本のみが過早に世界戦争の渦中に飛び込むのを慮れていると述べた。

〔米覚書到着〕 かくして、近衛首相は鎌倉に引籠り、政情不安を思はせるものがあつた。時恰も米国は、十月二日附覚書を以て、従来の日本の諸提案に対する明確な見解を寄せて来た。その骨子は、事前の諒解なき首脳会談を婉曲に拒絶すると共に、左記を要求乃至示唆するものであつた。

一、国家間の基本原則たる前記四原則の確認

二、支那及び仏印よりの全面撤兵

三、日支間特殊緊密関係の放棄

四、三國条約の実質的骨核

豊田外相は十月四日の連絡会議において、右覚書を示し、これに対する我方の回答電文案を提議した。この連絡会議には、外相の重大なる国策ゆえとの意見により、特に首相、陸海外三相、両統帥部長のみが出席し、これに外務省の寺崎亜米利加局長が加わつていた。

東條陸相は、「今度の米側回答は、イエスでもなくノーでもない。

日本はこの際外交の見透しをつけねばならぬ。事は極めて重大ゆえ対米回答電文は暫く措き、慎重に研究する必要がある」と主張した。杉山參謀総長は直ちにこれに同意し、永野軍令部総長は「最早デイスカッションをなすべき時ではない。早くやつてもらひたいものだ」と述べ、回答電文案の審議に入ることなく散会した。

〔陸軍方針決定〕 爾後右米側の覚書を繞つて、陸海軍間、並に政府大本營間に真剣な個別討議が行われた。陸軍においては、十月六日首脳會談の結果次の如き方針を決定した。

一、陸軍は日米交渉妥結の目途なきものと認める。従つて開戦は已むを得ない。

二、駐兵問題に就ては、その表現法をも含め既定の条件を変更しない。

三、若し外交当局に於て、妥結の見込があると云ふならば、十月十五日を限度として交渉を続行するも差支へない。

〔海相の真意不明〕 海軍に関しては、十月七日杉山參謀総長永野軍令部総長會談の結果によれば、両者の意見は完全に一致していたが、及川海相の言動は、その真意を捕捉し難いものがあつた。十月九日の連絡會議において、永野軍令部総長が次の如きメモを述べよ

うとしたところ、及川海相によつて差し止められた。然し永野軍令部総長は、會議後これを外相に披見せしめた。

一、交渉を延ばされると作戦上困る。

二、交渉をやるならば、必成の信念でやれ。途中で行きつまり自分を持つて来ても受けられぬ。今後この信念なく試射をやることは今日の場合ではない。

〔荻外莊五相會議〕 近衛首相及び豊田外相は、なお外交による局面の打開に期待を寄せていた。かくして最後の決定を迫られた近衛首相は、十月十二日荻外莊において五相會議を開催した。近衛首相、豊田外相、東條陸相、及川海相、鈴木企画院總裁が出席した。討議の概要は次の通りである。

外相 日米交渉は尚妥結の余地がある。それは駐兵問題に多少のあやをつけると見込があると思ふ。尚北部仏印への兵力増加が妥結を妨害してゐるから之を止める必要がある。

首相 日本側の九月六日提案と九月二十五日提案との間には相當の開きがあり、米側は誤解してゐるのではないかと思ふ。これを調節すれば妥結の道があるであらう。

陸相 交渉妥結の見込はないと思ふ。凡そ交渉は互譲の精神がなければ成立するものではない。日本は今日迄讓歩に讓歩を重ね米側の要求する四原則も主義上はこれを認めた。然るに米側の現在の態度には妥結する意志はない。今回の米側の回答は我方の九月四日及び九月二十五日の提案に対する回答と思ふ。

海相 令や外交で進むか戦争の手段によるかの岐路に立つてゐるものと考へる。期日は切迫してゐる。その何れを選ぶかは総理が判断してなすべきものである。若し外交で進むとすれば戦争準備を止めて外交一本で進む。途中での方針変更は許されない。

陸相 問題はそう簡単には行かない。陸軍は御前會議決定に基き現在兵を動かしつつある。

今日の外交は普通の外交とは違ふ。単にやつてみると云ふ外交では困る。我方の条件に沿つて、統帥部の要求する期日内に解決する確信が持てるならば、戦争準備を打ち切り外交で進むのも宜しい。而して其の確信はあやふやな事が基礎ではないかぬ。あやふやなことでのこの大問題は決められぬ。

我国では統帥は國務の圈外にある。首相が決心しても統帥部との意見が合はなければ不可である。政府統帥部の意見が合ひ、然る後御裁断を仰ぐべきである。首相が決心しても、陸軍大臣としても之に盲従は出来ない。納得出来る確信があるならば戦争準備を止めて外交で進む。確信がないならば首相が外交で進む決心をしても之に同意するわけには行かぬ。外相に確信がありますか。北部仏印のことなど些末な問題である。北部仏印の増兵は、御前會議の決定に基いて実施してゐる。之が為に外交が妨害されるといはれても困る。

外相 遠慮ない話を許されるならば、御前會議決定は輕卒であつた。前々日に書類をもらつてやつたのである。相手のある話だから絶対確信ありとはいはれない。

陸相 そんなことでは困る。重大な責任に於てやつたことである。首相 戦争は一年二年の見込はあるが、三年四年となると自信はない。何れの途を選ぶにしても危険がある。要は何れに多くの危険があり、何れに大なる確信ありやの問題である。自分としては外交の方により大なる確信があるのでこの途を選びたい。陸相 それは首相の主観であり、外相は確信なしと云うてゐる。そんなあやふやな事では統帥部を説得することは出来ない。

海相 同感

首相 今どちらを選ぶと言へば、自分としては外交により大なる確信がある故、それを選ぶと云はざるを得ない。戦争には自分は自信がない。自分としては責任を執れない。

陸相 戦争に自信があるかないかの問題は、此の前の御前会議の時に論ぜらるべきことである。御前会議に於て、外交がいかに云ふ場合には開戦の決定をするに決定せられ、首相も出席して同意されてゐる。今更戦争に對し責任が執れぬと云はれるのは解し難い。

首相 一方の方により確信あるにも拘らず確信なき途を行くと云ふならば責任は執れぬと云ふのである。御前会議は外交が全然見込み無くなつた場合のことに關する決定である。今は未だ外交により大なる確信ありと見る場合である。

〔五相會議の申合せ〕 以上の如き討議の結果、申合事項として東條陸相より次の如き提案があり、一同之を諒承した。即ち日米交渉は、

一、駐兵問題及び之を中心とする主要政策を変更せざること。

二、支那事變の成果に動搖を与へざること。

の條件にて略々統帥部の所望時期までに外交により妥結する方針で進む。従つて作戰準備はこれをを打切る。外相は右外交妥結の能否を研究することである。

かくして五相會議は、重大なる意見の対立のまま散會した。この會議において、及川海相は和戰の決定が直ちになされなければならぬ旨を強調した。それは軍事上の情勢からして陸海軍内部において當然のことと認められた。然し和戰の決定を總理に一任した態度は奇怪なことであつた。その真意は海軍省首脳としては戦争に反対であるが、それを明確に表明することを差し控へたのであつた。

〔恒例閣議席上陸相・外相論議〕 その後近衛首相は東條陸相との間に意見の一致を求めんとしたが得られず、十月十四日恒例の閣議に持ち越され、閣議において始めて日米交渉問題が議せられた。陸相は日米交渉に對する陸軍の意見を卒直に披瀝し、主として陸相と外相との間に論議が交わされた。

その概要は次の通りである。

陸相 日米交渉は、四月から六ヶ月間継続し、今や交渉は最後の関頭に來たものと考え。これ以上交渉を続ける為には成功の確信を必要とする。而して作戰準備は中止しなければならぬ。

陸軍は九月四日の閣議決定を経て、六日の御前會議に於て決定せられた國策に基き行動してゐる。その決定には「外交交渉に依り十月上旬頃に至るも尙我要求を貫徹し得る目途なき場合に於ては直に對米英蘭開戦を決意す」とある。然るに今や既に十月十四日である。陸軍は十月下旬を目標として數十萬の兵力を動員し、支那及滿洲からも兵力を南方に転用しつつある。船も総計約二百萬屯を徵備し、その影響する所は甚大である。外交に依り打開の確信があるならば、作戰準備は中止しなければならぬ。

外相 確信を持てと云はれるが、米側と交渉が進まない主なる事項は、支那に於ける駐兵問題、三国同盟に關連する自衛權の問題、日支間の近接特殊緊密關係の問題の三点である。米側は日本軍の支那及仏印からの撤兵に關し我方の明確なる回答を要求して居り、又北部仏印の我軍事行動に關しても言及してゐる。重點は撤兵であり、撤兵すれば交渉妥結の見込がある。

陸相 北部仏印には一部の陸軍部隊が行動してゐるが、それは作戰準備上の必要や、企図秘匿の爲昆明作戰を行ふ様に見せかける必要もあるからである。昨年八月の日仏印協定により、北部

仏印には駐屯兵力六千、通過兵力二万五千と云ふ外交上の取付けがしてある。陸軍の作戦準備は御前會議の決定に基き外交を阻害せざる限度に於て予定の如く進んで居る。軍事が外交を阻害してゐるのではなくして寧ろ外交が軍事を阻害してゐる実情である。

次に撤兵問題は陸軍としては重大視してゐる。米国の主張に其の儘服したならば、支那事變の成果は壊滅に帰する。延いて満洲国の存立を危くし更に朝鮮統治も動揺する。

日本は事變開始以来、数十万の戦死戦傷病者を出し之に数倍する遺家族を擁して居り、数百万の軍隊と一億国民は戦場戦後に於て辛苦と戦ひ、又既に数百億の国帑を費した。然るに日本は列国の例にならず寛容なる態度を以て臨み、非併合無賠償を方針としてゐる。唯駐兵に依り事變の成果を結実することが必要であり、巧妙なる米国の圧迫に服してはならない。

北支蒙疆に不動の態勢を取ることを遠慮したならば、満洲建設の基礎は危くなり、将来に大なる禍根を貽すことは明かである。延いては再び支那事變の発生を見るであらう。

事變前の小日本に還元することは断じて許されない。撤兵を看板にして駐兵の実をあげると云ふ事は事実上不可能であり、軍の志気にも影響する。駐兵を明確に規定する必要がある。但し所要地域にのみ駐兵し其の他の兵力は時が来れば撤兵すべきである。

駐兵は心臓である。主張すべきは主張しなければならぬ。譲歩に譲歩を重ね此上更に心臓とも云ふべき駐兵を譲ることは結局降伏に等しい。米國をして益々凶に乘らせる事になる。

〔陸相総辭職進言〕 右閣議において、他の閣僚からは特別の発言なく、ここに閣内意見の対立は表面化して内閣の存続は困難となつた。東條陸相は近衛首相に内閣の総辭職を進言した。その理由は、

九月六日の御前會議の決定通り國策を遂行し得ないならば、この決定に参与した政府は責任を負うて辭職し、新たなる政府の責任において國策を再決定すべきであるといふのであつた。

かくして十月十六日第三次近衛内閣は総辭職を決定した。後継内閣の首班についての予測は一般に困難であつた。陸海軍統帥部は内閣の更迭に伴う國策の空白状態のために、計画的作戦準備が宙に迷うことを虞れた。而して統帥部は最早如何なる内閣が出現しても、現実の情勢に直面して採るべき方策は、開戦の已むなき結論に到達するものと考えていたが、情勢の如何に拘らず和平を前提とする内閣の出現により、軍事上の要請が全く無視されるが如き事態の發展を憂慮した。

〔意外、東條に大命降下〕 然るに組閣の大命は、十月十七日意外にも東條英機に降下した。十月十七日午後開催せられた重臣會議は内大臣木戸孝一の發意により、東條陸相を後継内閣の首班に推挙したのであつた。その理由は情勢急迫の折柄、現在國務を担当して時局に精通し、且つ陸軍部内を確実に掌握し得る者でなければならぬというのであり、東條陸相の開戦論を肯定したものでは勿論なかつた。

〔時局と国民〕 日米交渉を中心とする時局の真相に關しては、国民一般には秘密に附せられていた。然し報道宣傳の分野において、太平洋の危機を強調する傾向は逐次強まりつつあつた。

大本營海軍報道課長平出大佐は、十月十五日講演を行い、日米關係が政府当局必死の努力に拘らず、最後の岐路に近づいたことを警告すると共に、日本海軍は最悪の事態に対する準備を全く完了し、いまやまさに本来の使命達成に遺憾なきを期している旨を強調して内外の注目を浴びた。

2 国策の再検討

〔東條内閣成立——陸海協力、国策白紙還元 十月十八日午後早くも、東條内閣は成立した。〕

陸軍三長官会議の結果、非常の時局であるので、東條首相は陸軍大臣を兼摂し、依然現役に列することとなつた。杉山参謀総長は、この兼摂が永く続くのは如何かと考えられるが、この際暫くやつて見るが宜しいとしてこれに同意した。当時東條首相は、大將に進級するには、五箇年の停年にと一ヶ月足りなかつたが、杉山参謀総長は特例として進級せしむべきであると提議し、その大將進級が実現した。

新内閣の主なる閣僚は、海軍大臣島田繁太郎大將、外務大臣兼拓務大臣東郷茂徳、大蔵大臣賀屋興宣、企画院総裁鈴木貞一等であり、内閣書記官長は星野直樹であつた。

これより先、東條首相は組閣の大命拝受に際し、天皇より直接、陸海軍協力すべき旨の御説を拝し、且つ木戸内大臣より、国策の大本を決定するについては、九月六日の御前會議決定に捉われることなく、内外の情勢を更に深く検討して慎重なる考究を加えるようにとの、天皇の御意図を承知していた。陸海軍協力すべき旨の御説は、及川前海相に対しても同様に与えられた。ここにおいて新内閣は、国策を白紙に還元し、更めて国策を再検討することとなつた。

東郷外相は、十月二十日ラジオを通じて、我が外交の目標は世界平和の維持増進にあるが、事日本の生存に触れ、又はその權威に關する場合には飽くまで毅然たる態度を以てこれを擁護し、以て日本の光輝ある歴史的使命の達成を図らねばならぬ旨を強調した。翌二十一日外相は取り敢えず、新内閣においても、公正なる基礎の下における日米外交調整に対する熱意は、前内閣と異なるところなき旨を、野村大使に訓電した。

〔初の連絡會議——再検討要目決定 十月二十三日、新内閣と大本營との最初の連絡會議が開催せられ、今後の国策遂行要領に關し、左記要目について再検討を行うことに決した。〕

一、歐洲戦局の見透し如何

二、対米英蘭戦争に於ける初期及数年に亘る作戦の見透し如何

右の場合支那非占領地区を利用する米英の軍事的措置判断如何
三、今秋南方に對し開戦するものとして北方に如何なる関連的現象生ずるや

四、対米英蘭戦争に於ける開戦後三年に亘る船舶徵備量及び消耗見込如何

五、右に關連し国内民需用船舶輸送力並に主要物資の需給見込如何

六、対米英蘭戦争に伴ふ帝國予算の規模金融的持久力判断

七、対米英蘭開戦に關し独伊に如何なる程度の協力を約諾せしめ得るや

八、戦争相手を蘭のみ又は英蘭のみに限定し得るや

九、戦争発起を明年三月頃とせる場合

對外關係の利害

主要物資の需給見込

作戦上の利害如何

右を考慮し開戦時期を何時に定むべきや

右に關連し対米英蘭戦争企圖を抛棄し人造石油の増産等に依り現状を維持するの能否及び利害判断

一〇、対米交渉を続行して九月六日御前會議決定の我最少限度要求に至る短期間に貫徹し得る見込ありや我最少限度要求を如何なる程度に緩和せば妥協の見込ありや右は帝國として許容し得るや

十月二日米覚書を全的に容認せる場合帝國の國際地位就中対支

地位は事変前に比し如何に変化するや

一、対米英蘭開戦は重慶側の決意に如何なる影響を与ふべきや
 「連絡会議連日——統帥部の焦慮」 右連絡会議において、陸海軍統帥部長は交々統帥部の立場より、再検討を速かに完了して結論を求めるよう要望した。特に永野軍令部総長は海軍が一時間に四百屯の油を消耗しつつある旨を指摘し、事態の急迫を強調した。この頃陸海軍統帥部内においては、今更国策再検討を行うが如きは不可解であるとして東條首相の態度変更には不満と不安を持つ向きが強かつた。

かくして、翌十月二十四日より三十日まで、二十六日首相及び海相が伊勢神宮参拝のため離京した日を除き、連日に亘り連絡会議が開かれた。賀屋藏相及び東郷外相は、事態を充分納得した上で責任を取りたいとして、特に賀屋藏相の質問が多く、東條首相は敢えて発言を差し控える態度を取り、従つて会議はなかなか進捗せず、統帥部を焦慮せしめずにはおかなかつた。十月二十七日杉山参謀総長は、「統帥上の見地から、時日が切迫してゐるので検討を急がれ度」と特に申入れたところ、首相は「統帥部の急がれることはよく承知してゐるが、政府としては十分検討して責任を取り度い故、諒とせられ度い」と述べた。

「人造石油問題」 問題の人造石油の増産によつて、現状を維持する能否に関しては、十月二十八日に検討せられた。鈴木企画院総裁は、次の如き見解を述べた。

四〇〇万軒生産の計画を研究したところ、結論を言へば、設備の為に鉄一〇〇万屯、石炭二五〇万屯、経費二億円が必要であり、工場設備完了に三年を要する。従つて国家としては強力な権力を以て非常手段をとらねばならぬ。それで生産は、昭和十六年三四万軒、十七年五五万軒、十八年一六一万軒、十九年四〇〇万軒の計画であるが、実行上には大なる難点がある。

この日特に出席した多田海軍整備局長は、これに対し「かくの如き人造石油増産計画をやるとなると、海軍の軍備増強計画は半分も遅れてしまふ。国際情勢を無視してこんなことをやられては困る。実行上にも大なる難点があり、又油の問題は人造石油のみでは解決出来ぬ部分がある」と強調した。

「対米交渉の見込み」 対米交渉の見込みに関しては、十月二十九日全員が既定の条件では短期間に成功の見込みなしと認めた。そこでこれまで我方の条件を譲り得るかの問題となり、論議沸騰し、結局概ね次の如き意見が一致した。これが交渉条件の所謂「甲案」の骨子である。「乙案」に関してはまた全く議題に上つていなかった。

一、三国条約に関しては従来通り

二、四原則問題に就ては、東郷外相は、今迄米側に述べたことは已むを得ないが、「条件附にて主義上同意」と云ふことも不可得ある旨を主張した。

三、支那に関する通商無差別待遇は「無差別原則が全世界に適用せられるに於ては」との条件を附して、これを認める。

四、仏印からの撤兵は従来通り

五、支那に於ける駐兵及び撤兵問題は従来通り、但し駐兵の所要期間に関しては、概ね二十五年を目途とする旨で応酬する。

十月二日の米側覚書を全面的に容認した場合、日本がどうなるかについて、東郷外相を除く全員は、日本は三等国になると判決した。独り外相は、必ずしも然らずとの意見を述べ、一同に奇異の感をいだかした。

「国策遂行上の結論三案」 以上の如くして、十月三十日を以て個々の問題の検討を終り、間に一日おいて十一月一日国策遂行上の結論を求めることとなつた。東條首相はその際、予め結論として次の如き三案を提示しておいた。

第一案

戦争を極力避け臥薪嘗胆する

第二案

開戦を直に決意し、政略の諸施策をこの方針に集中する。

第三案

戦争決意の下に、作戰準備を完整すると兵に、外交施策を続行してこれが妥結に努める。

〔首相第三案への努力——陸軍省・部対立〕 十一月一日連絡会議

の開始に先だち、午前七時半より約一時間、東條首相は杉山參謀総長と会談した。東條首相の肚は前記の第三案であり、杉山參謀総長は固より第二案であつた。東條首相は前夜島田海相と会談した結果、海軍側に鉄その他の増配についての強い要望があつたことを述べた後、杉山総長との間に次の如き応酬が行われた。

首相 昨夜各大臣と会談したところ、海相、蔵相、企画院総裁は何れも第三案であるが、外相は判然としない。

お上の御心を考へねばならぬ。日露戦争よりも遙に大なる戦争であるから、御軫念のことは十分拝察出来る。

今開戦を決意することは、到底お聞き届けならぬと思ふ。

參謀総長 統帥部の考へは昨日佐藤事務課長に通じておいた通りである。

首相 その案を通す自信がありますか。

參謀総長 然し今日第三案で進むと云ふことは、九月六日の御前會議決定を、もう一度繰り返すことになるのではないか。

首相 戦争決意の下に戦争準備を進めると云ふ点に於て差異がある。統帥部の主張は、とめはしないが、お上に御納得して戴くには容易ではない。

參謀総長 お上に御納得を願ふことの困難は知つてゐる。第三案は万已むを得ない場合の案と考へる。

首相 お上は御聞き届けにならぬと思ふ。

參謀総長 対米交渉条件は、これ以上低下することはないか。

首相 これ以上低下することはない。国民及び軍は承知しない。かくして東條首相兼陸相と杉山參謀総長とは意見が一致せずして、最終の連絡會議に臨んだ。陸軍において、省部首脳の間、かくの如く重大意見対立のまま連絡會議に臨んだことは稀有のことであつた。

3 深夜の激論——歴史的連絡會議

〔昭和十七年度鉄配分決定〕 歴史的な連絡會議は十一月一日午前九時より翌二日午前一時半に及んだ。最初に鉄その他の物資の増配について海軍の要望があつた。これについては後刻戦争決意の討議に關連し開戦の場合には昭和十七年度の鉄の配分を次の如くすることに決定した。海軍にとつて既定量より約二五万屯の増加であつた。

陸軍 七九万屯

海軍 一一〇万屯

民需 二六一万屯

但し生産量四五〇万屯以上の場合には陸軍を九〇万屯まで増加する。

〔別案審議〕 本論に入り、東條首相は前記三案を更めて提示し、先ず別案の有無に關し検討が行われた。

首相 別案があれば承り度い。

軍令部総長 外交交渉のみにより日米關係を調整する案。

蔵相 北樺太の油田を買収し自存を完ふする案。

然し右両案はいずれも第一案に包含せられるもので、特に提起する必要はなく、しかも外交交渉のみにより日米關係を調整する案は、これがため日本の主張を限度以上に譲歩しなければならず、最も不利な臥薪嘗胆の場合で、断じて採用すべからざるものであり、

北樺太の石油取得案は、北樺太自体の買収、油田のみの買収、石油採掘権のみの買収等の方法があるが、これが実現は困難にして、たとえ成功するも年額一五〇万屯程度で、日本の需要を充たすに足らず、しかも米国の干渉を予期しなければならぬと決論せられた。

〔臥薪嘗胆案検討に入る〕そこで第一案の検討に入り、日本が限度以上に譲歩して、日米関係を調整した場合の臥薪嘗胆案については、既に討議した如く、断じて採用すべからざるものとして即決せられた。東郷外相及び賀屋蔵相は特に強くこの臥薪嘗胆案を否定した。

論議の焦点は、外交交渉不調のまま現状を以て臥薪嘗胆する場合に向けられた。

軍令部総長 最下策である。即ち米国は逐日軍備を増強すると共に、包囲陣を強化し、且援將援ソを増強し、しかも日本はシリ貧となる。常にと和戦の機は米国の掌中に握られ、日本の国防は非常に危険である。根本問題として、今日特に理解認識せられ度いことは、日本として対米戦争の時機は正に今日に在り、この機を逸したならば開戦の機は米国の手に委ねられ、再び我に帰らざることである。

蔵相 南方作戦開始の機は我に在りとするも、決戦の機は依然米国の掌中に在る。蓋し米国主力艦隊は遠く退避して、機の至るを待つであらう。勿論その場合、南方の戦略要点は我が有に帰してゐるが、二年後即ち米国が決戦を挑む時機に至れば、我は軍需その他の点に於て幾多の困難を生じ、確算がないやうに思はれるが如何。

軍令部総長 軍令部としては、元来日米戦争を極力避くべきものとして、昨年九月の三国同盟締結に関する御前會議に於ても、前総長より、三国同盟が締結せられても日米戦争は成るべく避ける機施策することを希望条項として述べてある。その後世界

情勢の推移及び政府の施策は、現下の如き事態を招来し、のつびきならぬものとなり、今や軍令部としては日米戦争已むなしと覚悟した次第である。一度覚悟の上は万全の策を講じつつある。日米戦争の見通しに就ては、先日述べた如く、若し敵が短期戦を企図する場合は、我の最も希望する所で、これを邀撃して我に勝算ありと確信する。然しこれを以て戦争の決とはならず、戦争は十中の八、九まで長期戦となるだらう。而して長期戦の場合、戦争第一及び第二年は長期戦態勢の基礎を確立し、この間は確算がある。第三年以降は、海軍勢力の保持増進、有形無形の国家戦力、世界情勢の推移等により決せられるもので予断を許さない。

〔長期戦——外相蔵相の非戦論〕右第三年以降の戦争見通しに關連し、外相、蔵相、軍令部総長の間に、更に縷々として論議が重ねられたが、不安定な要素が錯綜して確定的決定に至らなかつた。然し結局太平洋上の戦略要点を全部我が手に収めることにより、兵力劣勢でも各種の作戦案を施し得るから、無為にして二ケ年を経過した場合よりも、有利なことは明瞭となつた。

外相 國際情勢の判断に於ても、日米戦争が長期戦となる公算が大である。若し英国が屈伏する場合には、世界情勢に非常な変化が生ずるだらう。然し独逸の英本土攻略は、目下の所見透し難い。又英本土に対する封鎖作戦には日本も協力し得るであらうが、これにより英国を屈伏し得るや否や疑問である。尚独逸の我が南方作戦に対する協力は、地理上及び海軍力の見地からして、大なる期待をかけることは出来ない。

従つて國際情勢は幾分よくなるかは考へられるが、非常によくなるとは考へられず、更に国民士氣の問題及び日米資源の差等を考へる時、長期戦の将来に幾多の疑問がある。

參謀総長 南方作戦により比島、蘭印、シンガポール、ビルマ等

を占領する結果、英米の支援により抗戦を続けてゐる支那は、その支援路を遮断せられ、抗戦を断念する算が大である。

又ソ連に対しては、南方作戦間冬季を利用して北方の脅威を緩和し、来春以降適当な措置を講じ得るから、差し当り戦局上大なる考慮を要しない。

蔵相 作戦が二年間は確信があるが、第三年以降不確実であるとすれば、若し日本海軍が敗れた場合は、南方資源を確保することが出来なくなり、又支那は二年経過するも、必ずしも息の根を断つことは困難であらう。二年間の見透が出来たならば、第三年以降のことも大体的見透が付くのではないか。

これに対して、永野軍令部総長は、責任を以てお答えし得ることは前述の通りであると繰返すのみであつた。そこで東條首相は「政府としては、統帥部が責任を以て言明し得る限度は、開戦後二箇年間は確算あるも、第三年以降は不明であるといふことに諒解する」と一応断定を下した。

〔戦機は今——軍令部総長〕

外相 米国の軍備は進んでゐるが、軍需生産はまだ拡充せられてゐない。米国より戦争を仕懸けて来ることはないであらう。又歐洲戦争後各国が連合して、対日圧迫を加へて来ると考へるが如きは、俗論で取るに足らぬ。従つて日本が臥薪嘗胆する場合、米国が直に日本を攻撃して来るものとは思はれない。

軍令部総長 「来らざるを待む勿れ」と云ふことがある。将来のことは不明で、統帥部としては来らざるを待んで安心することは出来ない。三年を経過すれば、米英の南方に於ける防衛は益々強化せられ、且その軍備は著しく強大となる。

蔵相 然らば何時戦つたら勝てるのか。

軍令部総長 それは今である。戦機はあとには来ない。

〔第二、第三案一括検討——外相統帥部牽制〕 以上を以て、作戦

の見透しについての検討を一応打ち切り、鈴木企画院総裁より後述するが如き物的国力推移の見透しが説明せられ、臥薪嘗胆が成立し難い所以が明かにせられた。かくして第二第三案の検討に入った。両案は関連するので一括検討した。

蔵相 両案を勘案するに、第三案の作戦準備と外交とを併行的に実施する案が宜しい。而して今や外交交渉を成立させるには、日本が毅然たる態度を以て臨む外に途はない。

参謀総長 作戦開始は再三述べた如く、十二月初頭を可とする。然らば残す日時は一箇月である。この間に外交交渉を以て国交を調整しようとすることは、過去の事実に徴し、殆ど不可能と信ぜられる。寧ろこの際第二案に基き、開戦を決意し、外交交渉は挙げて作戦開始の名目把握及び企図の秘匿に置くを適當と考へる。

参謀次長 国家興亡の岐れる作戦に重点を置き、外交交渉を断念して、直に開戦を決意せられ度い。

外相及蔵相 その様な決心をする前に、二千六百年の歴史を有する日本の国運を賭する一大転機であるから、何んとか最後の交渉をやる様にし度い。企図秘匿の爲の外交交渉などは出来ない。

参謀次長 先づ以て決すべきことは、今度の問題の重点たる「直に開戦を決意する」とこと「戦争発起を十二月初頭とする」とことの二つを決めなければ、統帥部としては何も出来ない。外交はこれが決つてから研究せられ度い。外交を実施するにしても、先づ右を決められ度い。

軍令部次長 海軍としては十一月二十日以降作戦を発動するものとし、それ迄外交を実施しても宜しい。

参謀次長 陸軍としては十一月十三日迄は宜しいが、それ以上は困る。

外相 外交には期日が必要である。外相としては、期日と条件に於て幾分なりとも成功の見込があるのでなければ、外交は実施出来ない。さうすれば、戦争は当然止めなければならぬ。外相は時々非戦論をはのめかして、統帥部を牽制してゐた。

〔外交打ち切り日時論争〕

参謀次長 作戦が外交によつて妨害せられては困る。某時機を画し外交より作戦へ転換し、それ以後は作戦に徹底することが必要である。その時機が十一月十三日であり、それが外交の状況によつて変更せられては困る。

外相 十一月十三日ではあまり酷い。海軍は二十日と云うてゐるではないか。

参謀次長 南方作戦に於ては作戦準備が作戦行動そのものである。飛行機や艦船等は作戦準備中に衝突を起す虞れがある。従つて外交打ち切りの時機は、この作戦準備のうち、殆ど作戦行動と看做さるべき活発な準備を、開始する前日でなければならぬ。それが十一月十三日である。

軍令部総長 小さな衝突は、局部的衝突で戦争ではない。

首相及外相 外交と作戦と併行してやるのであるから、外交が成功したら戦争発起を止めることを最後迄請合つて呉れねば困る。

参謀次長 十一月十三日迄は請合ふが、それ以後は、請合ひ兼ねる。

阿総長 その通り、それは統帥を危くするもので責任を負へない。

島田海相は伊藤軍令部次長に向ひ、戦争発起の二昼夜前迄は宜しからうと述べる。

参謀次長 黙つてゐて下さい。そんなことでは駄目です。外相の所望期間は何日ですか。

〔打ち切り日時、十二月一日零時と決定〕 かくして、外交打ち切りの日時に關し、純統帥上の要求と外交上の要求とが対立し、激論となり、二十分間の休憩に入つた。休憩の間に阿統帥部とも、作戰部長を招致して研究の結果、十一月三十日まで外交を行つても宜しいことに決論せられ、會議を再開した。

首相 十二月一日にはならぬか。一日でもよいから長く外交をやめることは出来ぬか。

参謀次長 十一月三十日以上は絶対にいけません。

海相 塚田君、十一月三十日は何時迄か。夜十二時迄はよいだらう。

参謀次長 夜十二時迄は宜しい。

以上を以て、外交打ち切りの日時は、十二月一日零時（東京時間）と決定した。若しそれ以前において、一部の武力衝突が発生しても、これは兩國の戦争とせず、局部的紛争と看做して措置することが出来ると認められた。

〔第三案具体化〕 そこで第二案は拒けられ、第三案は次の如き考案に具体化せられたのである。

一、対米英蘭戦争を決意し武力発動の時機を十二月初頭と予定して作戦準備を完整する。

二、外交は十二月一日零時迄依然続行し、同時迄に外交成功せば武力発動を中止する。

〔外交条件討議〕 次いで外交交渉の条件に關する討議が更めて行われた。既に述べた如く交渉条件については、従来の日米諒解案中我方の譲り得る限度「甲案」を決定済であつた。然るに東郷外相は、新たに次の如き一案を提示した。即ち所謂「乙案」である。

一、日米兩國は孰れも仏印以外の南東亞細亞及南太平洋地域に武力的進出を行はざることを確約す

二、日米兩國政府は蘭領印度に於て其の必要とする物資の獲得が

保障せられる機相互に協力するものとす

三、米国は年百万屯の航空揮発油の対日供給を確約す

備考一、本取極成立せば南部仏印駐屯中の日本軍は北部仏印に移駐するの用意あり

二、尚必要に應じては従来提案中にありたる通商無差別待遇に関する規定を追加挿入するものとす。

東郷外相は、乙案に関し次の如く述べた。

従来外交経過を見るに、応接適切を欠き、単にこれを踏襲するのみでは、成功の望みが少い。就ては問題を狭くして南方だけを片づけ、支那問題は日本自身で解決するやうにしたい。支那問題に米国を介入させることは適當でない。従来対米交渉は、九ヶ国条約の復活を多分に包蔵してゐるもので、不味いことをやつたものだと考へる。度々云ふ様に、四原則の主義上同意などは丸でなつてゐない。よつて自分は乙案でやり度い。

〔陸軍統帥部反対——倒閣の危機——首相等の説得〕 右乙案に対しては、杉山參謀総長及び塚田參謀次長から強硬な反対があつた。

その理由は、乙案は問題を南方のみに限定し、支那事變の処理を全く除外してあるので、たとえ交渉成立するも禍根を将来に残し、且つこのような暫定的解決法で、果して米国から所要の油が入つて来るか否かは疑はしく、依然として日本は米国によつて国防上の死命を制せられ、一時的には姑息な平和を得てもやがては戦わなければならぬことになり、その時は既に戦機は去つてゐるというのである。ここでも東郷外相と陸軍統帥部との間に意見が対立し、激論が重ねられた。東郷外相は乙案を固執して譲らず、このまま論議が進められると外相の辞任による倒閣の虞れがあつた。武藤軍務局長は十分間の休憩を提議し、別室において東條首相及び武藤軍務局長は乙案に同意するよう陸軍統帥部を説得した。

かくして結局、乙案第三項を資金凍結前の状態に復帰して石油の

供給を確約する趣旨に改めると共に、新たに第四項として、日支間の和平成立を妨害しないよう米国側に要求することを、原案に附加することに意見が一致した。

〔第一、第三案比較検討〕 以上を以て一応各案の検討を終り、最後に次の如く第一案と第三案との比較検討に移つた。

第一案

物資 現在に於ては日清戦争後の如くは成立しない。

国民精神 現在の如き不安定な事態を続行することは、国民士氣を沈滞せしめ、到底永年月の臥薪嘗胆は不可能であらう。

作戦 三年以後に於ては、和戦の機を米国に委し、戦はずして屈するの外なし。

但し此の場合、米国が来攻しないこともあり得るとの見込がない。

外交 國際情勢の推移我に有利となるや否や予断し得ない。

支那事變 蔣政權は依然存続して根本的和平の公算は少い。

第二案

物資 相当困難にして三年以後特に航空揮発油に於て不安がある。然し南方物資を取得して自存を保全することが出来る。

国民精神 非常時局に當面して日本国民の真面目を発揮し、過去四年の支那事變に対するが如きことなく真に挙国一致の態度を示すであらう。

但し戦争長期に亘るに従ひ、政府は特に精神作興の措置を必要とする。

作戦 第三年以降米国の優勢なる主力海軍と決戦しなければならぬ危険を藏する。

但し南方要点を確保し之に対応する策を講じ得るであらう。外交 独伊との連繫を強化することが出来る。

但し真に信頼し得るや否やは常に警戒を必要とする。

支那事変 一時蔣政権の志気を向上せしめるであらう。然し封鎖の強化に伴ひ之を弱化せしめ、遂には屈伏せしめ得るであらう。

右両案ともに物資に関しては第三年以降危険を藏し、又後者は長期戦において敵を屈伏せしむるの確算なき危険があり、前者においては戦わずして敵に屈伏する屈辱がある。

〔第三案基調「帝国国策遂行要領」決定〕

両論容易に決しなかつたが結局臥薪嘗胆の不可能なることに認識が一致し、この際最後まで外交交渉の妥結に努むると同時に、作戦上の要請を重視し、十二月初頭の戦機を失せざる着意の下に、左記の如き国策遂行要領の決定を見るに至つた。時正に十一月二日午前一時半であつた。

帝国国策遂行要領

一、帝国は現下の危局を開闢して自存自衛を完ふし大東亜の新秩序を建設する為此の際対米英蘭戦争を決意し左記措置を採る

(一) 武力発動の時機を十二月初頭と定め陸海軍は作戦準備を完了す

(二) 対米交渉は別紙要領に依り之を行ふ

(三) 独伊との提携強化を図る

(四) 武力発動の直前泰との間に軍事的緊密関係を樹立す

二、対米交渉が十二月一日午前零時迄に成功せば武力発動を中止す

別紙

対米交渉要領

対米交渉は従来懸案となれる重要事項の表現方式を緩和修正する別記甲案或は別記乙案の如き局地的緩和案を以て交渉に臨み之が妥結を計るものとす

甲案

日米交渉懸案中最重要なる事項は(一)支那及仏印に於ける駐兵及撤

兵問題(二)支那に於ける通商無差別問題(三)三国条約の解釈及履行問題(四)四原則問題なる処之等諸項に付ては左記の程度に之を緩和す

記

(一) 支那に於ける駐兵及撤兵問題

本件に付ては米国側は駐兵の理由は暫く之を別とし(ハ)不確定期間の駐兵を重視し(ロ)平和解決条件中に之を包含せしむることに異議を有し(ハ)撤兵に関し更に明確なる意思表示を要望し居るに鑑み次の諸案程度に緩和す

日支事変の爲支那に派遣せられたる日本国軍隊は北支及蒙疆の一定地域及海南島に関しては日支間平和成立後所要期間駐屯すべく爾余の軍隊は平和成立と同時に日支間に別に定めらるる所に従ひ撤兵を開始し二年以内に之を完了すべし

註 所要期間に付米側より質問ありたる場合は概ね二十五年を目途とするものなる旨を以て応酬するものとす

(二) 仏印に於ける駐兵及撤兵

本件に付ては米側は日本は仏印に対し領土的野心を有し且近接地方に對する武力進出の基地たらしめんとするものなりとの危惧の念を有すと認めらるるを以て次の案程度に緩和す

日本国政府は仏領印度支那の領土主權を尊重す、現に仏領印度支那に派遣せられ居る日本国軍隊は支那事変にして解決するか又は公正なる極東平和の確立するに於ては直に之を撤去すべし

(三) 支那に於ける通商無差別待遇問題

本件に付ては既提出の九月二十五日案にて到底妥結の見込無き場合には次の案を以て対処するものとす

日本国政府は無差別原則が全世界に適用せらるるものなるに於ては太平洋全地域即支那に於ても本原則の行はるることを承認す

四 三国条約の解釈及履行問題

本件に付ては我方としては自衛権の解釈を濫に拡大する意図なきことを更に明確にすると共に三国条約の解釈及履行に関しては我方は従来屢々説明せる如く日本国政府の自ら決定する所に依りて行動する次第にして此点は既に米國側の諒承を得たるものなりと思ふる旨を以て応酬す

(四) 米側の所謂四原則に付ては之を日米間の正式妥結事項（諒解案）たる又は其の他の声明たるを問はず）中に包含せしむることは極力回避す

乙 案

一、日米両國は孰れも仏印以外の南東亜細亞及南太平洋地域に武力の進出を行はざることを約すべし

二、日米兩國政府は蘭領印度に於て其の必要とする物資の獲得が保障せらるる様相互に協力すべし

三、日米兩國政府は相互に通商關係を資金凍結前の状態に復帰せしむべし、米國は所要の石油の対日供給を約すべし

四、米國政府は日支兩國の和平に関する努力に支障を与うるが如き行動に出でざるべし

備考

一、必要に應じ本取極成立せば南部仏印駐屯中の日本軍は仏國政府の諒解を得て北部仏印に移駐するの用意あること並に支那事變解決するか又は太平洋地域に於ける公正なる和平確立の上は前記日本軍隊を仏印より撤退すべきことを約束し差支無し

二、尚必要に應じては從來の提案（最後案）中にありたる通商無差別待遇に関する規定及三国条約の解釈及履行に関する規定を追加挿入するものとす

〔塚田參謀次長悲痛なる所感開陳〕 十一月二日午前二時、宮中の

會議場から參謀本部に歸つて来た塚田參謀次長は、田中第一部長、岡本清福第二部長、有末第二十班長に對し、會議の経過及び決定を説明した後、次の如き所感を述べた。米國の対日資産凍結以来、危局の打開に日夜懊悩を重ねて、頓に憔悴を加えた塚田次長の顔面は蒼白であつた。

今戰爭をやらねばならぬとの意志は、永野軍令部総長は強固で且明白である。然し第三年以降の戰爭の見透は不明であるといつばねてゐる。島田海相は、永野総長の言ふ如く今やるより外なしと考へて居る様だが、積極的には発言しない。

杉山參謀総長は、戰機は今であり、陸軍作戰は、海軍の海上交通確保と相俟つて、占領地確保に自信ありと強く言ふ。

東郷外相、賀屋藏相は最後迄、数年前の戰爭の見透が不明であるから決心し兼ねるとて、大体臥薪嘗胆の考へらしく看取せられた。鈴木企画院總裁は外相及び藏相に對し種々心配はあるだらうが、今戰爭を決意する以外に手段がない、又物的關係よりも今戰爭する方が宜しいと説いてゐた。

一般に長期戦になつても大丈夫戰爭を引き受けると云ふ者はなかつた。誰もが戰爭の前途に不安を持つてゐた。そこで何んとかして平和に行く方法はないかと云ふ考へがあつた。然し現状維持の不可であることは明かであつた。結局已むに已まらず、外交決裂すれば戰爭と云ふ結論に落付いた。

自分としては、日米戰爭は避けられぬと思ふ。時期は今である。今やらなくても来年か再来年の問題である。時は今だ。神州の正気はこの場合に必ず光を放つ。戦つて南方に出る方が、国防政策遂行上前途に光明がある。

而して戰爭の終結に就ては、日本の南進により独伊をして英を屈伏せしむる算が大となる。支那を屈せしむる公算も、現在よりはる大となる。次にはソ連の屈伏と云ふことも考へられる。南を取れ

ば米国の国防資源にも打撃を与えることが出来る。即ち先づ西太平洋及び東亜の大陸に鉄壁を築き、その中で亜細亜の敵性国家群を各個に撃破し、他面米英打倒に努むべきだ。英国が倒れれば、米國も考へるだらう。五年先きとは問はれても、作戦、政治、外交何れもみな不明と云ふより他にない。

4 十一月五日の御前會議

〔二日首相委曲上奏〕 十一月二日午後五時、東條首相は陸海軍統帥部長と列立して、連絡會議における討議の経過と結論とを、声源共に下つて委曲上奏した。天皇は御納得なされた如く拝察された。

〔四日御前における軍事參議官會議〕 十一月四日、天皇親臨の下に陸海軍合同の軍事參議官會議を開き、「帝國國策遂行要領中國防用兵に関する件」を諮詢せられ、閑院宮元帥議長となり、国防用兵上対米英蘭戦争を決意し、十二月初頭の武力発動を目的に戦争準備を促進するの已むなき旨を議決奉答した。

出席者は閑院宮、伏見宮阿元帥、陸海軍大臣及び統帥部長の外、陸軍からは朝香宮、東久迩宮、寺内、西尾、山田、土肥原、篠塚、海軍からは百武、加藤、及川、塩沢、吉田、日比野の各軍事參議官であつた。

元來軍事參議院は、かかる國策に直接関連ある問題を取扱うべき性格のものではなかつたし、又陸海軍合同の會議は從來、開催せられた例はなかつた。然し東條首相は、事態の重大性に鑑み、軍首腦全員一致の下に進む必要を認め、統帥部の反対を押し切り、問題を国防用兵に関する事項に限定し、これが開催を推進したのである。

〔國策遂行要領〕 原案通り採択 翌五日御前會議が開催せられ、前記「帝國國策遂行要領」は原案通り採択せられた。出席者は連絡會議の構成員及び幹事の外に、例の如く原極密院議長が加わつた。會議は午前十時半より途中一時間の休憩を挟んで、午後三時十五分

に及んだ。

〔首相の提案理由説明〕 會議劈頭東條首相は提案の理由を次の如く述べた。

九月六日の御前會議に於きまして、帝國國策遂行要領を議せられ、帝國は自存自衛を全ふする為対米（英、蘭）戦争を辭せざる決意の下に概ね十月下旬を目的として戦争準備を完整し之に併行して米、英に對し外交の手段を尽して帝國の要求貫徹に努め、尚外交交渉に依り十月下旬頃に至るも、我要求を貫徹し得る目途なき場合に於ては直ちに對米（英、蘭）開戦を決意する旨御聖断を仰ぎました。

爾米政戰阿略緊密なる連繫の下に、特に力を對米交渉の成功に傾けられましたる次第で御座ります。

此の間帝國と致しましては、実に忍ぶべきを忍んで交渉の妥結に努めて参りましたが、未だ米側の反省を得るに至らず、日米交渉繼續中に内閣の更迭を見るに至つた次第で御座ります。

政府と大本營陸海軍部とは、九月六日御決定の帝國國策遂行要領に基き、更に広く且深く之を検討することとし、前後八回に亘り連絡會議を開催致しましたる結果、今や戦争決意を固め、武力発動の時機を十二月初頭と定め、之に基き只管作戦準備を完整すると共に尚外交に依る打開の方途を講ずべしとの結論に意見一致しました。依て別紙「帝國國策遂行要領」に付御審議を御願ひ致します。

〔外相外交關係説明〕 先ず東郷外相は外交に關し所要の説明を行つた。

謹んで按じまするに、帝國對外國策の要諦は、正義と公正とに立脚する國際關係を確立し、仍て以て世界平和の維持増進に貢獻せんとするものであります。

一、由來日支事變の完遂と大東亞共榮圈の確立とは、帝國の存立

を保障すると共に東亞安定の礎石たるものでありまして、帝国は之が遂行に当りましては、如何なる障礙をも排除すべき覚悟が必要であります。

昨年十一月三十日日支基本条約の成立と共に、帝国は南京政府を承認し、茲に支那事変は一大段階を画したのであります。爾来同政府の育成強化に協力しつつ、他面蔣介石政権に對しましては、引き続き武力的圧力を加へ、其の反省を促したのでありますが、聖戰四年有半今尚抗戦を持續して居ります所以のものは、英米等の援助に俟つこと極めて大なるは明かなる事実であります。

二、支那事変以来、英米両国政府は、帝国の大陸發展を曲解し、一方に於て援蔣の行爲に出つると共に、他面帝国に對しては、或は現地行動を牽制し、或は經濟的圧迫を加重する等の措置に出でたのであります。東亞に於て最も權益を扶植して居りました英国が、当初より凡ゆる妨害手段を講じましたことは勿論、之と呼応して米國は、日米間通商条約の廃棄、輸出入禁止制限等日と共に對日圧迫を強化するに至りましたが、殊に帝國が独伊と三國条約を締結致しまして以来は、自ら英、蘭を誘導し、蔣政権と協力して、所謂対日包圍陣を形成する等の手段に出で、独ソ戰開始後に於きましては、帝國政府の警告にも拘らず、極東を通ずる石油其の他軍需必要物資の對ソ供給に依り、帝國に對し非友誼的行爲を取てするに至りました。帝國が自衛と防護の爲に、將又支那事変遂行の必要の爲、友好的商議に依り、米國政府と条約を締結して、仏印に兵力を進駐せしめするや、米國の行動は愈々露骨となりまして、資金凍結の名の下に、事實上中南米をも含む對日經濟斷交の舉に出でましたのみならず、英、支、蘭等と提携して、帝國の生存を脅威すると共に、其の抱懐する國策の遂行を阻止せんとする態勢を強化するに至

りましたので、東亞安定の勢力たる帝國としては、毅然たる態度と決意とを以て局面打開に當らざるを得ることとなりました。

三、ルーズベルト大統領は、其の國策として其の所謂ヒットラー主義即武力政策の排撃を強調し、之が為經濟的に有利なる米國の立場を利用しつつ、殆ど參戰同様の援英政策を実施すると共に、前述の如く強硬なる對日圧迫政策を執るに至りました。偶偶本年四月中旬、日米國交の一般的調整に關し非公式話合が開始められましたが、帝國政府は東亞の安定と世界平和の招來を顧念し、最も真摯且公正なる態度を以て交渉を繼續致しました。爾来今日迄六箇月有余の久しきに亘り、忍耐と互讓の精神とを以て交渉の円満なる妥結を努め、特に前内閣に於きましては、兩國首腦者會談に依り局面の打開を計らんと凡ゆる誠意を披瀝し、努力を傾倒致し、九月下旬國交調整の爲めの妥協案を提示致しましたが、米國政府は態度頗る強硬を極め、殆ど最初の原案とも申すべき六月二十一日案を固執して、一步も歩み寄りを示すに至らぬ次第であります。最近前内閣成立後の話合に於きましては、米國側は相當妥協の氣持を示し居るやの觀測的報告はありますが、實質的には何等の讓歩を示さざるのみならず、南方軍事施設の強化、財政援助、武器供給、軍事使節團の派遣等援蔣を促進し、新嘉坡「マニラ」に於ける軍事當局の會合を初めとし、「バタヴィア」香港等に於ても頻々として軍事的經濟的會談を重ね、對日包圍強化の措置行動は目にあまるものがあり、依然として誠意の認むべきものは殆どなく、從つて交渉も遺憾ながら此の儘では急速に妥結の見込は先づなきものと斷ぜざるを得ないのであります。而して六月二十一日案なるものを仔細に検討致しまするに、中には帝國に於て受諾し差支無き点もない訳ではありませんが、之を全般的に觀察致しま

すれば、九国条約の再認識となり、実に満洲事変以来多大の犠牲を払ひ遂行し来りました帝国の政策を逆転せしめ、延ては東亜に於ける新秩序建設の針路を遮断し、同地域に於ける帝国の指導的地位に動搖を来す懸念尠からざるものが御座ります。

四、之を要しまするに、現下の国際情勢は、東亜に於ては英米の援將政策と所謂英米蘭將政權一体の対日包圍陣攻勢とは逐次強化せられ、又ソ連政權も英米の支援に依つて漸次極東方面に其の余勢を張らんとする可能性もありまして、為に帝国の意図する事變の解決と東亜新秩序の建設とは、共に其の根底を脅かされんとする虞なしと致しませぬ。尚又歐洲の戦局は、独伊が大陸制覇を為し遂げ第一段の目的を達成し得るとするも、全局の收拾又急速に期待し得ず、長期戦の様相を呈しますると共に、独伊の帝国に対する協力は實際に於て多きを期待し得ざる実情に在りと申さなければなりません。

惟ふに形勢は逐日急迫を告げつつありまして、日米交渉は時間的にも著しく制約を蒙り居り、従つて遺憾乍ら其の間外交的施策の余地に乏しいのであります。且又日米諒解案成立の際にも米國側の国内手続上の問題もあり、交渉妥結は焦眉の急を要しますので、極めて困難なる状況の下に折衝を致さねばならず、旁々其の円満成立を期待し得る程度小なるは甚だ遺憾であります。併し帝國政府と致しましては、此の際努力を傾注して本交渉の急速妥結に努むる次第でありまして、茲に帝國の名譽と自衛とを確保し得る限度を堅持する別紙二案を以て交渉を為したい次第であります。即ち第一案は、九月二十五日案中従米懸案となつて居りました(支那に於ける駐兵及撤兵)日独伊三国条約の解釈及履行及(日國際通商の無差別原則に關しまして、米側の希望を斟酌し可能なる限り之に歩み寄りたるものであります。又第二案の内容は、大體南西太平洋地域に武力的進出を為さざること及同地域に於ける

物資獲得に關する協力を相互に約すること、米側が日支和平を妨害せざること、資金凍結令の相互解除等を取極めたものであります。最後に附言致し度いことは、本交渉成立の際は、帝國政府が執りましたる非常措置は何れも当然之を旧に復すべきものと諒解に基きまして、折衝に臨まんとすること御座ります。

尚不幸にして本交渉妥結を見ざる際は、帝國は独伊兩國と協力關係を益々緊密ならしめ、各種機宜の措置を講じ万違算なきを期する所存であります。

〔企画院總裁の国力見透し〕 又鈴木企画院總裁は、戦争と臥薪嘗胆の兩場合における国力、特に重要物資の見透しにつき詳細なる説明を行い、戦争に進んだ場合の結論として

之を要しまするに、支那事變を戦ひつつ更に長期戦の性格を有しまする対英米戦争を行ひ、長期に亘り戦争の遂行に必要な国力を維持増強致しますことは、中容易なことではなく、万一天災等不慮の出来事でも起りますれば、益々其の困難の度を増しますことは明かであります。然し緒戦に於ける勝利の確算が充分であります故、此の確實なる結果を活用し、他方一死を以て困難に赴かんとする国民志氣の昂揚を、生産各局面は勿論消費其の他各般の国民生活の局面に展開致しまするならば、座して相手の圧迫を待つに比しまして、国力の保持増進上有利であることと確信致します。

と述へ、臥薪嘗胆の場合については

之を要するに、現状を以て進みますことは、国力の物的部面の増強のみに就て見まするも、頗る不利なるものあるやに察せられるのであります。

と述べたのである。

〔首相及び枢相所見〕 次いで賀屋藏相及び陸海軍統帥部長より、それぞれ所要の説明があつた後、恒例の如き原樞密院議長と政府及

び大本營との質疑応答が行われ、その最後に原首相及び東條首相は次の如き要旨の所見を開陳した。

首相 国民としては速に支那事変を解決し度い。之が見込つかず
に大國たる米國と戦争すると言ふことは、為政者として考えな
くてはならぬ。本日の説明によると、米國の態度は却つて益々
強硬となり、今後の交渉も望み薄と見て甚だ遺憾に思ふ。然し
乍ら、米國の云ふことを其の儘受け入れることは、国内事情か
ら見ても國家の自存自立の見地から見ても不可であつて、日本
の立場は固守せねばならぬ。

承れば日支問題が交渉の重点であつて、米國は恰も蔣政權の代
弁なるやの疑がある。蔣介石が米國の力を頼み日本と交渉する
とすれば、到底二、三箇月で交渉が成立するとは思はれぬ。米
國が日本の決意を見て屈すれば結構だが、先づ絶望と思はれ
る。寔に已むを得ぬと思ふ。然らばとて現状の儘進むことは出
来ない。今を措いて戦機を逸しては、米國の頗使に屈するも已
むないことになる。従つて米國に対し開戦の決意をするも已む
なきものと認める。

初期作戦は心配なく、先きになると困難を増すとのことである
が、何んとか見込があると云ふので之に信頼する。此の際政府
当局に一言すれば、日米英戦ふと云ふことは、支那事変も其の
一つの原因だが、他の一つは独英戦との關係からである。支那
事変だけでは今日の如くならなかつたと思ふ。茲に牢記すべき
は、白人對黄色人の観点から、日本が参戦した場合独英独米の
關係が如何に推移するかの点である。

ヒットラーも日本人を二流人種だと云つて居り、独逸としては
未だ米國に対し直接宣戦してゐない。日本が米國に宣戦した場合
合、米國民の心理としてはヒットラーを惡むよりも日本に對す
る憤慨の方が大であらう。

在米独人は米獨の和平を招来させようと考へてゐる。従つて日
米開戦となれば、獨英、独米間の話がつき、日本だけ取り残さ
れることになるかも知れぬことを慮れる。即ち米國人のヒット
ラーに對する憎惡が、黄色人種たる日本人に對する憎惡に転化
し、英米の對独戦争が日本に向けられる結果となることを覚悟
しなければならぬ。政府は人種的關係を深く考慮し、アリア
ン人種全体より包圍され、日本独り取り残されぬ様警戒され度
い。就ては今より獨伊との關係を強化することが必要である。
而もそれは單なる紙上の約束では不可である。以上当局者の注
意を喚起し今後の國際情勢に善処せんことを切望する。

首相 首相の御説は御尤もである。政府としては前回の御前會議
以來何とかして日米交渉を開し度い切なる希望を捨ててゐな
い。

交渉殆ど見込なしとの事故、統帥上からすれば一途に作戦に入
るのが当然であるが、何んとか交渉打開の途あればとて、作戦
の不自由を忍んでも交渉を続けるべく、本案の如く外交と作戦
の二本建としたのである。若干の交渉成立の見込はあるかと考へ
る。元來日米交渉に米國が乗つて来たのは弱点があるからであ
る。即ち南洋作戦準備の未完、国内体制の強化未完、國防資源
の不足等それである。この案に依つて日本軍が展開位置に就く
事になれば日本の決意は米側に分る。米國は元來日本が經濟的
に降伏すると思つてゐるのであらうが、日本が決意したと米國
が認めれば其の時機こそ外交の手段を打つべき時だと考へる。
私は此の方法だけが残つてゐると思ふ。それが本案である。之
が原首相の申された外交で行くと云ふ最後の処置である。此の
事態となつては本案より仕方なしと考へる。

長期戦となれば幾多の困難と不安がある。然し此の不安がある
からとて、現在の如く米國のなすが儘のことをさせて如何にな

るであらうか。二年後に油はなくなり、船は動かず、南西太平洋の敵側の防備は強化され、米艦隊は増強し、支那事変は依然として解決しない。国内の臥薪嘗胆も長年月に亘り堪へることは不可能であり、日清戦争後とは趣きを異にする。座して、二、三年を過せず三等国に顛落することなきやを虞れる。

第十一章 開戦の聖断

1 平和への最終的努力

政府は御前会議の決定に基き、新たなる熱意を以て平和への最後の努力を傾倒した。

〔米栖大使特派、甲案による折衝〕 政府は野村大使援助のため、米栖大使を特派することとした。米栖大使は十一月六日東京を出発、飛行機により香港経由で渡米を急いだ。

野村大使は十一月七日、甲案をハル國務長官に提示し、これが日本の最後の譲歩にして、情勢急迫せるに鑑み、これを以て交渉を急速に成立せしめたい旨を縷々申入れた。ハル國務長官は、これが研究を約すると共に、國務長官一個の思ひつきとして、支那の最高權威者をして日本に対し友好関係恢復を提議せしめたら、日本は如何にするかと質問した。政府は一応右に對し、これを日支直接交渉に誘導する機利用すべき旨野村大使に訓令すると共に、日本としては、飽くまで甲案を以て交渉の急速妥結を期し、米側が理論に走り、ややもすれば非現実的態度に出る嫌いがあるのを遺憾とし、米側をして大局的見地より現実の情勢を達観して速かに妥結に到達するよう努力を試みた。

十一月十日野村大使はルーズベルト大統領と会見し、日米交渉は開始以来既に六カ月余を経過し、この間日本は難きを忍んで幾多の

人種戦にならぬ様施策せよとの御意見は御尤もで、南方作戦の成果を利導して独伊に働きかけ、独英独米の単独講和を避ける如く施策したい。又戦争の大義名分に就ては米英の圧迫に依り日本の生存が強く脅威されてゐることを明かにし、占領地の統治に就ては公明に之を行ひ米國輿論の緩和を図り度い。

譲歩を行つたに拘らず、米側は原案を固執して譲らず、日本においては米側の真意察辺にあるやを疑うものと強調し、甲案は日本が最大限の譲歩を行つたものであることを説明した。これに對し大統領は、俄かに賛意を示さず、単に米國は戦争拡大を防止し恒久平和を希望する旨を述べたに過ぎなかつた。

十一月十二日、ハル國務長官は野村大使に對し、交渉細目に入るに先だち、日本の平和的意図につき保障を得たいとして、八月二十八日近衛内閣がその抱懷する平和的政策に關し、米國政府に對し表明した見解を、新内閣においても確認せられたき旨の文書を手交し、更に別に、蔣介石をして日本に對し和平提議を行わしめ、日支間に友好協力関係樹立を目途とし、相互に誓約を交換する案を示唆した文書を手渡した。政府は、日本の平和的政策に對する見解は、全部甲案の中に包含せられてゐるのであつて、現政府においても現内閣の八月二十八日の見解を確認するに異議なきこと、並びに米側の日支和平周旋申出には異議なき旨を回答した。

越えて十一月十五日、ハル國務長官は野村大使に文書を以て、日本側提案には、「無差別原則が全世界に適用せらるるものなるに於ては、同原則が太平洋全地域にも適用されることを承認す」とあるが、米國としては、その管轄権及ぶ範圍外の國に對し責任を取り得ないとして、全世界に適用云々の条件を撤回せられたき旨を申入れ、

同時に別に非公式試案として、「経済政策に関する日米共同宣言案」を提議し、更に口頭を以て日米協定成立せば、日本は三国条約を保持するの要がなくなるであろうから、これが消滅又は死文となることを欲する旨を反復力説した。

これに対し政府は、「全世界に適用せらるるに於ては」を条件としたのは、我方においては同原則が全世界に一律に適用されることを希望し、右希望の実現に順応して支那においても右原則の行われることを承認するという意味合で条件としたのであり、従つて現今この原則が殆ど無視せられてゐる事実を鑑み、支那においてのみ先ずこれを適用せんとすることは承認し難き旨を回答し、又日米共同宣言案については、その支那に関する政策が支那の現実を無視し、殊に支那共同開発の提案は支那の国際管理の端緒となる惧があつて受諾し得ないので、全部これを撤回し、我方の甲案を基礎として、至急交渉の促進を計るよう申入れた。

〔来栖大使会談参加〕 特派された来栖大使は、十一月十七日以降会談に参加した。同大使は、十七日ルーズベルト大統領に対し、形勢の急迫に鑑み交渉急速妥結の要あることを説き、日米衝突が何人の利益にもならないことを述べ、更に日本の平和的意図を強調し、駐兵問題に関しても日本の立場を説明した。大統領は、米國としては支那問題に對し、干渉も斡旋もする意志なく、單に紹介者にならんと欲してゐるだけであると答えた。

かくして、十一月十八日ハル國務長官は、ヒットラー主義の脅威を力説し、米國の平和政策は右と両立し難く、従つて日本が独逸と提携している限り、日米關係調整は至難であるから、先ず此の根本的困難を除去するのぞなければ、日米間の話合を進行させることは不可能であると述べるに至つた。結局米側においては、何等妥協の色なく問題は依然として、三国条約問題、通商無差別問題及び支那問題の三点であつた。

〔野村大使意見具申〕 十一月十九日野村大使は東郷外相宛電報し、「今や日本の取るべき道は

第一、現状を維持すること。

第二、局面打開武力進出すること。

第三、何とか工夫の上相互不可侵の態勢を作ること。

第一は彼我戦備を増強し、艦隊を増派し、益々一触発火の情勢となり、結局武力衝突に陥るべく、第二に比し多少時間の差あるのみなるべく、第三は何んとか暫定的取極めにより一時的局面を弥縫し、同時に百方努力平和の間に我目的を達成せんとするに在り」とて、第三案を採用せらるべき旨意見を具申して来た。

〔甲案断念——乙案最終案として提示〕 政府は十一月二十日、甲案による妥結を断念し、野村大使に対し乙案提示を訓令すると共に、乙案が我方の最終案にして、絶対に此の上譲歩の余地なくこれで米側の応諾を得ない限り、交渉決裂するも致し方なきものと認める旨を伝えた。

十一月二十日野村、来栖両大使は、ハル國務長官と会見し、乙案を提出し、現下の緊迫した情勢を緩和し、幾分なりとも友好的な空気を回復せんがため、提案するものである旨を説明した。しかるにハル國務長官はさしたる意見を述べず、ただ同案中米國が日支平和の努力を妨げるが如き行動を差し控えるという一項に大なる難色を示し、日本が三国条約との關係を明かにし、平和政策を採る旨確言するのでなければ、援蔭行為を打切することは困難であり、大統領が日支間和平の紹介者にならうとする提言も、日本による平和政策の採用を前提とする旨を答えた。

来栖大使は、十一月十二日の米側申出の趣旨に基き、大統領の紹介により、日支直接交渉開始せられるにおいては、和平の周旋者たる米國が援蔭行為を継続し、平和成立を妨碍するは、矛盾となることを指摘し、米側の反省を要望した。

以上ワシントンにおける交渉と併行し、東京においても東郷外相とグルー米駐日大使との間に交渉が進められていた。

〔破局は近づく〕 この頃以後、米国政府は英濠蘭及び蔣政府代表と協議を重ねていたが、ハル國務長官は十一月二十二日、右諸国は日本が平和的政策を遂行することが明確となるならば、通商状態の復帰を数日にして実行し得るが、差しあたり漸進的にこれを行う意向であり、又南部仏印よりの撤兵のみでは、南太平洋方面の急迫した情勢を緩和するに足らないとしている旨を述べ、更に米国大統領の日支間橋渡しは時機未だ熟せずと考える旨を答えた。

かくして交渉妥結の見込みは愈々薄らぎ、太平洋の破局は近づきつつあった。

2 併進する戦争準備

〔南方軍及び南海支隊戦闘序列下令〕 一方陸海軍は、御前会議の決定に基き、作戰準備の完整を急いだ。

大本営陸軍部は十一月六日、南方軍及び南海支隊の戦闘序列（戦時事変に際し天皇の令する作戰軍の編組を謂う）を下令すると共に、南方要域の攻略を準備すべき命令を發した。同時に南方軍總司令官寺内寿一大将以下の各軍司令官が親補せられた。南方軍總參謀長には、參謀次長塚田政中中将が自らその任に當つた。南海支隊は西太平洋における米国海軍根拠地グワム島を攻略すべき大本営直轄の支隊で、支隊長は堀井富太郎少将であつた。

別に支那派遣軍總司令官に対しても、十一月六日香港攻略を準備すべき命令が發令せられた。

次いで十一月十五日、大本営陸軍部は、南方軍に対し、南方要域を攻略すべき命令を發令した。然し進攻作戰の開始は勿論保留せられていた。これにより、作戰部隊は任務が確定し、行動の準備が与えられたわけである。

又十一月八日には、千島より本土を経て台湾に至る朝鮮以外の各要塞の本戦備又は準戦備が発令せられた。

かくして南方軍は、仏印、海南島、南支那、澎湖島、台湾、奄美大島、パラオ島に、又南海支隊は小笠原にそれぞれ集合して、戦略展開を完了せんとしていた。

〔聯合艦隊行動開始〕 大本営海軍部においても、十一月五日聯合艦隊に対し、所要の対米英蘭作戰準備を実施すべきを命令した。同時に大本営海軍部は、右作戰準備のため、聯合艦隊に対し、作戰部隊を作戰開始前の準備地点に進出せしむべきを指示し、次いで十一月二十一日には、これを作戰待機海面に進出せしむべきを命令した。

開戦劈頭ハワイを急襲すべき南雲忠一中将麾下の機動部隊は、密かに瀬戸内海より行動を起して、十一月二十二日までに南千島の單冠湾に集合した後、十一月二十六日午後六時一路ハワイ西北方海面に向つて出撃した。外交交渉妥結に伴い、反転帰投すべき措置は勿論講ぜられていた。

〔臨時議會召集〕 十一月十七日、政府は臨時議會を召集し、時局に対する政府の所信を明かにした。東條首相はその施政方針演説において、日本の期するところは

一、第三国が日本の企図する支那事變の完遂を妨害せざること。

二、日本を圍繞する諸国家が、日本に対する直接軍事的脅威を行はざること、勿論、經濟封鎖の如き敵性行為を解除し、經濟的正常關係を回復すること。

三、歐洲戦争が拡大して禍乱の東亞に波及することを極力防止すること。

であることを強調した。

〔国策完遂決議案〕 全会一致可決 衆議院は十八日各派共同提案の国策完遂決議案を全会一致を以て可決した。政界の宿將島田俊

雄は、これが提案趣旨の説明を概ね次の如く述べ、議場は一種凄愴の氣につつまれた。

聖戦実に四ヶ年半、足掛け五年も大規模の戦争を続けて、潰滅の一途を辿りつつある瀕死の蒋介石政権が、今なほ一縷の余端を保つて頑張つてゐる原因は、ただ米國を中心とする敵性國家群の、陰險にして執拗なる後援があるためのみである。

かれ等は、常に蒋介石をロケットして、わが聖戦完遂の邪魔をしてゐるばかりではない。泰國の内政にも干渉してゐる。ビルマに強圧を加へて抗日の足場にしてゐる。蘭印を利用して必要物資の供給を拒絶せしめてゐる。シンガポール、グワム、フィリピン、ハワイ等太平洋を繞る有ゆる地点の防備を不当に強化して、無益の威嚇をなしてゐる。平穩靜謐であるべき太平洋の波浪をことさらにわき立たせて、一触即発の危機を醸成し、ペルリ来訪以來一世紀の長きにわたる日米の国交を、一朝にして破滅に導かんとしてつある。

(中略)

そもそも民族の自給自足、大東亜共榮圈の確立、即ち平和的に経済的に東亜の諸民族諸國家が、有無共通、連絡結合して共存共榮の平和境を樹立し、よつてもつて世界平和の顯現に貢獻せんとする、皇國の正しき主張のどこに、侵略的意図を見ることが出来るか、これを否定し、これを妨害せんとするところに米國政府の無理がある。(中略)

吾々は固より争を好む者ではない。戦争はすでに五年もやつてゐる、その上米英相手の戦争の如き、固より好むところではない。故に話の余地ある限り最後まで話して見るのも宜しからう。しかし仏の面も三度といふことがあつた。聖人は二度すれば可なりとさへ教へてゐられる。正義を蹂躪し、好意を無視し、独立を脅威し、進路を遮断せられても、なほかつこれを甘受し、侮辱や威嚇

に屈服して自滅を待つが如きは、吾々の正義観、我々の愛國心が絶対にこれを許さぬのである。凡そ話をしても解らぬ者には尚解らせる方法工夫がある。しかし解つてをりながらなほ解らぬというて、理窟を捏ねて止まざる者に対してなすべきことは、ただ一つあるのみではないか。(中略)

政府の人達の中には、ややもすれば國民大衆がいまだに時局認識に徹底してをらぬかの如くに考へてをらるやうであるが、それこそ大なる誤りである。政府の人々は果して、如何に吾々國民が押し詰められた氣分になり、どうしてもこの重圧を押し除けて、天日を見ねば止まぬといふ意氣に燃えてゐるかといふことを認識してをられるか。國民はみな大きな火事に焼かれつつあるやうな氣分に驅られてをる。目に見えざる空襲に攻められてをるが如き氣分に充ち、政府当局にして一度大盤石の決心をもつ前進一步するならば、電光石火瞬時にこれに呼応して邁進するの覺悟をして居ることが判つてをられるか。ここまで来ればもはや違ふ外はないといふのが全國民の氣持である。

吾々國民はこの戦争を戦ひ抜かなければ、浮ぶ瀬はないと考へてゐる。いはゆる聖戦三昧に入つてゐる。それは吾々の愛情おさざる子弟が護國の干城となつて第一線にいのちがけの活躍をしてゐるからといふばかりでない。公債のふえるのも戦争のためである。税金の昂まるのも戦争のためである。生活物資の不足も窮屈もみな戦争のためであつて、今や如何なる苦勞艱難がこの上如何ほど重なりかからうとも、どこまでもこの戦争を戦ひぬき、戦争に勝ち抜くに非ざれば、平和も幸福も榮光も望み得ないといふことを、十分十二分に自覺し覺悟してをるからである。此の緊迫し緊張せる氣持から、國民はこの新内閣——東條將軍の新内閣に対して、大なる期待をかけ、今度はやるだらうと思うて真剣になり、必死になり、支援もし、協力もし、激励もし、鞭撻もしよう

といふ氣持を旺盛させてをるのである。内閣の諸公は、よろしくこの国民の熱烈水火を辭せざるの氣持を、國家の為に善用せらるべきである。ものには機會がある。鉄は白熱の時に打たねば駄目である。かやうな意味に於て吾々は、政府が戦争目的遂行の一本槍でやつて行かざることを希望する。道草を喰ふことは止めて貰ひたいのである。

(中略)

吾々はこれまで、幾度も幾度も不退転の決意をもつて邁進するといふが如き意味の言葉をきいた。昨日の議場に於てもこれを聞いた。しかし決意は実行ではない。吾々が危んでは、決意の固からざるにはあらずして、決意の牢固たるを實証すべき実行が示されないところにある。

政府は我國家國民のために、何を憚り何を恐れるのであるか。我等の憚り恐れるところは、取りも直さず相手もまた憚り恐れるところであることを知るべきだ。一度起つて戦ふ時、人命を損傷し、物資を消耗するのは我方ばかりではない。吾々はすべからず今の機會に於て、所謂敵性國家に於ける政界財界の曲解者等をして、苛烈なる実物教育を受けしむべきである。しかしこの実物教育を通じて戦争が双方に人的並に物的の大犠牲を必然とすることを知らしめ、あはせてその國の國民大衆をして、彼等の驕慢なる指導者の指導教唆によつて、彼等が戦争渦中に捲き込まれたる時、彼等の独立にも、自存にも直接關係なき戦争の犠牲となる者が、彼等の指導者に非ずして、かへつて彼等被指導國民大衆自身なることを徹底的に知らしむるに非ざれば、太平洋の和平醜態は得て望むべからずと考へる。近衛首相は日米交渉に関する例のメッセージにおいて、太平洋の癌といふ言葉を用ひられたと聞いてゐるが、果していはいゆる癌なるものが太平洋にありとするならば、その癌たるや、実は太平洋上にあるのではなくして、アメリ

カ人、ことにアメリカの現在の指導者その人達の心の裡にあることを知らねばならぬ。この癌に対しては、断乎として一大メスを入れる必要がある。それは我々の責任である。肇國の昔より永遠の将来にわたる、大日本帝國の現在を負担するところの、現在國民たる我々の、最大最重の責務である。政府は果して我々をして何時そのメスを振はしむるか。

3 万事を決したハルノート

開戦の機は、刻々近づきつつあつたが、日本における和戦の決定は尚保留せられていた。

〔乙案妥結に伴う石油輸入量〕 十一月二十六日政府大本営は、乙案妥結に伴う石油の輸入量に關し、年額米國より四〇〇万屯(昭和十五年度輸入実績三三〇万屯) 蘭印より二〇〇万屯(日蘭交渉において一八〇万屯を要求)を確保すべきことを決定し、これが保障を同時に取付けるよう野村大使宛訓電した。

〔ハルノート〕 然るに十一月二十六日、ハル國務長官は野村、來栖兩大使に対し、我方の十一月二十日提案については、慎重研究を加え關係國とも協議したが、遺憾ながら同意し難いと述べ、米側六月二十一日案と我方九月二十五日案との調節案なりと稱して、次の如き新提案を提示した。これが所謂ハルノートである。

「極秘」「試案であり決定案ではない」

合衆國及日本國間協定の基礎概略

第一項 政策に関する相互宣言案

合衆國政府及日本國政府は共に太平洋の平和を欲し其の國策は太平洋地域全般に亘る永統的且広汎なる平和を目的とし、兩國は右地域に於て何等領土的企圖を有せず、他國を脅威し又は隣接國に對し侵略的に武力を行使するの意圖なく又其の國策に於ては相互間及一切の他國政府との間の關係の基礎たる左記根本諸原則を續

極的に支持し且之を實際的に適用すべき旨闡明す

(一) 一切の国家の領土保全及主権の不可侵原則

(二) 他の諸国の国内問題に対する不干渉の原則

(三) 通商上の機会及待遇の平等を含む平等原則

(四) 紛争の防止及平和的解決並に平和的方法及手続に依る國際情勢改善の爲め國際協力及國際調停遵拠の原則

日本国政府及合衆国政府は慢性的政治不安定の根絶、頻繁なる經濟的崩壊の防止及平和の基礎設定の爲相互間並に他国家及他国民との間の經濟關係に於て左記諸原則を積極的に支持し且實際的に適用すべきことに合意せり

(一) 國際通商關係に於ける無差別待遇の原則

(二) 國際的經濟協力及過度の通商制限に現はれたる極端なる国家主義撤廃の原則

(三) 一切の国家に依る無差別的なる原料物資獲得の原則

(四) 國際的商品協定の運用に關し消費国家及民衆の利益の充分なる保護の原則

(五) 一切の国家の主要企業及連続的發展に資し且一切の国家の福祉に合致する貿易手続に依る支払を許容せしむるが如き國際金融機構及取極樹立の原則

第二項 合衆国政府及日本政府の採るべき措置

合衆国政府及日本国政府は左の如き措置を採ることを提案す

一、合衆国政府及日本国政府は英帝國支那日本国和蘭蘇連邦泰國及合衆国間多边的不可侵條約の締結に努むべし

二、当国政府は米、英、支、日、蘭及泰政府間に各国政府が仏領印度支那の領土主権を尊重し且印度支那の領土保全に対する脅威發生するが如き場合斯る脅威に対処するに必要且適當なりと看做さるべき措置を講ずるの目的を以て即時協議する旨誓約すべき協定の締結に努むべし

斯る協定は又協定締約國たる各国政府が印度支那との貿易若は經濟關係に於て特惠的待遇を求め又は之を受けざるべく且各締約國の爲仏領印度支那との貿易及通商に於ける平等待遇を確保するが爲尽力すべき旨規定すべきものとす

三、日本国政府は支那及印度支那より一切の陸、海、空軍兵力及警察力を撤収すべし

四、合衆国政府及日本国政府は臨時に首都を重慶に置ける中華民國国民政府以外の支那に於ける如何なる政府若くは政權をも軍事的、政治的、經濟的に支持せざるべし

五、両国政府は外國租界及居留地内及之に關連せる諸權益並に一九〇一年の團匪事件議定書に依る諸權利をも含む支那に在る一切の治外法權を拋棄すべし兩國政府は外國租界及居留地に於ける諸權利並に一九〇一年の團匪事件議定書による諸權利を含む支那に於ける治外法權拋棄方に付英國政府及其他の諸政府の同意を取付くべく努力すべし

六、合衆国政府及日本国政府は互惠的最惠國待遇及通商障壁の低減並に生糸を自由品目として据置かんとする米側企圖に基き合衆国及日本国間に通商協定締結の爲協議を開始すべし

七、合衆国政府及日本国政府は夫々合衆国に在る日本資金及日本国にある米國資金に対する凍結措置を撤廃すべし

八、兩國政府は円弗爲替の安定に關する案に付協定し右目的の爲適當なる資金の割当は半額を日本国より半額を合衆国より供与せらるべきことに同意すべし

九、兩國政府は其の何れかの一方が第三國と締結しをる如何なる協定も同國に依り本協定の根本目的即ち太平洋地域全般の平和確立及保持に矛盾するが如く解釈せられざるべきことを同意すべし

十、兩國政府は他國政府をして本協定に規定せる基本的なる政治

的なる政治的経済的原則を遵守し且之を實際的に適用せしむる
為其の勢力を行使すべし

〔米国の戦争決意〕 これより先十一月二十一日、ハル國務長官は陸海軍当局者との会談において、「今や日米交渉は終り、外交当局としてなすべき途は尽きたに至つた。今後の仕事は軍部の手に委ねなければならぬ」と述べた。次いで十一月二十六日ハル國務長官は、日米交渉は終了したものと考え、これを軍部に告げ、軍部は直ちにハワイの現地軍当局に警告を発した。その警告において米國は、「米國より先んじて手を出すな。日本をして先んじて手を出させよ」と指令したのである。

ハルノートは、従来の我方の主張とは雲泥の相違があり、且つ四月以来八カ月に垂んとする彼我の交渉経過を全く無視した提案であつた。ハルノートが日本に對し、次のことを要求していることは、云うまでもなく明かであつた。

一、支那及仏印より日本の陸海空及び警察の全面撤退
二、日支近接特殊緊密關係の放棄
三、三国同盟の死文化

四、支那に於ける重慶政權以外の一切の政權の否認

〔快刀一閃、開戦即決〕 日本は右ハルノートの全文を、十一月二十七日に接受したが、それより先に、在米武官はその骨子と共に交渉が全く絶望なる旨を報告して来た。大本營政府は二十七日連絡會議において、開戦の聖断を仰ぐべき御前會議を、十二月一日に開催すべきを決定した。同時に「開戦に伴ふ國論指導要綱」及び「宣戰に関する事務手續順序」をも決定した。

次いで二十九日、後述する重臣會議の終了後、大本營政府は連絡會議において、次の如き御前會議議題を決定すると共に、独伊との間の単独不講和協定締結に関する交渉を開始するに決定した。それは午後四時より同五時に亘る間であつた。

対米英蘭開戦の件

十一月五日決定の「帝國國策遂行要領」に基く対米交渉は遂に成立するに至らず

帝國は米英蘭に對し開戦す

二十七日及び二十九日の連絡會議においては、和戰に関する論争は最早何等行われなかつた。米國提案の支那という中に、滿洲國が含まれているか否かに關しては格別の討議はなかつた。全員米國提案は取りつく島もなき絶望的なものと認め、開戦の已むなきことは論議するまでもないことであつた。

十一月五日の御前會議決定によれば、十二月一日零時までに交渉が成立しない場合には、その時の交渉経緯如何に拘らず、戦争を開始することに定められてはある。然し若し日本が、この時、この際、ハルノートに直面しなかつたならば、日本は果して如何なる道を迎つたであらうか。ハルノートの到来こそは、正しく万事を一挙に決したものであつた。

〔挑戦者は誰か〕 昭和十九年六月二十日、英國軍需生産大臣オリバリーットルトンは、ロンドンの米國商業會議所における茶話会の席上、次の如きことを述べて物議をかもした。然しそれは、昭和十六年十一月二十九日、何等の異議なく開戦を決意した日本政府大本營の言わんとするところを、いみじくも代弁するものであつた。

米國が戦争に追ひ込められたと云ふことは歴史上の改作狂言である。米國が日本をして次の如き限界にまで追ひ込んだのである。即ち日本人は、米國人をパールハーバーに於て攻撃するを余儀なくせらるるまで強圧されたのである。

4 開戦の聖断下る

〔政府、重臣懇談会開催の真相〕 十一月二十六日天皇は東條首相に對し、「開戦となれば何処迄も舉國一致で進む必要がある。重臣は

納得してゐるか。重臣を御前会議に出席せしめてはどうか」との旨の御下問があつた。それに対し首相が「御前会議は国務輔弼の責ある政府と統帥輔翼の責ある陸海軍統帥部長とが、責任の上に立つて意見を申上げ、御決意を願ふものであります。重臣には責任なく、この重大問題を責任のない者を入れて審議決定することは適當でないと思ひます。先般軍事参議官會議を御前で開きましたのは、念には念を入れて重要軍務に責任のある軍事参議官に、軍務の見地から御諮詢になると云ふ意味でありまして、責任のない重臣を御前會議に出席させるのは、宜しくないと思ひます」と奉答したところ、それでは御前において重臣と懇談してはどうかとの御言葉があつた。東條首相は、翌二十七日の連絡會議において右に関する意見を徴した。その結果は、御前會議に重臣を出席せしむることは勿論、御前において重臣と懇談することも適當でないと結論せられた。その理由は、首相が奉答した如く、憲法上責任のある者と責任のない者とが、御前において重要国策に関し懇談することは、責任の所在を不明確ならしめて適當でないというのであつた。日露戦争開戦にあつては、閣議で開戦を決定し、これを元老に御下問になつたが、當時の元老とこの頃の重臣とは、その性格が固より違つていた。この頃の重臣は、単に総理大臣の経歴を有するというだけで、所謂重臣會議なるものも、後継内閣の首班決定にあたり、内大臣が天皇に奉答すべき意見を徴するために、召集せらるる趣旨に過ぎなかつたのである。

そこで政府は、重臣を宮中に集め、所要の説明を行い、その納得を求めることとした。右論議において、独り東郷外相は、御前において重臣との懇談を行うても宜しいと主張した。

【懇談の模様】 政府と重臣との懇談は、宮中において十一月二十九日午前九時半より午後四時に亘り行われた。出席した重臣は、若槻礼次郎、平沼騏一郎、広田弘毅、近衛文麿、林銑十郎、阿部信

行、岡田啓介、米内光政及び原松密院議長の名であり、政府側からは東條首相、島田海相、東郷外相、賀屋藏相及び鈴木木企画院総裁が出席した。

午前政府側の説明と質疑応答が行われ、全員御陪食の後、重臣は御學問所において所見を上奏し、更にその後政府と重臣との質疑応答が行われた。

大部の重臣は、開戦せずに現状維持を可とする意見であつた。それは長期戦における国力の維持と民心の動向に不安ありという趣旨であつた。岡田啓介海軍大將は特に強く右の意見を述べた。若槻礼次郎は、この戦争が日本の自存自衛のためであるならば、敗戦を覚悟するも開戦は已むを得ないが、然らざる目的のために戦争に訴えるというならば、危険千万であると強調した。広田、林及び阿部の三重臣は、政府が慎重なる用意を以て開戦の決意に到達したものである以上、これに信頼する外はないとして、開戦に同意見であつた。

東條首相は、現状維持論に対し、一々反駁説明を加え、結局重臣は全員、政府の開戦決意を諒承するの已むなきこととなつて散会した。

【十二月一日の御前會議】 十二月一日午後二時、開戦の聖断を仰ぐべき最後の御前會議が、宮中東一の間において開催せられた。今回は政府側から特に全閣僚が出席した。

【首相開戦不可止論陳述】 會議の冒頭東條首相は左の如く開戦の已むべからざる趣旨を陳述した。

十一月五日御前會議決定に基きまして、陸海軍に於ては作戰準備の完整に勉めまする一方、政府に於きましては、凡有手段を尽し、全力を傾注して、対米外交調整の成立に努力して参りましたが、米國は従來の主張を一步も譲らざるのみならず、更に米英蘭支連合の下に、支那より無条件全面撤兵、南京政府の否認、日独伊

三国条約の死文化を要求する等、新なる条件を追加し、帝国の一方的譲歩を強要して参りました。若し帝国にして之に屈從せんか、帝国の權威を失墜し、支那事変の完遂を期し得ざるのみならず、遂には帝国の存立をも危殆に陥らしむる結果と相成る次第でありまして、外交手段に依りては到底帝国の主張を貫徹し得ざる事が明かとなりました。一方米英蘭支等の諸国は、其の經濟的軍事的圧迫を益々強化して参りまして、我国力上の見地よりするも、又作戦上の重点よりするも、到底此の儘推移するを許さざる状態に立至りました。然も特に作戦上の要求は之以上時日の遷延を許しません。事茲に至りましては、帝国は現下の危局を打開し、自存自衛を全ふする為、米英蘭に對し開戦の已むなきに立到りましたる次第であります。

支那事変も已に四年有余に亘りましたる今日、更に大戦争に突入致すことと相成り、宸襟を悩まし奉ることは洵に恐懼の至りに堪へぬ次第でございます。

然しながら熟考へまするに、我が戦力は今や寧ろ支那事変前に比し遙かに向上し、陸海將兵の士氣愈々旺盛国内の結束益々固くして、挙国一体一死奉公、以て國難突破を期すべきは私の確信して疑はぬ所で御座ります。

〔外相の結論的所見陳述〕 東郷外相は十一月五日御前會議以後における日米交渉の経過を詳述したる後、左の如き結論的所見を陳述した。この米側提案を仮に受諾した場合における日本の國際的地位についての陳述は、政府大本營一致の見解であつた。

之を要しまするに、米國政府は、終始其の伝統的理念及原則を固執し東亞の現實を没却し、而も自らは容易に実行せざる諸原則を帝國に強要せむとするものにして、我國が屢々幾多の譲歩を為せるに拘らず、七ヶ月余に亘る今次交渉を通じ、当初の主張を固持して一步も譲らなかつたのであります。

惟ふに米國の對日政策は終始一貫して我不動の國是たる東亞新秩序建設を妨碍せんとするに在り、今次米側回答は、仮に之を受諾せんか、帝國の國際的地位は滿洲事変以前よりも更に低下し、我が存立も亦危殆に陥らざるを得ぬものと認められるのであります。即ち

一、蒋介石治下の中國は、愈々英米依存の傾向を増大し、帝國は國民政府に対する信義を失し、日支友誼亦將來永く毀損せられ、延いて大陸より全面的に退却を余儀なくせられ、其の結果滿洲國の地位も必然動搖を來すに至るべく、斯くの如くにして我支那事変完遂の方途は、根底より覆滅せらるるべく

二、英米は此等地域の指導者として君臨するに至り、帝國の權威地に墜ちて、安定勢力たる地位を覆滅し、東亞新秩序建設に關する我大業は中途にして瓦解するに至るべく

三、三国条約は一片の死文となりて、帝國は信を海外に失墜し四、新にソ連をも加へ集團機構的組織を以て帝國を控制せんとするは、我北辺の憂患を増大せしむることとなるべく

五、通商無差別其の他の諸原則の如きは其のいふ所、必ずしも排除すべきに非ずと雖も、之も先づ太平洋地域にのみ適用せんとする企圖は、結局英米の利己的政策遂行の方途に過ぎずして、

我方に於ては重要物資の獲得に大なる支障を來すに至るべく要するに右提案は到底我方に於ては容認し難きもので、米側に於て其の提案を全然撤去するに於ては格別、右提案を基礎として此の上交渉を持続するも、我が主張を充分に貫徹することは殆ど不可能と云ふの外なしと申さなければなりません

〔軍令部總長所信披瀝〕 次いで永野軍令部總長は、陸海軍統帥部を代表し左の如き所信を披瀝した。

陸海軍統帥部は去る十一月五日決定の「帝國國策遂行要領」に基き政府の施策と緊密なる連繫を保持しつつ作戰準備を進めて参り

まして、今や武力発動の天命を仰ぎ次第、直に既定の計画に基き、作戦行動を開始し得べき態勢を完整致して居ります

而して米英蘭は、其の後着々戦備を進め、特に南方に於ける此等諸邦の兵備は漸次増強しつつありますが、目下のところ予想致しましたる所と大なる差異を認めませぬので、我方としては毫も作戦発起に支障なく、既定の計画通り作戦を遂行し得るものと確信致して居ります。

又「ソ」連に対しましては、適切な外交施策と相俟ちまして、敵重警戒しつつありますが、目下の処其の兵力配備等より致しまして大なる不安を感じしむるものは御座りません。

今や肇国以来の国難に際会致しまして、陸海軍作戦部隊の全將兵は士氣極めて旺盛でありまして、一死奉公の念に燃え、大命一下勇躍大任に赴かんとしつつあります。此の点特に御安心を願ひ度く存じます。

〔戦争終末への配慮〕 その後東條首相、賀屋藏相及び井野農相より、所管事項についての説明があつた後、原枢府議長と政府及び大本営との質疑応答が行われ、原枢府議長は質問を終つた後次の如き要旨の所見を述べた。

帝国は対米交渉に就ては、譲歩に次ぐに譲歩を以てし、平和維持を希望した次第でありますが、意外にも米の態度は徹頭徹尾蔣介石の言はんとする所を言ひ、従来通りの理想論を述べてゐるのであります、其の態度は唯我独尊、頑迷無礼、甚だ遺憾とする所であります。此の如き態度は我国として何うしても忍ぶべからざるものであります。

若し之をも忍ぶと致しましたら、日清日露兩戦役の成果をも一擲することになるばかりでなく、満洲事変の結果をも放棄しなければならぬこととなるのであります。何としても忍ぶべからざる処であります。

九四年以上の支那事変を克服して来た国民をして、更に此の上の苦難に堪へしむることは、誠に忍び難いことと考へます。然し乍ら今や帝国の存立を脅かされ、明治天皇の御事蹟をも全く失ふこととなるのであります、此の上手を尽すも無駄であることは明らかであります。従つてさきの御前會議決定通り開戦も止むなき次第と存じます。

最後に一言致し度いことは、当初の作戦は我國の勝利は疑はぬ処であります、長期戦の場合には一方に勝利を得つつ、他方には民心の安定を得ることが必要であります。誠に開国以来の大事業であります、之を克服してなるべく早期に解決することが必要と存じます。之が為には今から如何にして戦争の結末をつけるべきかを考へておく必要があります。

国民は此の立派な国体の下にありまして、精神的には他に比類のない優秀であることは疑はない処であります、戦争長期に亘るときは、時として考へ違ひのものもあり、又敵国の策動も絶えず行はれ、内部的崩壊を企図するであります。尚愛国心に燃えてゐるものでも、時として此の内部的崩壊を企図することがないとも限りませぬ。此の点最も憂ふべきことと存じます。

開戦は今日の情勢上誠に已むを得ぬことと存じ誠忠無比なる我將兵に信頼致します。

〔聖断下る〕 かくしてここに対米英蘭開戦の聖断は、遂に下つたのである。大本営陸海軍部は直ちに進攻作戦開始に関する命令の允赦を仰ぎ、これを発令した。開戦第一日は十二月八日であつた。

矢は既に弦を離れた。ハワイ急襲作戦部隊は、今や後顧の憂なく、東方を指して血湧き肉躍つた。シンガポールを目指してマレーに上陸すべき大輸送船団は、十二月四日勇躍して海南島三亜港を出発した。

〔宣戦詔書案〕 宣戦の詔書案は、十一月中旬以来、当初は戦争名

目骨子案として、連絡会議の討議を経て幾度か推敲を重ねられつつあつた。右戦争名目骨子案において、戦争目的が日本の自存自衛にあることが強調せられ、詔書において「帝国は今や自存自衛の爲に然起つて一切の障礙を破砕するの外なきなり」と明示せられた。

5 対米交渉打切り通告

〔東郷外相開戦第一日を初めて知る〕 先に述べた如く十一月二十九日夕刻連絡会議において開戦を決意した政府大本営は、いまや為すべきことを為し尽すべきことを尽し終つたと考えた。然し会議は偶々開戦までの対米交渉を如何にすべきかの問題に入つた。

陸海軍統帥部長は、開戦に決定した以上、今後の外交は作戦の成功に寄与することを主眼として実施すべきを主張した。意外なる発言に接した東郷外相は、更に外交を行う期日の余裕があるのかと反問し、開戦日時を知らせと迫つた。従来、作戦計画は勿論、作戦開始日時も陸海軍大臣を除く政府の閣僚には、秘密にされていたのである。永野軍令部総長は、小声で開戦第一日は十二月八日である旨を答えた。東郷外相は沈黙したが、外相には、最後に為すべきことが残されていたのである。十一月二十七日発電にて野村大使より、大国としての信義上軍事行動を開始する前に、交渉打切りの意志表示を為すことが、得策である旨の意見具申が寄せられていた。

然し当時海軍統帥部は、全局作戦の運命をも賭すべきハワイ急襲作戦の必成を期するため、開戦企図の秘匿を極度に重視していた。陸軍統帥部もまた同様であつた。東郷外相はかかる事情を知る由もなかつた。会議の大勢は、統帥部の要求を一応諒とすることとして散会した。ただ最後に誰かが、「この際は国民全部が大石内蔵之助の気持になつてやるのだ」と発言したことが印象に残つた。

〔企図秘匿エピソード〕 在留邦人引揚の爲米國に向うべき日本郵船の竜田丸は、外人船客三十五名を乗せて、十二月二日横浜を出帆

して桑港に向つた。海軍省軍務局の大前敏一中佐は、出帆直前船長に小さな箱を渡して、十二月八日零時になつたら開いて見るよう伝えた。その中には、数挺の拳銃と速かに反転掃投すべき旨の指令が入つていた。竜田丸は、一切の無線発信を禁ぜられていたが、ミッドウェイ附近の海面まで平和な航海が続いた。

〔対米最後の覚書通告の経緯〕 十二月四日、東郷外相は連絡会議において、米國に対し最後の覚書を提示すべきことを提案した。それは攻撃開始に先立ち、交渉打切りの通告をなさんとするものであつた。既に述べた如く十一月二十七日の連絡会議において、宣戦に関する事務手続順序が決定せられたが、宣戦の布告に関しては、開戦の翌日——十二月六日に至り開戦の当日と変更——宣戦の詔書の公布と宣戦布告に関する政府声明の発表とが行われることになつてゐた。それは主として国内に向つての措置であるが、当時国際法による戦争通告を攻撃開始に先立ち、敵國に対し行ふ意圖はなかつたのである。右東郷外相の提案に対し、陸海軍統帥部長は、事前の通告につき稍々難色を示したが、結局攻撃開始前に、野村大使より米國政府責任者に対し、交渉打切りの通告を行うに決し、覚書の作成は外相に一任し、覚書の発信及び手交の時刻は、外相と両統帥部長との間において協議決定することとした。

この際、この覚書が国際法による戦争の通告たる性格を、持つべきものでなければならぬということとは論議せられなかつた。

東郷外相と陸海軍統帥部次長——田辺盛武参謀次長戦術祈願西下のため田中第一部長代理——と協議の結果、右の覚書は十二月七日午前四時に発信し、翌八日午前三時——華府時間七日午後一時——に手交することは決定せられ、十二月六日の連絡会議において、覚書の案文と共に会議の諒解を得た。右手交の時刻は、実にハワイ攻撃開始予定時刻の三十分前であつたのである。

その後覚書発信の時刻は若干変更せられ、十二月六日午後八時三

十分より翌七日午後四時までの間に、分割して逐次に発信せられ、最後に七日午後五時三十分、この覚書を華府時間の十二月七日午後一時に手交すべき旨の訓電が発信せられた。

然るにワシントンにおいて野村大使は、十二月七日午前十一時頃、ハル国務長官と会見の約束を取付けたが、電報の解説及び浄書が遅延したため、野村、来栖大使が大使館を出発したのは既に午後一時五十分であつた。両大使は国務省において約二十分待たされた後、漸く午後二時二十分に至り、対米覚書をハル国務長官に手交した。予定より遅れること一時間二十分であり、これより一時間前、既に日本海軍のハワイに対する攻撃は開始せられていたのである。

対米覚書の最後は、次の如き字句で結ばれてゐた。

斯くて日米国交を調整し合衆国政府と相携へて太平洋の平和を維持確立せんとする帝国政府の希望は遂に失はれた

仍て帝国政府は茲に合衆国政府の態度に鑑み今後交渉を継続するも妥結に達するを得ずと認むるの外なき旨を合衆国政府に通告するを遺憾とするものなり

右結語には、我方の自由行動を留保する旨が明記せられて居らず、形式的には国際法上の戦争通告と見做し難いものであつた。

然し当時における日本外務省の暗号は、遺憾ながら米国政府によつて解説せられていた。従つて米国は日本の戦争意図を確実に承知してゐたのである。ただ日本海軍のパールハーバーに対する戦略的奇襲に対しては迂濶であつた。尤も迂濶が、ルーズベルト大統領の対日戦争指導に幸したのは歴史的皮肉であつた。

〔大統領の親電〕 十二月七日早朝、東京の同盟通信社は、ルーズベルト大統領が天皇宛の親電を発した旨のハル長官の公表をUP通信により知つた。同日午後十時十五分、グルー米国大使は東郷外相に對し、本国よりの重要緊急訓電の解説終了次第会見したき旨を申入れ、翌八日午前零時三十分外務大臣官邸に來訪した。

グルー大使はルーズベルト大統領より天皇に対する親電が到着したこと、並びに大使自ら右を親しく拝謁の上、捧呈すべく特に訓令せられてゐることを述べて外務大臣の斡旋を求めた。東郷外相は、拝謁の儀は夜中のことでもあり、明朝でなければ手続きし兼ねるが、拝謁出来るか否かは親電内容にもよるであらうと応酬した。

グルー大使は、親電の写しを非公式に東郷外相に手交し、事態極めて重大なる時であるから、是非とも拝謁したく、重ねて特別の配慮を願うと述べて辞去した。

ルーズベルト大統領親電の骨子は、仏印における日本軍の兵力増強に言及し、日本軍の仏印からの撤退が、南太平洋地域における平和の保障となるであらうと指摘し、天皇の善処を要望したものであつた。

東郷外相は右の取扱ひに関し、直ちに東條首相と協議した。然し時既に遅く且つ親電の内容も特に取上げるほどのものではなかつた。

東郷外相は八日午前二時三十分参内し、以上の経緯を委曲上奏した。参内より帰還後間もなく午前四時過、外相は岡海軍軍務局長より直接電話を以て、日本海軍のハワイ攻撃成功の旨を知つた。